

## 平成26年知立市議会9月定例会予算・決算委員会記録目次

	ページ
9月16日(火)	
予算・決算委員会 付託……………	1
企画文教分科会 所管分	
議案第53号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第3号)	
認定第1号 平成25年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について	
認定第4号 平成25年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	
市民福祉分科会 所管分	
議案第53号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第3号)	
議案第54号 平成26年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	
議案第56号 平成26年度知立市介護保険特別会計補正予算(第1号)	
議案第57号 平成26年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
認定第1号 平成25年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について	
認定第2号 平成25年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第5号 平成25年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第6号 平成25年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
建設水道分科会 所管分	
議案第53号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第3号)	
議案第55号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	
認定第1号 平成25年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について	
認定第3号 平成25年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第7号 平成25年度知立市水道事業会計決算認定について	
9月18日(木)	
予算・決算委員会 企画文教分科会……………	3
9月19日(金)	
予算・決算委員会 市民福祉分科会……………	37
9月22日(月)	
予算・決算委員会 建設水道分科会……………	57
9月24日(水)	
予算・決算委員会 企画文教分科会……………	83
予算・決算委員会 市民福祉分科会……………	103
9月26日(金)	
予算・決算委員会 分科会委員長報告、質疑、討論、採決……………	127

## 平成26年知立市議会 9月定例会予算・決算委員会

1. 招集年月日 平成26年9月16日(火) 本会議質疑終了後

2. 招集の場所 知立市議会議事堂

3. 出席委員(20名)

杉山 千春	明石 博門	水野 浩	中野 智基
小林 昭弼	三宅 守人	田中 健	神谷 文明
高木千恵子	久田 義章	池田 福子	池田 滋彦
川合 正彦	永田 起也	稲垣 達雄	村上 直規
風間 勝治	佐藤 修	中島 牧子	石川 信生

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
企 画 部 長	加古 和市	総 務 部 長	岩瀬 博史
福祉子ども部長	成瀬 達美	保 険 健 康 部 長	加藤 初
市 民 部 長	山口 義勝	建 設 部 長	塚本 昭夫
都市整備部長	加藤 達	会 計 管 理 者	鈴木 健一
上下水道部長	鈴木 克人	教 育 長	川合 基弘
教 育 部 長	石川 典枝	監査委員事務局長	平野 康夫
監 査 委 員	上野 実		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	島津 博史	議 事 課 長	横井 宏和
-------------	-------	---------	-------

7. 会議に付した事件(又は協議事項)

### 事 件 名

議案第53号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第3号)  
議案第54号 平成26年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
議案第55号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第56号 平成26年度知立市介護保険特別会計補正予算(第1号)  
議案第57号 平成26年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
認定第1号 平成25年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第2号 平成25年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第3号 平成25年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第4号 平成25年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第5号 平成25年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第6号 平成25年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第7号 平成25年度知立市水道事業会計決算認定について

---

午後5時05分開会

○田中委員長

定足数に達していますので、ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は12件、すなわち議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号です。

12案件につきましては、お手元に配付してあります議案付託一覧表第5号のとおり、企画文教、市民福祉、建設水道の3分科会において、所管分をそれぞれ審査していただくことにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○田中委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

次の予算・決算委員会は、9月26日金曜日午前10時より、本会議場において開催します。

なお、各分科会の審査の日時については、会期日程によりそれぞれお願いします。

以上で、予算・決算委員会を散会します。

午後5時06分散会

---

平成26年知立市議会 9月定例会予算・決算委員会 企画文教分科会

1. 招集年月日 平成26年9月18日(木) 企画文教委員会終了後

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(7名)

明石 博門	中野 智基	神谷 文明	久田 義章
池田 滋彦	川合 正彦	中島 牧子	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
企 画 部 長	加古 和市	協 働 推 進 課 長	野村 裕之
企 画 政 策 課 長	堀木田純一	総 務 部 長	岩瀬 博史
総 務 課 長	水谷 弘喜	安 心 安 全 課 長	高瀬 季治
税 務 課 長	三浦 勝幸	会 計 管 理 者	鈴木 健一
監査委員事務局長	平野 康夫	教 育 長	川合 基弘
教 育 部 長	石川 典枝	教 育 庶 務 課 長	池田 立志
学 校 教 育 課 長	伊藤 武男	生涯学習スポーツ課長	佐藤 豊
文 化 課 長	鶴田 常智		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	島津 博史	議 事 課 長	横井 宏和
議 事 係 長	近藤 克好	議 事 係	野々山英里

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

事 件 名

議案第53号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第3号)

認定第1号 平成25年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成25年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

午後1時30分開会

○川合委員長

ただいまから予算・決算委員会企画文教分科会を開会します。

本分科会の所管とされました審査案件は3件、すなわち議案第53号、認定第1号、認定第4号です。これらの案件を逐次議題といたします。

議案第53号 平成26年度知立市一般会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

○中島委員

では、この補正予算について質問させていただきたいと思います。

まず、本会議でもありますけれども、この荒新切の遺跡展、私も見させていただきまして、これをどうやって整備をしていこうかという問題が、今回、基本計画策定委託料という形で出ております。本会議では、やはり市民のこれに対する関心度、こういうものをうんと上げていくということが非常に大事だということが言われました。

これは、やられました展示ですが、どの程度のお客さんが見ていただいたということがわかれば伺いたいと思います。

○文化課長

今、平均で77名ほどが1日に訪れておるといような統計が出ておりますが、この開催中のもの、ちょっと今すぐに出ないんですけど、特別展の開催中は、おおむね昨年も大体70人対して90人とか、特別展開催中は来館者がふえておるとい傾向が出ておりますので、今回も通常の来館のときよりも多目の人が来ていただいたというふうに認識しております。

○中島委員

来館者が平均この期間77人ぐらいということで、特別展を特別見たという人数ではないということでしょうか、今のは。

○文化課長

歴史民俗資料館の入り口にセンサーがありまして、それでカウントするんですね。その中で特別

展を開催しますので、来館されたということは展示を見たというふうに考えております。

以上です。

○中島委員

わかりました。センサーがついていたんですね。知らずに私、入りました。

なかなかかたいテーマではあるので、たくさんの方が、どっと押し寄せてるようなそういうものにはなっていないかなというふうには感じました。

何か来場者の中で、この遺跡に対して特に関心を持って何か意見を寄せていただいたとか、そういうことはありましたか。

○文化課長

特に御提言とか御提案はなかったと聞いております。

○中島委員

まだまだこれからかなという感じはしますけども、非常に重要な遺跡とはいえ、認知度がまだ低いのかなという、そんな感じもしております。

どんぐりコーヒーを云々とか、いろいろな取り組みをしたというのは、どこでやったんですか、私は知らなかったものですから。どんな取り組みが行われたのか、ちょっと御披露ください。

○文化課長

どんぐりコーヒーにつきましては、これからやる今、計画している事業でございまして、現地で火おこし体験とか、どんぐりから抽出したコーヒーと申しましょうか、そういったものを実際に飲んでいただいて、古代の方はこんな食事をしていったというようなことを体験していただくようなイベントを今、計画しております。

○中島委員

これからということなので、ついでに、いつやるということをお話いただくと早く終わるんですが、わかりますか。これ、どういうふうにPRをされて参加していただくのか、ついでに調べていただいているので。現地でということ、今現地が草を刈る形で、あそこの場でどこかに設定をしてやっていこうという。テントをつくるか何かしてやるんですか。ちょっと構想を教えてください。

○文化課長

日時は11月2日の日曜日の午前中でございます。実際に切りもみと言うんですか、ああいうので火をおこすことを体験していただいて、前もってコーヒーのほうは少し用意をさせてもらうんですけど、それを飲んでいただくと。

まずは荒新切遺跡というものの場所ですね、ここにあるんだよということを認識していただくということが一つ。それから、その場所のロケーションといいましょうか、状況を知っていただくということがもう一つということで、まずは荒新切を知っていただくというための呼び水として火おこしとかそういうことをやるというような内容でございます。

○中島委員

ここなんだなということを皆さんに知ってもらおうということで、これは特に小学校に呼びかけるとか、対象を考えて取り組みをされるのか、子供会とか、どこを対象にターゲットにやろうとしていらっしゃるんですか。

○文化課長

火おこしということで、少し危険も伴うということも考えられますので、基本的には親と子というペアでお越しいただくということで、校長会とか広報ちりゅうはもちろん、そういったところへ呼びかけをしていきたいと。

ただ、こちらのスタッフの都合といいましょうか、人数的にいくらでもいいというわけではありませんので、今は10組程度ということを考えております。

○中島委員

大々的にはなかなかできないという、ちょっと広報で、また校長会で呼びかけても絞らなきゃならないという感じになるのかもしれませんが、火おこしを私も学童保育の昔の経験で、子供たちでやらせて火をおこして、枯れ草をつけて火がおきたという、結構たくさんのことを行ったんですけども、とても楽しい経験をしたことがあります。こういうものも最初の取り組みですので、小さなあれかもわかりませんが、大事な事かなという

ふうに思います。

この計画をつくっていく基本的な姿勢ということで、物をハードな面でするだけでなく、ソフトの面でというような全体のイメージが強く押し出されていたのかなという感じがするんですが、そのあたりを公園の整備をどの程度やるのかという、これからつくっていく、かためていくことではありますけども、ある程度その辺の方針をもう少し具体的にお聞かせをいただけないでしょうか。

○文化課長

ハードとソフトということで、ハードとしましては現場の公園を整備していくということ。つくって終わりというのが目的ではありませんので、それをベースにして文化財に対して市民の理解や興味を深めていくということが目的になっていきます。

ハードの整備水準でございますが、これから整備委員会でさまざまな協議を通しまして決めていくわけですが、昨年のその整備委員会で先進市ということで豊田市へ2カ所見学といいましょうか、視察に行ってきました。

委員の中には、造詣の深い方もいらっしゃいますので、ほうぼうのいろんな遺跡を見ていらっしゃる委員もあります。そういった方々の意見を聞いて、まだ決定ではございません。その委員会の雰囲気でございますが、まず、本会議でも申しましたけど、資料館的なそういったしっかりした建物、いわゆる箱物というものはどなたも賛成はしていらっしゃらない。

よく昔は、登呂遺跡のような住居の復元のものということで、これは豊田市にもあったんですが、こういったものになっても犯罪等のおそれもあるので、余り好ましくないんじゃないかという意見、かといって、何もしないのかというのもこれでもいいけないという意見、その中で、具体的に出ているのは住居跡ですね、よく地面に穴があいて、ここに柱があったですよというようなことが想像できるような、せめてそういったものはつくってはどうかとか、あと、トイレ、駐車場とかあづま家、ベンチ、そういった附属する施設、こういったも

のがこれから議論していく中だと思えます。

住めるといふと変ですけど、余りゆったりできちゃうといろんな犯罪と申しませうか、よからぬことも起こるかもしれないという地元の声もありますので、そういった地元にも配慮しながら整備水準をこれから決めていきたいと思っています。

○中島委員

今回の基本計画の策定委託ということで出すわけですが、今言ったような基本ベースを示してつくっていただくと、そういうことでいいんですね。

今、大体言われたことが全部でしょうかね。大体こういうベースで入札にかけていくと。入札なのか、プロポーザルか何かやるんですか。どのような形でこれは委託をしていくんでしょうか。

○文化課長

入札を行っていきます。基本的には整備委員会のほうで何も無い白紙の状態からそこで議論をするべきものではないと。やはり市のほうで何らかの方針をというようなこともいただきました。

とはいうものの、我々も学芸員がおりますが、そういった埋蔵文化専門ではないという点もあって、そこに詳しい職員がいないという中で、やはりこういうコンサル等の力を借りて、まず基本的なものをつくり上げていって、それを同時に整備委員会でも協議をしていくと。同時進行のような形で基本計画をつくりたいという予定です。

○中島委員

こういう特殊なものということで入札をしていくと。一般競争入札ですかね、これも。

○文化課長

今のところは指名競争入札を想定しております。

○中島委員

指名でいくということですね。これは何社で、どのようなところを示していかれるんでしょうか、この指名という場合は。

○文化課長

業者数につきましては、既定の数を指名したいと思っておりますが、内容につきましては、先ほど言った近隣さまざまな自治体で同様の遺跡公園の

整備を行っておりますので、当然そこに携わった業者がいらっしゃると思っておりますので、そういった実績のある業者を中心に、あとは地域性を勘案して選びたいと思っております。

○中島委員

なるべく市内で、それこそこの地域のことに造詣の深いような方がいれば一番いいんだろうと思っておりますが、入札ですからどこに落ちるのかわかりませんよね。できるだけ経験もあり、この地域のことも知っていただいているようなところで選ばれたら、結果的にそうなったらいいとは思いますが、あくまで入札ということでやっていただくということですので、これは155万6,000円ということの設計費委託ですね。ですと何社でしたかね、これは。

○文化課長

5社でございます。

○中島委員

5社の指名入札ということでやっていただくということですね。

今、基本的な整備委員会でのお話も先ほど紹介されまして、基本的に私もそういった大きな建物をどんとつくると言うんじゃないで、やはり自然の今の環境も見渡せるようなことも含めて、あったほうがいいのかなというふうに思っていますので、また具体的な計画が出てきた段階で、私たちがその議論に参加させていただきたいというふうに思っています。

西中遺跡群というのが大事なんだよということも言われますよね。今、西中遺跡群そのものは市が購入してないですよ。土地は民間のままになってますが、その保存とかそういうものはどういう状況で、今後はどういうふうに、民間が持っているらっしゃるので、あれこれ言えないかもわかりませんが、どんなスタンスでそれに臨んでいかうとしていらっしゃるんですか。

○文化課長

天神遺跡とか神明社南遺跡とかいろいろ西中のほうにはございます。全て試掘調査は終わっておりますので、何時代のというようなことは把握はし

ております。

今、御指摘あったように、民間の方が所有しておったり、一部は道路下になっておったりということでございますので、それらを広く用地を取得して、荒新切のように保存、活用をしていく予定は、ほかでは今ありません。

○中島委員

そういうことですが、何かそれに対しては資料として保存されたものがあるので、それ以上は触らないし、民間の方がそこに家を建てるかもしれないけれども、それについてはそのまま眺めていくしかないという、こういうことでしょうか。

○文化課長

文化財法だったと思いますが、包蔵地といいまして、包まれて地面に寝ておるといふ、そういうところは市であらかじめ規制がしてありまして、開発する際はその地域の方は、する前にこちらのほうに届け出をしてもらうことになっておりまして、その上で事業計画等を見まして、そのまま続けてもいいとか、調査をしてほしいというお願いしていくんですが、調査費用については原因者もちということになって、開発業者とかそういう方に負担していただくことが基本になっておりますので、そこで少しお話し合いの場ができて、その調査も民間の例えば分譲だとかそういうふうですと、分譲する予定とか期間があると思います。

したがって、こちらが調査には約1カ月かかるので費用が200万円かかるからお願いしますということは申し上げるんですが、それがそこは3週間ぐらいで何とかありませんかとか、そういうことは出てきますが、今の包蔵地にあつては、届け出を出していただいて、それを県とも協議しながら対応を決めていくというような制度になっています。

○中島委員

調査しながらどうするかは、その段階で決めていくと。進めてくださいというのか、ストップするなら何らかの市の税金投入も必要になってくるかもわかりませんが、その段階で協議するということですね。西中遺跡群の資料をそのもの

については、荒新切と同様に群ですので、群としてこの辺ずっとあったわけですので、資料としてしっかり残していただいて、展示も西中の機会があれば西中群としての展示ということも常に意識しながらやっていっていただくのかなと、そんなふうに思います。

それから、この昭和グラウンドの整備のことでいろいろと予算をつけていただいております。005、そして006とありますけれども、全般関係があると思いますので、一度御説明ください。

○生涯学習スポーツ課長

005の屋外施設管理運営事業の修繕料、これは3件の修繕をお願いをしております。

まず1件が、昭和グラウンドのトイレ、テニスコート南側にございますが、このトイレの上がり端、1段階がついて、土間というんですか、上がるんですが、この下が雨によって土砂が流れて、ちょっと高さが高くなっております。現状、グレーチングなんかを置いておるんですが、このあたりと、トイレの南側、ここはグラウンド側からですと階段を上ったところになりますが、階段を上って1段下がる程度に土砂が流れております。このあたり、また階段の上った西側、グラウンドを背にして左側の最上部あたりの土砂も流れておりますので、この辺を修繕をさせていただきたいと思っております。

また、2件目ですが、トイレの天井、これが断熱材が張ってあるんですが、経年劣化によりはげ落ちたり垂れ下がったりしておる状態です。この天井の張りかえをさせていただきたいと思っております。

もう一件の修繕がダッグアウト、昭和グラウンドB面というのがテニスコート側の野球場でございますが、そのダッグアウトの支柱がさびびて、これも破損をしておる。これの修繕をさせていただく、この3件で45万2,000円でございます。

施設管理備品購入費につきましては、ベンチを30脚購入を予定をしております。10脚については、昭和のテニスコート、こちらへ置き、あと20脚については昭和グラウンドA面、南陽通り側になりま



すが、このダッグアウトとバックネット裏ですね、こちらのベンチが現在コンクリートに鉄の足で埋め込みされておるようなタイプとなっております。この足の設置部分がこれも経年劣化によりさびて腐食しておるといことで、006の一番下のベンチ撤去工事費、これもあわせてお願いし、ベンチを撤去したあと、そこにこの20脚のベンチを置くということでございます。

ちなみに、B面のほうにつきましては、当初からダッグアウトはコンクリート打ちっばなしでこういうベンチが置いてあるという形でございます。

あと、006の屋外施設営繕工事事業、昭和グラウンド照明設備設置工事費でございますが、さきの12月議会で昭和グラウンドの駐車場が暗いという御指摘がございました。これに対して、LED灯2本、1本に対して2灯ついたもの、これを2本を設置予定で予算をお願いするものです。

以上です。

○中島委員

危険なベンチということで、私も利用者の皆さんから大変言われた点をちょっと指摘させていただきまして、早速こういう形で直していただける、新しいものを買っていただけるという、こういうことになりましたが、テニスコートのベンチについては10脚ということが今言われましたよね。現在置いてあるものについて、それは使えるものは置いて撤去するものという、これはどういふふうになりますか。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後1時54分

再開 午後2時02分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○文化課長

一つだけ訂正をお願いします。

先ほど荒新切に関係しまして、火おこし体験を11月2日と私、申し上げましたが、11月1日土曜

日の誤りでございました。おわびして訂正させていただきます。

○生涯学習スポーツ課長

テニスコートのベンチでございますが、現在10脚を入れる予定でございます。現在置いてあるものにつきましては、昭和グラウンドB面のバックネット裏等有効利用をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○中島委員

それで、もう一つ、二つなんです、利用者からいろいろ強く御要望があったものうちのもう一つあるんですが、男性トイレのほうの洋式化を求める声が出ております。少々腰やら何やらが悪くてもテニスやられるんだなと思って、私は感心しましたけれども、しゃがむのはとても難しくなっているので、男性用にも洋式トイレがほしいという声が出ております。こういったものが前にも少し言ったかなとは思いますが、今後、手を入れていただけるかどうか、見解を求めます。

○生涯学習スポーツ課長

現在、昭和グラウンドのトイレにつきましては、緊急性のある危険な箇所ということで、土間周り等修繕させていただいておりますが、その洋式化等々トイレの中の改装につきましては、今年度実施計画でお願いをしていっておるところでございます。

以上です。

○中島委員

実施計画でお願いしていると。そのトイレのみならず、トイレ全体の改修ということの実施計画の中に入れてもらいたいということの要望をしたということでしょうか、トイレのみならず。

○生涯学習スポーツ課長

現在はトイレのみというと、便器のみでなくトイレ全体の改修でございます。

○中島委員

改修全体を実施計画で要望したということですね。ぜひそれをお願いしたいと思います。

特に緊急という意味でいうと、やはり洋式トイ

レがほしいからということをおられます。皆さんが、古くなったから新しくしろという乱暴な言い方はしていらっしゃるわけではないんですが、やはりそういうトイレの問題とか、洗面所の前に鏡ぐらいついたものがほしいとか、細かくもいろいろと要望されております。そういった意味では、トイレ全体のリニューアルというか、そういったものが載ってほしいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、管理の中で、時計がずっととまったままになっているという、グランドの時計ですね、ずっと動かない時計が今もございます。ちょっとこれから考えがあるというふうには一応伺いましたけども、それにしても長い間、動かない時計、いつ見ても5時だとか、そんな感じでずっとグラウンドゴルフで集まっても、まだその時間かというふうで、裏も表も文字盤がついてるんですけども、ずっと動かない時計が国旗掲揚のところの横に立っております。

きっと誰かが気がついて言うんだろうなと思って、私、最近言ったわけですけども、あまりにも誰も言わないのかと思って言ったんですけども、管理というものは管理人がいるんですけども、あそこのベンチもそうですが危険な状態になってるなとか、針金が飛び出していて危ないなとか、いろんなところに細かいことがいっぱい一遍に寄せられたわけですが、ああいうものを常に見ておってもらえる管理人じゃないのかなと思うんですが、その管理のあり方、時計の問題も含めて、なぜ1年以上も放置されたような気がしますよ、あれは。そういう点では、管理というもののあり方が、ちょっとずさんではないかと、こういうふうに思いますが、それも含めて時計の問題もお知らせいただきたい。

○生涯学習スポーツ課長

グランドの管理人、この方の身分が昨年までは施設管理協会の方ということで、私どもが委託しておりました受付業務等のみということで、そこまではお知らせがいただくような立場でもなかったとは思いますが。

本来、職員が見に行つて気がつかなければいけないということではありますが、時計は私も昨年度まいりまして承知はしておりました。今回、寄贈というようなお話もございまして、今年度中には新しいものがつく予定ではございます。管理については職員が行つた都度、見ていただく。また、今年度からは身分が変わつて市の臨時職員になりましたので、その都度、御連絡いただきたいということでございます。

昨日もトイレの排水が詰まつたというような連絡もいただいて、職員が作業等行っております。

以上です。

○中島委員

昨年度からとまつてるという話が担当のほうからあつて、なぜ放置されていたんだろうという、知ってるよといいながら、そのままだったということもある。やっぱり責任がないな。誰が責任持つんだろうというのが非常に不明確だなということを感じております。どこの施設もそうなんです。特に出先は目につかないというところが多いので、その辺は、誰が責任を持ってそういった修繕にあげていくのかというね、つなげていくのかというものを明らかにする、そんな管理をしていかなければならないというふうに思います。今までは管理協会だったからということだったのですが、管理協会も管理する立場でしたよね、本来は。ただ、貸し出し業務だけということだったということかな。それじゃあ問題ですよ。

ですから、そういった全体を見るという意味でのやはりリアルタイムで見ていただくためには、ここにいる管理人の方たちが直接声も聞くわけだし、あそこ危ないよ、ここはこうするといいよと、ここはいいねということも含めて声を聞くわけですから、その体制はしっかりとっていただく。延々ととまつた、時計が放置されているというようなことはないように、唯一の大きなグラウンドですよ、あそこは。ちょっと恥ずかしい時計です。

今もありますので、私は、本来なら、故障中とでも張っておいてくれたほうが、まだいいんじゃない

ないかと。いつも時計針指して、そのままなので、今年度中に寄贈される見込みということで、それまでは立ったままということですか。撤去しちゃったらどうなんですかねというふうに私、思いますが、寄贈される方の段取りがあるのかどうかかわりませんが、それは速やかにやったほうがいいというふうに思いますが、いかがですか。

#### ○生涯学習スポーツ課長

現在、新しくつける場所については、同じ場所ではなく、違う場所の予定をしております。

撤去にしましても、やはりお金がかかるというところで、当初予算来年度のもので計上し、撤去をしたいと今、考えております。

以上です。

#### ○中島委員

市長、どうなんでしょうね。撤去ぐらい早くしたほうがいいんじゃないですか。何らかの方策をとったほうが、来年度の予算で撤去しますって、とまったままの時計をそのまま置いておくというのは、いかななものかと思うんですが、その予算も認めないよという、こういうことでしょうか。

企画部長、どうなんでしょう。だめなんですか、来年度予算じゃないと撤去もできない。壊れたままですよ、時計じゃないですよ、あれは。

それから、看板が傾いているのも手で直していただけてますけれども、裏の駐車場のところに利用者の皆さんへと書いてある看板があるんですよ。それも傾いちゃってて、利用者の方がロープで引っ張って針金でフェンスに縛りつけてるという状況があったんだけど、それも台風のたびにこうなってくるという、危ない危ないって、そこの下には車が置けないというような状況で、今、補修がちょっとしてありますよね、手を入れてありますが、あれもあのままではいけないだろうというふうに思います。それは大至急やったほうがいいですよ。危険という感じ、それから、物の目的が全く役に立ってない時計ということでは、管理者責任を問われますよね。それはどうですか。早くやってあげてくださいよ。

#### ○企画部長

今、時計の件です。私も昨年、部長をやっておったもんですから見に行つて、いつまでこのままなのかなというのがありました。

実は、あの時計も寄附でいただいたということを知っております。昨年、ある団体からいろんな寄附の申し出といたしますか、市のほうにありまして、生涯学習スポーツ課のほうも、すぐに時計をその寄附の団体に申請し、認めていただければ変えたいなという気持ちでありました。結局その寄附が通らず、ほかのものに変わったということで、またその後、多分担当者のほうも早く取りかえたほうがいいということもあってという話から、また寄附の話があったということで、二転三転あったんですが、今、その最終的な寄附の話がどこまで進んでみえるかということが私も把握しておりませんが、今、中島委員のおっしゃるように、故障中とかいう紙ぐらいいは張ったほうがいいなというのを前々から思っていました。

今の撤去の件については、費用がどのぐらいかかるかわかりませんが、まだそういった要望も正式に受けておりませので、どの程度の費用がかかるかということも一遍把握させてもらって、今、生涯学習スポーツ課の予算内で済む程度のものであればやっていただきたいし、また、今の修繕の件もそうです。現状の予算の中でできれば、まず一遍その場でやってもらいたいなど。そのままではいけないということは十分承知しておりますので、財政担当としても、一度そのあたり担当のほうとよく協議をさせてもらいたいというふうに思います。

#### ○中島委員

現状予算の中でできるんですかね。担当のほう、できないから困ってるんじゃないですか。

#### ○生涯学習スポーツ課長

現状の予算の中では足りないということで、例えば今回、補正で請け負い差額出て、そういった中でやれるようならやらせていただきたいとは思いますが、現状予算では金額がない状況です。

#### ○中島委員

そういう状況だということで、差益があればということが今言われましたが、撤去にどのぐらいかかるのかということも見積もっておかないとそれもできないことで、それと、故障中というふうに紙を張ったにしても、張らないよりはいいと思うんですが、1年も前から故障中だよというのは、ちょっとあり得ないという、こういうことあるのでは、いずれやらないきゃいけないということであるならば、繰越金を今回も10億円以上というような形で出ますけども、来年度今度どうなるかということでもありますけども、私は、時計の撤去を早くすることとか、看板をちょっと立て直すとか、そのぐらいはやれてしょうがないんじゃないかなと思いますので、現計より足らなくてもそれを補填していただいて、12月議会できちんと対応してください。なるべく早くこれをやらなきゃいけないと思いますよ。ぜひ、その点をお願いします。いいでしょうか。

○企画部長

よく生涯学習スポーツ課のほうと、私も一遍現場を見ながら確認をして、早目に手を打ちたいというふうに思います。

○川合委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

○中野委員

9月補正予算の歳入のことで、1つお聞きいたします。

この一般会計歳入の一覧を見ますと、普通交付税8,094万円プラスということで、あと、臨時財政対策債が限度額8,000万円減ということ、これうまくはまったのかなと思いますが、あと、財調の繰入金8億7,000万円マイナスと繰越金です、10億1,400万円というものがございます。こちらの繰入金と繰越金の関係ですね、また、地方交付税と臨時債のプラスマイナスそれに関連する平成26年度の市税の収入見込み、また、地方消費税交付金のこの歳入見込みを述べていただきたいと思います。お願いします。

○企画政策課長

それでは、ただいま中野委員のほうからいろいろ

ろたくさんの御質問をいただきましたので、所管の部分について御説明させていただきます。

初めに、地方交付税と臨時財政対策債、こちらのプラス補正、減額補正がほぼ同額の金額、それとどういった関係かということの御質問でございますけども、こちらにつきまして、当初予算、普通地方交付税につきましては2億円ということで当初予算組まさせていただきます。

予算時点におきましては、予算編成時において交付税をどのぐらい入ってくるかということを見込むわけでございますけども、昨年度の交付税につきましては、実績としまして3億7,000万円ほどありました。

ただ、この3億7,000万円の数字の中に、さきの議会でも若干答弁の中であったと思うんですけども、法人税割において過去の普通交付税算定において過誤があったと。過大過小という算定があったということで、昨年の交付税で1億7,000万円ほど基準財政収入額の関連、そういったところに参入の数値が入っているということがありましたので、今回平成26年の当初予算におきましては、見込みに当たりまして、その過大過小を1億7,000万円はないものと。収入、支出については、やはりこれ見込みとなりますので、なかなか難しい面がありましたので、その過大過小部分だけを考慮した形で当初予算を組みました。

ことしの春に、この平成26年度の交付税算定ということで国の示す算出資料に基づきまして基準財政収入額、需要額、こういったものを算定した結果、普通交付税の額が確定したことによります補正でございます。

なお、臨時財政対策債につきましては、御存じのとおり、本来交付税で措置されるべきものが、国の予算上そういった財源がないということで、臨時財政対策債という措置で交付されるものでありまして、こちらにつきましても同じように普通交付税算出のときに基準財政需要額、収入額、こういったものから算出される数字でございます、たまたまこれが8,000万円、8,000万円という数字になった結果でございます。

それから、2点目に、繰越金と財政調整基金の繰入金の先ほど御質問がありましたんですけども、繰越金につきましては、さきの質疑のときにも企画部長のほうから御説明があったと思いますけども、実際の収入額から支出額を引いたものが13億1,400万円ほどになったという結果に基づきまして、当初予算3億円で見込みましたんですけども、こちらにつきましては、予算編成時に明らかに前年度推移でいきますと10億円ほどありましたんですけども、予算組みのときから10億円残すという予算は当然組むこと自体がおかしいということになりますので、3億円の予算に対しまして、実質13億円あったということに対しての今回補正になっております。

それから、財政調整基金の繰入金でございますけども、こちらにつきましては、平成26年度当初予算におきまして13億4,000万円ほど繰り入れを予算編成時に入れさせていただいておるんですけども、今回の9月補正におきまして、歳入歳出それぞれ各項目が補正予算の計上されているものにつきまして、金額最終的に歳入歳出を差し引きした数字を財政調整基金に戻すという手続上、このような補正になっております。

市税につきましては、所管外になりますので、税務課長のほうから回答していただく形になるかと思えます。

○税務課長

私のほうで補正をあげておりませんもんですから、はっきりした数字はわかりませんが、まず個人市民税につきましては、ことし並みの伸びはあるだろうということ、それから、法人市民税がことし31%以上減額になりましたけれども、これについても、ことしの決算から少なくとも6,000万円は多くあがるだろうという予測をしております。

それから、固定資産税につきましては、一応中間年の最後ということでございますので、ことし平成24年から平成25年に上がった分ぐらいの上昇率はあるのかなど。ですので、ことしの決算よりも微増するというふうに考えております。

以上でございます。

○中野委員

それで、いわゆる税収が平成25年決算より見込みとして多少上がるであろうということでした。

そこで、この臨時財政対策債でございますが、6,200万円というのは限度額でございます、実際に借りる借りないはその自治体の判断に任せられるということでありまして、久田議員もさきの一般質問でやられておったんですが、こちらのほうは限度額までことは借りていかれるのか、それとも交付税の見込み、実利をとるとするか、とって借りていかない、ぎりぎりまで借りていかないというふうな方針でいかれるのか、その点をお聞かせいただけたらありがたいです。

○企画政策課長

今の御質問の前に、先ほどことしの財政調整基金、当初予算で13億4,000万円ほど組み込んでいるというお話をさせていただきましたんですけども、当初予算13億7,000万円の数字になりますので、御訂正をお願いいたします。

それから、今の御質問でございますけども、当然臨時財政対策債の予算というのは歳入歳出の中で歳入として見込んでいる数字でございます。

それで歳出、全ての事業を実施しようとしますと、当然借入れをしないと資金自体、現金自体がないという形になりますので、各事業を進めていく中で、資金がなければ実施できないという中身になれば、当然借りていくような形を考えております。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

○神谷委員

私も先ほど中島委員が質問されたのと同じなんですけども、荒新切遺跡保存用地整備基本計画策定委託料について質問をさせていただきます。

これ、予算書の29ページでございます。それに関連して、以前もほかの議員から質問があったかと思えますけれども、この荒新切遺跡の保存用地、購入代金は幾らだったのか、そして、今までに草

刈り費用として幾ら支出されたのか、その辺のところをお教えいただきたいと思います。

○文化課長

購入の金額でございますが、ちょっと今、手元に資料がございませんので。

草刈りのほうでございますけど、平成25年でいきますと49万円でございます。約50万円ということで、購入が平成6年でしたかね、それ以来ということになりますので、その間の若干の物価とかいろいろあると思うんですけど、面積も変わっておりません。年3回も恐らく変わっていませんので、それぐらいのお金が毎年かかっているかと思えます。

○神谷委員

これ、読んで字のごとく遺跡保存用地として買ったということで、遺跡公園整備用地として買ったんじゃないですよ。遺跡を保存するために買ったということで、それがいつの間にか遺跡公園をつくるような感じになっちゃって、ちょっとどういうふうにそう転換していったのか、ちょっとよくわからないんですけども、6月議会でも質問させていただきましてけれども、この西中町にあります荒新切遺跡の遺跡の価値ということについてちょっとお聞きをしたいんですけども、当然、遺跡とかそういう埋蔵文化財というのは過去のものであるので、全てにおいて貴重なものであるということはわかってるんですけども、しかし、国指定、県指定、市指定の文化財という形で一応ランクづけをされております。

荒新切遺跡においては、市の指定文化財ということでございますけれども、考古学的に見てとか、文化財的に見て、客観的に見て特筆した貴重な遺跡なのかどうか、その辺のことをお答えをいただきたいと思います。

○文化課長

確かに質問があったときに、質問者のほうからの発言もありましたが、発掘した当時は1つの指標となる荒新切期ということで、対外的に見てもその位置づけは重要なものであったということでしたんですが、その後、各地でいろいろな遺跡が

発掘されて、今は豊田市の神明遺跡がその指標となっておるといことだと思います。

しかしながら、荒新切遺跡については弥生から古墳時代にかけての遺跡、住居跡とか土器片等が発掘されておまして、知立市は市域が狭い中で、猿渡川沿いにそういった遺跡が集中して発見されておまして、当たり前ですが、知立市の地にもそんな古代から人が住んでおったということを知るという点、新しいまちではないと。昔から人が住んでおったというそういった観点からは大変貴重な遺跡だと思っています。市民にとっても大事な遺跡だというふうに考えております。

○神谷委員

全国的に見てというか、この地域的に見て、大した遺跡じゃないけれども、知立市は遺跡が少ないので貴重だよと、そういうことだというふうにお聞きをいたしました。

私も、先ほど中島委員が出されましたけども、企画展行ってまいりましたけれども、ほかの資料館と比べて特筆特筆したものがなかったのかなという気がいたします。

先ほど用地購入費は幾らだったかということをお聞きをしたんですけど、多分1億数千万円だったというふうに記憶しておりますけれども、それと草刈りが毎年50万円かかって、これが何十年間、そしてまた、今回基本設計料で155万6,000円、平成26年第1回の知立市荒新切遺跡保存用地整備委員会で教育部長が実施設計でまた300万円ぐらいかかりますよというふうに言っております。全部で2億円まではいかないんですけども、相当なお金がトータルとしてかかるということで、今この現状を駅前再開発とか連立事業がある中で、またお金を使ってすぐに整備していくというのは、どうなのかなという気がしております。

これが国指定のとんでもないもので出てきて、国から補助金がおきて、それで遺跡公園つくるのはいいんですけども、お金がないときにわざわざこの時期に遺跡公園をどうしてつくられるのか、もう一度その辺についてお答えをいただきたいと思います。

○文化課長

この用地は遺跡の保存と活用ということで1億数千万円ということでしたが、購入したものでございます。

保存という点に関しては、試掘も終わりました、それなりの調査結果も報告させていただいて、その後、静かにそこに保存しておるということで目的達成しておるということでございます。

もう一つの活用という点でございますが、この間の本会議の場でも子供たちの学習の場というようなこともありました。私が先ほど申しました、知立市にもそんな場所があって、皆さんの先祖が知立市にもずっといるんだよというようなことを知ってもらおうということも大切なことだと思います。非常に維持費にお金がかかって、用地費にもお金がかかってということで、これは保存だけに終わらせてしまうと、そういったお金も生きてこない。そこでさらに実施設計、工事費ということでお金をかけていくことによって今までかけたお金も生きてくるというようなことを考えております。

したがって、このまま保存を重視して、50万円かけてずっとあのままにしておくというのも1つの考えかもしれませんが、今まで投資したお金を活かすためにも、皆さんに注目をさせていただいて、いろんな活用をしていただける場所にしたいという思いで整備をするということでございます。

○神谷委員

整備することによってお金が生きてくるということですが、これに限らず公共的な建物とか公共物というものはつくればつくるだけ、また今、市内の公共建物の建てかえの実施設計をしたりいろんな計画立ててますけども、つくればつくただけまたその後には整備、メンテナンスしていくお金がどんどんかかってくるわけですね。

そうすると、一瞬は活きたなと思うのかもしれないですけども、その後にはまたお金がかかっちゃうと大変だよということにもなりかねないと思いますので、いろんな意見があるというのは先

ほども言いました保存用地の整備委員会の中でいろんな意見があるのはわかっておりますので、できたら少ないお金で、より多くの効果を生むように整備をこれからもしていただきたいと思います。

以上です。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、認定第1号 平成25年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○明石委員

1点だけ教えていただきたいことがございます。それは平成25年度学校経営案というふうのが出ておりますけども、これは平成25年度予算のどこに計上されておるのでしょうか。

○学校教育課長

平成25年度の学校経営案ですか。この学校経営案は、各学校がそれぞれつくっております。学校が分かれていると思いますけれど、つくっていて、それを学校のほうで必要枚数つくって、教育委員会のほうには58部、議員に配ったりとか、部長に配ったりとか、あるいは県に提出したりする分だけいただきます。

それを市の教育委員会では製本費2万円ぐらいをかけて、これを表紙を覆って10校分を合本するので2万円の学校教育課の製本費だけしかかかっておりません。

以上です。

○明石委員

今回これは平成25年度決算のところですので、この決算書のどこに計上されていますでしょうか。

○学校教育課長

平成25年度知立市の決算書及び決算説明書の183ページ、11の需用費の中に入っています。

○明石委員

よくわかりました。10款1項3目の11の需用費の中に入っているということですね。冊数としては、先ほどの説明がありましたように、50冊か60冊ぐらいの印刷をされているということによろしいですね。

これ、全額が、この中の一部だと思うんですけども、どれぐらいになるのでしょうか。

○学校教育課長

このかかったお金のほうが、1冊330円ほどの合本費です。全部で2万1,028円です。

○明石委員

それで学校経営案、平成26年度を私たちももらったわけですけども、この経営案、何が原因でこの経営案を作成をされているのでしょうか。

○学校教育課長

各学校が1年間の年間目標というか、計画を立てて取り組んでいく、それをあげたものです。

○明石委員

それは、いつからこれはやられて始まったわけですか。

○学校教育課長

自分のほうも33年ほど勤めておりますけれど、ずっと前から、これは県のほうが、見ていただくとわかると思う。どこの学校も項目、内容等そろっていると思います。あるいはページ数もこのぐらいでというふうに指示があって、内容をそろえてこういうのでつくっていきましょうという指示のもとに行っています。

以上です。

○明石委員

それで、各学校にこれは県の指導といいますか、タイプ、スタイルがあるかと思いますが、各学校に任されているということで、何かこれをつくるに当たって元となるもの、基本ベースといいますか、何かに基づいてこれはつくられているのでしょうか。

○学校教育課長

もちろん県の基本方針というかそういったもの、もちろん県のもを元にするんですけど、市の基本方針、学校のほうには今まで蓄積した、これずっと継続、不変の部分もあると思います。そういったものを踏まえて、年間の目標や計画を立てています。

○明石委員

大体内容がわかりつつありますけども、中身に入っていきますけども、各小学校、中学校それぞれ基本のスタイルは同じですけども、書いてあることはそれぞれ違います。

例えば商業地域といいますか、知立市、小さな市でありますけども、北と南と東と西ではそれぞれの学校の特色が違うかと思えますけども、例えばの話で、知立小学校がどうのこうのというわけじゃないですけども、知立小学校を例にとりますと、例えば学校評価という項目があるんですが、私が小さいとき、小学校ぐらいですか、昔は勤務評定というのがありました。現在もあるかと思いますが、この学校評価を例にとりますと、これは人事院の規則でやられてるかと思いますが、勤務評定で、これはどういう評価、教職員の評価、保護者からの評価になっていますけども、ちょっと学校評価について説明をお願いします。

○学校教育課長

今、勤務評定って言われましたけど、今はそういったものはありませんと同時に、それは一人一人の教員についてであります。学校評価というのは、学校全体の運営とか教育活動をいろいろな視点から評価していこうとするものです。

教職員が自分たちから見た目、それから、保護者から子供たちの教育の様子、学校の職員に対する意見伺う、それから、外部の人たち、学校評議員等そういった方々からの御意見、あるいは学校評議員の中に地域の方も含まれておりますけど、そういったものを総合して1年間を評価して、来年に改善して活かせるものを見出していく、そういうものを学校評価といっています。

○明石委員



例えば20ページの学校評価のところは自己評価というのがございますけども、これは自分が自分の1年間を通してこういうことの計画目標に対してこういう結果であったとか、そういう自己を評価するというそういう意味ではないわけですね。

○学校教育課長

教員の場合なんですけど、教員の場合に限っては学校のさまざまな活動、校長が目標に掲げた全体に対するそういったものに評価と、自分自身を見詰め直すというその両面はやっております。取り組んでおります。

○明石委員

評価という私、思いますと、何か点数みたいないろんな段階がありまして、それに対して自分はこうだったとかいうように思ったんですけども、そういう段階とかいうものはないというふうに考えてよろしいですか。

○学校教育課長

評価ですけど、自分の教えたことに対して、自分自身がA、B、C、D、かなりできた、まあまあできた、あまりできなかった、そういった自分自身の評価はやっております。

○明石委員

大体わかるような気がします。

ちょっと細かくまたなりますけども、この中で、一つだけ一般質問でも取り上げましたけど、特に中学校の場合なんですけど、例えば竜北中学校でいきますと、教職員の中にコーディネーターという役目を持った先生がいらっしゃるわけなんですけども、コーディネーターの現状、状況についてお知らせください。

○学校教育課長

明石委員の言われているのは、多分2ページに書いてある、教員の中にコーディネーター、特別支援教育コーディネーターのことかと思えます。これは竜北中学校だけではなくて、全ての学校に1人います。知立市の場合は、校務主任という方がなられております。

以上です。

○明石委員

私、校務主任の仕事の内容をよくわかりませんが、コーディネーターとしての仕事内容といえますか、それをお知らせください。

○学校教育課長

特別支援教育コーディネーター、特別支援学級というのが各学校にはあります。それ以外にも通常学級のほうにも発達障がいを持った子たち、本来なら特別支援教育のほうにふさわしいような子も実は通常学級のほうにいます。親の意向で、どちらかに入っていると思います。

そういった全体の発達障がいというか、そういった特別な支援を要する子たちを総括して把握しながら会議で協議したりとか、状況を確認したりとか、来年どうしようかというふうに親にどう進めたらいいかとか、そういったことを総括していたりとか、いろいろな研修会を企画したりとか、連絡調整等行ったりとか、いろいろな特別支援のための企画運営をやっていくのがコーディネーターです。

○明石委員

いろいろ教えていただきましたけれども、その中で、これは中学生の場合ですけども、中学生が今度高校に進学する、または就職したり、そういう進路についてのコーディネーターというのは、どのような機能を持っていますでしょうか。

○学校教育課長

やはり特別支援学級に在籍している発達障がいのあるような子たちでしたら、やっぱりその担任が一番の主になって、教科等通常学級の場合もその子の担任が親との調整、教科別に授業を受けてますので、いろいろな教科の先生からの情報、そういったものを考えながら、もちろんこの特別支援コーディネーターもいますが、そういったものを考えあわせて保護者と協議したりとかしながら、あるいは進路指導主事といわれる方がいろいろな情報を持っていますので、特別支援の関係のかわるようなことの進路先、あるいは進学先知ってますので、そういったこと等聞きながらやっていきます。

市は担任の場合が多いです。そこは主になって

いろいろな人から情報を得て進路を決めていきます。

以上です。

○明石委員

ということは、特に学習支援コーディネーターの方が、例えば竜北中学校の場合ですと、2クラスありますけども、そのクラスの方に特別にコーディネーターの方が就職、進路指導をやっているというわけではないということですね。

また、あわせて、普通学級の中には行動的に多重性行動を持っている生徒もいるかと思うんですけども、その方に対して、特にこのコーディネーターが活躍といいますか、やっているというわけではないというふうに捉えてもいいですか。

○学校教育課長

特別支援教育コーディネーターは、先ほど言いましたように、通常学級にも発達障がいの子はいる、特別支援学級にもいる。そういった全体を見ていくということで、こと、今、進学、進路についての話だと思いますが、その部分で活躍するのは担任、あるいは進路指導主事のほうが主になってきます。そういったすみ分けのほうをしています。

以上です。

○川合委員長

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時56分

---

再開 午後3時06分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○明石委員

私、最初にお聞きしましたときに、これは県の方針でこれを各学校、中学校、小学校でつくられているということでしたので、特にこれが例えば教育基本法に基づいてつくってるとかではなくて、各学校に任された経営計画だと今、理解しました。

その中で、例えばキャリア教育の計画ということで進路指導というのをあげられております。これ読んでみますと、ほとんどが通常学級、特別支

援学級の情緒、自閉症、知的障がい、そういう子供たちについてのことは私は触れられてないというふうに思いましたが、その辺はどのようにお考えですか。

○学校教育課長

キャリア教育、子供たちに自分の将来を考えさせる、今までは進路指導と言われていたものを、もうちょっと幅を広く、中学校の場合は1年生からそういう将来を考えるということをやって、こっちがキャリア教育です。

あえてここに挙げてはありません。だけど、ここに挙げてあることが通常だけのことではなくて特別支援を含めたことで、分けて書いてありませんが、含めたものであると。それから、細かくは書けませんので、決められた枚数で書いております。含んでいると言えると思います。

○明石委員

もう一点だけお聞きしますが、平成25年度で知立3校の中学校で発達障がいと言われている自閉症とか知的障がい、その方たちが卒業後の進路状況は、何に何名というのがわかりましたらお知らせください。

○学校教育課長

ちょっと今その資料がありませんので、後で提示させていただくことで許してください。

以上です。

○明石委員

人数は後にということですけども、知立市がこれから取り組むべき、ますますこれからふえていくと思います。それにはまだ高齢化社会になって親も既に亡くなっている家庭もあるかと思えますので、ぜひこういった障がい者のための教育、進路についてのキャリア教育といいますか、就学、進路、そういう支援のためのコーディネーターのほうに力を入れていただきたいと思えます。

以上です。終わります。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中野委員

それでは、2款1項14目市民協働費の件でお開

きたいします。

まず、町内会活動事業補助金というものがございます。こちらのほう、均等割、人口割、世帯割、面積割と、世帯割に重きをおいて交付されておるわけでございます。1,100万円ということでございますが、こちらの内訳でも最高の交付額、最小の交付額ですね、また、この最高交付額のよろしければ町名、町名があれば世帯数、そちらのほうをお教えください。

#### ○協働推進課長

町内会活動事業補助金の最高額、最低額ということで町名も挙げさせていただきますけれども、最低が昭和3丁目1、こちらが平成25年度で5万1,400円、最高が上重原町99万4,700円となっております。

#### ○中野委員

世帯3万円が均等割ということでですので、昭和3丁目1ということは非常にこの世帯少ないということがわかるかと思えます。

また、こちらのほう、これだけ交付額違うということは、相当この世帯数違うということで、大世帯の町内会というのは非常に区長、役員、負担が大きいのかなと、そういうところを感じるころでございます。

また、そこら辺ももうちょっと考えてもいいのかなと。また、区長報償費はちょっと考えるところあるかもしれませんが、そのところで今後また御検討いただければなと考えておるところであります。

続きまして、地域コミュニティ推進事業の004事業ですね、こちらの主要施策成果報告書の49ページでございますが、地域コミュニティの推進のための来迎寺学区地区コミュニティ推進協議会へ補助を行いました258万4,180円とありますが、この内訳を御紹介ください。

#### ○協働推進課長

平成25年度これは宝くじの普及啓発を目的とした自治総合センターからの助成金250万円ということです。

これはコミュニティ活動に必要な設備の整備

ということで、主に備品類に対して助成がされたということで、細かい品目は今、資料を持ってませんので、申しわけございません。

#### ○中野委員

来迎寺学区地区ということで、来迎寺小学校が事務局となって各3町内会ですかね、来迎寺学区の3町内会が地域のコミュニティー地区として指定を受けて、この世代間交流とかそういう地域コミュニティーを盛り上げるというそういった趣旨に賛同した人たちが集まって、250万円の補助を受けて備品を購入されたということでございます。

こちらの宝くじのコミュニティー助成事業のその中の一般コミュニティー助成事業というのは、いまどき珍しく、備品に対して補助といいたまうか助成されるということで、非常に貴重な、特に地域団体、こちらでいうとNPOとかそういったものも当てはまるかもしれませんね。非常に貴重な財源になるかと思うところであります。

また、これ平成27年度はこういった事業、宝くじを引き続き助成事業ありますでしょうか。その状況、窓口の担当課の課長、よろしく願いいたします。

#### ○企画政策課長

今、御質問のありましたコミュニティー助成事業でございますけれども、平成27年度につきましては8月29日に事業の募集の紹介が県のほうからまわっております。

それで、こちらの事業につきましては、先ほど御紹介のありました一般コミュニティー助成事業を初め、コミュニティーセンター助成事業等々多くの対象事業がありまして、窓口としては企画政策課ということで、総合計画等も当課のほうでやっていると、この助成事業の項目については私ども企画政策課のほうでも対象事業がないのかどうかということも見ておるんですけども、やはり細かい内容になりますと各事業課のほうということで、こちらの照会文書につきましては、メール等で各担当のほうに確認をしていただくような形で事務を進めております。

以上です。

○中野委員

一般コミュニティー助成事業等々と申されましたが、具体的にもう少し詳しく、また、所管課となるどこの課に照会されたか、お教えてください。

○企画政策課長

先ほどの一般コミュニティー助成事業、こちらにつきましては、自治会と先ほどの協働推進課でありましたように、自治会等々のコミュニティー活動に直接必要な設備等備品等を含む事業が対象のものの事業があります。

それから、コミュニティーセンター助成事業、こちらにつきましては、コミュニティーセンター集会施設等の建設事業等及び大規模修繕、こういったものが該当になるような助成事業ということになっております。

それから、地域防災組織育成事業、こちらにつきましては、自主防災組織の育成の助成事業ということ並びに消防団育成の事業等々の内容及び女性防火クラブ、幼年消防クラブの育成、女性消防隊の育成事業、4つ目に少年健全助成事業という事業もありまして、こちらにつきましては、青少年の健全育成に資するためのスポーツやレクリエーションの活動等々の助成事業、共生の地域づくり助成事業というものにつきましては、地域の創意工夫によって地域の実情に応じて子供、女性等々に優しいまちづくりを進めるための先導的な設備等に対する整備に関する助成事業、それから、地域の芸術環境づくり助成事業ということで、こちらにつきましては地域の音楽や文化、芸術事業などのソフト事業に対する助成事業、地域国際化推進助成事業ということで多文化共生等々についてのソフト事業に対する助成事業などがメニュー上挙がっております。

○中野委員

さまざまな団体が対象になるということで、幅広く市のさまざまな所管の部署で取りまとめられておるかと思えます。

その中でも、やはり今聞いておった中では、この影響が大きいというのは町内会とか自主防災会に関する備品購入費に対する助成かと思いました。

その中で、ことしも8月29日に県から照会があったということで、多分1カ月ぐらいですか、10月頭か何かにもたまたま県に報告するのかなとも思うんですけども、町内会、自主防災会のほうに募集、周知状況、その反応はいかがなものでしょうか、お教えてください。

○協働推進課長

来年度の申請につきましては、今1件助成申請予定の団体がございます。全ての団体にお声かけをすることは原則だと思うんですけども、申請件数と採用件数には限りがありますので、特に公民館建設等大きな事業を抱えておるような団体に、まずは先にお声かけをしているというのが現状でございます。

協働推進課からは以上です。

○安心安全課長

今お尋ねの件につきまして、今度、自主防災会の臨時会を予定をしております。その中で御紹介をしていくつもりでございます。

○中野委員

初めにも述べたとおり、この助成金というのは備品ですね、非常に珍しい貴重な財源になるかと思えます。ぜひともしっかり募集をかけていただいて、少しでもいろんな装備、そういったものが充実するように、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上でございます。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

○久田委員

2点ばかり御質問させていただきます。

まず、決算の関係で、この決算カードを見ますと、非常にいい決算カードだなというふうに理解されるわけでありまして、ただ、自主財源比率が若干減っておると。これは3億4,000万円ぐらいが交付金からきたということで、依存財源がふえたというふうに私、理解しておるんですけども、経常収支比率も本会議で言ったように、多少は好転しておると。

ただ、苦になるところは、繰越金、実質収支が

10億円から13億円にふえておるといことがまず一つ気になること。

この流れを見ていったときに、3億円相当が繰越金で当初予算にぶち込んでおると、平成26年度当初にね。今回10億、またさきの質問であつたけど、これがまた歳入されておると、13億円がね。そこで今回、財調に入れておるわけだね、一般会計から8億7,000万円ね。そういう状況ですね、年度末の決算から今回の補正の流れがね。繰越金が最終的には財調に入ったよと。実質収支が本来なら3%から5%、それをこれで行くと実質収支比率が3%から5%がいいよと。標準財政規模から割り出していくと、実質収支が6億7,000万円ぐらいが適当な金額なんだけど、平成24年度は10億円、平成25年度は13億円と非常に多いわけね、10%ぐらいになっちゃっておると。これが今、説明したように、当初予算から今回の補正まで見ていったときに、財調に戻しておるといことだね。やっぱり財政的に何かそこら辺で不安定があるのかというふうに読めちゃうんだけど、そこら辺はどういうふうにお考えですか。

#### ○企画政策課長

今の御質問でございますけども、繰越金のほうが一昨年10億円から今回13億円ということで、繰越があって、なおかつ財調に積んでおるのではないかというお話でございますけども、予算上、当初予算で財政調整基金のほうを13億円なり14億円というものを繰り入れをして予算編成をしております。

現実、補正ごとに今回の補正でも8億円ほど戻してますけども、補正ごとに歳入が歳出を上回った分については財政調整基金から借りていたものに対して返していくという方法をとっておるんですけども、実質毎年の中で、得た収入に対して事業を行っていくということで、この得た収入を使わずに残していけば、これは必然的に財政調整基金というのはふえていく傾向になるんですけども、現実、財政調整基金というのは平成20年度からいきますと、平成20年度が19億4,000万円ほどありました。そこからいきますと、平成25年度末とい

うこととなりますと20億8,000万円ということで、年によっては財調を積んだ年もありますし、平成22年のように3億9,000万円も崩した年、それから、平成24年度も1億3,000万円崩してるといことで、予算上で財政調整基金を投入せずに残ったという話になりますと、これは得た収入を全部使っていないんじゃないかという話になりますけども、もともと予算組みする中で、契約差金等を考えられますので、それが実質収支5%ぐらいがおおむねいいんじゃないかというのがそういったものから考えていくと、5%ぐらいの範囲は残ってもいいんじゃないかという考えの中からいきますと、当市においての13億円、10億円、昨年度の議会でも繰越金が多いんじゃないかという話いただきました。私も他市の状況を若干調べさせてもらいました。

その中でいきますと、おおむね当市も含めて5%から6%ぐらい。これは予算ベースになりますけども、先ほど久田委員のほうが言われたものでいきますと、標準財政規模で比較で5%ということなんですけども、私、予算上で計算しますと約10億円のときは5%ほどです。今回13億円については6%ほどになりますけども、近隣市の状況もちよっと気になりまして調べました。近隣市においても、やはり5%から6%、若干多い市でいきますと10%ほど残している市があります。

不用額については収入額から支出額を引いた残りが繰り越しにあがってくる内容になりますけども、不用額を見ましても、やはりどうしても3月補正ということになりますと、11月、12月には補正の内容を各課金額を試算しまして見込みを立てて3月補正に臨むという形になりますんですけども、不用額の多いものを見ていきますと、医療費だとか補助金ですね、これはその申請件数、医療でいきますと受診件数、こういったものにつきまして、先4カ月分、5カ月分の見込みをしていかないかんという中身で、当然予算が足らなくなるとは困る話になりますので、そういった見込みの中で、どうしても最低限残していかないかんという内容のものの不用額が、どちらかというとな用

額の中の大部分を占めているという中身からいきますと、やはり一般的に5%から6%ほどこの市町村においても残ってってしまうというのが現状の形となっております。

○久田委員

5%から6%は適正だよというのはわかりますよ。ただ、当市において、これを見ると、平成24年度が8.9%で、ことしが10.5%と非常に多いよ。一般的な物の本によると、これが余り多いということは行政サービスが低下しとるんじゃないかと、こういうふうに書かれておるわけですけど、ここら辺が市民が見たときに、あれやってほしい、これやってほしい。お金がないよと言っておる割に実質収支がこんだけ多いということは、そこら辺に不信感を持つ人がおるんじゃないかなというね、それを尋ねられたときに、どういうふうに答えていったらいいかなという意味で今、お聞きしたんですけどね。

ただ、去年10億円だよ。ことしの決算で13億円ですよ。去年の二の轍を踏んじやうというか、去年の反省点がないと。この前、副市長の答弁の中には、地財法の中で剰余金の2分の1は減債基金に積んでもいいよと、そういうことも言っておられたけども、減債基金も2億円ですっとスライドしてきておって、積み上げてへんよと。繰り上げ償還もやっておれへんよと。義務的経費の公債費を抑えよう、抑えようと言っとる割にはそういうところに目に見えてこないもんですから、そこら辺はどうかなというふうにお聞きしたんですけど、そこら辺はどうですか。

○企画政策課長

そちらの今先ほど御説明さしてもらいましたように、もともと当初予算において財政調整基金のほうを13億円現実投入しているという中身になっております。最終的に、今現時点の予算というのは財政調整基金の投入ありきの予算状態ということで、本来でいけばその財政調整基金が投入がなければ剰余金については、今、久田委員の言われるような形で積み立て等もしていかないかんですけども、現状その財政調整基金、当初において

13億円、14億円というものをつぎ込んでおりますので、今回この繰越金についても現状、補正予算においては財政調整基金のほうの返却に回しておるんですけども、先ほど言いましたように、財政調整基金自体これを戻さずに積み立てをしていきますと、財政調整基金が毎年予算上で13億円入れていくということは、これ1年でなくなってしまうという話になりますので、現状その財政調整基金というのは予算組みをするときの調整するための基金ということで、こちらのほうについても、先ほど言いましたように、現状ふえていた状態ではございません。若干減ったりふえたりということで、ほぼこの五、六年、20億円前後しているという中身になっております。

○久田委員

財政調整基金は確かに13億何千万円投入していますが、投入して残りが7億5,000万円ぐらいとするよ。だけど確実に6月補正で戻したよと。今回また戻しとるよと。そういう意味では、財政調整やる上には確かに財政調整基金必要ですけど、当初予算組むのに13億円は必ず要るから、13億円減っちゃうと財調が復活したという状況になるけど、逆に財政調整基金の適正な金額というののはどのぐらいなんですか。

○企画政策課長

財政調整基金の一般的にどのぐらいかという今、御質問ですけども、標準財政規模の10%から15%は基金として持ったほうがいいということでございますので、平成25年度の標準財政規模、当市のほうが125億2,000万円ちょっとになりますので、そちらでいきますと10%ということになりますと13億円、それから、15%のほうでとりますと19億円が適正な財政調整基金の残高ではないかというふうに一般的には言われておりますので、現在、平成25年度末の段階では20億8,500万円という残高になっております。

以上です。

○久田委員

次に、時間がないので第2点目、主要成果報告書の109ページ、本会議でも話に出たおたんで

すが、ここの下のほうですけど、防災ラジオ配付状況、決算金額が出てないんですけど、こちら辺はわかるようでしたらお教え願いたいんですが。

○安心安全課長

お尋ねのところにつきましては、本会議のほうでも総務部長からおわびを申し上げました。支払いのお金につきましては、改めて御報告させていただきます。2,380万3,500円が決算額でございます。

それから、台数でございますが、直近で確認をしましてまいりました。受け渡しをした数が1,569台となっております。

以上です。

○久田委員

それで、本会議でも話題になっておったんですけど、私ちょっと数字的にはっきり記憶ないんですけど、返品が15台ぐらいあったというようなお話を聞いたんですが、この返品というのは、ほんとに調子が悪かったのか、そこら辺はチェックしてありますか。

○安心安全課長

お尋ねの件も前にお答えしましたものと重複するかもしれませんが、御容赦ください。

受け渡し数が先ほど言いました1,569台につきまして、ラジオの返品が17台ありました。それは操作方法を間違えた方には電話なり、現地へ赴いて操作していただいて事なきを得たものはあるんですが、実際に聞こえない、機械の性能ではなくて電波が直進性がありますので、例えば新幹線のすぐ直近の影、建物の影、知立市役所の頭から電波を飛ばしますので、どうしても北だれになったり南だれになっているようなところについては聞こえないということでアンテナを御紹介いたしまして貸し出し用のアンテナを幾つかつくりまして、それを1週間から10日ぐらいお渡しして、それでもだめだった場合は返品に応じるという形で、その方が17台というふうにお受けとめください。

○久田委員

そうすると、ラジオ自体は悪くないけど電波が悪いという、そういうふうにとればいいですかね。

○安心安全課長

私が聞いておるところでは、機械のふぐあいというのが1台どうしても接触が悪いのがあったんですが、それは私どもの在庫を持っておるところですすぐ交換いたしましたので、それについては返品というふうにカウントはしてございません。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

○神谷委員

それでは、主要成果報告書109ページ、9款3目防災費を質問させていただきます。

1億443万2,596円、これ、知立総合防災訓練と知立水防訓練、両方の訓練を足したものだと思うんですけども、おのおの決算お幾らなのか、また、参考までに今年度2つ行われていると思うんですけども、それぞれ幾らなのか教えてください。

○安心安全課長

防災費全てのお金が1億400万円何がしですので、この訓練2つでそれほどはお金をかけておりませんので。

○神谷委員

防災費全体でこの金額で、おのおの訓練のお金がそれほどかけてないということですけども、ちなみに、幾らおのおのかかったのか教えてください。

○安心安全課長

お尋ねの額で、かなりお金が出ておるところは、予算書の180ページ、181ページに載っておりますが、自家発電機を設置いたしまして、それが繰り越しであがっておところが大きなところで、あとは特段ものすごく大きく予算をいただいておりますものではございません。あと、先ほど御質問のありましたラジオがあがっておるといふふうにお受けとめください。

○神谷委員

それでは、防災訓練についてお聞きをいたします。

ことしの防災訓練の日時については、一般質問のときに総務部長が回答されて、11月30日に行わ

れて、場所は主な会場として八ツ田小学校、また、ヘリコプターを昭和グラウンドと呼ぶというふうに言われました。

この詳細については決まっておられると思うんですけど、この内容について、いつ決まるのか、決まっているのか。そして、各自主防災会、区長会には、いつどのようにこの内容を知らせるのか。また、3点目として、ヘリコプターを呼ぶ意味は何なのかと。いざというときに、どんなヘリコプターを呼んで、どんな役割を果たすのか。また、本会場である八ツ田小学校とヘリコプターが着陸する昭和グラウンドとの関連性はどうかと、参加された市民の方は、ヘリコプター訓練でどんな動きをするのかと、この辺について教えていただきたいと思います。

#### ○安心安全課長

ちょっと長く説明がなってしまうかもしれませんが、先ほどのお尋ねの件、まず会場は4つを想定しております。災害対策本部が知立市役所、第1会場が各7小学校の自主防災会の参集訓練です。第2会場が八ツ田小学校、ことしメイン会場になります。それから、第3会場として昭和グラウンドが今お尋ねのヘリポートをつくるということで、お尋ね多々ありましたが、順序がもし間違えまして、すみません。

まず、いつという話は、例年前年の2月ぐらいに防災訓練の日付、どういう訓練をするかということで、協力の警察、自衛隊のほうにお話を持ってまいりました。今回もそういうことで、どういう話をという具体案を持っていったわけではなく、状況を説明したところ、知立市には昭和グラウンドというところが唯一のヘリポートを地区防災計画で指定されておるところがあるということで、そもそもヘリポートをつくるという訓練をするという話で始まりました。それは豊川市の自衛隊の駐屯地の大尉、1尉から話をしまして、その築造であれば協力は全面的にできるというお話をいただいたのが2月で、それから年度が変わりまして、どうせヘリコプターを使うなら各方面にヘリコプターの要請をしてみようかという話でしまし

た。実際に天候が悪い場合はヘリコプターは来ないので、雨でも訓練を実施するという前提はヘリポートをつくるだけということで始まりました。

各方面にお話をいきまして、日にち等も調整したところ、実際にヘリコプターが来るとダウンウォッシュといいまして風がすごいと。石も飛ばすということで、余り夏の窓を開けておるときは適切ではないだろうというお話をいただきました。各方面とか自主防の会長とかに御相談をして、どうせなら10月、11月ぐらいの時期でどうだということで、そのあと区長にアンケートをとりました。文化事業とかいろいろあるので、あいておる日を選んだらピンポイントで11月30日というふうになった次第です。先ほどの説明の中に、自主防の会長、副の方にも総会を6月に開きますので、その時点でお話をさせていただいて了解をとっておるつもりです。

それから、ヘリコプターを呼んで効果があるかということにつきまして、安城警察署の警備課、さっき言いました自衛隊の豊川、知立消防を通じて県の防災ヘリの要請を正式に出しましたところ、返事があったのが警察のヘリコプターが6月末に警備課長から内諾をいただいて、それから、消防のほうは7月の終わりぐらいに正式な文書で回答が、出れますということでありました。それから、自衛隊については、各方面に何度か足を運んだんですが、ちょっとなかなか単独での自治体への協力は難しいということで中止になったということ、一応2基を予定しております。

そのヘリコプターを何に使うかというのが、今まだ構想の段階で、それぞれの相手に許可をしていないんですが、ヘリコプターが来る場合は1カ月前以上であれば離着陸の許可が防災計画で定められておればできるということで、その辺を含めて、改めてどういう訓練をという話をしたところ、物資輸送、トリアージ、偵察飛行ということ提案されましたので、今そのことで2基の方面は協力をお願いしているところです。

ただ、天気が悪ければ絶対来ないので、ヘリポートをつくるだけで終わります。



八ツ田小学校と昭和グラウンドの関連ですが、今回ヘリコプターは別にメインではなくて、トリアージ、患者が運ばれてきたら、それを医者が診察して、それを赤と黄色と黒のタグで状況を見てそれぞれを運ぶということで、できましたら、ことし被害想定で死傷者数もふえていますので、そこら辺を一度職員に体験させるのかどうか、それから、自主防の方も救出訓練で助けたあとにどうトリアージで運んでいくかという体験的なものでメインをさせたいというのが、私と、この前、総務部長が説明した内容で、百花繚乱でいろんなことをやりたいのはあるんですが、今回はそれを関連づけて訓練をしていきたいというふうに考えております。

市民の皆さんに市民という考え方より私ども自主防の参加していただける方には、いつか市長のほうからも御紹介がありましたけれども、自主防のメイン会場であるなら、できましたら皆さんが救出をすると。それに対して指導を自衛隊のほうで、手を切ったりとかという危ないことがあってはいかんで、そういう指導をするならいいですよという返事が8月にいただいたので、今その方面で協力をお願いしております。

それが終わりましたら、自主防災会、先ほどから何回か御返事してます、9月の終わりぐらいに基本的な方針を示して、そこの中で、なるべく多くの方が参加していただければと。

それから、各小学校については、これもこの前の質問、どなたか言われたので、それについてもマニュアルをそれまでに間に合うように写真でつくって、もちろん市役所の職員も派遣はします。派遣する前に研修もさせていかせますが、それで異論のないようにしたいと。

ちょっと長くなりましたが、一応そういうのが概略でございます。

○神谷委員

多岐にわたったので、なかなか理解しやすいものと、しづらいものとあったんですけど、基本的にはヘリコプターが来ると風で砂がまき散るので11月になったのでという、そういうことで11月

になったんだなという認識をさせていただいて、メイン会場の八ツ田小学校では救出訓練をするということなので、これ、近いところなので、ぜひ反対にヘリコプター飛んでこないかもしれないですけども、飛んできたらヘリコプターと関連して訓練をされたほうが、何かまた難しいこと言っちゃって膨らんじゃうとまた大変ですけども、いいのかなという気がいたします。

また我々含め議員もこの会場に行くかは別としても多く参加していただくためにも、また、市民というか、自主防災会の方もたくさん参加していただくために、またしっかりとこうやってやるんだよということを周知をしていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中島委員

決算審査意見書のほうで少しお聞きしたいなと思います。

まず最初に、ちょっといろいろ類似団体ということで書いてあるページが6ページ、7ページと類似団体というのが出てまいります。これは平成24年度から7市となっているというふうに書いてあります。碧南市、蒲郡市、新城市、大府市、知立市、田原市、みよし市の7市が類似団体というふうになっております。

かつては随分違う市がずっと並んでいたわけですね。尾張旭市とか岩倉市とかね、随分並ぶ市が変わったなということをまず思ったんです。こういう市と比べてどういうことをするのかというのも問題になるわけですけども、この辺が比較する類似都市ということで、こうなった背景とかがわかればお聞かせいただきたいと思っております。

○企画政策課長

この類似団体というのは、今、中島委員言われるように、平成24年度から碧南市、蒲郡市、新城市、大府市、田原市、みよし市、知立市ということで、分類表でいきますと2の0という表になりましたんですけども、それ以前というのは、平成

23年度までの間というのは、県内でいきますと津島市、犬山市、江南市、大府市、知多市、豊明市、清州市、北名古屋市、みよし市、あま市ということで、平成23年以前と一緒の団体といいますと、みよし市しかない状態ではございますけども、一応比較の分類の変更につきましては、国勢調査の結果に基づきまして分類分けがされているということになるんですけども、分類をされているという形で、特別何をやった云々じゃなくて、その国勢調査の結果に基づいて類似している団体のくくりがされているということで、平成24年度から変わったということになっております。

以上です。

○中島委員

変わったその中身、どういう性格のまちが類似ということで集められたのかという。いろいろ財政の問題を比較する対象としてこういうまちが並ぶということはどういうことなのかということが基本にわからないわけですよ。

○企画政策課長

今回の変更につきましては、人口的なものと産業分類のほうで分類が変更されているという中身になります。

○中島委員

産業分類という意味で言うと、どういうことですかね、随分形態が違う市が並んでるなという気もしますが、みよし市、田原市等は大きなトヨタ系の会社がありますよね。碧南市も大きいですよ。蒲郡市もまあまあありますよね。産業分類といった場合に、何で知立市がこの仲間になるのでしょうか。

○企画政策課長

意見書の最初の目次の欄の4番にありますように、比較団体の表がありますが、1次産業、2次産業、こういったものと人口の関連づけの中で類似団体というのが定められておるということでこのような変更になっております。

○中島委員

平成25年度よくわかりませんが、平成24年度からこうなったということで、2次、3次産業が

95%未満、3次産業が55%未満という分類ということ、未満という、そういうことですね。知立市は、極めて未満ですよ。もう少し説明をしていただけますか。

○企画政策課長

国勢調査の結果ということになりますので、もともとが2次、3次が95%以上、3次が65%未満という分類の当市はあったんですけども、国勢調査の結果に基づいて2次、3次が95%未満になって、3次が55%未満になったというその国勢調査の結果に基づいてこの分類がされているということになっております。

○中島委員

分類2の0と言うんですか、知立市は、2の0の分類のところでない未満というね。未満の仲間が碧南市、蒲郡市、新城市、大府市、田原市、みよし市、みんな未満という仲間になったと。あまりふるっとらんということかな。これは事業所の数ということですか、そういう第1次産業、第2次産業。ちょっともう少しわかりやすく話してください。

○企画政策課長

こちらのパーセンテージは就業の人の数になりますけども、国勢調査での人の数の結果がこのパーセントに該当したということになります。

○中島委員

絶対数ではないので、知立市の中の就業人口の中で何%というような位置づけということですかね、それぞれが。第2次、第3次は95%未満でしたと。3次は55%でしたと。就業人数、これは分母は何ですか。働いている全ての人の分母で、具体的に第2次、第3次で働いている方が95%未満。分母と分子の関係でパーセントの説明をしてください。

○企画政策課長

あくまで国勢調査の中で働いている人の分類の中で、全体の働いている人の中で2次が幾つ、3次が幾つと、そういったパーセンテージの分類になるかと思います。ですから、働いてない人は入ってない数字ということですよ。

○中島委員

国勢調査で私も書きますけども、働いてますよというふうに丸をつけたと。どういう分野で働いているのかという、2次、3次ということで答えを出す。その集計が働いているという人の中の割合が95%未満という極めてフアジーですよ。10%でも20%でも全部未満。3次だけは55%未満となっておりますけど、こういう分類で、何かこれは昔からそういう分類の仕方で行っていたということですか。

今回はこういう数字に当てはめると仲間がこういう団体になった。何かびんとこないですけどね。そういうことだということですね。こういうところと比較してどうなんだという議論が一応あるんですけど、余りぱっとしないんですが、知立市は地方税は平均よりは1.9%多いですよ。地方交付税は平均よりも5.1%少ないですよと、こういう平均の比較が書いてあるということと、あとは人件費、経常経費とその他経費、投資的経費がそういう自治体と比べてどうだということが書いてあります。経費の関係では三角が並んでいて他市よりも少ないということが、この他市との比較という点で導き出される結論は、一体一言で言うかどうかということですか。

○川合委員長

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後3時54分

---

再開 午後4時08分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

この議会、午後5時の直前にもう一回打ち合わせしますが、その時点で議事が長引くようであれば、もう一日分科会を開催いたします。短時間で終わるようなら、きょう中に閉会したいと思います。それでよろしく願います。

○監査委員事務局長

先ほどの中島委員の質問の件でございますけども、監査委員事務局といたしましては、類似団体と比較するという形をとっております。今回国勢

調査によって類似団体が先ほども言いましたように、2の2から2の0に変更になりました。類似団体は1から4までありまして、5万人から10万人の市に関しましては2になります。その中で、先ほども言いましたように、2次、3次が95%未満、1次産業が5%以上という形に今回なっております。

ですから、前回今までは2次、3次が95%以上の2の2だったんですけども、今回の国勢調査で1次産業が5%以上という形に変更になっておるんですけども、ここが監査委員事務局としてちょっと疑問なところがあったんですけども、はっきりした結論は言えないんですけども、多分無記入の方が1次産業としてカウントされておるというようなことがありまして、職業欄の無記入の方に関して、その辺のカウントの仕方によって今回1次産業が知立市ではふえた形になっておりますので、結局、類似団体比較も農村部のところが多くなっちゃったんですよ、相手が。

ですから、監査委員事務局としましては、前年度と同じ資料もつくったわけです。ですけども、類団比較をすると同じこの2の0のところと比較しないと今後のこともありますので、資料としてつくったんですけども、今までの市と比較したのを継続したほうがいいのか、新しく今回の同じ団体と比較するのがいいのか、すごく悩んだんですけども、今は類似団体として2の0という形に国勢調査の結果でなりまして、県から出してあります市町村行財政のあらまし、ここから数字を拾っておるんですけども、その中の類似団体から拾わせていただいて今回資料をつくりましたので、ちょっと1年目としては、なかなか類似団体としてほんとに合ってるか合っていないかという、ちょっとうちの監査委員事務局としても比較するのに困ったなという状況がありました、正直言ったところ。

ですけども、2の0という類似団体で比較せざるを得ないということで、今回は比較をさせていただいたということで御了承願いたいと思います。

○中島委員

そういう意味で、この総評として変わった団体との比較になったわけですが、面積が広いから狭いからというようなことも見えるようなものですが、これ、比較して何を引き出すということに総じてなったというふうにお考えか。

○監査委員事務局長

類似団体ですので、先ほど言いました産業分類の形は同じです。ですけども、今までのところとちょっと産業構造が実際は違っておるじゃないかという疑問があります。

ですから、類似団体比較という形では、あくまでも参考資料として出させていただきましたけども、今までの比較先の比較よりも参考には少なからぬかなとは考えております。

以上です。

○中島委員

もう少しその中身を話なんです。

いいですけど、要するに、先ほど言いました地方税は平均よりも少しいいんですよということが書いてあるわけです。この今の団体と比べまして、平均よりいいですよということが書いてあるので、地方交付税は少し少ない。地方交付税ですからね、これは。財政がよければ少ない、当たり前のことなんですけど、そういうことが書いてあるだけということかな。人件費なんかは平均よりも少ないとか、公債費も少ないとか、維持修繕費も少ない。積立金もちょっと少ないというような比較がずっと書いてありまして、これは見ておいてくださいという範囲ですかね。そう見ると、碧南市なんかの仲間も含めて、知立市は、財政大変大変って大騒ぎするような中身じゃないというふうにとれますよね。田原市も相当いいとこですよ。みよし市も相当いいとこですよという感じを私は受けましたが、いかがでしょうか。企画部長、この数字を見て。つくったほうがわかりましたけど、どういうふうにしてつくったか。

○企画部長

ほんとは数字を見るだけでいけば悪くないというような数字になっております。

ただ、結びのほうでしたかね、監査委員事務局

のほうからも文書のほうでもいただいております。決して悪くはないというような言い方のことも書いてありました。

ただ、財政を預かります私たち事務局のほうとしては、今年度はたまたまこういった数字になりましたが、今後のことを考えますとということで、いつも私答弁させてもらっております。決して予断を許さんといいますか、今後の財政運営に対しては厳しいものがあるかなというふうに考えております。

○中島委員

現段階では中位よりもいいのかなという雰囲気があります。将来がまだまだ心配だからということで財政のことはいつも強調されると。多分どこの市も、みんなそう言ってるんじゃないか。同じように平行移動していけば、また同じかもしれませんけどね。

それで、公債費比率と負担比率というところの推移が9ページに書いてありますね。公債費負担比率、公債費に使われる一般財源の、一般財源の総額に対する割合ということで書いてあって、これがこの折れ線グラフの上ですね、これは15%になったら警戒ラインですよと書いてあります。

今、市債が一般会計だと約165億円決算で、これが本会議等でいろいろあって、平成32年ごろになると230億円ぐらいになるかなというようなことでしたかね。ちょっとその辺の今後の推移ですね、どんなふうに見ていらっしゃるのか、この負担比率をちょっとお示しいただけますか。

○企画部長

まだこれは正式な文書といいますか、資料ではありませんが、今この平成25年度で165億円なのが平成32年、平成33年になりますと公共施設の保全計画のほうは全くまだ入っておりませんが、入っていない段階では210億円を超えていくということで、そのころがピークかなと。平成32年、平成33年、平成34年、またそれ以降下がっていきます。

私が本会議で答弁申し上げたのは、ここに公共施設の整備計画を考えた際、年間で9億円を超え

るような経費がかかる中で、そのうちの3億円をそこで借りた場合、公債費として起債を起こした場合ということで申し上げました。

以前の企画部長の例も出されて当初予算の金額よりも予算よりも上回らないようにということの答弁をしたんですが、その3億円加えた中で、ちょうど今の当初予算よりももう少し低いかなど、超えることはまだないかなという憶測ですが、そんな状況でございます。

○中島委員

そうすると、比率という意味で言うと何%ぐらいをそれは見込むことができるのでしょうか。

○企画部長

まず、平成32年から平成34年、このあたりの公債比率は、まだ10%前後になります。本会議で答弁申し上げた平成40年、そのところが14%近くになるのではないかなというように試算はしております。

○中島委員

平成40年がピークということで14%。15%が起債が借りれないよという限定的なところについてしまうけど、そのちょい手前がピークと。公共施設の保全計画も一応加味した形の中で、加味されない中で、加味してという先ほどの210億円は加味してないですね。3億円ずつ入れる形になると、その金額とパーセントの見通し、大変な見通しを教えてください。

○企画部長

今後、一度そういった数字が私たちのほうも必ず必要になるものですから試算しますが、まだ先ほど申し上げました14%という中には入っておりません。公共施設の保全計画に当たったもの、また、財政のほうとしては、それ以外のインフラ整備や何か今後の予定を各部署のほうから一遍ヒアリングをして、長期にわたる一度財政計画のほうは早急に一遍つくっていきいたいなど、つくらねばならないかなと思ってます。

もちろんできまして、議員の皆様の方にもお示しできる資料ができましたら、また一度御参考ということでお渡ししたいなというふうに思っ

ております。

○中島委員

比率が14%よりも上がっていくだろうというようなことで今言われて、そういう意味では財政的には大変な危機的状況ということにも言えるかなというふうに思います。

厳しい厳しいというのはそういう意味で、今の13億円という繰り越しとかそんな感じの問題とはまた違った目線で見ると、そういう大変な問題も抱えているんだということが今のお話では理解できます。またその資料について出していただきたい。

いつもこういう中で、連立の負担比率の話が必ず財政的な一番大きな影響を持つところがここです。ここは具体的な議論をする場ではありませんけれども、財源の確保という意味の大きな柱が2対1の見直しであることは間違いないと。市長の財源確保という意味で、いま一度、幾つかの柱があれば御披露をいただきたい。当局考えていることとあわせてお願いしたいと思います。

○林市長

まず、公債費負担比率ですね、15%が警戒ラインで20%が危険ラインということで、中島委員がさっき借りれなくなっちゃうんじゃないかというのは20%ですね。ですけれども15%でも警戒でありますので、気をつけないかんわけであります。

もう一つ、今、平成38年、平成39年がピークだとかそういう話してるんですけども、分母が変わってきますと、そういう話ではもっと厳しいかなという、なかなかほんとに警戒をしていかなきゃいけないわけであります。

どういうふうな施策かというあれですけれども、歳入においては、本会議で申し上げたんですけども、企業誘致をこれから今まで以上に軸足を入れてやらなければいけないということ、また、駅周辺整備事業をやることによって税収効果は当然出てくるわけであります。時間短縮効果等々かなりいろんな効果が出てくるということは想定されます。

また、歳出においては行政改革をこれまで以上

にしっかりとやらなければいけない。民間活力導入すべきところはやる、また、広域行政でやっていくべきところは、しっかりと広域行政をやっていくということであろうかというふうに思っております。

また、監査委員が結びで書いていただいていますように、職員一人一人がしっかりと身の回りをいま一度見詰め直して、効率的な行財運営をしっかりとやらなければいけない、監査委員が最後に結んでいらっしゃいます。我々職員一人一人がしっかりと一度見詰め直して、それぞれの仕事の中で変えるべきところ、行財政改革しっかりとやっぴかなければいけないと考えております。

#### ○中島委員

基本的に本会議で述べられた内容ということがあります。税収の確保、分母がどうなるかによって違うという話ですから、全体の一般財源がどうなっていくのかということになってくるということでもあります。

税収の問題で言うと、私、1つは固定資産税というのは着実に入ってくる税金ということにもなりますし、これも古い家になっていくというのは減っていくというのはありますけど、評価員がちょっとみえますけど、あの評価の際に、例えば私ちょっと問題にした空き家がいっぱいあるなという話ですね。もう10年以上も住んでなくて、ちょっと危険にもなっている、こういう場合は、どうやって調査をして、どうやって課税されますか。

#### ○税務課長

ただいまの質問でございますけれども、空き家の調査自体はしておりません。基本的に固定資産税というのは、土地、家屋、償却にかかる税金でございます。家屋につきましては、建ってから木造だったら20年ですとか、非木造でしたら50年ですとか、そういった償却の期間がございまして、あとは残存価値ということで、例えば当初につけた評価額の20%になったらそれ以上は評価のほうを下げていかないというような形で評価をしております。

それを空き家が、例えば現在住んでいない建物かどうかということの調査まではしておりません。ただ、建物として機能をしているかどうかを一応見ております。もちろん家屋の所有者にとりましては、まだちょっと補修すれば人が住んでくれるんじゃないかというような当然言い分もありますし、なかなかそこら辺、これはもう完璧な空き家で、建物じゃないんだということの決めつけるそこら辺の明確な決め事がないものですから、基本的に屋根があって壁が3方向以上ついておって基礎があれば建物としてみなしております。

以上でございます。

#### ○中島委員

前に山陰のほうに出向いて行って空き家の対策のところでもいろいろやりました。活用してもらいたいという思い、そして余り危険も含めてあるところについては、壊した場合の補助金を出す。新たな活用を促進するというね、そんなこともやっているところを見てきたわけですけども、やっぱり調査もそういう意味では、そうすれば新しい家がまた分譲されて出てくるとかなってくと税収にもつながっていくという、固定資産税の増収ということにもなってくる。大きな区画整理は当然大きな影響がありますけども、そういった古くなくても全くどこへどうなったかという、私、一般質問でもやりましたけど、危険なところもあるしということで、そういったところについては何か方策をとって補助金をつけてでも、強制はもちろんできませんけど壊していただいて活用を次に進めてもらうような誘導策、そういうものも考えてもいいんじゃないかなって、そんな研究してもらえないかなと。

今、機能をしているかどうかは見るとおっしゃったね。そういうのは現地で機能しているかどうかを一軒一軒見るという意味ですかね。それができると空き家のところもわかると思うんですけど。

#### ○税務課長

機能を見るというか、外観上で建物としてみなすにおいては、まず基礎があって壁を3方向以上囲まれておって屋根があるものが建物だということ

とになっておりますので、例えば窓ガラスが割れておったり。

○中島委員

一軒一軒行くんですか。

○税務課長

一軒一軒行くというか、もちろん家屋調査、新しい家屋が建てば調査に伺いますし、古いものについては基本的には普通は権利を主張するために登記というものを打ちまして取り壊せば取り壊しの滅失登記が出てきまして、新しい家屋が建てば新築の登記が出てきますので、基本的な調査としては登記による移動においてやっていくというのが基本的なスタイルです。

ただ、現場で航空写真や何かを3年に一遍撮っておりまして、それで実際に建物が増築されておるとか、なくなっておるとかということを課税の情報とその航空写真の情報等突合しまして、それは一軒一軒当たってやっております。

ただ、屋根がついておって、上から見た写真ですので、その一軒一軒がここが人が住んでおるとかおらんだとか、機能しておるとか機能してないだとかというような細かい調査はしておりません。

○中島委員

先ほど機能してるかどうかの問題でとおっしゃったものだから、それを判断する何かがあるのかなと思って聞いたわけですよ。全くないということだね、今の話だと。航空写真ではわからないし、一軒一軒回るわけではないし。

○税務課長

全くないというわけではなくて、一応家屋の担当も土地の担当もぐるぐる市内を回っておるものですから、明らかに例えば廃屋で、建物のようを呈していないよというようなものについては、来年課税どうしますかと。要は、空き家問題で問題になっておるのが、例えばその土地の地主が、建物が建てれば土地の税金の価格が安くなるのでそのまま放置しておるといような状況が1つの要因じゃないかというようなことも言われておりますので、ただ、その人から言えば、少し手をかければこんなもの住めるんだから、当然その住

宅用地として認めてくださいよということになるので、そこら辺の線引きが詳しく決めてないものですから、基本的に建物のようを呈しておれば住居として認めておるといのが現状でございます。以上でございます。

○中島委員

現状はわかりますが、空き家ということについての調査はやってないということですね、基本的にね。前は駅周辺だけ空き店舗を調べるといことはやりましたが、経済課のほうでね、それはやられました。だけど、一般的に全市内にある空き家というものについてはやれないと。

防災のほうですね、私、一般質問でもやりました、ブロック塀が転びそうというところについてもあるわけですけども、そういうのは防災としては直接的には調査するとかそういうこと調査するとかそういうことはなされないんでしょうか。

○安心安全課長

いたしておりません。

○中島委員

やる気がないということですか。

○安心安全課長

基本的にそういうことは考えておりません。

○中島委員

ブロック塀が壊れたら大変だという新潟地震の大きな教訓がありまして、植木などにかえたら補助金が出るというね、植栽の補助が現在もあります。ブロック塀はなるべく危ないものはかえてくださいという、そういう市の方針がありますよね。

防災にはそれがないと。防災関係では、そういう方針を持っていないということですね、今の話だと。それはちょっと問題ですよ。誰がそれをやるんですか、危ない塀は何とかしようというのは、担当いますか、そういう。危ないブロック塀は取りかえてもらいたいと。今そういう条例ありますよね。御存じないですか。

○安心安全課長

その条例の所轄ということで言えば都市計画課だと思っております。

○中島委員

あることは知っておりますよね。

○安心安全課長

はい。

○中島委員

そういう条例をつくった趣旨というのは、今言ったとおり新潟地震でブロック塀が倒れて避難する人たちがたくさん死んだんですよ、けがしたんですよ。ブロック塀が大変危険だということで議会で問題になって、それで植栽に取りかえたら補助金がつくという条例があります。

副市長、その条例は御存じですよ。

○清水副市長

いわゆる生け垣補助ですね、そういったものの存在は、もちろん承知しております。

○中島委員

それは趣旨はそういうことで条例が存在しているということですよ。それは危険を回避するよという目的でやったということなので、防災のほうもそういった避難路が危ないときにはどうするかいろいろやってきましたよね、防災計画の中で危険なところ、特に避難路の周辺で危険なところについては、壊すことも含めて支援するというようなこともありますよね。全然知らん顔されると、私、困るんだけど、そんな方針も何も記憶にございませんとしたら、ここは困りますよね。防災計画で危険な通路をどうするんですか、避難経路。

○安心安全課長

まず、避難路を今もやっていますけれども、地元の自主防災会で点検をしていただきます。危険な箇所をそちらのほうへ行かないように自分たちでマップづくりをするようなフィールドワークをしていきたいというふうにはお答えしております。

それから、先ほどの話で、ブロック塀ですけれども、危険だからという以前に保全をする義務というのは地主ですので、地主に相談があれば私どもは知らんというわけじゃなくて都市計画課を紹介した事例は何度かありますので、そういう意味で積極的にしていないというお答えをしたつもりです。

○中島委員

本会議で言ったんでここで言わなかったけど、住んでないんですよ、もう十何年も。その敷地のブロック塀が危ないという話で流れて聞いてるんですよ。それはどこにも責任もないし、我関せずという感じで、あれは環境課ではどうしようもないということで、危ないものは今度は防災だねって私は本会議でも言いましたけど、防災でどうするのかということも今後考えなければいけない。

自主防災へお願いするというのも、それは地域の方々が気がつく、そういった問題を取り上げていくということは避難路を考えるということは、当然のことだと。通学路も変えたわけですからね。危ないから通学路も変えましょうと言って変えたんですよ。

避難路としても危ないんでよね。もちろん避難路指定はしてないかもわかりませんが、ふだんでも危ないというところなので、そういう危険なところはなくしていくという大きな意味で空き家の対策をもう少し調査をしたり、もしそれで建てかえていただければ固定資産税はたくさん入ることにもなる、そういうことで何か空き家の問題をここでは税金を上げるための方策として考えてもいいんじゃないかということをおっしゃるわけですよ。その辺、ちょっと調査するとか、そういう関係、研究するとかそういうことはないでしょうか。国のほうでは、相当これを今、検討は始まっていますよね。

○総務部長

空き家という観点でいいますと建築のほうが所管をしております、空き家に関して今後の実態把握をした上でないと今後の市としての対応が検討し切れないという面がございます。

空き家と言ってもいろんな空き家がございます、今、中島委員が御指摘するようなケースもありますし、ただ何らかの御事情で人が住んでないだけの健全な建物たくさんございます。ですから、その実態を把握した上で、今後の知立市としてのありようを考えていこうということで、今年度建



築の所管、建設部のほうから我々のほうに御依頼がありまして、調査ということになりますと、非常な労力と費用もかかるということで、私どものほうの行政連絡員のほうは毎日少なくとも月に2回は全ての御家庭に広報を配るということで現場に出しております。

したがいまして、行政連絡員のほうで報告、詳細な報告はできませんけれども、行政連絡員が現場に実際に広報を配達する中で、そういったお宅があるかないか気づいたらそれをお知らせしてほしいと。

その知らせてほしい中のここは空き家じゃないだろうかと思われるところを行政連絡員のほうが、これは行政連絡員のほうに変に負担だとか責任を押しつけちゃいかんもんですから、気がついたら結構ですということで、それを建築課のほうに報告をして、それを建築課のほうに取りまとめをして、報告があったところは一軒一軒現場を確認をして、台帳的なものをつくって、こういったものが現在、知立市の中で、空き家という形の実態があるかということ把握をして今後検討をしようという作業は今、連絡しながら、私どもで協力できる範囲は協力して建築課のほうを中心に今、取り組んでおります。

○中島委員

総務部長がもっと早くそれをお話ししていただければよかったですよね。今、動いていると。誰が一番の責任者だなんて話、防災は知らないとかそういう話じゃなく、やっぱり縦割りだけでも、やはり総合的な目でそういう調査をしたり、対策を今度練っていくということは、とても必要だと思うんですよ、まちづくりという意味で。防災、防犯、火災いろんな問題がそこには潜むということなんですよ。ですから、そういった問題もしっかりと取り組んでもらいたいということです。

建築がまとめるわけですね、これからね。それはあなたたちの協力が今言った範囲と。建築課としては、それをまとめてどのようにするのかという全体の何かありますか、方向性は。

○清水副市長

今の問題ですけども、まず今、総務部長が言いましたけど、行政連絡員が目視で自分が担当している区域内で、多分何日も相当期間人が住んでる気配がないなというようなそういう感覚的なというか、そういう情報をとりあえず報告をいただくというような程度でございますので、そういった基本的には、まず市としてどういう施策を打つかということは、やっぱり空き家というもののまず定義をはっきりしないと、これはさっき税務課長が言いましたけども、こちらから見ていると1年、2年も住んでみえないけども、よくよく確認したら少し離れたところに地主がみえて、私、時々行って使ってますよみたいな話だとか、いろんなケースがあるので、どういうものにポイントを当てて市としてどういう施策がとれるか、先ほども出てましたように、1つの自治体としての方策としては、例えば固定資産税の6分の1減免みたいなそういう話を一定の期間そういうことをどうしようかとか、今、中島委員もおっしゃったように、そういう新しく建てかえたりだとか、新しい活用をしたときに市が一定の支援をするだとか、いろんなことも全国のいろんな先進事例はあると思います。

それからまた、国も大変これはストック計画の中では非常にもったいない話でございますから、そういうものを有効に活用するという視点で、いろいろ施策も考えてますし、また、国のほうでも、これは議員立法かどうかわかりませんが、法的な整備も今後行われるというようなことも聞いておりますので、そういったことも少しずつ情報を得ながら、市としても先ほど言いましたように、ほんとに空き家という定義をきちっと考えながら考えていきたいなというふうに思います。

今、ちょっと蛇足ですけども、いろいろ問題になっておりますのは、防災上の今の避難路の問題でありますとか、空き地の問題だとか、そういうことも空き家として結果としてのそういうことでありますので、まずはその前提のところをきちっとやれるようなそういった施策も大事ではないのかなと私自身は今考えているところでございま

す。

今後、具体的にそういった問題は、もっと一步踏み込んで市としても対応していきたいというふうに思っております。

○中島委員

ぜひ副市長が音頭をとるような感じで、いろんなところにかかわるのでね、それをまとめて、今度どうするのかと、税収アップにつながる施策はないのかと。補助金つけてということも含めて、損して得を取れという話もありますからね、そういったまちづくりの面もあるし、ぜひ総合的にちょっと調査して今後の方向ということで一度研究してもらいたいと。

国のほうも税金の関係で、ひょっとして踏み込んでくる可能性もあるということは言っておりますけれども、ぜひ今後の課題というふうにしていただきたいというふうに思います。

それから、市税全体では徴収率が上がっております。全体の税収も少し上がっているということでもあります。もちろん、どんどんという感じですが、徴収率を引き上げるそのいろんな手だてとしてどのように努力をされたのか、滞納整理機構、ここにも悪質な滞納者については送るというようなことで、この間やられてきていると。

いろいろと問題ありましたけどね。その問題でどのように今、推移してきたのかということをお聞きしたいわけですが、まず滞納機構に知立市のほうの指導から離れて向こうへ送るというその対象者について、そして、マックス110件という話、110件までが関係市がみんな向こうへ送る対象名簿をそろえて出していくと、こういうようなお話ですけれども、その対象者、そして、110件なければならぬのか、マックスだからそれ以下でももちろんいいのか、どういうふうに推移をしてきたのか伺います。

○税務課長

お尋ねの西三河地方税滞納整理機構でございます。西三河滞納整理機構です、平成23年からことして4年目というような形になっております。毎年6市プラス県で構成されておる任意団体とい

うような形をとっておるわけですが、毎年今、中島委員おっしゃったとおり110件の上限で送っております。マックスが110件ということで、それ以下でも当然いいわけですが、毎年必ず110件実際には送っておるのが現状でございます。

どのような方かといいますと、基本的に市県民税の滞納のある方、これは県の職員もきておるといようなことで、市県民税の滞納がある方、当然その方が固定資産税等々未納があれば、それも一緒に引き受けてやっていただくといようなことで、本税が50万円以上の滞納のある方で、市のほうの呼びかけに余り応えていただけないような方を中心に110件をチョイスをしまして毎年送っておるといようなことでございます。

それと、推移なんですけれども、ちょっと平成23年度からどのような形になっておるかというのは私は承知をしておりますけれども、平成25年度について申しますと、滞納本税額が1億2,552万円余のものを送った結果、6,449万116円の回収、収入があったといようなことで、52.2%の徴収率と。それも大口の滞納者からその52%を取っておるといようなことで、非常に優秀な任意団体だと思っております。

何よりも大きいのは、知立市から1名必ず毎年送っておりますので、その方が帰ってきてからまた滞納整理について中心となってこちらの市のほうで活躍をしていただけるといのが一番のメリットかなといふふうに考えております。

以上でございます。

○中島委員

110人送って金額も出ましたね、滞納。これは本税と延滞料と合わせてということですかね。

○税務課長

ただいま申しました1億2,500万円余といのは、本税のみの金額でございます。

以上でございます。

○中島委員

本税のみということ、延滞料を含めるともつとすごい金額だといふ、そういうことですよ。

52.2%というのは、その本税と延滞料を含めた全体金額の中の52.2%ということによろしいんですか。

○税務課長

あくまでも本税、それから、その本税の収入額ですね、実際に収入になった金額、これの徴収率が52.2%ということでございます。

○中島委員

ということは、まだ延滞料はどっさり残ってる。もう少しまとめて答えてください。

○税務課長

延滞金につきましては、本税とは別に諸収入として収入されますものですから、例えば過年度の分の延滞金をこの西三河地方税滞納整理機構のほうで1年間でどれだけ徴収したかということについては、申しわけないです、今、私、資料持っておりませんので、もし必要であれば持って来させていただきますので。

○中島委員

本税よりも延滞金のほうが3倍、4倍と膨らんじゃってるような滞納者の実態ですよ。延滞金のほうがうんと大きい。かつての14.6%という利率でかかっているわけですから、本税よりもずっと大きくなっていくということだと、それも含めてどういうふうな回収だったのかなということが私は一応知りたいなと思っておりますので、またわかれば教えてください。

送りますけど、1年110人のマックスということでちょっぴり送ってきたと。この方たちは、1年たったら戻るといふ何かルールがあるんですか。また、市が直接指導する対象にしたり、なくなればもちろんもういいわけですけども、まだ残ってるという場合の滞納機構とのやりとりは、1人の客体についてどうなるかということは。

○税務課長

1年で110件送ります。当然、徴収率を見ても52.2%ということで、あとの47.8%の方は徴収ができてないわけでございます。一応その方たちは、また一旦戻ってきまして、その中からまた引き続き送ったほうがいい人、別の新規の人合わせてま

た翌年度110人送るといふような形であると思っております。

それから、先ほどの本税と延滞金の関係なんですけれども、基本的に税と名のつくものについては延滞金が発生するものですから、本税からまず先に返済をさせるというのが原則としております。確かに本税が残ってるうちは延滞金がかかってしまうんですけども、延滞金の過年度の分について、本税がなくなれば、その延滞金について延滞金がつくわけではございませんので、まずは指導といたしましては、本税の完納を目指してやっております。あとで資力があれば、その延滞金のほうを返していただくといふような形で進めております。

以上でございます。

○中島委員

そうすると、残った47.8%の人も含めて、新たに翌年110人を選出して、変な意味ですけど、選出というのね、選んで滞納機構に指導してもらおうということになるわけですね。

これは、市の指導とどう違うんですかね。成果が大きいんですかね。それはどうなんですかね。

○税務課長

もちろん、うちのほうから市の職員を派遣して勉強させておるといふことを見ましても、それはやはり優秀ではあるかと思えます。

ただ、全体的に例えば差し押さえをしたりそういった件数というのは、あくまでも知立市から1人、碧南市から1人ということで各市町から6人行っておるわけですけども、その1人が知立市の分の滞納整理を中心的にやりますので、市のほうで7人、8人の徴収の係がございますものですから、全体として見れば、もちろん金額等も含めまして市のほうで直接徴収するほうが多いんですけども、ただ、悪質と言っはいけないですけども、一応50万円以上の滞納者について積極的に集中的に県の助言もいただきながらやるということで徴収の成果を上げておるといふことで思っております。

以上でございます。

○中島委員

滞納の方からいたしますと大変厳しいということがこの間ずっと言われてきまして、なかなか相談ではないんだと、納税相談ではないんだよというぐらいの私、困ったなという話は一切ないと。どうやって返すのかという大変厳しいそこに集中した指導がされるというようなことで、ある意味それは仕方がない悪質な人についてはそういうことが必要かもわからないけども、ほんとに困っている人からすると困っちゃうわけですよ。

その辺は私は今までも苦言を呈してきたわけですが、そういった結果、差し押さえというのも滞納整理機構の指導中でこの方は差し押さえをするぞということの決定も行ってきたのでしょうか。それは知立市の職員がいれば、市長名でやれますからね、滞納整理機構の中で110人の指導していますよね。その中で差し押さえというのがどのぐらいの件数があつたんでしょうか、この滞納整理機構へ行って。

○税務課長

本日、委員会のほうに提出させていただきました資料、差し押さえ一覧表ということで、平成25年度の知立市の差し押さえ件数が381件というような形になっております。

今、中島委員おっしゃられたとおり、その差し押さえをするには、当然知立市長名で差し押さえをするものですから、この381件の中に西三河滞納整理機構が差し押さえた件数も入っております。

ただ、その区分けということは基本的にはしてないものですから、この381件のうち何件が西三河滞納整理機構が押さえた件数かということは何件単位までははっきりは言えないんですが、聞いたところでは、この381件のうちの30件程度だというようなことで話は聞いております。

以上でございます。

○川合委員長

ここで予算・決算運営要綱第6条第2項及び第3項の規定に基づき、会議時間の延長または予備日での開催についてお諮りします。委員の皆さんの御意見をお願いします。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後4時52分

---

再開 午後4時52分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日は、時間を延長せず予備日において開催するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

それでは、質疑の途中ですが、会議終了時間となりました。本分科会は9月24日水曜日午前10時より正午までの2時間で第1委員会室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。

以上で、企画文教分科会を散会いたします。

午後4時54分散会

---



## 平成26年知立市議会 9月定例会予算・決算委員会 市民福祉分科会

1. 招集年月日 平成26年9月19日（金） 市民福祉委員会終了後

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（7名）

杉山 千春	三宅 守人	高木千恵子	永田 起也
稲垣 達雄	佐藤 修	石川 信生	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
福祉子ども部長	成瀬 達美	福祉課長	長谷 嘉之
子ども課長	星野 主税	保険健康部長	加藤 初
長寿介護課長	中村 明広	国保医療課長	正木 徹
健康増進課長	清水 弘一	市民部長	山口 義勝
市民課長	稲垣 利之	経済課長	早川 晋
環境課長	高木 勝		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	島津 博史	議事課長	横井 宏和
議事係長	近藤 克好	議事係	野々山英里

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

### 事 件 名

議案第53号 平成26年度知立市一般会計補正予算（第3号）  
議案第54号 平成26年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第56号 平成26年度知立市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第57号 平成26年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
認定第1号 平成25年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第2号 平成25年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第5号 平成25年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第6号 平成25年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

午後3時03分開会

○稲垣委員長

ただいまから予算・決算委員会市民福祉分科会を開会します。

本分科会の所管とされました審査案件は8件、すなわち議案第53号、議案第54号、議案第56号、議案第57号、認定第1号、認定第2号、認定第5号、認定第6号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第53号 平成26年度知立市一般会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

補正予算の23ページ、3款2項3目005、市立保育園運営事業からのうち、民間保育所運営費補助金ですけど、この運営補助金の中身を教えてください。

○子ども課長

今回の民間保育所運営費補助金といいますのは、民間保育所に対する人件費の補助でございます。補助というのは、民間保育所には委託料というのがございまして、その委託料という中にも人件費が入っておりますが、それで足りない部分というのをこちらのほうで補助という形で行っております。

○高木委員

非常に今回、高額なような気がするんですね。当初3,756万1,000円、そして今度4,900万円ということで、例年にない額なんですけれども、それはどうしてでしょうか。

○子ども課長

額については、要求している私も、これだけいくというのが当初の数字から正直驚いておりますけれども、これは例年、この補助金のほうの予算につきましても、当初予算、大体この時期ぐらいに例年作成しておりますので、翌年度の入所申し込みだとか、それから職員の人員配置、そういったものがまだ確定しておりません。その段階で翌年度要求ということで、例年、予算要求をする年度、

作成する年度ですね。例えば、来年度の予算でしたら、今年度、平成26年度の予算の見込みを立てて、来年度要求のほうにしておるといような状況がございまして、それで実際に今年度に入りまして、園からの補助金のほうの交付申請をいただきましたが、その内容を精査して、それが正しいものであるということが確認できた上で、金額を確認しますと、今回、補正のほうでお願いいたします4,986万2,000円という額が不足するということがわかりまして、ただ、もともとの当初予算が3,700万円余という形になっておりますので、ちょっと12月補正まではなかなか待てないということがありまして、9月補正で出ささせていただきました。

○高木委員

見込みが当初予算で、今度は平成27年度を出されるわけなんですけれども、平成24年度は、あわせましても4,000万円ぐらいなんです。平成24年度、平成25年度、5,000万円ぐらいなんです。平成25年度は。平成26年度に関しては、一気に8,000万円までいっているということは、いかにも多くはないでしょうか。これで精査をされたというのなら仕方がないんですけれども、よほど利用されている子供さんの数が多いとか、そういうことでこのような委託料というか、補助金、運営費がふえたのか、その辺のところをもうちょっとわかりやすく説明してください。

○子ども課長

今回、先ほど申しましたように、委託料の中にも人件費が含まれておるということで、それをマイナスした部分がこちらになっておるという形の計算になっておるんですが、まず人件費、これの出し方としましては、まず正規保育士の人件費、それと臨時職員のほうの人件費というのを出しまして、そこから委託料に入っている人件費の部分を差し引いた形の金額が算出計算になっております。

それで、各園のほうを見ますと、正規が少しずつふえてる部分と、逆に臨時職員が少し減っているというところで、人件費の部分が全体としてふ

えている中で、委託料に含める人件費部分、そちらのほうが少なくなっているということがございます。なぜ少なくなっているかという、年間延べ児童数ということで、月ごとに、年齢ごとに計算の単価がございまして、それを積み上げるという形なんですけども、そちらのほうが減っておるとい形でございます。減っているところが、比較的年齢の小さいところなんですけど、そちらのほうが、保育の単価自体が高いということになりました、そちらが減っております。

○高木委員

当初予算を見ますと、やはり委託料ということ書かれているんですよ。委託料というのが出ているものですから、今のお話で委託料というのは、今のお話を聞いていると、民間保育所の運営費という補助金の中にも委託料が入っているよという話でした。今、そうやって言われて、今までですと、当初予算が出されて、それに民間保育所の運営費補助金というのは、大体何100万円という1,000万円以下のお金で、もちろん400万円とか500万円のお金だったんですけど、今回だけはこんなにも大きくなったということは、今説明があったんですよ。そうなってくると、委託料そのものが、今度は県からの委託料というのが減ってくるのか。これ、みんな一般財源から出ているお金なんですよ。それは、委託料というのは、今のお話だと、県からのお金が来たりするの、とりあえず一般財源から出しましょうと、そういうことでこんなふうになっている。しかしながら、毎年度よりも3,000万円ぐらい多いよということが私は言いたいんですけど、それでもこれはそうなるんだよと、民間保育園はこれぐらいお金がかかるんだよという、そんなふうな解釈をすればいいのか、その辺がもうちょっとわかりやすく、金額の大きくなった部分を、毎年よりも本当に何千万も大きくなっているというのは、何かいかにもちょっと不思議なものですから、もう一遍わかりやすく説明してください。

○子ども課長

ちょっとわかりにくくて大変申しわけございま

せん。

委託料につきましては、市のほうから園のほうに委託料として保育単価で計算したものをお支払いするという形なんですけど、これについては、国庫補助が2分の1、県の補助4分の1、残りが市というものがございます。

年間延べ児童数というところで見ますと、例えば入所時期、今、知立市の場合ですと、育児休暇で復帰される方の予約というものが、年度当初にもう既に確定する形で、一斉申し込みの段階で受け付けをしております。そうした方が4月初から入らずに、10月だとか、11月、12月に入ったりすると、そういうようなこともございます。そうすると、4月初から入りますと、1人のお子さんで見ると、延べ数では12人になるんですけど、12月ぐらいに仮に入るとしますと、延べ数としては4人になってしまうんですね。トータルで、最終的に実質的な子供さんの人数がほぼ同じであったとしても、実際の延べ数でカウントする部分で、小さいお子さんが今年度は減っているのかなと思います。その関係で、委託料そのものの額のほうが減っているというふうに感じます。ですので、当然、さっきおっしゃられたように、国庫補助等、そういったものも、もとになる委託料の額が小さくなっていますので、減ってまいります。

○高木委員

国庫補助とか委託料が減っているから、今の運営費補助金というのが多くなったよと、そういうことでよろしいでしょうか。

○子ども課長

まず、総額の人件費がふえていて、また、差し引きする側の委託料に含める人件費の部分が少なくなっているということで、その差が大きくなっているということでございます。

○高木委員

先ほどボックスのほうに入っておりましたけども、平成27年度の予算が出るということなんですけど、そうすると今度、民間保育所運営費補助金というのは幾らぐらいの予算を見込まれるのでしょうか。平成27年度。



○子ども課長

例年のやり方ですと、今回補正をお願いした数字とあわせて8,742万3,000円ほどになるかと思いますが、そちらの額を例年要求させていただく形になるんですが、来年度については、またその辺が予算要求の中で、この辺は変わるかもしれません。

○高木委員

委員長、もう一つだけ済みません。

今までは、大体約4,000万円の予算要求であったものが、今のお話ですと、来年度は一応8,000万円を要求するよと。だけど、どうなるかわからないというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○子ども課長

当初予算につきましては、総額をそのまま財政協議の中でいくのかどうかというのは、私どもの要求としては、例年のやり方でいけば、この8,700万円余というのを当初予算への要求という形でさせていただくことになるんですけども、財政協議の中で、予算編成の中で、その辺がもしかしたら減という形が変わってくるかもしれません。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。

これで自由討議を終わります。

議案第54号 平成26年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

1点だけお知らせください。

今回、繰越金を受けて、基金に積み立て9,400万円と、こういう形になりましたけど、現在高が

どれぐらいあって、今後、寒い冬に向かって、年度末に向かって医療費の伸び等を含めて、基金残高の見込みも、現在の残高と年度末の見込みについて、推計ができていましたら、お知らせください。その1点だけです。

○国保医療課長

平成25年度末現在で、5億9,000万円余の基金残高がございました。今回の補正で、9,400万円余の基金積立金ということで上げさせていただきましたので、あわせて6億9,000万円ほどに基金残高はなるわけでございますけども、年度末ではございますが、基金の取り崩しを2億2,000万円余行う予定でございますので、その差額4億6,000万円余が基金として残るといような見込みでございます。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。

これで自由討議を終わります。

議案第56号 平成26年度知立市介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

1点だけ。

先ほどの国保と同じで、今回も基金の積み立てと、こういう形になりました。それで、現在の基金高と、年度末に向けてどれぐらいの基金高になって、第6期のほうにどれぐらい引き継ぎがされるのかなど。その点だけでよろしいです。

○長寿介護課長

平成25年度末の残高といたしましては、9,446万1,110円、今年度取り崩し額が5,000万円予定しております。それから、積立金としましては、当

初予算で16万4,381円と、今回の補正予算で2,254万6,115円を積み立てをすると。その結果、末残高が6,717万2,106円ということになります。

第6期の計画の中では、本当は前回、前々回は基金の取り崩しを1億円ずつ、それぞれ見込んで計画をしておりました。今回もそういった形できたらいいなという思いはあるわけですが、いかんせん6,700万円しかございませんので、この中で、できるだけやっていくしかないのかなというふうに考えております。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。

これで自由討議を終わります。

議案第57号 平成26年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。

これで自由討議を終わります。

認定第1号 平成25年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

主要成果報告書の54ページ、住民基本台帳届出件数というところに、項目の一番下なんですけど、

職権記載等修正ということで、これは一体何をするというか、ここの下に書かれておりますけれども、特に番地修正等、どんなようなことが簡単に説明してください。

○市民課長

番地修正につきましては、こちらのほうは、八橋東部土地区画整理事業が終了いたしましたので、それに伴う番地の変更でございます。

あと、職権削除につきましては、実態調査に何うわけなんですけど、実際、そこには住民票を置いてあっても住んでいないという方が中にはみえますので、その方につきましては、実際に居住していないということを確認した上で、職権削除ということでやらせていただいております。

あと、転出取り消しにつきましては、一応初め転出するという予定はあったんですが、それがちょっと何らかの事情で転出の取りやめということで、一応それが転出取り消しということになります。

あと、その他の項目修正等でございますが、これにつきましては、主な内訳としましては、出生届出ですとか、あと死亡届出ですとか、あと届出の修正ですとか、ほかにもいろいろあるわけなんですけど、そのようなものを合計しまして、その他項目修正等ということになっております。

以上でございます。

○高木委員

この件数ですけれども、4,910件ですけれども、昨年度は33件なんですね。この差は一体何だったかなということをお聞きしたいんですけども。

○市民課長

これにつきましては、大変申しわけなかったんですけど、こちらのほうにつきましては、拾い誤りと言うんですか、勘違いしておまして、こちらのほうにつきましては職権削除のみを去年拾って、そのまま数値として上げさせていただきまして、実際には今回4,911件ということで上げさせていただいておりますが、実際は33件ではないというようなことで、ちょっと今回見ましたら、判

明いたしましたので、まことに申しわけありませんが、そういうことでございます。

○高木委員

ということは、去年もっと多かったということですかね。そうすると、去年の33件というのは、もうちょっと多かったということですか。何件だったんでしょうか。

○市民課長

済みません。去年の件数をことしの件数に当てはめると、4,738件です。申しわけありませんでした。33件というのは大きな間違いです。

○高木委員

以前、広報に戸籍を抹消しますよということで、名前が掲載されていたことがありますけども、そのことも職権消除ということと同じようなことなのか、全く違うものなのか。

○市民課長

以前は広報等に上げさせていただいておりましたが、やっぱり個人情報保護の関係がありますので、この職権消除と同じ意味でございます。ですから、最近につきましては、広報等には一応掲載はしておりません。

以上です。

○高木委員

抹消ということなんですけれども、いろんな問題で戸籍を抜く方、今、DVの問題とかありますけれども、その方が、例えば知立市を黙って出て行かれたと。そうして、次にどこかへ住まれるけれども、戸籍を市役所等に届けなかったというような場合があつて、以前、戸籍のない、子供さんもありますし、餓死した事例もありましたけれども、こういう職権消除ということで、後で何か、ほかの県にこの人たちを抹消しますよとか、どこか報告というか、この人たちはもう知立市にはいないけれども、どこかへ行かれましたよというようなことで、登録とか何かそういうようなシステムはありますか。

○市民課長

そういう方たちを登録というシステムはないんですが、一応、文書をお出ししまして、実際に住

んでいなければ、そのまま帰ってこないものから。あと、既に違う方がアパートなりに住んでみえるということが、一応こちらも実態に調査に行きまして、判明いたしますので、その辺は調査させていただいて、そのように処理をさせていただいているというような現状でございます。

○高木委員

何かとても死亡とか、学校に通えなくて死んでしまったりとか、いろんなニュースがあるものですから、なかなか難しいことだなと思うんですけども、今年度、急に多くなったんじゃないんですけど、今までこんなふうにあつたんだなということで。しかしながら、抹消されてしまったと、それは自分の意思ではなくて、いろんな事情があつたということになってしまった場合には、どこかこういう形をうまくフォローできるようなシステムがあるといいなと思うんですけども、この辺、市長はどのように考えられますでしょうか。

○林市長

今、高木委員がおっしゃったこともわかるわけでありまして、心配なのは、例えば子供が学校も行かないというか、子供自体の存在がこの社会から忘れられるというのが心配で、その辺については、要保護児童ネットワーク協議会というのがございまして、そこでも確認したんですけども、私どもは、子供が生まれてから未就学児の行き先、また学校へ、そこら辺の連絡は非常に密になっていまして、私どもは現在ゼロということで確認をさせていただいておまして、子供についてはそういった問題、全国的にはそういう問題もあるんですけど、知立市はないというふうに考えております。

○高木委員

全国的によろしくお願ひしたいなというふうに思います。

続きまして、71ページの8目の国民年金費ということで、ここに81万7,406円というお金がかかっておりますけれども、一体これほどに、先年度よりも282.0%増というふうになっておりますけれども、一体これは何なのか、ちょっと御説明くだ

さい。

○国保医療課長

高木委員が言われますように、昨年度は21万円余ということで、今回は81万7,000円ということで決算されておりますけれども、こちらのほうは、平成25年度につきましては、この科目の中で、国民年金のシステム改修を行ったと。これは、もちろん全て国庫補助でやっておる改修でございますけれども、この部分で、ここの中の内訳としてはここには載せてございませんけれども、77万1,750円というものをシステム改修のためにここで使ったということで、今回ふえたほとんどの中身がこの部分でございます。

○高木委員

こんなふうだよということで、民生費、28ページの2目の一番下のところで、国民年金事務費ということで、委託金ということでここに入っておりますね、1,452万4,655円というのが入っている、これとは全く関係のないということでしょうか。今のシステム改修というのは全然別物ということで考えていくのか、このお金がそれに充当されるんですか。

○国保医療課長

28ページのほうで、歳入ということで国民年金、1,452万4,655円ということで決算されておりますけれども、これは事務を行う人件費ですとか、こういうもろもろの事務費ですとかも含めましたトータルでございまして、この中から国民年金分としては、先ほどの81万7,000円を支出しておりますので、ここには含んでおります。

○高木委員

このお金というのは一体何かというふうに思ったんですが、システム改修というのは、ここに別枠でお金が出てきていると。ほかのところにも、まだシステム改修ということで、いろいろな障がい者等のこととか出てきているけども、そことは別枠でこうやって出されているというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○国保医療課長

これは、知立市の事業として、これは国の事業

でございますので、あくまでこれは国民年金の需給状況、これは社会保険、年金機構のほうからいただいた資料をこのまま勘考してここに載せさせていただきますいております。

○高木委員

続いて、76ページの一番下なんですけれども、生活保護費扶助事業というところで、医療扶助費と、そして介護扶助費とが非常に先年度より多くなっておるようなんですけど、この辺のちょっと御所見をお聞かせください。

○福祉課長

生活保護の扶助費ですが、医療扶助については、平成25年決算で3億4,374万2,808円でございます。平成24年が3億2,088万8,208円でございますので、大幅に、簡単に言えば、医療扶助が増加しております。

あともう一つ、介護扶助なんですけど、これも平成25年度決算が2,330万2,979円で、平成24年が1,998万4,114円ですので、高木委員が指摘されるように、医療扶助、介護扶助とも増加しております。これについては、高齢者の世帯は平成25年134世帯、平成24年135世帯とほとんど変わりがないんですけども、やはり高齢化が進んでおりまして、医療費に係る金額及び介護保険の使う金額が増加しているという傾向は出ております。

○高木委員

高齢者が多くなってるということで、このようになっていますよということで、特に私が思いますのは、介護を受ける生活保護者の方が、延べ人数でいきますと、前年度の倍以上になりました。内容としては、介護保険と同じようなものを使っているよということなんですけども、実態としては、144名中、何名の方が介護保険を使ってみえるのでしょうか。

○福祉課長

平成25年の実数は、40名の方が介護保険のサービスを受けていらっしゃいます。

○高木委員

144名中40名の方が介護保険を使ってみえるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○福祉課長

済みません。平成25年度は、42名の方が介護保険を使ってるんですが、ここに掲載されている数字は、1人の方が複数の介護サービスを受けた場合は、それぞれ数字がカウントされてきますので、一例でいきますと、ホームヘルプサービスを受けたりだとか、デイサービスも受けるという形で、二つ以上のサービスを1名の方が受けられるので、それがそれぞれカウントした数字が今回、載せさせてもらっている数字でございますので、多くなっているという形になります。

○高木委員

144名で42名の方というと、とても多いということですね。多いという言い方はちょっと変ですけども、3人に1人の方が受けているということになってきます。となると、今、介護保険のほうを見ると、高齢者のうち約13%という言葉がこの前の介護の本のほうに載ってございましたけど、13%と思うと、これは30%以上になってきちゃうんですね。介護を受けないように、生活保護の方たちには何か特別な指導とかを考えてみえますでしょうか。

○福祉課長

65歳以上の方で、介護保険を使われるというケースにおいては、ケアマネジャーとうちのケースワーカーとでの見守り体制、ネットワークをつくるんですけれども、その介護になる前という方に対しては、特別には運動しなさいだとかということは厳しくは指導しておりません。

○高木委員

生活保護の方であろうが、一般の高齢者と同じように高齢者サロンを使い、元気な高齢者になってもらわなきゃいけないというのが知立市の目指すところですので、何とか連れ出していただけるように、そんなようなことはできませんでしょうか。

○福祉課長

65歳以上になりますと、訪問が大体4カ月に1回から半年に1回という形になりますけれども、その中で生活実態等を聞き出して、できるだけ運

動をするような形のものが必要かなと思いますので、よろしくをお願いします。

○高木委員

本当によろしくをお願いします。

次に、79ページ、一番上の、今問題というか、新聞にも載ってございましたけれども、子宮頸がんワクチンの話ですけれども、この数字は、これは6月14日で勧奨をやめましたよと、知立市も積極的に進めていませんよということなんですけども、この数字というのを、6月14日で切って数字を教えてください。

○健康増進課長

積極的勧奨が中止になった後に打たれた方は、延べで37人になっております。

○高木委員

その言い方はちょっと。全員で何人受けたかも、実際にこれはわからないんですね。接種が1回目、2回目、3回目で52人、21人、51人となっているんですね。今、37人とおっしゃったのは、何の数字かちょっとわからないものですから、もうちょっと細かくお願いいたします。

○健康増進課長

こちらのほうに載っております、足していただくと124人ということになると思うんですが、これは実は延べでして、子宮頸がんワクチンは3回接種になっておりますので、同じ方がここで数字がカウントされてくるということがありまして、実人数で言うと、96人ということになります。その中で、積極的な勧奨が中止されて以降打たれた数が延べで37人、実人数では27人ということになります。

○高木委員

打たれた27人なんですけど、それは3回目に打たれたんですか。3回目で、もうこれで終わるから、私は今まで2回接種しても異常なかったから打つわとか、1回打って異常がなかったから打つわとか、そういうことが聞きたかったんですけれども、初めてそこで打たれたのかということをちょっとお聞きしたかったんですけども、だから、その辺の数字は出ておりませんか。

○健康増進課長

初めて打たれた方は、ほとんどいないと記憶しております。たしか3名だったと思いますが、確認はまたいたしますが、ほとんどの方が2回目、3回目の方です。

○高木委員

知立市もホームページのほうでわかりやすいパンフレットを掲載してみえて、よくわかっていいんですけども、現在、今そうでしょうけど、この平成26年度はどんなふうになっているんでしょうか。

○健康増進課長

平成26年度について、接種された方は2名です。

○高木委員

2名の方、病院のほうにワクチンは、もうすぐ最初買ってあったと思うんですけども、2名ということで、病院というのは、予約して行かなくても前はいいみたいなことだったんですけども、今現在はどんなふうになっているんでしょうか。

○健康増進課長

ちょっと病院のことは、実は詳しくわからないんですが、そういうところがたくさんみえる方は、予約なしでということで、普通の病院は、結構予約して取り寄せられていたと思います。

○高木委員

実際の話、今2名しかないよということになってきますと、今後どんなふうを考えるのかなというふうに思うんですけども、国のほうは、もう既にこれはわからないみたいなこと、脳のほうに炎症があるよというようなことが出ているんですけども、市のほうも、国の方針に従ってずっと継続されていくんですけど、医師会のほうからは、何かそのような話はありますか。

○健康増進課長

医師会のほうは、正式な決定というのはございません。ただし、医師の方は、余り打ちたくないなということは、医師懇談会等では言われております。

○高木委員

医者が打ちたくないなというような形で打って

もらうのも、何かとても不安があるものですから、その辺で、地域で何かいい話し合いがされるといいなというふうに、もうちょっと大きい組織で子供たちの健康のために役立てた子宮頸がんワクチンになるといいなと思いますので、よろしく御検討ください。お願いいたします。

次に、88ページ、一番下なんですけど、これも。不燃物処理場の区分のところ、不燃物処理場受付等管理委託ということで、1,446万6,900円が出ておりますけども、これは内容をお聞かせください。

○環境課長

ここに出させていただいておりますのは、シルバーが不燃物処理場の受付をやっております。その分別の指導及び整理等です。それに加えて、場内の整備、いわゆる第1不燃から第2不燃までの搬送だとか草刈り業務、そういったものも含まれております。

○高木委員

平成24年度、991万2,000円という決算だったのにもかかわらず、今年度はこのように多くなっておりますけども、この455万4,900円の値上げというか、増加の内容を詳しく教えてください。

○環境課長

平成24年度につきましては、実は平成24年度の主要成果報告書、2目塵芥処理費の中のごみ収集事業、この中に不燃物処理場の管理というものが実は誤って入っておりました。この部分を今回、正しく不燃物処理場の維持管理事業のほうに加えていただきました。要は、昨年度の不燃物処理場管理委託の金額は、いわゆるシルバーのほうだけという金額でございましたので、済みません、第1から第2に運ぶなり、除草だとか、そういったものが不燃物処理場管理委託業務、こちらのほうが含まれておらなかったということでございます。

○高木委員

450万円変わってきて、これは去年はこうだったよというような今のお話ですけども、私のほうは実際に見まして、昨年度と比較しましたら、

草刈りで500万円もかかるのというふうに、ただ単純に思ったんですけれども、利用率、シルバーがやっけてくださるんですが、この不燃物処理場、何人ぐらいの方が利用されているのか。本当に365日に近いぐらいの日数をあけてくださるんですけれども、一体何人ぐらいの方が利用されるか、その数字は出ておりますでしょうか。

○環境課長

大まかな数字で恐縮ですが、平成24年度が7万5,000人程度で、平成25年度が8万人ということでございます。

○高木委員

清掃事業概要のほうに載っておりますか、私、どこかにこの数字が載っているのかなというふうになんと自分でも見てみたんですけども、たくさんの方が利用されて、とても親切にシルバーがやっけてくださってありがたいです。またこれからも、市民サービスのほうをしっかりとやっていただきたいと思います。

次に、94ページの補助金のところで、012の街路灯等電灯料補助事業ということでお聞きします。

この一番上の項目なんですけれども、知立市商工会のほうの金額なんですけれども、昨年度よりもほぼ倍になっておりますけれども、このわけをお聞かせください。

○経済課長

こちらのほう、商業団体等事業費補助金交付要綱に基づきまして、知立市商工会のほうに電灯料の補助をさせていただいております。

こちらにつきましては、昨年の平成25年4月1日に要綱改正を行いまして、街路灯1基あたりにつきまして、ワット数に応じた定額補助をしておりますものを支払った電灯料に対しての定額補助ということに改定をいたしました。今までおおむね、平均24.4%の補助率でございましたのを、この改定によりまして、40%ぐらいの改正になりましたことによりまして、昨年、平成24年度に比べまして、補助額が増額したということでございます。

○高木委員

この電灯料で327万5,000円と、三つの、銀座商店街、中央通り等ありますけれども、この補助金、40%だよという話だったんですけど、全部これは知立市が40%を払うのか、どこからか補助金があって40%になるのか、その辺をお聞かせください。

○経済課長

こちらのほうの電灯料補助につきましては、市単独の補助となっておりますので、よろしく願いいたします。

○高木委員

市内にある防犯灯もですけど、LED化は全体的にどうか、LED化は進んでおりますでしょうか。

○経済課長

LED化につきましては、次の補助金のほうの013の街路灯等整備費補助事業のほうで行っております。こちらにつきましては、昨年、平成25年度につきましては、八橋発展会のほうと新地南発展会の街路灯につきましてLED化を行わさせていただきました。

○高木委員

知立市内全てをLED化ということで進めていくと言われておりますけれども、商工会のほうの商店街の街路灯もそのような予定でしょうか。何か予定はありますでしょうか。

○経済課長

今年度、平成26年度につきましても、LED化を現在進めております。ほかの商店街のほうにつきましてもLED化を進めまして、こちらにつきましては、国の補助金と、また県の補助金等を使いまして、今後進めてまいりたいと思っております。

○高木委員

一つだけ、これだけの高額な街路灯の電灯料の補助をしてみえます知立市、電灯料はそんなに、1灯につき幾らというふうには計算はされていないと思います。そうやってお聞きしておりますけれども、一日じゅうついているところがあるんですね。商店の街路灯というのは、意外に三つぐらいついているんですよ、格好よく。それなんですけど、ずっとつきっ放しというのが、幾ら中電

のほうから請求が来なくても、やっぱりこれは市民としては、何であんなに電気がついとるんだろうなと思いますので、その辺のところはちょっと知立市としても指導というか、管理というか何か、あそこ、ちょっとついとるで、いかんじゃないかなというぐらいのことは指導、そういうことを言っていただけませんか。

○経済課長

私どものほうも補助を出している以上は、やはり昼間についているのはまずいと思いますので、こちらにつきましては、商工会を通しまして、また御指導させていただきたいと思っております。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

それでは、お聞かせください。

58ページに社会福祉総務費がありますけれども、ここには民生委員の報償費については載っていないわけですが、決算書のほうには、132ページに523万4,833円、不用額が571万6,700円、ちょっと不正解ですが、載っていますけれども、以前も民生委員の報償費について、一旦互助会のほうでプールをさせているとか、そういう問題がありまして、その後どのような形で是正をされてきたのか、その辺についてお聞かせを願いたい。

○福祉課長

民生委員については、協議会会計、互助会会計という形で二つの会計を持っておりました。12月1日から新しい役員に変わしまして、そこで協議をしていただいて、平成26年4月からは、歳入歳出を明らかにしてもらおうという形で、報償費については本人にお渡しするという形をとらせていただきました。協議会会計については、市からのお金、国からのお金等を使って協議会運営をしていくと。互助会会計については、それぞれ民生委員の方から会費をいただきまして、それをもとに運営をしていくという形に切りかえさせていただいております。研修費については、親睦会の旅行については、ことは日帰り旅行という形で、参加される方が参加費を負担していくという形にな

っておりますので、昨年度指摘がございました点については、新しい役員の方と協議させていただいて、大幅に見直しをさせていただきました。

以上です。

○佐藤委員

もう1点、平成26年度の何月から新しい委員になられて、この対応をされたということですけど、ちょっと時期をお教えてください。

○福祉課長

改選が12月1日ですので、それから協議を重ねさせていただいて、平成26年4月が会計のちょうど切りかえですので、平成26年4月からは新しいそういう制度だということに進めさせていただきました。

○佐藤委員

是正されて本人に、互助会に入るのではなくて、直接渡すと、その原則が改善された。そして、従前は旅行についても、プールしたお金の中であるということがありましたけれども、参加者の実費負担というような形になったということは結構だと思うんですけども。

それで、もう一つは、以前の民生委員会協議会の会計の中に、互助会のプールしたお金を互助会から繰入金という形でやられていたという点では、民生委員報償費は直接、今、そちらのほうで入っていくことになったわけですが、そもそもは収入が活動に対して少なかったのではないかなというようなこともあったと思うんですけども、その点で、県からと市からが主な財源になるわけですけど、社協もありますけれども、その点で、補助金の増額等が図られたのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○福祉課長

平成26年4月の予算では、増額をしていただきました。それで今、平成26年度から新しい会計で今運営させていただいております。

以上です。

○稲垣委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時59分



再開 午後4時09分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○健康増進課長

先ほど高木委員より御質問のありました子宮頸がんワクチン接種回数の内訳の件ですが、1回目が3名、2回目が15名、3回目が19名ということですのでよろしくお願いいたします。

○福祉課長

民生委員補助金ですが、平成25年が34万4,000円、平成26年が75万6,000円で、対前年比41万2,000円の増をしていただきました。

○佐藤委員

そうすると、以前は互助会会計の中で、民生委員の任務である県外研修等はそうした補助金の増額で、民生委員協議会の会計の中で処理をされると、そんな形で改善をされたのか。先ほどの旅行は、旅行として参加する方たちは実費というのはわかりますけど、任務として、仕事として行う県外研修等、必要なものについては、きちっと手当をこうした補助金の増額でされていると、こういうことでよろしいですか。

○福祉課長

はい。今回、親睦旅行は、明確に親睦旅行だということで話し合いの結論を出していただきましたので、職務にかかわる部分は、協議会のほうで出すという形にしました。

以上です。

○佐藤委員

改善をされたということでわかりました。

それで、もう一つ、成果報告書の61ページですけども、ここでお聞きしたいんですけども、この成果報告書にはなっていないわけですけども、障がい者の福祉が、障がい者の方が65歳に到達をされると。そうすると、介護保険が優先というような形でやられてきたわけですけども、そうした中で、以前は障がい者サービスと介護保険でのサービスの違いなどを含めて議論がありましたけども、今はどんな形で障がい者の方々へそうした適

用がなされているのか、その辺についてちょっとお聞きをしたいなということなんです。

○福祉課長

この点については、国のほうの指導が、介護保険が保険料制度で運営されていると。福祉サービス制度は、税金で対応しているというその差がございまして、国のほうの指導は、介護保険制度を優先していくという形になっております。うちもやっぱり今、それに従っております。

以上でございます。

○佐藤委員

確かにあのときに議論になって、介護保険が優先するということで、そうした指導の中で、基本的には65歳到達した方については、自動的といいますか、介護保険の認定を受けて、サービスを受けると、そういう流れになっているわけですよね。そのところは、従来どおりの福祉サービスを受けている方はみえないんですか。

○福祉課長

従来どおりのものを受けているというのは、ちょっと確認してみないとわからないので、お時間をいただけるでしょうか。

○佐藤委員

実は、全国の障がい者が通う小規模作業所のつくる全国組織きょうされん、知立市も加盟しているところが障害者施設であるわけですけども、そこが9月17日の日に厚生労働省内で会見をいたしました。65歳以上の障がい者の実態調査結果を発表したんですけど、介護保険制度への切りかえに伴って、障害福祉制度のホームヘルプサービスを打ち切られたとか、そういう方たちが実態について発表をされたんですよね。障害者福祉制度を利用する障がい者は、65歳以上になると介護保険優先となりますけれども、そうすると、住民税非課税世帯が障害福祉サービスをやれば無料ですけども、しかし介護保険になれば、基本が1割負担ということになりまして、この方たちにとってはなかなか厳しい負担が発生すると。とりわけ介護度が重いほど、負担が重たいと。もちろん月額に上限額が設定をされているのですけれども、従来

のそうした方々については、なぜ無料かということも、大きな支援費のときからいろいろ議論になってきて、障害者総合支援法、そういう中でのそうした方々へのサービスになってきたんですけど、これは先ほど言ったように、自動的に介護保険だよという指導をやられてきたんですか。

○福祉課長

はい。介護保険から福祉サービスを使っているというのは聞いていませんので、自動的に切りかわっていると思います。

○佐藤委員

自動的というのは、どういう内部的な扱い、流れということで、要するに65歳にあなたは到達しましたよと、これで障害者福祉サービスは一旦終わりますので、ぜひ介護保険認定を受けて申請をくださいと、こういう流れになってるんでしょうか。

担当の介護保険の長寿介護課長、そうした流れはどのようなふうになっていますでしょうか、実態は。

○長寿介護課長

福祉課のほうからどういった流れで来ているかということはちょっと存じ上げておりませんが、実際に利用は最近ないわけですが、うちの補助要綱で、障がい者ホームヘルプサービスを利用されていた方が65歳到達すると同時に介護保険に移された。今まで定率負担額が0円だった人については、引き続き0円で使えるように助成制度がございます。

平成20年度に5万3,000円ほどの支給はあったようなんですけども、平成21年度以降、ちょっと決算額がずっとないということで、利用がないというのが実態なんですけど、制度自体は、そういった助成制度はあります。

ちょっとつなぎについては、どうやってつないでいるのかというのが、今ちょっとお答えできなくて申しわけありません。

○佐藤委員

これについて、知立市の市民から訴えがあったというわけではないですけども、全国の組織であ

るきょうされんが調査をした結果、そうした問題があると。知立市は今、長寿介護課長が言われたように、切りかわった方でも、障害者福祉で無料でやられていた方が介護保険サービスに移っても、住民税非課税の方は無料ですか、そういう減免制度、軽減制度があるということで、ちょっとその制度をお知らせください。

○長寿介護課長

要綱としては、知立市訪問介護利用者負担額助成金支給要綱というものがございます。そこで、受給資格者としましては、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によるホームヘルプサービスの利用において、境界層該当として定率負担額が0円となっている者であって、以下に該当する者ということで、65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者であって、65歳に到達したことで、介護保険の対象者となった者という基準がございます。これにのっとれば、今のような方、全てがちょっと該当になるかどうかというのはまだわかりませんが、ある程度、救済措置があると。これにつきましては、国の制度ということらしいですので、補助金は県費としては入ってくるわけですが、かなりの自治体で実施されているのかなというふうには思っております。

○佐藤委員

それで、きょうされんが問題にしているのは、そのこともありますけれども、もう一方では、障害者福祉の中でサービスを提供されていたときよりも、介護保険のほうで支給時間が短かったりとか、また、そういうことがあると。ですから、65歳以前の支給時間よりも短縮されてるケースが多いというようなことも言われてるんですよ。ちょっとその辺は、私が検証したわけじゃないですけど、そんなことから、この原則について、厚生労働省は介護保険優先だというもの、この記事では私、確認したわけじゃないですけども、きょうされん発表によれば、一律に適用せず、状況に応じて判断する旨を通知をしているということをやっているんですよ、自治体の側に。そうした

通知は受けていませんか。

○福祉課長

済みません、ちょっと調べてみないとわからないので、お時間をいただきたいと思います。

○佐藤委員

そういうことで、私も、これはきのうかおとついの新聞なので、きょうされんが発表したのもホームページというか、インターネットでも発表されて、9月17日です。ですから、どういう通知なのか、私も承知はしていませんけれども、少なくともそういう通知が出ているということなんです。そういう意味でいけば、本人の必要に応じて選択ができるようにすべきだというのがきょうされんの見解になっているんですよ。ですから、手続上で障がい者の方が65歳に到達したからといって、自動的に介護保険だよという扱いではなくて、やはり本人の状況等、希望等を踏まえて、それにふさわしいものであれば、引き続き障害者福祉にしていくということが必要ではないかというふうに思うんですけれども、そのようなことをきょうされんの方が主張をされているんですけど、その点については、一遍、知立市においても実態を見ていただいて、先ほどの減免というか、無料、長寿介護課長が言われた方は非課税の方で、減免の対象になった方が平成20年におったというだけの話で、非課税じゃない方たちは把握はできないわけですので、そうすると、非課税の方たちの中でどうなってるかということなどを含めて、ぜひ一度、御検討願いたいなというふうに私は思うんですけども、その点、どうでしょうか。

○福祉課長

その点については、また調べさせていただいて、検討させていただきます。

○佐藤委員

もう一つは、そうしたサービスの時間が短くなるだけではなくて、とりわけ介護保険にはないメニューが障害者福祉サービスの中にあると。この決算の中にも載っていますけど、そうした方が就労支援だとか、見守りを含む重度訪問介護サービスなどが障害者福祉の中ではありますよと、し

かし介護保険ではありませんよというようなことになっているみたいです。そういうことですので、その辺の親切な障がい者の実態に見合う対応をぜひしてほしいと思いますけど、福祉子ども部長、この点ではどうでしょうか。

○福祉子ども部長

以前からそういった話で、介護に移った途端にサービスの量が減ってしまった、対象から外れてしまったということやっております。ただ、今、福祉課長が答えられたように、実態の話がどういうふうになっているのか。その部分、多分、先ほど佐藤委員の言われたように、選ぶというよりは、足りない部分を補うという形になるのかもしれませんが、そういった形なのかどうか、一応ちょっと確認させていただいてから、御返事させていただきたいと思います。

○佐藤委員

介護保険の中で足りない部分を補うということはもちろんできないので、介護保険と併用することも、どうも可能らしいです。併用型の人も、この調査の中では見えるということですけど、ただ、基本はそうしたことの中で、本人が引き続き、障害者福祉でお願いしたいと。また、状態を見て、やっぱり障害者福祉で対応してもらわないかんわねというようなことであれば、そうした一律の切りかえではなくて、そうしたことも考慮に入れた対応をしてほしいと。今現在は、そういう方がおるのか、おらないのかということにはわからないにしても、そうした方がおったときに、先ほどの保育園や学童保育の最低基準の受け皿をつくらなだめだよという話と一緒に、そうした点では、そうした方が見えたときにちゃんと対応できる枠組みをつくってほしいなというふうに思いますので、もう一度、この点だけお願いします。

○福祉子ども部長

基本的に、先ほど福祉課長が言いましたように、片や税金、片や保険の中の、そういった会計の中でやってみえる、そういったことで、やはりその辺が若干違うという意味で、介護に移った方でも、障害者のほうで、全て税金のほうでやっていくの

かという話もあるかと思しますので、それについては、一度実態を見させていただいて、御返事させていただきます。

○佐藤委員

ぜひお願いしたいと。

それで、厚生労働省のほうは、介護保険優先だと言いつつながらも、一律に判断するなという通知を出している旨の通知をしていますので、一遍そこも当たっていただいて、そんな対応をしてほしいなというふうに思っているところです。お願いします。

それで、ここの61ページの中で、障害者福祉の中の重度訪問介護というのがありますよね。この方1名という形で、こうした金額ということでもありますけども、この方は65歳を超えてるんですか。どうでしょうか。

○福祉課長

この方は超えていません。

○佐藤委員

超えていない。今後、先ほど言ったような形に、この間の質疑を聞くと、施設ではなくて、私は自宅でできる限り自立というか、できることの中で対応したいという答弁があったんですよね。そうすると、こういう方が65歳到達したとき、先ほどのような対応で、介護保険だよとなるかというところ、ただ金額が金額ですので、いろいろ考えさせられるところがあるんですよね、これは正直な話です。ですから、その辺のことだとか、それからやっぱりこうした方たちの希望があるにしても、やっぱり重度障がい者の方たちの受け皿が、やっぱりこうしたいわゆる重度訪問介護でやるのと、施設でやるのと費用がどうかということについての検証は、私はできませんけれども、そうしたことも含めて、例えばこういう方が5名ぐらいおったとすると、これだけで1億円超えてしまうというようなことになるんですよね。そうすると、施設サービスのほうがいいのかということも出てくると思うんですよ。もちろん、本人の意向には添わないかなんということはあるけれども、全体として、知立市の方針としてどうなんだということがやっぱり問

われているんじゃないかなということを見ると、他市のところの施設に入ることも含めてそうだけれども、もう一度、そうした方々の施設の受け皿というのはどうなっているのかということをお聞きしたいなというふうに思うんです、改めて。

○福祉課長

この方は、ACLという筋萎縮症という難病でございまして、前年よりもやっぱり500万円程度、また金額が大きくなっているという状態でございます。

あと、重度の施設に入っているほうが、やはり金額的には安くなるというのが実情でございます。県内でそういう施設は、春日井市のコロニーしかありません。あと、市の単独で重度心身障害者事業という形で、けやき作業所でやっている、この2点しかございませんで、県内で施設というものなかなか難しいかなというのが現実でございます。

○稲垣委員長

ここで、予算・決算運営要綱第6条第2項及び第3項の規定に基づき、会議時間の延長または予備日での開催についてお諮りします。皆さんの意見をお願いします。

しばらく休憩します。

休憩 午後4時29分

再開 午後4時29分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

時間延長はせず、予備日において開催することよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

議事が午後5時までに終了しないときは、時間延長せず、予備日において開催するというようお願いいたします。

それでは、休憩前に引き続き、質疑に戻ります。

○佐藤委員

そうすると、施設という意味では、春日井市のコロニーと。この方は、特別な難病の方みたいだ

ということがちょっとイメージとしてわかりましたけれども、そうしたところしかないということを見ると、当面はこうした訪問介護の中で対応せざるを得ないのかなということも思いますけれども、一方では、そうした春日井市のコロニーみたいなものが、よくわかりませんが、受け皿がないということも、何も知立市だけではなくて、そうした方は県内にも多分おられるんだろうというふうに思いますけれども、なかなかこれは難しい問題だなというふうに思います。

そうした方が、例えば先ほどの話じゃないですけど、単純に介護保険だからと言って移行を希望されるというふうにはならないのかなということも思いますので、ぜひそんな対応をしてほしいし、またこうした春日井市のコロニー、県の施設ですよ、これは。県の施設ですけども、もうちょっと県議会や県政の中でそうしたことも議題になったりしていただいて、対応してもらうことも必要かなということも思うんですけどね。たまたま1人だということですけど、これが知立市で2人、3人、5人ということで、たまたまそうやってふえたときには、これは大変な事態だなということを感じますので、そうした対応をぜひ市長にも働きかけをやってもらいたいなというふうに私は思いますけれども、市長、どうですかね、この点で。

○林市長

重度の障がい者の方は、公共で支えていくというのが基本でありまして、このお金、御案内のように、国が2分の1、そして県・市で持つという、そういう仕組みになっております。

県のほうに施設がやはりないということは、どの自治体の首長も同じ意見でございます。たびたび市長会の中でも、議案として県市懇談会等に上がっております。また引き続き上げていく、そんな姿勢でいたいと考えております。

○佐藤委員

すぐにそこに接近するということはなかなか困難なことだなということは思いますけれども、ぜひお願いしたいなというふうに思うところです。

もう一つ、この辺の共同生活介護、62ページで

すね、共同生活介護やこういうことについて、けやき作業所が大きな役割を就労支援A型・B型についても大きい役割を果たしてきたと思うんですけど、前も聞きましたけれども、平成25年度で90%条項がなくなりました。基金が、国の激変緩和措置ということでなくなりまして、その後、けやきについてはどうなんだということも、前、予算のときに聞いたかなと思いますけど、その後、いろんな事業を展開する中で何とかなっていくんじゃないだろうかとということが言われました。その辺について、お知らせ願えればなというふうに思います。

○福祉課長

けやき作業所については、昨年度、5カ年計画をつくっていただきまして、グループホームについては、平成27年建設の平成28年4月から開所するというので、定員4名で、ここは重度障がい者の方対応で、平屋建ての4人定員だということになっています。

あと、就労支援事業については、ジョブコーチの補助金等をことしまで出して、平成27年から7名の就労支援移行事業所をメープルけやきの2階で、平成27年4月から始める予定だという形になっています。

運営については、ちょっとまだけやきの決算書の中身を見ていないので、ただ、施設長からは、とりあえずはお金がないという話は聞いておりませんので、大丈夫かなと思っています。

以上です。

○佐藤委員

それで、今現在、けやきはそういう形で就労支援型のA・Bという形で、福祉の里八ツ田、もとのところでそういう事業もやっているわけですけども、市内を見ると、新たな業者も参入をされているような状況も、こんなところにこういうのができたんだということで見かける場合がありますけども、今現在は、就労支援についてどのような実態になっているのか、これについてはいかがでしょうか。

○福祉課長

平成25年度中に、就労支援事業所Aの10人定員が一つ、就労支援事業所Bの10人定員が一つ、就労移行支援事業所が市内にできています。あとは、平成26年に入っても、日中一時支援事業所、あと生活介護事業所等ができています。また、平成27年においても、安城特別支援学校の保護者の方が事業所を立ち上げる予定でありまして、ここ数年、平成25年が五つで、平成26年も五つぐらいの事業所ができています。あとは、放課後デイサービス事業所が三つほどできていますので、順調に数はふえてるところでしょうか。

以上です。

○佐藤委員

けやきは、先発で就労支援やその他の総合的な事業をやってきたわけですけれども、そうした90%条項が適応されない、そうした中でも、新たな事業者が参入をされてきたということですけど、もう一度、ちょっと数字、平成25年から箇所数だけちょっと正確にお知らせ願いたいのと、そこに通所をして就労支援サービスというか、受けている、そんな実態はどうでしょうか。

○福祉課長

平成25年において、就労移行支援事業所、10人定員がまず一つできました。就労継続支援事業所A型、10人定員が一つできました。就労継続支援事業所Bが一つできまして、これも10人定員です。けやき作業所が、相談支援事業所を始めてもらいました。平成25年はこれで四つです。

平成26年が、就労継続支援事業所Aが10人定員が一つ、就労継続支援事業所Bが10人定員が一つ、生活介護事業所、定員20名なんですけど、これが、てるテルというところが日中一時から生活介護のほうに移行しています。

次に、日中一時で、てるテルが生活介護に移行したので、また新しくナチュラルという事業所、20名定員で開所しました。あかりの家、これは身体の障がい者の方ですが、日中一時で5名で開所しました。放課後デイサービスが10人定員が三つ、平成26年度に開所しています。平成26年については以上でございます。

○佐藤委員

それで、定員がそれぞれ言われたわけですが、それに対して、実際に通所をなさっているという実態はわかりますか。

○福祉課長

平成26年については、まだちょっと実績はわかりません。

一応、平成25年度決算でいきますと、就労支援A型については、平成25年は56名の方、就労継続支援B型については63名の方、そうしますと就労継続支援という形では、A・Bでいくと、119名の方が通っていらっしゃいます。

○佐藤委員

そうした形で事業者が、あかりなどは共同運営みたいな形のスタートですけれども、その他は、文字どおりのそうした事業所といいますか、ちゃんと仕事を確保できるような就労支援A型であり、B型だというふうに思いますけれども、それでよろしいですか。

○福祉課長

はい、そのとおりでいいと思います。

○佐藤委員

けやき以外にもそうしたところが出てきて、受け皿が広がったということがね。また、そうした皆さんの多様な受け皿が広がったという点ではないのかなというふうに思いますけれども、特にA型については、最低賃金がここで保証されなければならないという関係の中で、文字どおりの民間の中のA型でやるというのは大変なことだと思えますけれども、そうした点では、どのような状況になっているのかなというふうに思いますけれども。

○福祉課長

A型事業所としては、第2けやき作業所、メープルけやきと、ここが定員が10名ですね。あと、株式会社スマイルリンクがやっていらっしゃるコーラス、ここが定員40名。あと、こもれびというところ、元派遣会社だと思うんですが、そこが10名、あと、新林町にあるテンが10名、A型については以上でございます。何とかテン等についても、

だんだん事業が乗ってきたというところです。

○佐藤委員

わかりました。そういう形で、就労支援型で、最低賃金が保証されると。そうした点では、こうした皆さんにとっては、本当に働きがいのあるような中身だったかなというふうに思いますけれども、一方では、そうした中で悩みを抱えて、そうした事態になった方もみえるという点では、確かに民間の事業所ではありませんけれども、そうした民間の事業所の中で受け皿となっているこうしたところに、市としてどういう、私、よくわからないんですけども、こうした形での市からの支援もあるわけですけど、いろいろ事業運営の中でのそうした方々に接する大変さもあるかというふうに思いますけど、その辺での支援の仕方というのはどのようにしているのでしょうか。

○福祉課長

基本的には、平成27年3月までに個別の1週間の、どういう事業所に行って、どういう生活をするかというのを障がい者の相談支援員が、事業所と、あと本人に面接等をして、認定委員会を市のほうが開かさせていただいて、そこでサービスの支給量を決定しております。

あと、就労意向については、刈谷市のくるくるというところが生活就労支援事業所ということで、碧海6市のそういうセンターになりました。そういうところとまた今後連携をして、就労Aから一般就労だとかというのを事業展開をしていくという形になるんですが、そうした場合に、そういう一般就労をしても、その後のモニタリングというのが非常に重要なので、そういうところでは、刈谷市のくるくるとの連携が重要なところになります。

あとは、さまざまな形で今、障害者計画の中で、まだ動いていないんですが、生活関連部会3というのを秋口にちょっと立ち上げてもらって、そこでハローワークと、今言った就労支援事業所の方、あと相談支援員、くるくるにも来ていただいて、あと商工会の事務局長にも参加させていただいて、新しい事業展開についての話し合いを始めてもら

いたいなと思っています。これを3カ月に1回程度、3年程度続けたいと思っていますので、その中でつながりができていくことを目指していきたいなというふうに思っています。

以上です。

○佐藤委員

わかりました。そのような形で取り組んでおられるということがよくわかりました。ぜひお願いしたいなというふうに思っているわけです。

そうすると、この事業所としては、民間ということで、最低賃金を保証するような形になっても、もちろん障がい者の、ある意味での障害者福祉サービスという側面があるので、サービスの支給量と判定をやって、支給量を決めて、それに見合う対価を事業所に払うと、こういう関係になるかというふうに思うわけですけども。

今、言葉で聞きましたけど、どんどんそうしたものができたりしていっているの、アンテナの高い人は、皆さん、承知しているかもしれませんが、わからないので、そうしたことを一度ペーパーにまとめて、全部の市議員にレターケースの中で配付してもらえたらなというふうに思いますけども、どうでしょうか。

○福祉課長

一応、エクセルで表はできていますので、配ることは可能だと思います。

○佐藤委員

そこで、もう一つお聞きしますけれども、68ページ、後期高齢者福祉医療費助成状況と、こういう形になっていますけども、この点についてお知らせを願いたいなと思います。

○国保医療課長

後期高齢者福祉医療費助成事業ということで、私どものほうで、75歳以上の後期高齢者の方の中で、身体障がい者の方であったり、寝たきりの方であったり、ひとり暮らしの方の非課税の方などを対象に、医療費の自己負担分を無料にするという制度でございますけども、昨年度に比べて、ほぼ横ばいですけども、若干の数字的には、昨年度よりは下がってるといった状況です。

○佐藤委員

これについてですけど、その中で住民税非課税、ひとり暮らしの方についての状況についてお知らせください。

○国保医療課長

こちらのほうに一応、トータルで数字として受給者数年平均1,007人ということで載っておりますけども、私どものほうで高齢全部の中では、年度末現在ですけども、ちょっとひとり暮らしと寝たきりというふうに、ちょっと同じくくりになっちゃってはおりますが、年度末現在219人の方がひとり暮らしと寝たきりということの対象の方でございました。

○佐藤委員

住民税非課税でひとり暮らし、それから寝たきりも込みで、今言った219人ですか。そうすると、寝たきりの方については、75歳以上の住民税非課税のひとり暮らしということですか。純粋に、非課税ひとり暮らしはどのようなふうになっているんでしょう。

○国保医療課長

月平均になります。ちょっとこれ、今12で割った平均の数字が手元にございますが、ひとり暮らしで対象になった方217人ということでございます。

○佐藤委員

ひとり暮らしについて、要綱でこれが決められておりますよね。それと、本会議で問題になりましたのは何かというと、75歳以上でひとり暮らしだよと。しかし、受けられる人はひとり暮らしであることということと、同一の建物、同一の敷地、隣接地に親族がないというようなこと、それから生活費の援助は親族等から税法上の扶養の入っていないとか含めて、受けられる基準ということになりますけれども、それでひとり暮らしの判断基準表というのがありますけれども、非該当に、隣接地に親族等がいるというふうになってはいますが、なぜこれだとだめなんですか。非該当になるんでしょうか。

○国保医療課長

住民票上の単身世帯ということだけでは、なかなか単身ひとり暮らしという判断が難しいということもございます。要綱の既定だけでは、その辺の考え方が不明瞭ということで、内規の中で判断基準、窓口に対応するものが同じ基準でできるような統一性を持たせたということもございますけども、一応、同一敷地内であれば、これはひとり暮らしではないというようなまず判断をしたとか、それから隣地ということで、隣の土地は同一敷地内とどこまで違うかということ、これも同様の状況ではないかというような考え方の中で、一応これも含めて、これはひとり暮らしではないという判断は、このときそういう判断をしたというふうに理解しております。

○佐藤委員

要綱の第1条で、目的を定めていますけど、どのようになっていますでしょうか。

○国保医療課長

済みません、ちょっと今、要綱が手元ございません。申しわけございません。

○佐藤委員

知立市後期高齢者福祉医療費の中では、第1条、目的、この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律による医療の一部負担金の支払いが困難な高齢者の健康の保持・増進を図るため、医療費の一部を支給し、もって福祉の向上に寄与することを目的とするというふうになってるんですよ。ですから、目的に照らし合わせたときに、まずひとり暮らしであるということが条件でありまして、だけでも隣接地に、まず一つは、援助は受けていないよということが明らかであるということ。それならば、民生委員の調査により証明、ひとり暮らし高齢者の実態調査で証明するか、受給に該当するということになっているわけですよ。しかし、隣接地には親族がないことが条件だということですけども、生活実態として、隣に住んでいなくたって、住んでいたって、援助も受けていなければ、そういう実態があるときに、なぜ隣接地に親族がおったらだめなのということになるわね。なぜ隣接地に親族がおるとだめなんですか。



○国保医療課長

これ、ひとり暮らしの非課税の方が医療費の自己負担分を無料にするというもとの考え方が、恐らくひとり暮らしの方で、なかなか医療費もかかるとなると、体の調子が悪いときに医療機関にかかりづらいというようなことも起こり得るけども、無料であれば、調子が悪ければ、ちょっと行ってみようかなという気にもなるだろうということが少し背景にあるのかなというふうには私は思うんですけども。ただ、そのときにひとり暮らしはどういう人かという、当然これは一緒に住んでいれば、家族が背中を押してくれますけども、同一敷地内であっても、同様に、例えばおばあさん、調子悪そうだなと言え、そういうことになっていくと思うんですけども、隣の家となると、この辺のちょっと区切りというのはなかなか難しい判断にはなると思います。私も、これは難しいなと思うんですけども、ただ、隣に親族がもしいて、隣に身内で体の調子が悪そうな人がいれば、まずこれは恐らく医療機関の受診につながるんじゃないかなというふうに思っていて、それでこういうのも一つ載っているのかなというふうには私は理解しています。

○佐藤委員

それは、解釈は、国保医療課長のそれでいいのかもかもしれませんけれど、実態としてひとり暮らしであり、最近親族であったって、仲の悪いところは口もきかんぐらいの親族は幾らでもおりますよ、正直言って。はっきり言ってね。それで、援助がないということになれば、まさに要綱の目的に合致する人なんです。敷地に親族等がいるということであればちゃんと、今、国保医療課長が言われたのは、隣におれば、当然、援助を求めて医療機関に連れていくのか、その辺はようわからなかったけど、援助があるだろうというニュアンスですよ。だけど、隣接地におるからといって、必ず親族が援助するなんてことは限らないじゃないですか。ましてや、隣の方が要介護状態の人を抱えながら、それも年金暮らしの中でつつましくやっているような方がそんなことをできるんです

か。それこそ実態に即した判断をするということが大切で、単純に隣接地等に親族等がいるからといって、だめだよというのは、ちょっと当てはまらないじゃないか、論理的に。私はそう思いますけども、そう思いませんか。

○国保医療課長

内規の中で、経済的な援助を受けていないことという項目がありますので、先ほど申し上げましたことは、ちょっと精神的な援助というような意味ですけども、確かに佐藤委員がおっしゃられるように、兄弟、身内であっても非常に疎遠になっておったり、大変仲の悪いというか、他人よりも状態が悪いとかいうようなケースも、もしかしたらあることは想像できるんですけども、ただ、窓口で実際にどこまで仲よくて、どこまでが普通で、どこまでが疎遠かというのがなかなか判断が難しく、その辺の判断を窓口に出る担当が一律に数字的に判断するのはたやすいんですけども、非課税とか通帳を見て、仕送りがあるですとか、そういうのはできるんですけど、なかなかこの辺をどのように基準を設けていくかというのは難しいかなというふうに思います。

○稲垣委員長

質疑の途中でございますが、会議終了時間となりました。本分科会は、9月24日水曜日、午後1時より第1委員会室で再開します。

以上で、市民福祉分科会を散会します。

午後4時58分散会

## 平成26年知立市議会 9月定例会予算・決算委員会 建設水道分科会

1. 招集年月日 平成26年9月22日(月) 建設水道委員会終了後

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(6名)

水野 浩	小林 昭弑	田中 健	池田 福子
村上 直規	風間 勝治		

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
建 設 部 長	塚本 昭夫	土 木 課 長	岩瀬 祐司
建 築 課 長	野々山 浩	都 市 整 備 部 長	加藤 達
都 市 整 備 部 次 長	伊藤 俊司	都 市 計 画 課 長	太田 知見
ま ち づ くり 課 長	尾崎 雅宏	都 市 開 発 課 長	柘植 茂博
上 下 水 道 部 長	鈴木 克人	水 道 課 長	國分 政道
下 水 道 課 長	近藤 修司		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	島津 博史	議 事 課 長	横井 宏和
議 事 係	野々山英里		

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

### 事 件 名

議案第53号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第3号)

議案第55号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

認定第1号 平成25年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成25年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成25年度知立市水道事業会計決算認定について

午前10時06分開会

○池田福子委員長

ただいまから予算・決算委員会建設水道分科会を開会します。

本分科会に所管とされました審査案件は5件、すなわち議案第53号、議案第55号、認定第1号、認定第3号、認定第7号です。これらの案件を逐次議題といたします。

議案第53号 平成26年度知立市一般会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○村上委員

1点だけ、ちょっと伺わせていただきますが、第8款の土木費、4項都市計画費というところなんです、ここの部分で補正がされております。この中で、公園緑地費、そして都市開発費について少し御説明いただければありがたいと思います。

○都市計画課長

ただいまの御質問でございます。

まず、4項の公園緑地費についてでございます。こちらについては、第13節の委託料と第15節工事請負費がございます。茶野ふれあい広場の出入口が南に1カ所ということで、新林町の区長のほうから、平成26年度工事要望及び土地所有者の了解もありまして、公園利用者の利便を図り、増額補正するというものでございます。

○村上委員

その下のところ、二つ、緑地費と開発費。

○都市開発課長

それでは、都市開発費のまず委託料、004知立駅周辺土地区画整理事業、土地区画整理事業調査委託料について御説明させていただきます。

本予算につきましては、区画整理区域内の物件が平成27年度までに移転が必要となったために、今年度、物件調査を実施するものでございまして、連立事業の進入路確保のために今年度実施するものでございます。

調査の内訳といたしましては、3権利者の方の

建物3軒、棟数でいきますと6棟でございます。

以上が、この委託料460万円の内訳でございます。

続きまして、007知立連続立体交差関連事業、知立連続立体交差事業付替側道物件移転補償金168万4,000円の御説明をさせていただきます。

本予算は、場所的には知立駅東踏切角の居酒屋のところでございます市道新富11号路線でございます。この物件につきましては、昨年度、物件調査を実際にさせていただいておりましたが、今年度、平成26年度の新年度単価に入れかえたところ、建築資材の高騰等によりまして、予算が不足したために補正させていただくものでございます。

内容といたしましては、建物補償3件分についての不足分に対する予算でございます。

続きまして、一つ飛びまして、015知立駅南土地区画整理事業1,600万円の補正予算でございます。これは、用地購入費でございます。

この場所といたしましては、知立駅南地区でございます知立環状線の予定地でございます。駅南地区は、平成10年に駅周と連立をあわせた形で都市計画決定されておりますが、駅南地区、現在、鉄道高架の仮線用地が南側に敷かれること、また財政的な問題等もございまして、若干着手を見送らせていただいております。

今回の物件、実際的には事業認可前ですので、まだなかなか買収ということが難しいわけですが、地権者の方から、建物はみずから除却をするから何とか買い取ってほしいということの御要望がございました。そういった中で、今回買収させていただくということで、将来、駅南土地区画整理事業で発生します原価買収の前倒しとして今回、予算計上させていただきまして買収するものでございます。

以上でございます。

○村上委員

今、3点の御説明がございました。

茶野ふれあい広場の進入路というのか、こちらのほうにつきましては、これは完成というのがどのぐらいになるのかについて、それから、あと2

点の居酒屋の移転、工事の内容がどういふふうになっていくのかという部分、それからもう一つは、駅の南地区の、これは具体的に今説明していただいたんですけど、まだ場所がよく理解できないなというところがございますので、その辺と、それからこの補正ができたときに、どういふふうに事業が進んでいくのか。そして、それに対する市民の皆さん方にどう周知していくのか、この辺のところ、我々ですらなかなか見えてこないなというところがございますので、どういふ計画で、どういふふうに、どのころにこれが目に見えてくるのかと、その前に、決定された場合に、どういふふうに周知されていくのかということについて、ちょっとお知らせください。

○都市計画課長

まず、茶野ふれあい広場の件でございます。予算成立後に、境界確定をしまして、分筆登記事務を行います。その後、12月ぐらいに工事発注をしまして、今年度中に完成したいという段取りでございます。

○都市開発課長

まず、新富地区の内容でございます。先ほどちょっと物件のほうの御説明をさせていただきましたが、これは鉄道高架事業の本体工事が今の現道にかかるということで、新富11号のつけかえが必要になります。そのために、既存の道路をつけかえるための建物に当たる部分に対する移転補償という形になります。

それと、駅南の用地買収のほうの場所でございますが、ちょうど山本学園の裏にあります、洋菓子か何か、お菓子のスクールがあるかと思えます。たねやからちょうど南に入ってくる線、そこが環状線の計画路線の場所になっておりますけれども、そこの今の本町堀切線から入った、たしか2軒か3軒目の部分になると思えますが、ちょうど山本学園の大きい建物の裏になる場所でございます。

それで、そちらに対する今後の予定ということでございますが、買収に関しては今年度、補正をたださせていただきます、買収させていただきます、その用地につきましては、今後、駅南改札口が開

設されるときには、駐輪場等が恐らく不足すると思えます。そういったものにある程度、利用をしていきたいなというふうには今考えております。

それと、駅南地区についての今後の見通し、住民に対しての考え方の説明ということでございますが、駅南土地区画整理事業、昨年度からもある程度、調査等をやらせていただきまして、区域の見直し、それと鉄道高架事業の事業効果を上げるために、知立南北線の南北を何とか開通させなければいけないという、そういったことを考慮いたしまして、いろいろ検討させていただいております。今年度、再度委託をかけさせていただいておりますので、その中で駅南の整備の手法及び計画的なもののある程度、基本をまとめていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○村上委員

今、御丁寧な説明をいただきましてありがとうございます。今の事業の内容については、今の御説明の中で理解させていただきます。

そして、やはりこういった事業で、地面が動くということと、周囲に対してどういふ影響を及ぼすかと。ここで息づいている人たちが、もう既に生活しておると。その人たちがどういふふうに移動なり、生活のパターンが変わってくるのかという部分については、やはり決定次第、早く周知していただきたいなというふうに思いますので、この辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。

それから、少し関連するんですが、連続立体交差事業の今、仮線をやっておるのかということで、私の地元のほうに草刈グラウンドがございます。草刈グラウンドの中で、この間も担当課のほうと少しお話しさせていただいたんですが、これにつきましては、今、草刈グラウンドの南側のところなんです、柵がされて、工事の準備がされとるということで、これはどういったことをやられるのかということでお示し願ひたいと思います。

○都市開発課長

草刈公園のグラウンドの用地に関連してのことでございます。

この草刈公園の南側の部分、鉄道高架事業の仮線が少し北側に振られるということ、それと工事ヤードが必要ということで、桜の木等、樹木等を伐採させていただいた形の中で、公園に借地をさせていただいて、工事のための工事ヤードという形で借りているものでございます。

○村上委員

ということで、この間、少しお話しさせていただいたときに、そんな話を聞かさせていただきました、担当部局のほうから。

それで、ここの部分については、当然、連立の中で側道だとか、北側に振るとか、そういう内容があるかと思いますが、草刈グラウンドという場所については、あのエリアの方たちが朝晩、非常に周りを歩いたり、散歩したり、それから今、桜の木というのがございましたけど、桜の木についても、皆さんに楽しんでいただくために、近隣の企業の方がずっと長年かけて桜の木を御寄附されて、それが近隣の方たちが、時期が来れば、きれいだなということで、その桜で楽しんでおられるということですね。

これが今、工事が始まるんですが、どういうふうになるのかなということで、私も注視しておりました。そうしたら、先週、回覧で回ってきたわけなんですけど、その工事が始まる、柵ができる、このときにはどうなっちゃうのということで、草刈福祉体育館の周辺の人たちがかなり騒いでおみえになりました。というのは、桜の木って非常にきれいなんですけど、周辺に大変迷惑をかけるというところもあるんですね、散ったときに。だけど、あそこは余り迷惑をかけないような場所で、どちらかというと、市民の皆さん方がその時期が来たときに、きれいな桜だなと思って楽しんでおるところが、ある日いきなりすばすばすばでしょう。これ、どういうことなのということで、区長のところにもいろんな方が殺到した。そして、私のところの自宅まで電話がかかって、村上さん、どうなっちゃうのという話がございました。当然、こういった事業については、原状復帰なものですから、私自身も復帰されると思いますよとはいう

ものの、今、何本ですか、37本ですか、木の伐採は。ちょっと先に確認させてください。

○都市開発課長

申しわけございません。木の本数までちょっと確認しておりません。後で調べて御報告させていただきます。

○村上委員

この間、現場で私も見てきまして、ずっと写真を撮ってきました。今の現状がどうなってるのかな、原状復帰が本当にできるのかなということですね。最終の数をずっと勘定して、白いテープが張って、37と書いてあったものですから、恐らく37本と思いますけど、わかりません。隠れたところに38、39とあるかもわかりませんが、これはどういう状況で、どういう原状の復帰をされるのか。切っちゃったものをまたのりでくっつけるのかなと、そんなことはできないですよね。だから、それをどういうふうにするのか。そして今、長年かけてきた桜の木だとかいろんな木があるんですが、あの状況に原状復帰するには、どういうお考えで今事業を進めておられるのかということについて、ちょっと今ある中で考え方をお示しいただければ。

○都市開発課長

桜の木を含む樹木の関係でございます。これは、村上委員がおっしゃられたとおり、住民の方への周知がされていなく、その辺に対して、工事の回覧はさせていただいたんですけども、工事の内容が記載されておりませんでした。それで、住民の方からもいろいろ御意見、御質問、御苦情をいただきました。私どもの配慮が足りなかったことについては、まことに申しわけないと思っております。その辺につきましては、今後気をつけて対応させていただきます。

それと、樹木の伐採の後の最終的な復旧の方法ということでございますけども、この樹木伐採に際し、私どもやはり当然、公園管理者のほうの都市計画課のほうの公園担当の方とも協議させていただきました。そういった中で、私どもも桜の木、ある程度、残せる部分については残したいと

ということで、検討はさせていただきましたけども、やはりどうしても残すということができない。それと、桜の木の移植についても検討させていただきましたけども、結構、老木になっておりまして、移植はちょっとできないということで、今回、伐採という形にさせていただきました。

今後、最終的に改修した後の整備の仕方でございますけども、恐らく今のようなある程度の成木を植えるというような形になるのか、それとも、もう少し苗木から育てていくのか、その辺に関しては、まだちょっと都市計画課のほうともまだ協議しておりませんので、今後、そこは詰めていきたいというふうに考えております。

○村上委員

今、検討中だということで、成木で、例えば伐採しちゃって、その高さが何メートルあるかわかりませんが、成木をまた植えていくというのはかなり大きなお金がかかるなというふうに私は思うんですね。

そういった大事な話を、僕は前々からよく質問させていただいたときに、5W1Hをしっかりとくださいねという話と、周知だけはやっと思ってくださいねと。住民の方からいろんな意見が出る前に、やはり行政というのは、孫の手行政というのは私自身も言っとるんですが、かゆいところに手が届く、そういった行政運営をしていただきたいという話の中で、やはり周知、決定した時点で、早く周りの人に騒がれる前に、皆さんが何なの何なのという前に、やはりきちっと5W1Hを守りながら、それは周知していただきたいと。いつ、どこで、何がという話がありますので、そここのところがきちっと伝わらないと、これはどうなっちゃうのという不安が募るんですね。

先ほども3点ばかりお聞きしたんですけど、これについても、ある程度、決まった時点で、やはりいつ、どこで、誰が、何を、どのようにしてやるのかというところを明確に皆さん方に周知していただくということは非常に大事なことのかなというふうに思います。

今回も担当部局の方は試行錯誤されて、どうし

ようということで、一生懸命やられとると。ここは、はっきり言って理解させていただきますが、やはりそういうことが、せっかく一生懸命考えてやられて、事業をおこして、その事業が完成の暁、本当に喜んでもらえるか、あのときこうだったぞという話がやはり残らないように、その辺だけはしっかりと、部長も含めてやっていっていただきたい。

やはりここは、一番こういったことに対して周知しなければならぬのは、僕は市長だと思うんですね。やっぱり市長が常にそういった周知というところにこないと、これはあくまでも決裁するのは市長ですから、市長がそういう部分をしっかりと押さえて、市民の皆さん方に、当然、事業をおこすのは迷惑をかけるのは当たり前なんです。ですから、どう理解していただくか、どういうふうに進めたら市民の皆さん方がより多く、反対する人は反対しますよ。必ず10人おれば、1人は反対です、これは。それで、1人は大賛成です。あとは、まあ仕方ないねという方がおるんですね。だから、そういう仕方ないねと言っちゃうと、これは語弊がありますので、行政がやっていただくことだから、一生懸命やっていただければいいじゃないかという人が大半だと思いますけど、やはりそういったところに対しての、今後、ほかの事業も恐らくおこしていくと思うんですよ。側溝の修繕だとか、道路の補修だとか、そういったこともある。そのときに、こういった形での周知をするかということで、最後になります、林市長のほうから、5W1Hを含めて、御答弁いただければありがたいなと。

以上でございます。

○林市長

このたびの草刈グラウンドの周知が不徹底だったということはおわびを申し上げます。

今回の草刈グラウンドに限らず、いろいろな方面で、これから市民の皆様方には御心配、また御迷惑をおかけする部分があるわけでございます。これは、今は鉄道高架事業のみのことでありますけれども、ほかの工事等もそうであります。丁寧に、

やはり市民の皆様方に説明をしていく、改めてやらなければいけないと考えているところでございます。

○村上委員

済みません、最後にお願いということなのですが、やはり事業をスケジュールを立てて進めていく。事業を進めていくときに、どう周知するかということも一緒に、同じ土俵に乗せて、同時進行させていっていただかないと、この時点で事業がこういう形になっていって、皆さん方に対して御迷惑かけるなど、そういうスケジュールと一緒に、両面でやはり進めていっていただきたいということをお願いし、質問を閉じさせていただきます。

○都市開発課長

今後は、周知のほうを十分配慮して進めさせていただきます。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、議案第55号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終

わります。

認定第1号 平成25年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○風間委員

主要成果報告書102ページ、003ミニバス運行事業の件、それから、その次に負担金補助金等があります。今回、先般、知立市コミュニティーバス、ミニバスの運行改正についての資料もいただいたわけですが、その経過措置という形での決算状況だというふうに思っておりますが、まずミニバス利用者に対しての利用状況の調査を実施ということで76万9,545円、それからミニバスの利用調査集計業務委託、利用調査についてのデータ集計を実施、これが19万6,844円という決算状況が明記されているんですが、この辺をまずちょっと御説明願いたいと思うんですが。

○まちづくり課長

昨年度、平成25年度の11月末から12月の頭にかけて、バス1週間の全便・全コースに添乗をいたしまして、メインといたしましては、ODという、どこからどこに行きますかという、そういった調査をさせていただきまして、皆様方の移動の仕方あるいは利用人数等の調査をしました。日々も乗車人数の整理はしていますが、おりるところの調査ができておりませんので、そういった移動というものをメインに調査をさせていただきました。その後、出てきたデータをもとに、解析ができるような整理をさせていただいたのがこの二つの委託になります。

以上です。

○風間委員

わかりました。

それで、利用の市民からの要望等々、主たるものがどういうものがあつたのか、一遍ちょっと説明願いたいと思います。

○まちづくり課長

一番まず多かつたのが、逆回りが欲しいということ、あるいは市外等の病院も行っている方が多くございましたので、そういった方が直通便の御

希望あるいは公共施設への直通便、そういった意見が一番多かったと承知はしております。

以上です。

○風間委員

逆回りの検討というのはなかなか難しいということですよ。

○まちづくり課長

そうですね、全く今と同じ時間間隔、便数でいきますと、倍の経費がかかるかと思えます。

以上です。

○風間委員

当分の間は、導入は難しいということですよ。

○まちづくり課長

そうですね、10月から新しい協定を結びますが、かなり金額的にもふえてまいりました。これは、市場単価等の上昇かと思っておりますので、今すぐに導入ということまでは、検討にも入っておりませんが、導入というのはまだ考えておりません。

以上です。

○風間委員

これ、結構要望がありまして、なかなか難しいのはわかかっていて、一応そういう意向も強いものがあつたという中から、ちょっとその辺の所見をお伺いしたわけです。

それで、確かにこれはなかなか難しい問題でありますので、だから今現状をどう整備していくかと、そういうことで今後もしっかりと対応していただければというふうに思いますし、市外との連携直通便ですね、この辺の考えはいかがでしょうか。

○まちづくり課長

今、市外に出ているのが3コースございます。三河八橋駅、野田新町駅、それから東刈谷駅、八橋については、そういった豊田のバスが若干ありますが、基本的には電車への乗りかえというように承知をしております。それから、東刈谷駅につきましては、安城市のコミュニティーバス、それから刈谷市のコミュニティーバス、当然、JRの乗りかえもできます。それから、野田新町駅につきましては、刈谷市のコミュニティーバス、それ

とJRでの乗りかえでございますので、時間が少しかかりますが、例えば刈谷総合病院あるいは安城更生病院、方法としては可能となっております。

以上でございます。

○風間委員

これも過去よりいろいろな市民の皆様方の要望によって、一步一步導入が図られてきた部分でありますので、最大限、私はこの辺の利便性といいますか、相互性ですね、他市との、この辺は担保してきているなという感想は持っております。ただ、そういう要望というのが出たときは、必ずそういう部分をしっかりと検証しながら、こういう政策に反映していただければと、そこが基本になりますので、そこだけはお願しておきたいなど。

こういうものを公共バス検討会議ですか、そこで検討していったという流れですね。

○まちづくり課長

最終的な判断、最終的な決定は知立市地域公共交通会議でのものになります。

以上です。

○風間委員

ただ、その前の市の素案の方向性というのがほとんど決めるわけです。ここの公共交通会議で、よほどのことがない限り、追認されるわけでしょう、要はね。だから、市が余りにも要望とか、市民の御意向に対して閉鎖的とか否定的、それは無理だ無理だと、こんな話になつたら、なかなか真の充実策というのは実現できないということでもありますから、その辺の事前の調整の部分での市の一つ、市民の方向、利便性とか要望、それにこたえるべく、そのような素案づくりを今後もしていただければというふうに思うんです。

それで、次にこの予算があります、5,600万円余、それから料金収入が1,600万円余と。これ、一昨年の決算とほぼ変わらない部分で算定されて、計算が図られておりますが、補助金収入ね、これ、当初予算ベースのときにも議論になったと思うんですが、これが480万円きていますね。この辺を



含めてのちょっと説明をお願いいただければというふうに思います。

○まちづくり課長

協定金額というのは、年度当初に、今の場合ですと、二つの協定がございます。1から3、それから4から5という協定がございます。それぞれ年度当初に協定金額を決めてございますので、それに基づいて締結をいたします。

実際に運行业者にお支払いする金額としましては、平成25年度でまいりますと、料金収入、これはバスの中での現金収入と、あと運転免許証の自主返納者への、これは交通安全施策として、バス事業者から交通安全部局のほうにお買い上げいただいています。これを足し込んだお金が1,500何かがしになっております。

それから、補助金収入というものの、これは市外に出ている路線に対して、幹線という扱いになります。それに対して、それぞれいろいろな係数を掛けまして、利用率というのが出てまいります。それに基づきまして、該当する路線が2コースと3コースになります。4コースも市外に出ているんですが、そういった利用数の低さから該当にはなりません。そういった該当のあるコースにつきまして、これももろもろの経費、最終的には運行业者のほうに補助金が入りますので、運行业者の経営状況によっても金額が変わってくる場合がございます。そういったものに基づきまして、国の施策なんですが、お金としては、愛知県からバス事業者のほうに入る補助金ということですので、これも協定金額から引いたお金、料金収入と補助金を引いたお金を知立市のほうから運行費としてお支払いをいたします。

以上です。

○風間委員

2・3コースは該当すると、利用率と申しますか。それで、4コースはそれが低いからということなんですが、幾らぐらいの算定で該当になってくるんですか、これは。

○まちづくり課長

ちょっと単純な数字は言いにくいんですが、利

用者数と運賃収入ですね。ちょっといろいろ試算をしていかないと出ないんですが、多分、もう二、三割ぐらいの利用率は要るのかなと思っております。バスの2・3コースでもかなりぎりぎりの場合もございますので、ちょっと試算をしないと出ないんですが、もう少しお乗りいただかないということになってございます。申しわけございません。

以上です。

○風間委員

利用率は、私もきょうは資料を持ってきておりませんが、やはり活用していただいて、国の施策として県経由で補助金が入ると。これは市の負担も軽減できるという部分では重要なこと、それから市民の人も利用していただく、たくさんの方に市民の足として乗っていただくという本来の概念に沿って、こういうのが図られれば理想ですから、その辺の利用率の確保という部分では、今後もしっかりと取り組みを強化していただければというふうに思いますね。

それで、改正案の資料をいただきました。これは、るる基本的なコース変更はしないと、便数も変更しないと、こういう形で、2015年ですか、これが1コース増便して、大規模的な改正をされて、その後の3年目ということでありますから、課題あるいは市民の要望、そういうものに沿った改正案が出されたなという部分はあるんですが、その中で、るるこれは理解させていただきたいというふうに思いますが、バス停の移動がありますよね。この辺は、利便性を図るとか、危険な部分とか、いろんな算定で移設をされたと思うんですが、その辺の状況をちょっと御説明いただけますか。

○まちづくり課長

何カ所かございまして、まず1コース、逢妻あるいは西岡のほうへ向かう便でございまして、今、福祉体育館の前まで入りまして、秋田工業を過ぎて、ぐるっと回ってすみれ団地のほうに行く、そういった路線を通っております。これは過去に道中で、かなりブラインドになる見にくい交差点がございまして、これが一つ木のほうから来る道、

かなり細い道なんですけど、幹線的な扱い、通学の方、通勤の方、かなり多く使う道かと存じております。左側が非常に見にくいということで、特に朝の混む時間につきましては、その部分はショートカットしたいというのが第1点。

もう2点目として、まだ福祉体育館がやっていない時間になりますので、そこについては、利用状況を見ても、年間ほとんどゼロだという状況が出ておりますので、そこら辺につきましては、利用者の方に御迷惑はほぼゼロかと考えます。ということで、そういった安全面のこと、それから利用者がいないということ、あと乗られる方の全体での時間短縮、それを目指しまして、朝の便につきましては、ぐるっと回らずに短いコースをとる、そういったふうに完成をさせていただきました。

それから、あとバス停名の変更をさせていただきました。例えば文化会館ですとか、あるいは福祉体育館の部分なんですけど、今、臨時というような表現をしてあるんですけど、これは公共交通会議のほうで御意見が出た中で、名鉄バス等の方から、余り臨時という表現というのは適切じゃない、常時通っているのに臨時というような表現は適切ではないなということで、そういうところについては、AとBというそういった表現をさせていただきました。名前を変えさせていただきました。

それから、あと弘法さんの命日の日、旧の21日になるんですけど、現在、1日にわたりまして、帰りが、本来、弘法通りを通る者がアピタの前を通過して知立駅に入るという、そういった状況になっております。かなり大回りになりますし、道中のバス停もないという状況になるんですけど、平成25年4月から弘法さんの規制区間が約半分になりました。ということで、北側のほう、名鉄踏切あたり、あるいは旧国道へ向かう道路のあたりというのは車が通れますので、そういった部分をなるべく戻したいなということで、昨年1年間、人の状況を調査させていただきました。やっぱり午前中がかなり、特に弘法通りの本線の下のところ、三河線の電車がつきますと、かなりの方が歩道でないところを歩かれますので、非常に危険な状態に

なります。

それから、もう一つが名鉄が弘法さんのときは、午後1時ごろまで臨時のバスを出しておりますので、これも民間のお仕事を邪魔するということもありますので、午後1時以降の便につきましては、弘法通りは通れないんですけど、県道のほう、知立高校に近い側のほうの道路を通過して、なるべく本来のコースに近い形で駅に戻るとということで、新しいバス停を二つつくりました。知立高校の近くのローソンと、もう少し駅側に行きまして、共産党の事務所がある二またの交差点からちょっと南陽通りに近い側なんですけど、会社の方の御協力をいただいたものですから、そこに1カ所、2カ所の新しいバス停を設置しました。ただし、月に一度だけの利用になります。

それから、それに基づきまして、行き便もなるべく弘法さんの近いところを通りたいということで、川地金物の近くに臨時のバス停をつくりまして、本来とちょっと違うんですけど、県道を通過して、郵便局を左折をするイメージ、そういったことで、弘法さんへのお客さんがミニバスを使っても行けるというようなことの対策もさせていただきました。

それと、あとこれは安全対策になるんですけど、JA上重原支店、そこがJAの前にバス停があるんですけど、渋滞すると、交通の支障になってしまったり、あるいは根本的に交差点に近いものから、交差点から少し離す形、上重原公園の近くのほうに移設をするという、そういった変更、これは安全対策がメインになります。そういったバス停面の変更、あるいは位置の変更、あるいは新規のバス停の設置ということ、そういったことをさせていただきました。

以上です。

○風間委員

わかりました。わかりやすく説明していただきまして、どうもありがとうございます。

それで、運行事業者が変わるということで、1、5コースが大興タクシー、2、3、4コースが名鉄バスということでいいんですけど、2、3、4コ

ースでマナカ、トイカ、ＩＣカードが使えるようになるという流れで、大興タクシーはそれに対応できんと、この辺が市民の人から少々御意見をいただく状況があるのではないのかと、利便性の部分から。その辺は、大興タクシーの見解も含めてどのような状況になっているのかということです。

○まちづくり課長

確かに5コース全部がＩＣカード、マナカ等が利用できるると利用者の利便性の向上、先ほど利用者からの意見の中でＩＣカードという、そういった御希望もありました。一般の乗車の中で、高齢者の方というのはＩＣカードを余り使わないのかなということであったんですが、ただ、実情は現金を出さなくていいという状況もあるものですから、高齢者の方、あるいは少し体の御不自由な方につきましても、ＩＣカードというのは非常に利用しやすいのかなということも承知しております。

2、3コースにつきましては、名鉄は既にマナカというものを導入しております。大綱タクシーにつきましては、ぜひ私どもとしてもお願いをしてほしいということで、いろいろ調整等もさせていただいておりますが、以前からこれも承知はしとったんですが、まず東海地区のトランパス協会という、これは東海地区だけのＩＣカードの協会です。それから、名前は承知していないんですが、全国区のＩＣカードの協会がございます。それぞれに入るには、まず全国区には数億円の費用、それから多分、トランパス協会についても1,000万円から1億円ぐらいの費用が要るのではないかと、それとあと、ライフサイクルコストとして、多分、サイバー攻撃を取るために、いろいろシステムの常時更新はされるということを知っておりますので、そういった費用もかなりの金額が出るということで、多くの事業路線を走っていない方については、なかなか採算がとれるものではないかということ、これはいたし方ないかなということ、1コースと5コースにつきましては、今までどおりの現金ということで、利用がいいのか悪いのか、ちょっとまだ判断できないんですが、ということ、いたし方なくそういった対応をさせていただ

きます。

以上です。

○風間委員

大興タクシーのほうにも余りそういう部分では経営環境をちょっと苦しめるような、そんな無理な要望も限界がありますので、よくよく2、3、4コースが利便性が図れたという説明責任を住民の皆さん方に、とりあえずしっかり言っていただければという形をお願いいただければというふうに思います。

それから、後ろ乗り、前おり、後ろ払いに変わるということなんですが、これは支障は出ないですかね。今まで前でという形で、運転手もわかりやすかったんですが、その辺がちょっと心配ではないのかというような印象を持つんですが、その辺はいかがですか、これは。

○まちづくり課長

私ども、これ、確かに心配をしておる箇所でございます。今と変更が進むということになりますので。今回、この変更につきましては、理由が1点ございまして、今のＩＣカード協会のルールというか、システムの都合上から後ろ乗り、前おりでないと、カードのシステムのルールとしてだめだということを知りました。その改造が、もちろんできなくはないんですが、多分、2年間程度の時間と、あとかなりの費用、システム変更ということが必要かということで、現実的ではないということで、ＩＣカード導入をするという中でいくと、後ろ乗り、前おり、後払いということにさせていただきます。これは、バス停ですとか、あるいは運転手の周知で間違いないように対応していきたいと考えております。

また、乗るときは確かに目が離れるんですが、今度はおりるときには目につくので、どちらが言いにくいんですが、ミラー等で確認しながら、乗車前に発車することがないような対応は両事業者のほうに十分周知をしておりますので、安全運転には努めてまいります。

以上です。

○風間委員

よくよくこの辺はちょっと周知を図っていただいて、安全面の注意喚起を業者のほうにお願いをしていただければと思います。車いすの対応があるでしょう。それも以前、前から乗った場合は、運転手が手伝ったりしたんです。そういうのはどうなっちゃうのかね、これは。

○まちづくり課長

今、基本的には、後ろのドアから車いすの方については乗車いただいていますので、乗り方が健常者の方とは変わることになっております。

以上です。

○風間委員

そっちのほうは大丈夫ということですね。わかりました。

それから、この検討していく中で、私が平成25年9月定例会におきまして、ヴィラトピア知立、山屋敷にあります、そこのバス増設の御提案もさせていただいたんですが、その辺の経過をちょっとお知らせいただけますか。

○まちづくり課長

当時、風間委員のほうから御提案いただいたことは承知しております。

路線と通行可能な道路、現時点でいろいろ調べさせていただきました。その中で、車等でのシミュレーションをさせていただいた中で、やっぱり一度ヴィラトピアに入ると、また同じ道路を戻らなければ、路線としてはないということ、中川工業のちょっと横あたりに1本広い道路がありますので、それが通行可能なかなということで、いろいろシミュレーションさせていただいたんですが、やはり一度中に入って、また川沿いを戻るといような形になりますので、少なくとも10分か15分程度の時間が長くなるかなというような検証結果が出ました。

それとあと、これは健常者の方に限った利用方法になってしまうんですが、コネハサマの中に、下流というバス停がありますが、そこから人が歩けるルートを考えますと、大体300メートルぐらいいかなというのが想定されます。今、例えば知立幼稚園というのが一番近いということで考えられ

ますと、かなり500メートル以上になるかと思うんですが、下流というバス停を想定していただきますと、300メートル程度かと承知をしておりますので、何とかこちらを御利用ということで、私どもとしては考えております。

以上です。

○池田福子委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時08分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市開発課長

先ほど村上委員からの草刈公園の樹木の本数でございます。合計で38本ございました。そのうち桜の木が19本でございます。大変申しわけございませんでした。

○風間委員

できなかった理由は時間の件、それから利用率の件、それからほかにはありますか。

○まちづくり課長

今、風間委員が言われた点が主なものになります。

以上です。

○風間委員

道路状況はどうでしたか。

○まちづくり課長

中川工業の東側あたりの道路ですと、知立幼稚園に出る交差点、ほぼT字の交差点なんですが、カーブミラー等があって、少し曲がりにくいなというところがあるんですが、そういった移設をすれば、道路条件としては、今のバスであれば通行可能だと考えます。

以上です。

○風間委員

利用率と時間がかかるということで、説明をさせていただければいいですね、私が。道路状況はいいわけですね。

それと、これは公共交通会議に提案されて却下

されたのか、市の素案づくりの段階で却下されたのか、その辺の状況を教えてください。

○まちづくり課長

公共交通会議のほうに諮るまではしていません。時間等々、それからバス停の距離、先ほど言った下流のバス停との距離、それからもう1点ございまして、ヴィラトピアの中の状況なんですけど、かなり傾斜がきついような坂になっておりますのと、それから、あたりなかつたりなんですけど、ちょっと車がとまっていたりすることがちょこちょこあったものですから、その辺でかなり切り返しだとか、あるいは通行できないような状況も少し心配という部分もプラス材料としてございました。

以上です。

○風間委員

わかりました。

私も昨年の9月議会で、強い御要望で、高齢者の方が利用する拠点施設ということで、知立市に過去より大変貢献されてきた施設の強い御要望ということでやらせていただきましたが、私自身も全体状況を見ても、確におっしゃるとおり、なかなかの難しさはあったという部分がありますが、しかしやっぱり市民の意向に対しては問題提起をして、そして議論をして、その結果、導入することができないというならば、あとは説明責任をしっかりと果たしてもらってくれたらと、こういう状況が要るわけですね。ですから、私もくどくどちょっとやらせていただきましたが、もう一つ、これ、きょう私が聞いて初めて明らかになつてくるんですけど、やっぱり親方日の丸的な、少々不親切ではないのかと。そういうのもやはり、私は昨年9月議会でしっかりと4項目、当面する諸課題という中で、明確にこの問題提起をしたわけですから。答弁としても「今後もう少し精査して、御提案の内容についてもまだ少し時間がございまして、精査、検討させていただきたいなと思っております」と、こういう御答弁が当時の都市整備部長よりあったわけですね。だから、やはりその辺は、私どもも説明責任をしっかりと市

民の皆さん方に果たしていかなければならないという流れの中で、もう少々その辺は、一般質問という重い問題提起をした案件ですから、それは市当局も気をきかせて、私のほうに、こういう結果になりましたからという結果報告というのが必要じゃないかなと思うんですよね。その辺いかがですか。

○まちづくり課長

一般質問での質疑等、承知しております。それから、例えば風間委員、あるいは実際の施設の方へ私どものほうから説明を行っておりませんので、これは反省点とさせていただきます。

以上です。

○風間委員

私もこういう辛口の指摘をやる、たびたびやらせていただいております、他の部署では明確に経過報告とか結果報告をやられる部署もあるんですよ。そういうのから比べると、まだまだ御課は少々不親切だなという印象を受けていますので、私はね。だから、今後はそういうところには十分留意してですね。やっぱり議員が一般質問をやるという、ここの重さというのは受けとめていただいて、それに対する回答というのは、当時、今後検討中という答弁をしている以上は、その後の検討結果は、やはり我々が聞いたなら教えてあげると、こういうのじゃいかんわけです、やっぱりね。市民の声というのは貴重な声なんですよね。

うち、議会基本条例をつくって、その前文には、主権在民の精神をうたい込んであるんですよ。やはり基本は国民主権から引用して、主権在民というのを議会基本条例の前文、だから権利の源は市民にありますと、こう明記させていただいてるんですね。だから、その辺の重さというのを我々もしっかりと受けとめながら議会活動をやつていくわけですから、当局も、その辺は全体の奉仕者という部分の中からもしっかりと今後も対応していただければというふうに思うんですが、副市長、いかがですかね、この辺の状況。

○清水副市長

今の御指摘の点、過去にも同じようなお話がご

ざいまして、そのときにも今後の対応については確認をしたというふうには思っておるんですが、時間とともに、またそういうことが少しおろそかになっているのかなという思いで今聞いておりました。

状況、内容等々によって、一概に全てというわけにはなかなかまいらないということもあるかと思えますけれども、今の御指摘のような点は、具体的に現地を調査をすとか、そういったことによる結論ということは、これははっきりするものだというふうに思っておりますので、そういう点については、特に今後、十分注意していきたいと思えますし、これはまた庁内全体の中でも一度、再確認をしていきたいというふうに思っております。

○風間委員

だから、できている部署があるものですから、ちょっと気になって申し上げるわけですよ。やっぱり全体が親切丁寧、そして市民に対する最大のサービス産業となるべく、今後もしっかりとその辺は決意も新たに、取り組みをしっかりとやっていただければというふうに思います。

私も説明責任はさせてもらいますけど、当然のことながら、当局のほうからも一遍連絡して、ちょっとその辺、後で打ち合わせさせてもらって、やっぱり当局からも明確な、市当局の責任の部分でのそういう説明責任を果たして御納得いただくという行為は必要だと思いますので、その辺はよろしくをお願いします。

○まちづくり課長

子どもからも施設のほうの方、お会いをさせていただいて、状況あるいは対応策等について説明をさせていただきます。

以上です。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

○水野委員

成果主要報告書の104ページ、公園施設長寿命化対策事業について、3,017万7,000円という形で決算の報告が出ております。これ、今回は3公園ですけど、牛田公園、東栄公園、そして本林公園

と。遊具ですけど、どんな形の遊具かということをお説明いただけますか。

○都市計画課長

ただいまの御質問でございます。長寿命化対策事業の遊具の内容ということでございます。

3公園でございます。こちらの遊具は、通常のブランコだとか、複合遊具だとか、それから滑り台だとか、そういったものでございます。

○水野委員

普通のものって、コンビネーションということですか。

○都市計画課長

はい。

○水野委員

それで、この遊具というのは、どういった素材のものなんですか。

○都市計画課長

コンビネーション遊具でありますと、FRPだとか、そういったちょっとプラスチック系と申しますか、金属を使っていないような形のものになります。

○水野委員

以前だったら、ブランコにしても、滑り台にしても、いわゆる鉄というんですか、そんなような感じの、あと木製ですか、一時、木製のものがはりましたよね。今、そういったものに一切新しいものは使わないという、この3公園はそれから以前のものは使わないと、そういうことですか。

○都市計画課長

今回、ここで長寿命化ということで、既設のものを対象にしておりますので、基本的には新しく作り変えるとか、そういうものでございませぬので、今あるものをリニューアルも含めてしていくということでございます。

○水野委員

これ、やっぱりコンビネーション、今、素材の話が出ましたけど、木製とかそういったものですね、多々トラブルもあるということも聞かれましたね、持ちとか、そういうことも。その都度、修繕されると思うんです。計画、今後これをずっとや

っていかれると思うんですね、順次。寿命があるものですね。大体、これはどのぐらいの寿命ということですか。

○都市計画課長

それぞれ遊具によって違いますけども、基本的には10年であったり、ちょっとさまざまなもので、種々によって違いますが、おおむね10年ぐらいじゃないかと。

○水野委員

今年度も遊具のほうの取りかえを各公園やってみえると思うんですけど、今年度はどこになっているんですか。

○都市計画課長

鳥居公園と草刈公園、それから新池公園でございます。

○水野委員

遊具取りかえに当たっては、ここにある庁内の方たちとの話し合いというものは持たれているんですか。

○都市計画課長

こちらからまず特にはないんですが、区長からの要望等で、要望を受け付けしまして、その中で予算化できるものは予算化していくという形で対応しております。

○水野委員

西中町においても、天神公園の遊具が大変木製で悪くて、取りかえをということで、区長が要望に行かれたんですね。その際に、都市計画課長じゃないですよ、担当の方が、お金で切られたという形があったんですね。だから、お金が大変かかるのでということですね。やっぱりお金がかかることはわかるんですけど、使い道がないような遊具をつけてもらっても全く意味がないので、やはりどんなものかということで、それは町内それぞれの区長はやっぱりいろんなお母さん方からも、使われる方々からも聞かれるわけですよ。この間も町内で協議委員会がありましたけど、そこで話が出たんですね。お願いに行ったけど、なかなかお金の面で難しくてということで、お金の面で難しく、これだって市のほうに勝手につくられてや

ってもらった、これは意味がないと思うんですね。やっぱり少しキャッチボールするという、このことが必要じゃないかなと思うんですね。だから、例えばこの3種類の中から、予算的に一番高いものをつけてくれとか、そういうことじゃないですよ。高くてもよくないものも、その公園にはあると思うんですね、使わない。だから、安くてもその公園に合うというものもあると思うんですね。だから、そのキャッチボールをやっぱりやってもらわないと、話にならないと思うんですね。この点はどうでしょう。

○都市計画課長

今のお話で、私ども、毎年区長からの要望をいただいた中で、予算化もするわけですけども、そこら辺で、やっぱりもうちょっと踏み込んだ御要望の内容がもう少しわかれば、できるものはできるというような形でいけるかなと思います。

○水野委員

先ほど村上委員の話でもあったように、やっぱり市民の皆さんと話し合いをするという、そういうことが必要だと思うんですね。さっきの木ではないんですけど、いきなり伐採だとか。だから、遊具についても、どういった遊具がよろしいんですかと、予算もありますけどということで、そんな高いものということは言うわけじゃないのでね。これはいけないと思って、私も一緒にこの間、都市計画部のほうに行かせてもらって、ちょっと話をさせてもらったんですが、やはりつけたはいいけど、こんなのもては使えないというんじゃないので、やっぱりその部分は、市がぼんとつくっちゃうじゃなくて、住民の了承というか、納得していただいてという形にしないと、うちの西中町は市政懇談会もやりますので、そのときに、ぼんと手が上がっちゃう可能性もあるんですよ。だから、事前に話し合えば、これは変な形じゃなく、いい形で公園のほうもできていくと思うんですね。その辺をしっかりとやっぱり検討していただきたいと思うんですね。どうですか。

○都市計画課長

実際に遊具を設置する段においては、当然、区

長のほうには確認はしておりますけども、今言った途中の部分ですね、そういった部分については、もう少し踏み込んだ内容確認、そこら辺をしっかりとらせていただいた上で、できるものはつけていきたいというふうに思います。

○水野委員

都市整備部長ね、私、この間お邪魔させていただいたんですけど、遊具のほうが危ない状態であったということで、区長のほうからも取りかえ等をお願いしたいということで、これ、危険なものをいつまでも使っても、やっぱりまずいと思うんですね。検査体制、都市整備部長ね、しっかり市の職員の方たち、業者の方たちに言っていただきたいと思います。

これ、ちょっと聞きたいと思います。

○都市整備部長

遊具点検の件でございますけども、毎年、点検はしております。ただ、やはり木製ですと、雨が重なりますと、どうしても弱い部分は出てきてまいりますので、そのあたりはやはり集中して見る必要があると思っております。今後、そういった点検に心がけていきたいと思います。

また、遊具の選定でございますけれども、やはりそれは漠然と何にしましょうかということではまずいものですから、こちらのほうで案を示しながら選んでいただくという、そういう方式をとることにしております。

○水野委員

今、都市整備部長からの話で安心しました。やはり使う側にも選択肢をいただきたいということをしつかりお願いしたいということで、私の質問を終わります。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中委員

それでは、主要成果報告書のほうから質問させていただきます。

まず、せっかくですので、106ページ、委託関係、一番下のところですが、上重原北部地区の土地利用計画調査委託業務について伺いたいと思

います。

きょう、提出資料としてお出しいただきました。質疑のときに、議員のほうから要望があったと思います。

まず、初歩的な質問なんですけど、この対象の面積をお聞かせいただけますか。

○まちづくり課長

現在、26.3ヘクタールで管理をしております。

以上です。

○田中委員

26.3ヘクタールに地権者が128名みえてということですね。問い合わせをして、回収率が111、回答が返ってきましたということで、私もちょっとけさ目を通したものですから、まださっとしか見てないんですけども、質疑の中でも、多少この中で都市整備部長のほうからも回答がありました。その中で、若干気になったのは、最終的には裏面のところのアンケート調査での主な意見に対する知立市の回答というところが一つの結論になるのかなという部分もあるんですが、その過程の部分で、まず、現在どのように土地利用されていますかという質問に対して、このような回答が返ってきています。住宅6.8%、店舗・事務所または工場・倉庫14.4%、農地72%、その他6.8%となっているんですが、これはちなみに、まとめのところにも、4年間のブランクがあるにもかかわらず、多くの方から御回答いただき感謝していますという話があるんですが、4年前の土地利用状況と比べてどのような変化があったかというのを、概要でいいのでお聞かせください。

○まちづくり課長

余り大きな変化はないとは承知しております。ただ、155号線沿線につきましては、新しい店舗がちょうど4年前でぎりぎりなんですけど、信号角に回転ずし、それとあと、その横にバイキングの店ができました。それとあと、病院関係の近くに、もう1個新しい建物が建った、そういった程度の変化かと承知しております。

以上です。

○田中委員



そうですね、4年前と比べて、面積的にどうかという部分もある、件数的にという部分もあると思うんですけども、私も目視している限りで、調査したわけではないんですが、やはり一つ目の設問のところにある部分の中でもそうなんですが、一番上の四角の中にくくってある「本地区の現況としては、ほとんどが農地であり、地区北側の幹線道路沿いでは、一部沿道サービス系の土地利用がされている」と、まさにここが今言われていた、いわゆる店舗等の利用がされていると思うんですけども、これは結局、今のまま放置していくと、これは地権者の方、一部の方ですけども、お話でいくと、多分、あの形がどんどんふえていって、幹線道路が占領されてしまう、逆に中がもっと使いくくなるんじゃないかというような声があるんですが、そこら辺はどうでしょう。

○まちづくり課長

多分今後、沿道利用というものがふえてまいるのかなと、あるいは地元へのサービスという意味での新しい施設ができること、かなり可能性は高いと思っております。

そんな中で、私どもとしては、地区の位置づけというか、性格分けをして、沿道については現況利用を推進していったほうがベターかなと考えていますので、沿道と内側、内側というのは幹線道路に面していない部分と、利用目的を分けることによって将来は整理をしていきたい、そんなふうに考えております。

以上です。

○田中委員

ということは、あそこは155号線がぱっと走っていて、すぐ横を名四が通って、中央バイパスが通っているという、本当に車で移動される方にとっては要衝というか、非常にいい場所にあって、今まで逆にあそこが放置されていたことが不思議なぐらいであって、やっとあそこにも開発の手がかかってきたかなという感じがするんですが、今のお話だと、155号線沿いは今みたいな形で、どんどん店舗がふえていくということはやぶさかではない、その中側はまた別の形で考えていく、そ

のような見解でよろしいですか。

○まちづくり課長

できるものなら、沿道での産業というものを大きく利用したいことは考えたいんですが、ただ、今の合法的にやられる部分についての規制ということはできないものですから、そうするとやっぱり沿道については商業的な位置づけでの利用、これはいたし方ないかなというふうに考えております。

以上です。

○田中委員

となると、ここにある区域の中で、どこにその線が引かれているかということがちょっと私の中では、頭に地図がないのでわからないんですけども、もうそこは地権者の腹次第、どこまではということは、この部分でいくと、どういう利用の仕方をされていくかということ、いろいろ伺ってはいるんですけども、今後どうしてかということについて、やっぱり市の意向は、当然地権者には伝わっていないです。ただ、どうしたいですか、どう考えていますかということを知っているだけなので、市としてはこうしたいと思っているということは全く向こうには伝わっていないんですけども、当然、彼らにとっては財産ですし、それをどうやって有効に活用していこうかということは当然考える話ですし、その中で、結局お任せという話になってしまっているのかなという気がするんですが、そこをもう少し詳しく聞かせてください。

○まちづくり課長

そうですね、このアンケートの中では特段の説明はしてはいないんですが、4年前、5年前の資料等を見てまいりますと、少し性格分けというのも御提案としてはさせていただいておりました。なので、沿道については、大規模な事業というのが余り向かないのかなということで、沿道の1ブロックについては、大きな産業、例えば製造業等の事務所というのは少し違うのかなというような、細かな資料を提示してやったわけではございませんが、おおむねの性格というのは、お話をさせて

いただいた機会があったかと思っております。

以上です。

○田中委員

もっと戻った初歩的な質問になってしまうかもしれないんですが、いわゆるあの地域というのは工業ということになっているんですね、今としては。ただ、沿道として、商業として認められるよという、この部分をもうちょっとわかるように教えていただけますか。

○まちづくり課長

まず、市街化編入をして区画整理を行う、こういった事業スキームで考えております。市街化編入の仕方というか、どんな用途で市街化編入かと考えますと、今現在の国が考えるコンパクトシティの推進、あるいはまちづくり三法という、そういった法律がございます。そういったものから鑑みますと、工専ではないんですが工業地域、ちょっと色の薄い青色、そういった用途地域になるかと考えております。

それとあと、住居はどうか、商業はどうかのかなということがありますが、今、四、五年前、あるいは現在また少し市街化編入等の事前の事前の打ち合わせをさせていただいた中では、やはり住居あるいは商業というもののハードルは非常に高いというように私どもとしては感じておりますので、工業地域というものが用途としては選択肢となるのかなと。あと、マスタープランの中においても、産業系、産業誘致というようなことで表現はしてございますので。ただ、沿道については、商業がだめというよりは、現況の調整区域で、幹線沿いで可能な商業については維持すべきではないかというような見解を持っておりますので、中については商業あるいは住居、全体が住居がまずだめだというようなことを考えております。沿道については、小ぶりの商業であれば可ということも選択肢としては考えておるんですが、それ以外の大部分については大きな利用、例えば一つの宅地というか、そういったものの大きな利用制限等をつける、あるいは商業はだめ、あるいは住居はだめですよというような制限はかける必

要があるのかなと。それをかけることによって、市街化編入が可能になるのかな、そんなふうな私どもとしてはイメージを持っておりますので、それに基づいて地元への説明、これは以前からやっているんですが、これを継続して、区画整理事業の成就をしていきたいと考えております。

以上です。

○田中委員

御丁寧にありがとうございました。

市街化編入の手法としてそういうことを考えていらっしゃるということなんですが、今、まちづくり課長がお話になった部分がアンケート調査での主な質問に対する知立市の回答ということで、4ページのところにある中で、上から4段目の「産業系市街地がそもそも間違い」という結構辛口な、質問というか、御意見があるんですが、その中の回答として、「法律の規制等からも、この地区を住居化あるいは商業系の市街化区域に編入するのは大変困難な状況です」というお話でした。その中で、沿道サービスとして、そこは商業区域としてやっていくけども、結局、中側は工業としてこれから走っていくぞということを一応念頭に置いて考えていらっしゃるということだと思っておりますけども、この中でいろいろ替地の話であったりとか、そういう話も出てくるんですけれども、替地のこと自体というのは、あの中でパズルを組み合わせて、いわゆる替地として残しておくことを考えていくのか、それとも別の場所に移って、あそこはあそこでもう一発で開発をやるんだという考え方なのか、そこら辺をちょっとイメージとしてお聞かせください。

○まちづくり課長

まず、替地という概念なんですが、多分、言われている方は、その中ではなくて、調整区域に替地を求められたいのかなということを感じております。例えば、中でどうしても農業継続をされたい方、例えば納税猶予等の関係で、少なからずどうしてもという方が出てくるかと思っております。そういった方については、26ヘクタールの中で集合農地を設けることによって対応をしたいと考え

ております。

以上です。

○田中委員

さまざまな個々の御要望に応じてということですが、もちろん中に集合農地を残していきながら、よそへ行きたい人は、よそも探していくよということですね。

質問項目って、もう少し細かい質問があったんですか。それとも、これが全てですか、質問、回答としては、キャッチボールとして、どうなんでしょうか。

○まちづくり課長

質問としてはおおむねこの状況で、あとは口頭での聞き取り等を行ったメモ的なものはあるんですが、項目としては表現したものになります。

○田中委員

ここにも書かれているんですけども、本当にやっぱり地域の関係者の方、非常に関心が強いんです。これは地権者だけではなくて、いわゆる周辺の商工関係の皆さんであったりだとか、非常に関心が強いんですね。あそこは本当に、先ほどもお話ししましたが、23号線と155号線が交差して、隣にすぐ刈谷市のいわゆるトヨタの第一次産業の大きな会社があると、本当に宝のような土地なんですね、知立市にとって本当に財産です。それをどのように開発していくかということによって、今後の知立市の財政、税収がもう本当に大きく変わってくるんじゃないかというぐらいの非常に重要な位置の開発なんですけど、ぜひ進んでいっていただくのを私としては要望するんですけども、今回のアンケートを経て、所管の担当課長として、今後の展望についての手応えというのは、ピフォア、アフターが、やる前はどうなんだろうな、4年前のことがあったしなみたいなこともあったかもしれませんが、実際にやられてみて、率直な手応えをお聞かせください。

○まちづくり課長

今、田中委員が言われとるように、思ったより興味を持っていただいて、回答率が高かったと承知をしております。

あと、最後の面にある意見等の中で、2点ほど話させていただくと、例えば、大したことはないですけども、あったのが、税金が上がるという部分と、実際、エンドユーザーが来るんですかねという、そういった御心配が平成21年のとき、一番多くの御意見、御感想としてありました。まず、税金が上がることのリスクというのは、今、農振農用地なんですけど、それを市街化区域に編入して、段階的には上がるんですけど、最終的には多分100倍、200倍というような固定資産税プラス都市計画税になってまいります。そういった場合に、エンドユーザーがつけばいいんですが、つかない場合というのは、これは個人への負担、負の財産ということになってしまいます。

それから、もう1点、お客さんがつくんですかと、そういった御意見、これも平成21年、ちょうどサブプライムローンが始まって、リーマンショックあるいはトヨタショックというような状況の中で、非常に産業としては冷え込んだ時期なのかということ、特にこういった少し経済のわかった方、あるいはそういう企業へお勤めの方にとっては、この時期どうだよという、そういった御意見がたくさんありました。

1点目の税についてなんですけど、地方税法等では、3年程度は90%免除ができます。それ以後についての対応を現在、プロジェクトチームをつくらせていただきまして、市独自の施策ということでさせていただき、皆さんに安心感を持っていただきたいなということを、これも議会の皆さん等の御了承を得た中なんですけど、そういった対応をとって、まず税については大きな心配事がないような形をとりたいと思います。

もう一つ、進出される企業、ユーザーなんですけど、以前よりやっぱり様子としては変わってきております。具体名は言えないんですけど、近隣の大手企業からもかなり大きな面積というのも直接あるいは間接的なお話もございますので、その2点については、かなり以前とは違う御説明ができるのかな、安心感ができるのかなというのはございます。ただ、1個ネックとしては、例えば製造業

については、土地を買いいたいという方が非常に多いものですから、貸したいという方との事業スキームが合わない部分も出てまいりますので、その辺の調整、あるいは製造業以外の業者を選ぶ、借りるという中で、例えばトラック業者、運送業者、そういったものも手広く今は、過去からそういった企業へのアンケートあるいはお話を伺っておりますので、そういった御説明を再度していくことによって、かなり御理解は、このアンケートよりは上がるのかなと思っております。実際に個々に会いますと、それほど強固な反対の方というのはそんなに多くはないかなというのは感じておりますので、経済状況と税に対する対応で、私としては、かなり確率としては上がってきている、そんな感じがしております。

以上です。

○田中委員

まちづくり課長の前向きな発言に少し希望の光がというよりも、ぜひ頑張ってくださいなと思うんですが、この設問の中の「事業の開始時期についてどのようにお考えですか」という中で、41%の方が「今がいい」という、今でしょうという話が出てきているんですね。やっぱりこれは4年前の反省もあると思うんですけども、ううっとやっているうちに、ばんと景気が悪くなっちゃって、結局御破算になっちゃったみたいな話の中でいくと、もちろんきょう、あすという話ではないと思うんですが、やっぱりもうしばらく様子を見たいという方の中でも、前向きには考えているんだけど、前回のこともあるし、軽率に足を踏み込んだらという不安感もあると思うんですね。

今、まちづくり課長がおっしゃった、いわゆる地権者の、例えば最大の懸案事項を今二つおっしゃられた、税金の話と、本当にエンドユーザーがつくのかというお話の部分だと思うんですが、さっきの税金の話でいけば、市独自でプロジェクトチームをつくって、そういう不安を解消するような取り組みを進めていきたいと。非常に、いわゆるできない理由探しじゃなくて、どうしたらでき

るかという方法を考えていただいて、前に進めていくという部分では、これも一つ、ぜひしていただきたいなというふうに思いますし、我々のほうも、他市先進市なんかをまた研究しながら、行政のほうにも提案していきたいと思っております。

先ほどのユーザー誘致に関しては、これは私もいろんなところでお話していく中で、非常にあの土地の話はやっぱり聞かれるんですね。あの土地ってどうなってますとか、今どう使いますかと、中には大型商業施設の話なんかやっぱり結構多かった部分があったんですけど、それはかなわないう部分で話すよりも、私がお断りするような話ではないんですけども、ただ、やはり非常に関心度が高いです。皆さんが思っている以上に、外から見ると、あそこは付加価値が高いところだということを実際に認識していただいて、今後、知立市の財政が厳しくなっていく中で、やっぱり税率を上げていく上で、こういった開発も必要なことだと思っております。ただ、それは当然、税金という視点だけではなくて、地権者がみえて、地域住民の方がみえてという部分の中で、お互いがWin-Winになるような開発をしっかりと進めていただきたいなと思っています。

今回が第一歩で、これから具体的に進めていく、これ、本当に100人以上の地権者の意向に添いながら、多分パズルを組み合わせるってというのも本当に大変なことだと思うんですけども、ぜひやっていただきたいと思っております。

こちら辺、副市長のお考えもお聞かせください。  
○清水副市長

この上重原北部地区、恩田地区の部分については、現在の第5次総合計画、これは計画期間が12年で最終年度ということですけども、第5次の計画の中で、やはりこの土地利用というものを将来考えて、検討する必要があるんじゃないかということでの位置づけもされまして、その後の都市計画マスタープラン等々の見直しの中で進められてまいりました。一時は、県の市街化編入のための手続というところもあったわけですけども、先ほど来のお話の中で、いろんな世界的な我が国の

経済状況等々の中で、一旦は断念をせざるを得なくなつたという、そういう経過は踏まえております。

そういったところなわけでございますけれども、私どものほうとしては、先ほどまちづくり課長も申し上げましたけども、やはり地権者の皆さんと十分話し合いをしながら、やはり意向をくみながら、地域での土地活用というものを今後もしっかり取り組んでいきたいなというふうに考えております。最終的には、地権者の皆さんの御意向ということですが、市といたしましても、先ほど来の地元の皆さんが抱えておられる不安だとか、そういうものについても、行政としてもできることはしっかり取り組んで、税制上の問題、あるいはいろんな企業の進出に対する支援策をどうするかと、そういった周辺の施策についても、同時進行でやっぱりやっていかなくてはいけないというふうに考えておりますので、引き続き、私どものほうとしてもしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○田中委員

続きまして、主要成果報告書102ページ、ミニバス運行事業についてお伺いしたいと思います。

先ほど風間委員からも質問が出ていましたので、その内容の部分は、ちょっと重複している部分があるんですが、本会議の部分で、少しふれた部分で、ミニバス利用者というところに関してなんですけれども、ことし夏休みに中学生に関して、中学生は夏休み期間中無料にするよという企画をやってくださいました。これの利用者実績、集計は出ていますでしょうか。

○まちづくり課長

まず、バスの運転手のほうで管理した数字を申し上げます。7月19日から8月31日まで延べ44日間で、延べ人数として373人です。

あと、今、教育委員会を通じて学校のほうが、二つの中学校については、多分、先生が聞き取りをしていただいたかと思うんですが、調査をしていただいて、二つの中学校、知立南中学校と竜北中学校の二つでやっていただいて、200名ちょっ

との御利用があったと思いますので、3中学校と考えると300名、これは延べではなくて、利用者数ということですので、多分、もうじき結果がわかると思うんですが、300人ぐらいの利用があったと承知をしております。

以上です。

○田中委員

そもそも今回、こういう取り組みをされたきっかけとか、理由とか、そこら辺の経緯をちょっとお聞かせください。

○まちづくり課長

昨年度行われました子供議会、中学生の方が議員になられた議会がございました。その中で、1人の生徒から、ミニバスに私ども余りなじみがないということからいろいろお話を伺いまして、そんな中で、例えばKCへ直通で行けるようなバスをつくっていただけないのかな、そういったお話がございました。あるいは、中学生がミニバスを知っていただくことが何かできないんですかね、そういった御意見がございました。その中で、新たな直通バスを各地区から出すのは、なかなか現実的にすぐには無理でございましたので、その中で、例えばウォーターパレスKCの利用が多いと考えられます夏休み期間中については、コミュニティバスを中学生の方は無料にして御利用いただく、これはKCのほうの利用推進にもなるかということで考えました。

一番の目的としましては、一般的に中学生の方は自転車での移動が多いと思うんですが、将来のユーザーになっていただくためには、やはり若い世代のときからバスを知っていただくことが必要かということで、まずバスの認知度を上げるため、バス利用を経験していただくためというのが一番の目的で始めさせていただきました。

以上です。

○田中委員

私もその子供議会、傍聴させていただいたんですけども、そういった子供の要望を何とか実現できないかということで考えて、今回、こういった形で実現させていただきました。

300名という人数が多いか少ないかという部分でいくと、今まで逆に言うと、調べたことはないと思いますが、ほとんど利用がなかったんじゃないかなと思います。そういう部分でいくと、ただだから1回使ってみようかということ使っていて、いろんなところに足を伸ばしていただく。もちろん、自転車は健康的で非常にいいんですけども、やっぱり交通事故等の危険等を考えると、そういう意味では、こういったものを使って行っていたかというのも一つよかったのかなと思います。

これ、ことし単年度で終わる予定なのか、次年度以降も継続する予定なのか、そこをお聞かせいただけますか。

○まちづくり課長

施策の目的、バスを知っていただくということになれば、当然、また新しい1年生の方が入ってまいりますので、継続的にやっていける、これは地域公共交通会議の方との協議等が成立した後になるんですが、そういったことが考えられます。

また、学校サイドからも、この実施に基づいて特段のマイナス面というのは伺っておりませんので、次年度以降も継続することに対するマイナス面はないと考えますので、関係者との協議を進めて、御理解いただいた中で次年度以降も継続を考えております。

以上です。

○田中委員

これ、最初発表があったときに、すぐ保護者の方から反応があって、これはすばらしい施策なのでよくやってくれたという声も幾つか伺いました。ただ、今回、こういう形で中学生がミニバスに乗るとい形になると、今はどちらかというと福祉バスの目的が多かったので、利用者は高齢者の方が多いという部分の中で、若い子たちがどかどか入ってくるんですけども、今回、中学生が無料になって、中学生の利用がふえたことで、何かトラブルであったりだとか、そういったことはなかったですか。

○まちづくり課長

バス運行事業者のほうから、あるいは運転手のほうから特別のトラブルの報告は受けておりません。また、利用者等から電話等でのそういったマイナス面、あるいは迷惑したという、そういったお話は聞いてございません。

以上です。

○田中委員

安心しました。実は、私もそれを逆に心配していたんですが、たまたま乗り合わせた高齢者の方から、元気な子供たちが一緒にいると楽しくていいねという声のほうに逆にならなくてよかったものですから、そういった意味では、交流も含めて、これはぜひ継続していただければと思いますので、よろしくお願いします。

その関連で、そのときに少し質問させていただいたんですが、ミニバスの有効利用ということの中で、ちょっと無理くりでしたが、あのときに選挙の投票率を上げるためにミニバスを有効に活用できないかというお話をさせていただきました。いわゆる期日前投票、投票日当日は当然、近くに投票所があるわけですからいいんですけども、期日前投票をしたいなと思っても、やはり市役所まで行かないと投票ができないという部分の中で、いわゆる事前に来るので、それをもって市役所に行く人に限っては無料にするよというようなサービスをすると、少しでも投票率が上がるんじゃないかと思うんですが、これはいかがでしょうか。

○まちづくり課長

総務担当のほうと少しは話をしてあるんですが、ちょっとそれ以上の議論等がまだ進んでおりませんので、私のほうからはちょっと回答等はありません。

以上です。

○田中委員

あのときも言ったんですが、そういうアイデアもいただきまして、目的としてはミニバスそのものというよりも、投票率を上げるために何とか活用できないかと、どっちかという、こっちが二次的な話になってしまっているのでも申しわけないんですが、そういう手を駆使してでも、何とか投

票率を上げることができればなと思ってお話しさせていただきました。ありがとうございます。

次に、同じページですが、野外彫刻プロムナード展のことで少し伺います。

この明治用水緑道「あうん」54万6,000円となっているんですが、ずっと明治用水緑道は非常に長いんですが、どこですか。教えてください。

○都市計画課長

場所は、安城知立線とのちょうど境というのか、知立中学校からずっと安城知立線のほうへ向かいました、そのちょうど交差点の角になります。

○田中委員

この近くということですか。

○都市計画課長

そうですね、知立中学校から弘法通りのほうへ向かって、当たりまして、そのちょっと入った交差点の付近になります。

○田中委員

これ、設置されたのはいつかわかりますか。

○都市計画課長

昨年度、設置をいたしました。

○田中委員

というのは、今、これ、配られている野外彫刻プロムナード展第14回のやつなんですけど、この中には、「あうん」って載っていないんですね。

○池田福子委員長

ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後0時59分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市計画課長

先ほど御質問いただきました野外彫刻の「あうん」でございます。こちらは、平成26年3月26日に設置をしております。

先ほどパンフレットになぜないかという御質問でございましたが、先ほどのパンフレットは第14回のパンフレットでございまして、今回、第15回ということで、9月27日に、今、パティオのエン

トランスロードにあります6体を入れかえます。それが終わりましたところで、次の第15回のパンフレットを作成いたします。そちらに載せる予定でございます。そのパンフレットは、10月17日の交流会のところでお渡しするという格好になっております。

以上です。

○田中委員

3月に設置されたということでしたが、期間中でいくと、一応、第14回の期間が2013年9月29日から2014年9月26日が実施ということで、その期間に設置されたので、第14回の作品なのかなと思ったんですが、今回の「あうん」は、第15回の作品ということによろしいですか。

○都市計画課長

第14回というのは、6体のエントランスロードのところのプロムナード展に関することですので、裏には、参考で全体図を載せさせていただいております、第14回についてはこの前で、第15回は今度、9月に設置するものが載ってきます。

○田中委員

ちょっと私の認識が違っていたと。1年間の期間の彫刻ということではなく、今回、ここは市の職員の大塚さんの作品も入っているんですけども、この6点がということで。というのは、大体、要はこの9月に時期に毎年、一応、私が所属させていただいているライオンズクラブもお手伝いさせていただいて、いつもこれをやっているんですけども、秋口のころに新しく設置されて、変わってというのが、なぜ春口に突然ぽんとあったのかなど。要は、大体、例年この時期に変わるものが春に1個だけぽこっとなぜ変わったのかなということ素朴に疑問に思ったものですから、そこをちょっとお聞かせいただきたかったんですが。

○都市計画課長

今、御質問の1体「あうん」でございます。こちらは、いわゆる野外彫刻プロムナード展というのは、エントランスロードの6体の部分のことを申しております、それ以外に新たな彫刻を設置させていただいたということで、裏面に載せさせ

ていただきました。

○田中委員

わかりました。要は、全体のプロムナード事業がある中のプロムナード展ということなんですね。わかりました。

先ほど都市計画課長のほうからも少しあったんですが、今度の9月から第15回ということが始まるということで、記念事業が何か計画されているのでしょうか。

○都市計画課長

今回、平成12年から始まりました野外彫刻プロムナード展のほう、これで15周年を迎えますので、記念事業として予定しております。

○田中委員

芸術の香りのするまちということで、15年前からこういった取り組みが始まったんですけども、具体的に何か15周年でこんなことを計画しているよとか、今の時点であれば、お聞かせください。

○都市計画課長

15周年記念事業といたしまして、今、審議している最中ですが、明治用水緑道の松並木、あちらのほうに知立の顔、観光への配慮ということで、彫刻のほうを列に6体を、単年度ではございませんけれども、今後、その15周年記念の事業として設置したいということで動いております。

○田中委員

これまでではどっちかというパティオであったり、市街地のほうを中心にやられていたものを、15周年は今度はいわゆる知立の観光の香りがする松並木のほうに、新たに今年度6基設置するというのでよろしいですか。

○都市計画課長

一度に彫刻は難しいものですから、まずは台座を設置して、資金繰り等が今からちょっとありまして、そういったのを考慮して、できる範囲の中で彫刻を設置していきたいというふうに思っております。

○田中委員

この通りというのは、市内の市民だけではなくて、東海道ウォーキングとか、そういう東海道を

ずっと散策される方も利用されるところで、新たに知立のそういう文化に対する取り組みを設置されると、非常にいい取り組みかなと思うんですけども、これまでのいわゆるパティオ中心とか、市街地中心でやっていたものと新たにそちらに行くんですが、市街地のほうは、もうこれ以上は設置しないというような感覚なんでしょうか。

○都市計画課長

あくまでも野外彫刻プロムナード展については、今後も継続していくということでございまして、15周年記念事業ということで、新たにそちらのほうに計画をしておるといってございまして。

○田中委員

ちょっと先の話なので、やりとりしていてもあれですが、せっかくこれまでずっと積み重ねてきたものでもありますし、なかなか知立市の中で、こういう芸術と文化のかおりがするというもの、小さなまちの中ですけども、時々歩いていると、ふっと目に入ってきたりして、やはり心が和むというか、非常にいい取り組みだと思いますので、ぜひ積極的にやっていただければと思います。この15周年という部分の取り組みに関して、ちょっと私自身が伺った話でいくと、もう少し計画的に予算繰りというか、取り組みをしていただければよかったのかなと思うんですが、そこら辺の部分、何か突然出てきたような感があったものから、ちょっとお聞かせいただけますか。

○都市計画課長

今、協議会のほうで協議させていただいてるわけですけども、例年、知立ライオンズクラブには協賛をいただいております。それから、知立市も、もちろん予算化しております。それとあわせて、これは松並木ということで、この周りには優良企業がございまして、そうしたところへも協賛をお願いしにありがたいなというふうに思っております。

○田中委員

本当にいい取り組みだと思うので、もう少し計画的にしっかり周知していただきながら、皆さんの了解を得て、またやっていただければ。先ほど



から情報交換とか、コミュニケーションという話がよく出てきていますけれども、どうしてもそこが欠けてしまうと、ぼたんのかけ違いで、いいものがちょっとよくない方向に向かってしまう嫌いがありましたので、ぜひそこをよろしくお願ひしたいと思います。

最後、散歩道の件で1点、102ページ、ここは草刈委託業務ということになっております。散歩道の草刈委託業務で122万7,450円ということになっているんですが、散歩道というのは、いわゆる草刈だけではなくて、散歩道のところに柵であったりとか、そういったものというのが設置されている部分があると思うんですけども、その管理も都市計画課のほうでよろしいんですか。

○都市計画課長

こちらは、知立散歩道協議会という団体でございまして、そちらの方が18名の会員がございまして、そちらに日々の草刈りだとか、そういった管理もお願いしている格好でございまして、そちらのいわゆる必要なもの等の支給だとか、それから市のほうでは、散歩道自体の舗装新設工事ということで、舗装のほうも行っております。

○田中委員

例えば、普通の道路であったりとか、歩道であったりとか、そういうところの柵とかというのは、多分、土木課のほうでパトロールされていて、点検とかしていただいていると思うんですけども、例えば、具体的な例で言うと、昭和と高根の間にある明治用水の管路化した上に散歩道が1個ありますよね。あそこはタイルがずっと敷き詰めてあって、木が植えてあって、その脇に背の低いフェンスが立っているんです、ぐっと。あそこは、ああいう道路上なので土木課なのかなと思ったら、土木課ではなくて、いわゆる都市整備部の管理になりますよという話を聞いたんですが、それはそれで合っていますか。

○都市計画課長

今、昭和の関係でございますね。

○田中委員

はい。昭和と高根の間でわかるかな。

○都市計画課長

緑道ですか。

○田中委員

緑道というか、タイルで明治用水の上をずっと。

○都市計画課長

上部の。あそこについては。

○土木課長

今、御質問の箇所につきましては、昭和から八ツ田に向けていく西高根用水上部だと思うんですけど、そこについては、植栽に関しては都市計画課のほうで管理しております。

下のインターロッキングブロックとかいう施設については、土木課のほうで管理させていただいております。

フェンスにつきましても、土木課のほうで管理をしておるとい状況でございます。

○田中委員

微妙なところで縦割りがされているということだったんですが、要は、あそこに設置してある、そう立派なものじゃないんです、家庭用のいわゆるフェンスぐらいのものなんですけども、それがずっとあって、大分腐っているものがあるんですよ。腐食しているんですけど、辛うじて延長線上で立っているんですね。この前、地域の方が何気にすつともたれかかろうと思ったら、ぱつとっちゃったと。見たら、腐っていたと。あれの管理は誰がやっているのと言われても、私も、ここはでも散歩道の上だから、都市整備部かな、いや、土木課かなと、ちょっとわからなかったんで、今、土木課というお話だったので、一度ちょっと見ていただいて、要は危険なので、直すか、撤去するか何かしないと、場所はまた詳しくお伝えしますが、これは、この前もちょっと聞いたときに、それは都市整備部だと思いますと。場所的にいうとそうだと思うんですけど、インターロッキングブロックとフェンスは土木課でやっていただいて、植栽、木のほうは都市整備部のほうでやっているという認識でよろしいわけですね。ちょっと確認だけ。

○都市計画課長

散歩道の件でございますが、今ある明治用水のところを散歩道ルートとして指定しとるということの位置づけもございまして、あと管理については、そういった若干、土木課管理だとか、そういうところも散歩道として指定しているという状況でございます。

○土木課長

今、田中委員の御指摘のありましたフェンス等の場所については、後ほど場所をお伺いして、また見させていただきます。

それと、全路線、今の該当路線、西高根用水、築造からかなり時間がたっておるという状況もあるものですから、その前後につきましても調査させていただいて、対応のほうを検討していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

認定第3号 平成25年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○小林委員

下水のほうでお聞きしたいんですけど。

知立市の下水道の資料、手元にありますね。このところで、11ページ、下水道事業特別会計年次別決算額の推移ということで、歳入ということで、平成25年、18億5,205万5,000円ですか、この中で受益者負担金、これ、平成24年と平成25年を比較してみますと、約2倍になっているんですけど、この辺の要因は何でしょうか。

○下水道課長

受益者負担金は、工事が終わりました、使える区域に対して賦課しております。その面積の違いによって、またお支払いしていただく方の状況、お支払い方法も選択できますので、その状況によって、平均的な数値とはならないというものでございます。

それと、平成25年度の収入の中には、企業用地、アピタになりますけども、興和紡ですね、こちらのほうが一括で納付していただいております。このものが大きくきいているというのが要因でございます。

○小林委員

今、アピタということで説明がありましたけど、アピタが企業ということで、1社によって、これだけの2倍の差が出てきたものでしょうか。

○下水道課長

賦課対象面積の違いによっても差は出ております。アピタだけでこれだけの差ということではございません。

○小林委員

アピタ以外で、今、供給の地域がふえたということで判断していいわけですね。

それと、もう1点、主要成果報告書21ページ、1目めの都市計画税、ここのところで都市計画税については、前年に比べ1,851万6,185円、この中で都市計画税充当事業ということで、都市計画税というのは目的税であるかと思うんですけど、下水道事業、都市計画税充当事業率が68.6%、これは下水道事業が非常に突出しているわけなんですけど、この要因は何でしょうか。

○池田福子委員長

暫時休憩します。

休憩 午後1時17分

再開 午後1時19分

○池田福子委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○小林委員

では、下水道工事の全市内、全域カバーということで、下水道工事、これに関して大体知立

市内には何年度ぐらいで工事を終わる予定でみえますか。予定を。

○下水道課長

下水道事業の基本計画面積1,154ヘクタールになります。そのうち、現在認可をとっておりますのは701ヘクタールという状況です。それで、平成25年度末の整備面積になりますが、これが約570ヘクタールということで、まだ現時点で認可区域の701ヘクタールにも達していません状況でありますので、1,154ヘクタールというものの整備については、まだ実際にはめどが立っていないというのが現状でございます。

○小林委員

今、めどが立っていないという状況ですね。

今、例えば現在、線が入っているところに、この資料をもらっているところに関しては、徐々に、工事はまだ未定なんだけど、いつ供給できるかというあれは、それもめどが立っていないということですよ。

○下水道課長

現在、認可区域701ヘクタールにつきましては、そちらの図面でも色分けした中で整備予定が示されていると、平成29年度末までということになっているかと思っております。ここまでは、今、区域として決まっております。

○小林委員

もらっている資料で、こちらのいろいろ、地元地域の住民たちには説明をしてもいいということですね、図面を見ながら。

○下水道課長

今の予定としましての計画でございます。これにつきましては、予算等の都合により、若干のずれ、おくれ等は予測がされます。

以上です。

○小林委員

ちょっと私がポイント間違いで、導入のところで間違えまして、今後はこんなことのないようにいたします。

これで質疑を終わります。

○池田福子委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

認定第7号 平成25年度知立市水道事業会計決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

以上で、本分科会の所管された案件の審査は終了しました。

なお、予算・決算委員会における分科会委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池田福子委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、建設水道分科会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後1時24分閉会

平成26年知立市議会 9月定例会予算・決算委員会 企画文教分科会

1. 招集年月日 平成26年9月24日(水) 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員(7名)

明石 博門	中野 智基	神谷 文明	久田 義章
池田 滋彦	川合 正彦	中島 牧子	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市長	林 郁夫	副市長	清水 雅美
企画部長	加古 和市	協働推進課長	野村 裕之
企画政策課長	堀木田純一	総務部長	岩瀬 博史
総務課長	水谷 弘喜	安心安全課長	高瀬 季治
税務課長	三浦 勝幸	会計管理者	鈴木 健一
監査委員事務局長	平野 康夫	教育長	川合 基弘
教育部長	石川 典枝	教育庶務課長	池田 立志
学校教育課長	伊藤 武男	生涯学習スポーツ課長	佐藤 豊
文化課長	鶴田 常智		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	島津 博史	議事課長	横井 宏和
議事係長	近藤 克好		

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

事 件 名

議案第53号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第3号)

認定第1号 平成25年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成25年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

午前9時58分再開

○川合委員長

ただいまから予算・決算委員会企画文教分科会を再開します。

○学校教育課長

先回の企画文教委員会の折に、明石委員のほうから、認定第1号 平成25年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての質疑の中で、平成25年度知立市内の中学校の卒業生、発達障がいがある生徒たちの進路先について質問がありました。それについてお答えできませんでしたので、ここでお答えしたいと思います。

3中学校の特別支援学級3年生、平成25年度11名が在籍しておりました。その11名の進路先ですけど、公立の定時制に1名、特別支援学校の高等部に10名が進学しました。

それから、通常学級において学校が発達障がいがあるのではないかと認定している生徒ですけど11名在籍を確認しています。公立高校1名、公立の定時制夜間1名、公立の定時制通信2名、私立高校に2名、高等専修学校に5名がそれぞれ進学していました。

以上です。

○川合委員長

認定第1号 平成25年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

ちょっと途切れたので、ずれちゃうかもしれませんが、続きという感じじゃないかもしれませんが、個人の市民税徴収率というのは5年間少しずつですが上昇してきたと。本税、滞納繰り越し分、ともにじわじわと上昇してきたわけですね。1%上がるだけでも相当金額が大きいという中で、努力というのは数字的には見えるわけですね。

その中で、どういうふうに努力してきたのかというような点では、休日相談を受けたり、差し押さえということも滞納機構に送って指導してもらって、そして最終的には差し押さえと、こういうよ

うな主に3つかなというふうに思いますけれども、それぞれ一応どんな成果があったのか、そして、そこでの皆さんが抱えた問題点ということについて伺いたいと思います。

○税務課長

まず、今まで従来は平成21年度までは収納の方法が直納と口座引き落とししかなかったものが、クレジットカードだとかコンビニ収納だとかマルチペイメント収納ですとか、そういった収納の多チャンネル化を図ることによりまして24時間収納ができる体制をつくってきたということが1つ大きな成果として挙げられるのかなと思います。

それから、もう一点は、平成25年から徴収の嘱託員4名体制をつくることができました。これによりまして調査等に職員がかかわるという時間が少なくなりまして、それぞれ執行停止をかける際の財産調査ですとか、所得調査というものに時間が取れるようになった。したがって、平成24年と平成25年とを比べますと金額的には下がっておるんですけども、適正な執行停止、不納欠損が行われるようになったということが非常に大きいか。

今後もそういった調査をしっかりしまして、差し押さえについては、当然差し押さえをしませんと、5年で時効がきてしまうものが自然に自動的に落ちていってしまうということは非常に公平・公正の面からいってもよろしくない。こちらがきちんと調べた上で、この方は納める能力がない、現年分を納めていただいたほうが良いというようなことで、差し押さえと執行停止、こういったものの両輪で、より適正な賦課徴収を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中島委員

基本的には調査を行って、この方については、どうしてもこれ以上出していただくのは無理だという判断も行っていくということでの執行停止、法に基づいて行くと。その部分での徴収率のアップということも出てくるという、それは適正な措置かなというふうに思います。

そしてその上で、なおかつ必要なら差し押さえをということで今ありました。そういう意味でいいますと、非常にいいスタイルでお話ししていただいたんですが、現実的にはもう少しどろどろしたものがあるなというのを私どものほうにはくるわけなんです、休日の相談という点での成果というものはどのようにお考えになってるのか。まだまだ休日やっているということを外国人の方たちはわからないところがあって、なぜかわかりませんが、休んで行けないんだと言うから、休まなくても休日やってるよって言うんだけど、えって言ってる感じがありまして、相談にたどり着けないような方もいるのかなというところも感じているんですが、その辺では来ていただきたいなという思いの人数と来ていただいた人数とのこの辺はどういうふうに思われるでしょうか。皆さん、その辺の通知を出した方々が多く来ていただいたかどうかですね、割合として。件数は書いてありますけど、実績の中ね。

#### ○税務課長

はっきりと外国人の滞納者、それから、その中で休日の相談におみえになっておる割合というのは今わからないんですけども、こちらで短期的に就労される外国人の方というのは昭和地区が非常に多いかと思うんですが、そちらのほうでかなり横同士でそういったものがあるよだとかということについては、かなり連絡網があるのではないかなというふうには実際には捉えております。

私も実際に税務課に来る前に公民館に勤めておったんですが、公民館のほうに訪ねて来られるのは、大体外国人の方が非常に多くて税務課の相談の窓口まで御案内したことがばんたびございました。ですので、基本的に相談にほんとは乗ってほしいだとか、そういう前向きな方というのは、基本的にはおみえになってるのではないかなというふうには感じてはおります。

ただ、PR不足の面がないのかと言われると、それはちゃんとしてますよということまでは言えないので、今後も休日の相談業務があるよというようなことに関しましてはPRに努めてまいりた

いというふうに考えます。

#### ○中島委員

283件の窓口での件数があるって、そのほかに相談というだけが255件というふうに書いてありますね。どのぐらい外国人の方もこういうところに見えたのかということも、これからはもしてきたら調査して、また教えていただきたいなというふうに思います。

いろいろ書類そのものが大変わかりにくいということは本会議でも申し上げましたけれども、休日の窓口ということについても、これもポルトガル語なり英語なり何なりでわかりやすくお知らせをしているということでもよろしいでしょうか。本人通知はされているのか、広報とかだけなのか、どうなんでしょうか。その辺、もう少し具体的にPRの強化をしていただくことも大事かと思えます。

#### ○税務課長

もし違っておったら多分走ってくると思いますので。

滞納をされてみえる外国人の方につきましては、ポルトガル語なりの案内をしているというふうに理解しております。

#### ○中島委員

一応そういうこととして、よりわかりやすくということをね、日本人でも書いてあることが意味がわからないという人がたくさんいるわけなので、よりわかりやすいようにそれは伝えていただきたいなというふうに思います。

滞納機構のほうに送られた110件というものの全体の内容、件数、現年分、滞納繰り越し分、どんな状況の方が送られたのかということについての現状、そして成果ということか、徴収ができたというその辺ですね、ちょっとお知らせください。

#### ○税務課長

先回の委員会の中でも言いましたけども、110件で基本的に50万円以上の滞納のある方、滞納というのは過年度分の話、納期が過ぎたものについていっております。

送らせていただいておりますのは、高額の滞納

がまずあること、資力があるにもかかわらず幾ら幾ら月々納めていきましようというこの折衷案がとれない方、そういうような方を中心に送っておるといふようなことで、今現在払う能力がないような方を送っているということではございません。

○中島委員

何件で幾らだったのかということを知りたいんです。

○税務課長

1億9,153万9,577円の滞納金額ですね。最終的に差し押さえの件数は換価した金額は5,541万円、西三河滞納整理機構分としては平成25年度はそういう形になっております。

○中島委員

現年分と滞納分というのがあるわけですが、送られた方たちの内容を見ますと、金額的にいうと本税の分より滞納繰り越しの分が圧倒的に多いと、こういうふうにお見受けします。ちょっと具体的に何%ぐらいが。

つまり、滞納金の延滞金がずっとついてるものだから、こればかりがふえたこの比率がものすごいことになってるなというのを思うんですが、本税と滞納繰り越しの比率はどのぐらいですか。

○税務課長

確かに延滞金の率は大きいんですけども、ただ、西三河滞納整理機構で徴収するのは、基本的に本税がほとんどでございまして、延滞金については、例えば本税を換価し終わりましたも延滞金だけ残っておられるような方は、結局市のほうが対応するというような形がほとんどだと理解をしております。

○中島委員

ちょっと知ってることが違うんですよ。平成26年度末現在ということで資料をこのときにいただいた中で言いますと、本税が1%未満、ここで見ますと本税のところは1億2,661万円、現年分が100万円ぐらいで滞納繰り越しが1億2,500万円というような形で、どっと滞納の分が多いわけですよ。その比率を見ると99%ぐらいが滞納繰り越

し分の積み重なった分だということを感じがするので聞いたわけなんですよね。それを聞いてるんです。

○税務課長

滞納繰り越し分と延滞金とは全然違うので、滞納繰り越しのある方を結局送っておりますので、要は現年というのは、例えば固定資産税だったら1期、2期、3期、4期でございますので、それを越えた分が現年というところの数字に載っておるだけで、あとの滞納繰り越し分の中は過去の平成25年から前の分の本税の部分の金額が載っておるということです。

○中島委員

つまりは滞納繰り越し過去の分のほうが99%というぐらいに多いということで、延滞の部分については、これには載ってないよということですが、延滞の収入、雑入とかがお話を聞きましたよね、延滞の雑入ということで、それはこの決算でいうと幾らになるんですか、見てわからなかったんですが。

○税務課長

決算書の111ページの収入済額、延滞金で3,843万6,949円、これが延滞金の収入だと思います。

○中島委員

もう一回金額言ってください。

○税務課長

3,843万6,949円。

○中島委員

わかりました。延滞ということにいたるわけですね。結局過去の分には大変苦しんでしまうということが現実で、現年分は払うんだけど、とても過去の分が追いついていかないというようなことで、なかなか滞納機構へいっても納め切れない人がほとんどで、帰ってきてまた指導をします。

差し押さえというのはどういうところで、調査を行ってという話でしたけれども、差し押さえの資料を見ますと、給料と預金ですね、預金というのはほとんど給料が振り込まれてくるという意味の預金ということになるので合わせてもいいのかなと思うぐらいに、その部分が多いわけですね。

預金が65.1%、給料が14.4%で合わせると相当多いわけですよ。もう80%超えちゃうというぐらいにその部分が多いんですね。

実際に年金が入ったとか、給料が入ったとか、それを押さえられたとか、こういう話がよくきます。出さなきゃいけないというのが大前提の話ではあるんですが、その差し押さえの基準というものは過去の議会の中でも国税の徴収法の中の第76条、給与の差し押さえはこういう縛りがあるとかそういうふうになってるわけですよ。実質預金というのは給料そのものという人がほとんどなので、別の人もいるかもしれないよ。たくさん隠して財産持っている、そんな人はいいわけですが、切実に訴えられる人は給料、年金、そこが預金として入っているということで、預金の制限というのはどうなっているんですか。

○税務課長

預金は基本的には全額差し押さえでいいことになっております。

ただ、中島委員おっしゃったみたいに、預金のほとんどが給料ですか、預金のほとんどが年金ですかそうではなくて、私どもがやっておりますのは、基本的に会社のほうに、例えば個人世帯でしたら1人10万円、社会保険料ですか税金ですかそういったものを差し押さえるの禁止事項以外余った部分において差し押さえをしておるものですから、それを会社のほうで計算をさせていただいて、それを超えた部分において毎月差し押さえをしておるといような形でございます。年金においてもそうでございます。

○中島委員

給料のほうの差し押さえの場合には、会社との関係でこれだけは押さえるよというような感じで計算ができるということで、それで給料が口座振替になった段階で、その10万円なら10万円以外の分を差し押さえるということをやっているという、こういう話です。

○税務課長

会社が差し押さえ、それを市のほうに払い込んでいただく。

○中島委員

だから給料差し押さえという部分はいいんです。預金差し押さえるのを私は今、問題にしているんですよ。

○税務課長

預金については、預金そのものを押さえる場合であっても、例えば全額別に押さえても構わないんですが、いろいろなところで裁判が行われておいて、中島委員おっしゃるように、例えば手当が振り込まれた直後に全額差し押さえてしまって裁判で負けたようなケースもございました。

です。今現在、知立市が行っておりますのは、基本的には10万円を残して、10万円がその口座に残るような形でそれを超えた部分の差し押さえをしておると。

ただ、その世帯構成ですとかがわかる場合においては、全て給料差し押さえるの禁止の部分を除いて差し押さえをしております。

○中島委員

それは全然違いますよね。ある日行ったら空っぽになってたという。年金が入る口座なんですけども、その日じゃないんです。口座に入って家賃を入れる、こういうことを基本的にやって、あと3万円、4万円ぐらい残して、これが今から食事だとかの買い物のお金ということで残しておいたと。行ったらそれがゼロになっていたと。全然だめですよって言われる。窓口へ行ったら、今からですよということ、生活に充てようと思って4万円だけを入れておったのが、家賃とかは払ってあったからよかったんですけど、それがゼロになったんですよ、年金ですよ、その方は。口座がゼロになっている。そんなことがあっちゃおかしいでしょう、今の話からしたら。

そういうことは十分にね、預金って一言でいうと生活にぎりぎりに必要なものをお財布がわりに置いてるわけですよ。先にしまっておけば取れないけど生活費として置いとくと全部取られちゃうという、こういう例が実際にあるんです。何でもそんなことがあるんですかね。

○税務課長



基本的にその前に例えば相談におみえになって、要は、滞納があるから差し押さえになるわけで、その前に電話連絡だとか催告状だとかということいろいろその御本人に連絡をとっております。

そういう中で、例えば相談をして、私はこれだけの収入しかないという方について、差し押さえを行うというようなことは、基本的には考えられません。

○中島委員

あつてはならないことが現実にあったということだけは事実で、計画的にお金も納めていると。もっとたくさん納めてもらえないかという話はあつて、だけど仕事がなくなったのでということでこれだけにしてほしいということで、でも計画的にやっていたと。ちょっとおくれたらそれがあつたということなんです。でも、ちゃんと納めにいったんだけど、時差で取られていたというぐらいのことで、もうそれも戻らなかったということで、他人に借金をしてその月は生活をしましたというような事例があつたので、やっぱり間違いはあるかもしれないということだったのかもしれないですけど、それから、言葉のやりとりの行き違いがあつたのかもしれないとか、そういうこともあるかもしれない。

文書の意味がわからなかったということも含めて、丁寧にやっぱりやってもらわないと、その方がほんとに生きていく食費まで取られてしまうということがやっぱり絶対避けてもらわないければいけないということを私は念を押しておきたいなというふうに思います。

だから、預金については今言われたように、10万円までは押さええないということによろしいですか。

○税務課長

細かいことをいって全てがそうかと言われれば断定はできませんけれども、基本的に私が決裁を見て実際に市のほうが行っている処置としては、10万円を残した形で差し押さえをしております。

○中島委員

十分にその辺は徹底していただきたい。Aさん

はいいけどBさんは悪いとか、Bさんがこう言ったけどCさんはまた違うこと言ったということがないように、やっぱり徹底していただくということで、しかも鉄の法則なんだという感じで上から言うということもなく、本人の納税の権利というふうにもいわれるわけで、本人の意思というものを大事にしながらの指導、これを徹底してもらいたいと、このことを私は特に要望しておきますので、よろしくお願いいたします。

いろんな相談が来ると、また来たというふうで私はつらいんですね。市の職員も頑張っているのに、またこれが起きたのかというふうになるってつらいですよ。ですから、その辺はやはり徹底していただきたいというふうに思います。一筋縄ではない方もみえるだろうという、それも想像もできますし、だからといってみんなそういうつもりで対応してもらっても困るということで、その辺は十分にやっていただきたい。

さっき執行停止という話も最初にありまして、ほんとに困っている方たちについての問題を受けとめてもらいたいし、その方も嫌だから年金の前借をして全額を返そうかなって言ってるんですね。年金の前借すると、2万円ずつを2年間年金が減額されると。それでも行くの嫌だからという、でも大分余分に払うことになるんじゃないのという感じもあつて、ちょっと待ってていう話をしてるんですけど、税務課が遠いところになって怖いところになっていくというのは避けてもらいたい。よろしくお願いいたしますね。

それから、法人税の関係で、毎回聞いてるんですが、均等割のみの企業というのは9号法人までありますけれど、均等割だけの法人というのは実際何社だったかということがわかれば、毎年の例なのでわかるかと思いますが、お示しいただけます。ざっとお示しいただいても、余り細かければ数字をまたペーパーで出していただくことも含めてお願いしたいと思います。

○川合委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時28分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○税務課長

均等割のみの法人につきましては855社になります。均等割と所得割をお支払いいただいている会社が520社でございます。

○中島委員

1号から9号という割合の中ではわかりますか。

○税務課長

まず、法人の号ごとに数字を言ってみますと、均等割のみが9号法人が3社、8号法人はゼロ、7号法人は20社、6号法人は3社、5号法人が17社、4号法人が10社、3号法人が109社、2号法人が10社、1号法人が683社。

以上でございます。

○中島委員

683社、零細のところですね。一番零細のところ全体で予算の審議のときの数でいうと935社あるという中で683社が均等割だけであったというこの比率ですね。全体に全部で何社でしたかね、合計したら。855社が均等割のみということで、1号から9号の合計ちょっと出てたらお願いします。

○税務課長

全部で1,375社でございます。

○中島委員

1,375社のうち均等割だけであったのが855社ということになります。3分の2ちょっとが均等割のみで利益を上げることができなかったと。法人税を払うこともなかったと、できなかったと、こういうことですね。

一番資本の多いところでも9社のうち3社が均等割だけだったと。ここが3分の1が利益が上がらなかったと、こういう数字が出ております。

法人割もどのぐらい出たのか、これは今ここでは伺いませんけれども、全体のあれがわかればペーパーでまたお示しいただいていいですかね、いつも出していただくようにね。

やっぱり法人割が全体で30%以上減ってしまったということの中身がこういうことで、やはりまだ平成25年度も景気が大変だったなということがここで明らかになったなというふうに思います。特に資本の少ないところは、たくさんの方が均等割のみだったということも特徴的な状況だったかなと。こればかりは景気が回復しなければ知立市の税収というものもふえていかないし、今度、平成26年も今の状況もGDPが下がっているとかなり不安材料がまだまだたくさんあるということで、この景気の問題に左右されるという、こういうことでありますけれども、法人の中でも差し押さえになってるところも見受けられますよね。

法人の差し押さえは何件、聞いちゃいけない、これは。差し押さえというのもどことは聞いてないわけで、法人もやはり大変だなというその数字としてもしあつたらお示しいただきたいと思います。

○税務課長

差し押さえの件数は把握はしておらんのですが、平成25年で法人での不納欠損をしたのが5社で金額が23万9,900円というような形になってございます。

○中島委員

営業活動を引き続きやっていたことが次につながるので、下手な差し押さえというのは気をつけなきゃいけないし、いろんな事件では社長が大変になって自殺してしまわれるとか、そんな事件もありますからね、そういうことに追い込まないような形で見守っていただきたいなというふうに思います。

それから、本会議で電算の関係で住基カード、これが大変費用対効果が薄かったんじゃないかということが佐藤議員のほうからも言われました。資料もいただいたわけですが、ほんとにすごい金額を使ってきたんだなというふうに思います。一応12年間ではありますけれども、導入後ね、投入した金額、維持経費等も含めて総額が幾らということをお披露いただけますか。

○企画政策課長

住基ネットワーク関連の費用といたしまして、導入の調査費、システム開発費、開発をしてからの保守料、借り上げ料を含めまして、平成25年度までの合計といたしまして1億4,880万6,834円でございます。

○中島委員

発行した枚数が2,799枚で転出入等で利用されたという件数が390件と、こういうことであって、あとは身分証明のために持っていらっしゃるだろうという方が大変多いと。写真つきのものが発行されて免許証がないので身分証明と、そのためにこれだけのお金を使っていると。

電算のシステムがこれから変わるわけですが、この住基の関係については、これからも同様に維持経費、保守点検とか借り上げ料ですね、保守料と借り上げ料は、これはこれからもずっと必要になるんですか。新しいものに取り込まれて、その部分はなくなるのか、どうなんですか。

○企画政策課長

ただいまの御質問ですが、今度予定されていますマイナンバー制度、こちらのほうの制度でもこちらの住基ネットワーク関連のシステムを利用していくということになっておりますので、住基ネットワーク関連の機器については今後もこういった経費が必要になるかということになります。

○中島委員

マイナンバーと住基カード3情報というのは情報が全く違うわけですが、共有する部分については共有して使っていくと、こういうことなんですね。保守と借り上げ料はマイナンバーの今ここにはないですが予算を使ってやりますよね、システムのね。これは合流して一体のものになって機能するというものになるのか、そういうことですか。

○企画政策課長

こちらの個人番号制度のほうができますと、住基カードのほうについては有効期限をもって切りかわっていくということで、前回の議会のときにもちょっと若干説明をさせていただいたんですが、今の住基カードを持っている限りは新しい

カードはもらえないと。切りかえていただくという話になりますので、現在お持ちの住基カードも有効期限までということの中身になっております。

○中島委員

有効期限は何年ですか。

○企画政策課長

ちょっと有効期限のほうは把握しておりません。申しわけありません。

○中島委員

それは個々で発行したときが違うので違うということになると思うんですが、それはまたお知らせをしていくという、こういう形になるんですか、マイナンバーのカードに。

これはマイナンバーカードというのは、具体的には今、住基のカードを持っている人はほしいよといって言われるかもわからないけど、それも全く持っていない。マイナンバーカード、これは全員が持たなきゃならないものになるんですか。

○企画政策課長

こちらのマイナンバーの関係ですが、平成27年10月に個人番号のほうを一斉通知いたします。その番号を通知するんですけども、カードの必要な方については平成28年1月からそういったカードが必要な方については交付をしていくと。10月の時点で番号は皆さんに御通知しますので、必要な方だけカードを申請していただくという中身になるかと思えます。

○中島委員

必要な方だけということで、これも大変持っていると危険だなという感じもしないでもないですし、いずれにしても住基カードがその切りかわっていくということで、そうすると借り上げ料とか保守料だとかというのも名目が変わって、合体されていくような形になるわけですね。

いずれにしても、今までの金額的なものからいうと、1枚当たり5万幾らかかったという経費なんですね、計算すると5.3万円、ここの電算関係だけでね。その他もついろいろあるかもわからないですけど、カードをつくる経費もたしかありましたよね。写真とつけると幾ら幾らってありま

したよね。そういうものを導入してますし、ほんとに無駄遣いだなということは私どもは感じます。十分な活用というのが大上段に言われましたけれども、されてるようには全く見受けられないと、こういうことで大変経費も無駄遣いという感じがいたします。

次に、多文化共生の問題なんですけど、翻訳の業務の委託料を一本化したというね、予算のときにもいろいろお話がありましたし、一本化ということで当初は92万4,000円の予算がついていたんですが、決算は41万円と半分以下ということで翻訳料が出ております。これについては予算との関係、十分な一本化でやれたのかどうか、翻訳が。その点はどうですか。

○協働推進課長

庁内で作成する文書につきましては、翻訳するものについては、ほかの課の文書に限らず協働推進課のほうで取りまとめて翻訳を委託しております。

今の委託の形態としまして1文字幾らという単価契約しておりますので、当初予算で見積もった額よりも少ない金額で落ちたというような部分もございます。

○中島委員

単価契約の入札が何かで安くなったということじゃないですね、これはこんな小さいあれですから。最初から市が単価契約、1文字幾らという形をお願いして委託をするという形ですよ。委託先はどうなるんですか。庁内でやってるわけじゃないということだね、委託ということは。

○協働推進課長

外部委託、業者のほうへ委託をしております。

○中島委員

外部委託ということで単価契約をしているということですね。

そうすると、先ほどの税務の関係も含めてそうなんです。全庁と言われましたよね。全部やってるんですか、それは。全部の課が独自にやらないで、そちらに全部出すと。

○協働推進課長

基本的に各課から依頼のあった分について、私どものほうで取りまとめて委託をしておりますので、税務課からは昨年度については翻訳の依頼はなかったかと思います。

○中島委員

税務は独自にやられたということですか。全庁一括と言われてるけど、税務のポルトガル語版は要請がなかったというふうに、翻訳の依頼はなかった。税務は独自に1人みえますけども、その方がやるんですか。ポルトガル語版の手紙を出す、通知も出すというふうにちょっとおっしゃってたので、どうなってるんですか。

○税務課長

基本的に通知文に載せる文書というのは決まり文句、例えば何月何日に、どこどこで。

○中島委員

出したか出さないか。

○税務課長

出してないと思います。

○中島委員

独自にやった。

○税務課長

独自にポルトガル語がわかる人間がいますので、そこに聞いてやってると思うんですけど。

○中島委員

全庁一括翻訳じゃないということですね、そういう意味でいうとね。いいですよ。よりわかった人がやればいいんだから。中身がわかった人がやらないとほんとはいけないと私は思うので、一括でいいのかなというのを逆に思ってるわけですが、でも一括という方針になったのにやってないということはどうかという、そのことはちょっと今、疑問に思ったんですよ。それは各課でやるべきところはやってもらえばいいわけだし、通訳がいるところはやらないという方針ですか。その辺だけ調整してくださいね。建前が違うので。

○協働推進課長

基本的に文書の何を翻訳化するかということで、協働推進課のほうで全てこれを翻訳するべきかしないべきかということを判断しておるわけではな

くて、やはり担当課のほうで、これは必ず翻訳して知らせることが必要だということで判断することであれば、私のほうで委託をして翻訳をするということです。

○中島委員

翻訳が必要だというときには絶対要るんですよ。日本語が読めないからやるんだから。それをやってないところもあるということ、それは内部的にどういうふうな形がいいのか、改めてしてください。そこでやるということは悪いことではないんですよ。

ただ、九十何万円が四十何万円だから随分やらなかったんだなというふうに思ったのでね、せっかくあるならしっかり使ってやっていただいてもよかったかなというふうに思います。

それから、日本語学習支援のほうも180万円の予算で121万円と。ここはみらいの教室に対する支援ですけども、予算よりも約60万円少ないと、これもなぜかと。それから、多文化共生のイベントもやはりそうだったんですが、80万円の予算が53万円ではほんとに十分だったのかということは、非常にいろんな意見がありました。

イベントの関係については、私も直接いろいろ見てきたので、ここでは質問しませんけども、みらいなどについては、やはり十分な支援が必要だというふうに思います。支援の方法もルール化されてるというふうには思うんですが、十分な支援ではない中で、もう少し、なぜこんなに減ったのかということを知りたいと思います。

○協働推進課長

日本語学習支援のみらいにつきましては、補助要綱をつくって補助金の交付をしております。

金額は少なかったということは、当初予定していた生徒数に足りなかった。ある程度の余裕をみて予算を組んでるところもありますけれども、当初の見込みよりも生徒数が少なかったということでもあります。

以上です。

○中島委員

そういうことですが、生徒数のカウントの仕方

も1つのルールがありまして、何日以上来なければいけないみたいなのところもあるんじゃないですか。

ちょっと確認をさせていただきます。やっぱり子供たち、親の生活との関係で行ったり行かなかったりというのもあって、なるべく来てほしいという立場でいいますと、先生方は準備は何人分ってしてるわけですよ、プリントをつくったり。その子が来なかったと。そういう中で、そのプリントも不要になってしまったかもしれないけども準備もするということなので、私は、もう少しその辺の基準を緩和できたらと思うんですが、いかがですか。

○協働推進課長

基準としましては、教室については週1回以上の開催、金額につきましては、生徒1人につき2,000円、あと、月当たり教室の運営費として、均等割ですけれども、20人以上の場合は5,000円、21人以上の場合は1万円という教室の運営の基礎額がありまして、それに先ほど言いました人数割を1人当たり2,000円という人数割を掛けて交付をしております。

○中島委員

今余り見えなかったんですが、20人ならとか21人以上ならとか言うんですが、4回とも全部来なきゃいけないということではないでしょう。週1やってますけどね。だからもう、1回でもいいじゃないかというような、先生方はその体制で待ってるんですよ。お休みしちゃうから先生方がいないというわけじゃないんですよ、ボランティアの方たちも、みんな同じような形で体制で待ってるんですよ。

だから、ある程度もっと定額的なほうに重視をしていただきたいと、そんなふうに思うんですね。子供の数は学童保育でもそうですよね、登録はこんなに多いけども、いつもはこのぐらいしか来ないとかありますよね、いつも。でもそれでもやはり定員のためのいろんな体制をとってるわけなんですよ。だから、その辺の体制の支援を強化してもらいたいということの私の意図はわかりますか。

○協働推進課長

委託先であるみらい、よく事情を聞いて、この要綱も去年、ことしとまだ2年目です。その前は県の国際交流協会の補助金を受けておいて、その要綱に準じて始めたわけですけれども、そういった形でいろいろ運営について支障が出るようなことであれば、ちょっと要綱の見直しも考えていきたいとは思っています。

以上です。

○中島委員

月に1回しか来なかったという場合はカウントしないというような形にもなってるかなと思って、それを心配しているんですよ。ですから、みらいを運営していくための体制としてこういうふうになってるといふことに重きを置いた支援をお願いをしたいというふうになんか要望しておきます。

それから、次に、選挙費のことで、本会議でもありましたけども、参議院選挙の結果については書いてあります、投票率と。ただ、参議院選挙の字が間違ってますので、指摘しておきます。参議院議員の両方とも員が同じになってますので、違います。

投票方法のこと、これについてありましたね。入院患者のやる場合、障がいの重い方がやる場合、介護も含めてやる場合、どのように通知をしているのか。入院患者の場合は選挙方法、そして県内という話もありましたけれども、どこの病院だったらやっていただけるというね、そういったもののお知らせがないとだめだと思うんですね。こういうものをしてないと思うんですよ。広報見てもどこにも書いてないんですよ。みんなが入院でもできるんじゃない、聞いてみたらぐらいの話で、どこの病院ならやっていただけるという一覧表は見たことがありません。こういうものをPRきちっとやっていただきたいと思っておりますけれども、どうですか。

○総務課長

確かに不在者投票という制度があるということでは広報等で周知はさせていただいておるんですけども、入院者個別に病院で受けられますよという

通知まではしていない現実には確かにあります。

どこの病院ならということにつきましては、これは本会議の中でもお答えをさせていただきましたとおり、愛知県の選挙管理委員会に申請をあげて認められた病院、あるいは介護施設等の施設で不在者投票が実施できるという状況ですので、ある意味、随時変わっていくということもあります。

県内の病院の中で、知立市の市民の方々が入院、あるいは入所しておる状況というものもそれぞれ広範にわたると思いますので、主なところを挙げるということも1つの手法かとは思いますが、一度事務局の中で検討してみたいと思います。

以上です。

○中島委員

県に病院から申請をしたら許可されるという形です、今言われたのは、県に病院のほうから、うちは病院の中で投票できるような病院にしたいということの申請をあげるということですか。それとも個人が投票したいよと言ったときに、その都度申請をするということなのか。投票用紙はどのような形でその病院に届いて、選管が送るんですよ、投票用紙は、当然のことながら。そこで書いて符合して選管に戻すということだと思うんですね。在宅の郵便投票と同じだと思うんですが、それは今言われた病院の関係でいうと、申請というのは誰が申請している。本人が申請なのか、その辺、ちょっと詳しく教えてください。

○総務課長

まず、投票の意思行為自体は有権者個々の話になりますけれども、その病院や施設でそれぞれが不在者投票を可能とするかどうかにつきましては、それぞれの病院、施設があらかじめ県の選挙管理委員会のほうへ届け出をし、県の選挙管理委員会が許可をしたところの施設で投票ができるという理解しております。

○中島委員

わかりました。参議院の場合だったらどういふふうだったのか、申請しなければいけないということですね、つまりはその病院が。うちは申請していないから投票はできませんと言ったらおしまい

なんですね。

本人がやりたいということを事前に意思表示して、病院が県のほうに出して許可するというね、ここもなきゃそれもでもどの段階でやれるのか、投票の期間というのは決まっているわけなので、それはわかりませんが、病院がやらなければならないということになったとしたら、参議院の選挙の場合、またこの間の市会議員の選挙の場合、実際には申請をした病院はどこだったのか、どこだったかやれたのか、こういう結果についてもお知らせいただきたい。それ一覧でいいですわ。結果今すぐわかるんですか。

○川合委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時56分

---

再開 午前11時04分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○協働推進課長

先ほどの答弁の中で、翻訳業務の委託業者ですが、株式会社三恵コンサルティングです。

○企画政策課長

先ほど答弁ができなかった住基カードの有効期限でございますけども、発行から10年間でございます。

なお、この住基カードのほうにつきましては、平成27年12月までが住基カードの最終発行という形になります。

以上です。

○総務課長

不在者投票施設につきましてでございますが、愛知県が指定しております不在者投票施設、平成26年の7月8日現在でございますが、病院が288施設、老人保健施設が158施設、老人ホームが375施設等々で、合計903施設が指定されております。

また、先回の知立市議会議員一般選挙におきまして、知立市民の方でこの不在者投票制度を御利用いただいた方の件数につきましては132人の方が交付の申し出をいただきました。そして、投票

された方は、そのうちの123人でございます。

主な施設としましては、まず知立市内にございます富士病院、秋田病院、近隣にございます刈谷総合病院ですとか安城更生病院、八千代病院等々の病院からの交付申請がございました。

以上です。

○中島委員

内部的にはわかっているけれども、やはり入院したときに、その患者がその権利を行使したいと思ったときにわからなければならない、家族もわからなきゃいけないという意味でいうと、選挙ごとにある程度近隣ではこうですと、また遠隔時はお問い合わせくださいと、こんなようなPRをやっていたらいいと思います。

○総務課長

その点につきましても、事務局で一度検討をした上で選挙管理委員会にもお諮りをしまして、今後の選挙のときには、きめ細やかな周知ができるように検討してまいりたいと思っております。

○中島委員

それから、選挙に関してですが、個人演説会の会場指定というのは、どんな方針で指定していらっしゃるのでしょうか。

○川合委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時08分

---

再開 午前11時10分

○川合委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長

お時間をかけまして、すみませんでした。

まず、公職選挙法で定められました市の施設、学校ですとか公会堂、公民館等でございます。

○中島委員

児童センターで昭和の場合はありました。そういったところも公共施設として学校と同じように指定をしたということでもいいですか。

○総務課長

指定施設としては、そのとおりでございます。

○中島委員

具体的に申しますと、児童センターが学童保育も含めて午後6時半まで開館しております。開館時間内でやってくださいと言われました、相談しましたらね。あそこで立地がいいなと思って、開館時間内で事業に差しさわりのないようにやってくださいと、このように言われたんですね。午後6時半までに終わるような個人演説会も珍しいしということで戸惑った結果は使えなかったということなのですが、そういった契約みたいなもの、施設管理者との関係はどういうふうになっているんですか。

○総務課長

基本的には、まず施設の管理者の判断というところにもなるかと思えますけれども、やはり選挙管理委員会側の立場から申し上げますと、その施設それぞれの役割、機能というものがございまして、まずはそれを最優先に考えさせていただいた上での個人演説会での会場使用ということになるかと思えます。

今おっしゃられた時間帯のことにつきましても、やはり開館時間外にそういった対応をいたしますと、それに応じて当然人の手当も必要になってまいりますし、その辺の問題点もあろうかというふうに思っております。

○中島委員

そうすると、学校の体育館を使ったときはどうなるんですか。学校の先生が出てくるからだめということになっちゃうんですか。同じでしょう。

○総務課長

学校の体育館につきましては、ほかに休日等に貸し出しをしておるような実例もございまして、そういった対応が図れるのかなというふうに思っております。

○中島委員

ちょっとおかしいですね。だから私は、午後6時半までは児童館の事業だから、その後貸してもらいたいと思ったら、その後はだめとおっしゃるもんですから、変だなということになっちゃって、もうそんな時間ないのでやめましたけど、ちょっ

とそれは指定する以上、その事業の差しさわりのない時間帯を貸すということを前提に指定していただきたい。

どういう体制でやるかということはもちろんありますけれども、その辺ちょっと検討をしていただきたい。ほかにもそういうところがあったかどうか私もわかりませんが、それをちょっと私の今感じているところですので、検討してもらいたい。そんなところだったら指定しないほうがいいですよ、最初から。検討してください。

それでは、教育の問題に入ります。大変いろいろやっただけいっているんですが、まず、平成24年度に教育行政の評価制度といいますかね、評価をするということを委託をされておりますよね。これについて経過等お話しください。

○教育庶務課長

行政評価の導入ということで、昨年度ということで御質問かと思えます。

私どもほうの教育委員会では、知立市の行政のほうでは平成16年度から導入しております行政評価制度に基づきまして事務事業の評価、こちらのほうを実施してまいりました。

しかし、平成19年の6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律、こちらのほうが改正されて、その一部改正におきまして教育委員会の行政の執行状況についての点検評価を実施することということが一部改正の中に盛り込まれました。

そういったことから、私どもの知立市教育委員会におきましても、教育委員会独自の行政評価制度の導入を図るために昨年度、平成25年度そういった事務事業評価を試行的に実施ということで去年委託業務を行った経過でございます。

○中島委員

委託をしたその結果というか、今までも市全体の行政評価の方針に基づいてやってたので、基本的には同じような内容でやっていこうと。

ただ、その点検評価、このやり方が変わったということですかね、この法律の改正で。きちんと独自にやらなければならないと、こういうことになったということですね。委託をして、具体的に



はそれがどのような成果という形でのものか、ちょっとお示してください。

#### ○教育庶務課長

昨年度におきましては、各事業の洗い出しですとか、そういった評価対象の事業の選定、そういった評価をするに当たっての評価シートのご設計等行っております。

それから、実際にそういった評価を行います職員に対しまして研修会の開催、そういった研修を終えた後に試行的に評価作業の実施を行いまして、1次評価、2次評価ということを試行的に行っております。

そういった試行評価結果の集計作業等まで去年行いまして、ことしに至りましては、その成果をもとに、また今回からは評価を今年度は行っていくということで今、実施しております。

#### ○中島委員

今年度からこれが本格実施されるという、こういうことになるんですね。ホームページなんかを見ていると、よそのところでも行政評価を一覧で載せてみえますよね。こういう仕事もやってるんだなということがよくわかる。それも本市としても評価を終わった段階で毎年度のところでそれをホームページにアップするなどやっていかれるかなというふうに思いますが、その辺いいでしょうか。

#### ○教育庶務課長

今年度も今、1次評価、2次評価のほうの評価を出しております。今、内容等の点検も行っております。そういった作業の集計、外部評価等の実施を今後行っていまして、年内中に報告等やれるように今、作業のほうを進めておるところでございます。

#### ○中島委員

平成25年度の実績について平成26年の年内に公表するという、こういう段取りになる。これは1つまた仕事が、ある意味ではふえたのかなという感じもしますが、おざなりにしてはいけない問題ということもありますので、ぜひまた見させてい

たいただきますので、よろしく申し上げます。

それから、学校教育の指導費というところですが、学校で働いていらっしゃる先生方が報酬であったり賃金であったり、負担関係でも出てきますけれども、もちろん県のほうから給料をもらっていらっしゃる方、ここには載っていないわけですが、みえます。報酬、賃金という形で知立市独自の体系の中で何人かの先生方が教育の指導を行っていらっしゃいます。

1つは、少人数の関係ということで今までもいろいろ伺ってききましたが、きめ細かな指導の教員ですね、サポート教員というような形で言われてきましたが、少人数にならなかったところの対応、そしてまた、特別支援の必要な方の対応ということでこれらの先生が配置されているということです。それぞれの先生方が、決算できめ細かは5人とサポートは7人ということを書いてありますけれども、何時から何時までこの先生たちは子供の指導に当たっていただけるのか。特にきめ細かなというほうについては少人数との関係で配置されているわけで、どこまでそれがフォローされることになっているのか、それから、それ以外にも少人数でできなかったところについてはフォローがあるのか、その辺について御説明をいただきたいと思っております。勤務時間も含めて明確にしてください。

#### ○学校教育課長

今言われました、きめ細かな指導対応教員5人、子どもサポート教員7人、これは全て小学校のほうに昨年までは配置しております。

勤務時間のことなんですけれど、1日4時間を基本とするということですので、細かく言えば学校の状況に合わせて、例えば午前8時20分から午後0時20分、休憩時間を挟んで、そういうような体系でやりたいと、校長先生の打ち合わせで。

それから、うちはもうちょっと遅くていいよ、2時間目から授業時間でいうと2校時からでいいよというと午前9時40分から5時間目の終わりまでの午後2時40分まで、そういうような組み方、あるいは3時間目から6時間目と。状況によって学校と休憩時間等も話し合いながら両方もきめ

細かもサポート教員も対応しております。

○中島委員

学校に応じて時間帯が違うけれども4時間ということで入っていただいているというね、そういうことですね。228万5,600円という1人の方の収入であります。

こういう形で4時間という形が入っていらっしゃる。大変ありがたいというふうには思うわけですが、サポート教員も特別支援の必要な方たちのところに寄り添っていただくということに入っていただくので、そういった少人数とは違いますが、ちょっと似たところもあるという形で、こういうものがあると。これは市独自にやっていたらというふうなことですよね。

もう一つ、少人数学級指導のほうは予算よりも減額628万6,000円ということでした。これは人数とか何かで変わった。予算との関係で決算が628万円少ない決算になっております。先生1人分、2人分ちょっとわかりませんが、その辺の事情、当初は何人予定してたけども決算は何人だったと、こういうようなことがあるかと思いますが、その内容をお知らせください。

○学校教育課長

教員のほうなんですけど、基本になるお金というのは、正規教員と同じように市費負担の少人数学級の教員はお願いしております。そういった関係で、普通の教員と同じ年齢であったら同じように支給していきますが、ただ、教員の場合は年齢によって年功序列でお金のほうが違ってきますので、そういったところで若い教員を入れると、やっぱり同じ人数でも減額になるという状況があります。

以上です。

○中島委員

つまり6人という決算ですが、当初から6人の計画であったということでもいいんですね。人数は変更ない。若かったのは給料が安かった、こういう今、お話のように聞こえましたが、それでいいんですか。

今言われたことは十分わかっております。わか

りますのでね、年齢によって違うので、若い方が多かったのかという話なので、人数は変わらなかったということなのかと私はお察ししたわけですが、また改めて後から教えてください。

平成26年度現在は、ちなみに何人ですか。

○学校教育課長

平成26年度は4名を配置しております。

○中島委員

平成26年度は4名と。3、4年生ということで、来年度はどんな見込みになるのでしょうか。

○学校教育課長

来年度、9月1日の人数で見ますと、そのままでしたら、ことと同じように3、4年生でしたら小学校3年に1名、小学校4年に1名。2名になります。

○中島委員

来年度は2名でよいということになると、平成25年度は6人、現在は4人、来年度は2人と実質的にすごく人数減ってきているということですね。

財政の問題はあるけど拡大は難しいという話をされますけれども、これを見るならば少なくとも現状維持の予算が確保できれば来年の5年生、6年生までいけるかどうかわかりませんが、もし5年生をやるとしたら何人必要なのでしょうか、来年度。

○学校教育課長

5年生3校において配置する教員は考えられますので、全部で5名になります。

○中島委員

来年の5年生を少人数学級にしようとする3人の加配が5年生では必要と。3、4年が1人、1人になるということ。トータルでいうと1人ふえると、今年度よりも。平成25年度よりも1人減るということですね。

今、全体に子供たち少ない中で、少人数になっているので、40人を超えるというようなところについては、35人学級のところについては、そう対象はどんどんふえるわけではないという環境にあるということが私はわかったなと、そんな気がするんですね。どこのクラスも少人数学級やらない

ても、もう既に30人しかいないとか、25人しかいないとかというクラスもたくさんありますので、そういう意味で、多いところにはきちんとフォローしたいなというふうに思いますけど、この3校はどこでしょうか。学校名もわかりますか。

○学校教育課長

5年生については知立小学校の5年生、来迎寺小学校の5年生、知立西小学校の5年生の3名、3校です。

○中島委員

知立小学校、来迎寺小学校、知立西小学校ということで、いずれも大きい学校だし、またふえていく可能性もあるかもしれないという、来迎寺小学校ではね。そういうところで多人数になってるなということがわかりました。

きめ細かな指導教員ということで5人決算ではあります。これとの関係も、これが少人数が入ればきめ細かなほうが少し減るといって、こういう相関関係もありますので、まるまるふえるという話にはなりません。サポート教員は別ですね。特別支援の必要な子供たち、発達障がいとかの子供たちへの支援が中心ですから、これは減るわけではない。そういう形の子供が少なければですけど、そう少なくなるということではないと思いますので、それは余り変わらないのかなと。

きめ細かな指導教員が、もし来年5年生で少人数入っていけば、ここが減ると思うんですけども、この3校で減るといって見てもよいのか、どうなんでしょうか。6年生のためにまた1人必要ということで活躍をされるのかな。今、5年と6年に対して1人ずつ置いていますよね。6年に対して1人置くという形になりますか。それを削れという意味ではありませんけども、どうですか、それは。

○学校教育課長

来年まず平成27年度において5年生が3学級、6年生が5学級が35人オーバーになってますので、6年生が5学級ということで少なくとも5人、でも5、6年がきめ細かが必要だったら全部で8人という形です。

以上です。

○中島委員

6年生で大変多いところがあれば、そこもフォローするという意味では、それもまるまる減るというものではないということもわかりましたし、必要だということですね。

今でも人数的に言いますと、平成25年、平成26年、平成27年というふうに経過的に見ますと減っていているということですので、この辺は検討課題ということにはなってますけども、財政のほうもありますけども、いつもそういう話になりますけども、莫大ということじゃなくて5年生ふやす段階では今年度では2人ということですが、ぜひ目を開いていていただきたいなというふうに思います。

これらの数字を見て、市長どうですかね、もう一度検討の俎上にしっかりとのせていただきたいなというふうに思うわけです。子育て支援の優先課題は高いよという本会議答弁もありました。その点で、今のやりとりの中での見通し、どうでしょうか。

○林市長

35人学級のシミュレーションは常に教育長としてしているわけでありまして。5年生に延ばすとどれだけお金が要るかとか、あわせていろいろな教育課題があります。外国人に対するきめ細かな話等々も踏まえながら、やはり教育に対する優先課題という順位は高いものがございまして、その中で中島委員おっしゃられましたように、検討の俎上には常にのっておりますので、考えてまいりたいと思っております。

○中島委員

5年生の3校が35人以上になってしまうということがわかっているわけですので、ぜひお願いしたいというふうに、再度お願いをしておきます。

もう一つ、今、外国人の子供というお話が出まして、県のほうにはもちろんお願いしていただいた経緯がありますし、私も心から願っております。日本語指導の先生方の加配ということで県の教員を加配してもらおうと、これがまずは一番大事な

というふうに思っております。

これについては、十分な見通しがないような、こんなお話もありました。今の市長のお話からいたしますと、県がもしなかった場合ということで、いろいろ考えているんだと、こんなふうにも受けとれます。通訳の配置、そして教員の市独自のほうの配置、その辺の今、具体的な検討をしている中身があればお知らせをいただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

#### ○学校教育課長

外国人の配置につきましては、県のほうがいろいろ知立市の認識を持ってやってくれてるということは伺っておりますが、学校教育課のほうとしても県でつけていただけないということを前提にして来年に向けて、できれば正規教員、できなければ1人でも多くの非常勤というんですかね、臨時職員に当たるような方でもという要望はしていきたいなと。東小学校、南中学校を対象にという。

それから、通訳のほうにつきましても、いろいろな学校運営上、ほんとにいただければいただくほど有効であるということと、また、ポルトガル語やスペイン語だけではなくて、今、タガログ語関係も困窮しているところがありますので、そういった面でも要望をあげていきたいなと思っております。

もちろんポルトガル語ができれば、大体スペイン語も通用しますので、そういうポルトガル語関係、タガログ語関係、できれば2人をお願いしたいなと思っております。

以上です。

#### ○中島委員

知立団地でも今はブラジルの方が少し減って、フィリピンの方がふえているかな、こんな話もついこの間、聞きました。

それは人口動態とかいろんなところで出入りもやってますけども、ここではそこまでの質問はできませんけども、外国人の出入りなんか見ると必要性というのをはっきりしてくるかなと思うんですね。

今、フィリピンのタガログ語という話がありま

して、フィリピンがふえてるよという話は聞いてるので、それは的確な判断かなというふうに私も思いました。

その配置については、ぜひお願いをしたいわけですが、もう一つ、これは大きなテーマとしまして、外国人対策を東小学校だけにしないでいただきたいと、大きく見て。早期適応教育も東小学校だけでやっています。だからよその学区の方は、車で子供を連れてきて東小学校に教育を受けるために連れてくると、こういう状況があります。

住民の方からすると、何でよそから来て東小学校へまたふえるのという、単純に早期適応だからねというふうには言うんですけども、そういうふうに見えるわけですね。何で全部、東小学校に来るんですかっていうようなところもあります。

やはり6割を超えて7割というふうな、もしかして外国人の比率が高まっていくということになれば、ほんとに私はこれは危機的な状況だなというふうに思うんですよ。子供たちが悪いか、恨むとかそういう問題ではないですけど、先生方の指導も危機的になるということになるので、二極にしていきたいなというふうな思いがあります。全部ここにあるから、ここへ引っ越してくるということも含めて、今呼び寄せているわけですね。ですから、そういう二極化ということについて、私は考えてもらいたいなというふうに思うんですが、教育長はどんなふうにお感じでしょうか。

#### ○川合教育長

外国人児童・生徒の数が年々ふえていること、そして、国籍がこれまで以上に広がってきていること、その中でも、とりわけ知立東小学校、知立南中学校の近辺に集中しているために、そこに児童・生徒が多く集まっていること、非常に大きな問題かなということをおもいます。

今、早期適応教室、かきつばた教室と呼んでいるところが東小学校内に1つ教室をあけて、そこで対応しているという現実があります。今、中島委員が言われたように、そこに通う子供たちは、東小学校の児童だけではなくて、市内のほかの小学校、あるいは中学校に転入、編入して

きた子供の中で、まだ初歩的な日本語、理解できない子供たちは、その東小学校に設けてある早期適応教室で3カ月をめぐりに指導を受けて、最低限の日本語を学んでそれぞれの学区の学校に戻っていくという今、対応をしています。

それで、その東小学校のかきつばた教室として拠点が1つしかないのを、もう一つ市内で設けて、近いほうどちらかに行けるような対応をしたらどうかといった提案だと思うんですけども、ただ、なかなか率からいうと東小学校区、南中学校区に住む子供たち、そこにいる子供たちが多いわけで、それを他の場所へもって行って、ある子にとっては非常に便利になるかもしれないけど、全体的に見るとそれはどうなのかなど。それほどの効果があるのかなど。それよりも東小学校の中でのというか、今現在あるかきつばた教室での指導の体制をもう少し強固のものにする。

ただ、今言われたように、学区外の子供がそこに通ってこなくてはいけないというのは、それは大変なことの部分もありますけども、それでも狭い知立市ですので不可能なところではないので、これまでも徒歩で、あるいは保護者の送迎で、あるいはミニバスを使って通っている子供もいましたので、今現在は、もう一つ別に拠点をつくることよりも今のかきつばた教室の機能をより充実させることのほうが自分としては先決かなど、そんなふうに考えています。

○中島委員

教室の通っている人数は、開いているのを見たことはもちろんあるんですが、そうたくさんの子が早期適応でにぎわっているぐらいのことじゃないのね。五、六人だったり、一局面でみるとね、ということです。わかった子はまた戻っていくという関係にもあるので、確かに2つに分けて人数がそんなに必要なのかという、それはわかるんですね。

ただ、それは1つの問題としてですが、一極集中して東小学校に外国の方がふえていくということに対しての地域の不安材料というのやっぱりあって、呼び寄せているんじゃないというような

見方もされるわけですよ。団地もそうですしね、住宅もそうですし、学校が非常に手厚くやっただけに、逆に呼び寄せてるよねというふうに日本人の方たちが心配する面もあるんです。

だから、向こうでももう一つあるんだよと。例えば知立西小学校とか知立小学校とか、あちらのほうでももう一つの拠点、ミニ拠点が1つあって、そちらでも外国の方が住むようになるよというふうに分散したらいいのかなというふうに私は感じるんですね。一極集中することに対して、ある意味で弊害というものは特に感じていらっしゃいませんか。

○川合教育長

先ほど自分がお話したのは、早期適応教室ですね、市が設置しているその日本語のよくわからない子供たちに対する施設としては、今2つに分ける必要はどうか。それよりもという話をしました。

東小学校学区の昭和地区に外国人の方がたくさん住むようになってきて、それに対応する東小学校の教育システムをいろいろ工夫しながら対応して、より子供たちにわかりやすいような教育システムを今つくっていますけども、それだからこそ知立団地に行けば子供たちの教育は大丈夫だぞという安心感で外国人の方が集まってみえるという、そういった状況も確かにあるのかもしれませんが、とってないところで知立市の施設としてのかきつばた教室については、それはある程度自由にいろんなことができるわけですけども、公共の小学校、中学校で拠点をもう一つつくるというのは、ちょっとイメージが湧かない。

○中島委員

一極集中の弊害はないですか。

○川合教育長

一極集中の弊害、当然、今、東小学校にいろいろ起きている問題、どんどん外国の子供たちの数がふえる、それに対応するためのいろんな苦勞して見えるということについては、当然弊害があり、それを克服するためにいろいろ苦勞してみえると

いうことではあると思います。

○中島委員

お母さん方の中の思いというのは、そういう問題とはちょっと違ってあって、それが全部正しいというふうにも思えない言葉もたくさん飛んできて、学区を超えて向こうへ通いたいとか激しく言われる方もいたり、ちょっと待ってと、この地域をどうするのというふうに考えてほしいなって私は思って、外国人の方とも一生懸命交流しようとして頑張っているんですけど、やはり学校というところで外国人学校になっちゃうというふうに皆さんが思われるという思いはあって、やはり全国的にも一極集中した学校のあり方というのは、ほかにはないんですね。保見とかあそこの部分ありますけど、一番多いところの群馬県とかあちらのほうでは、ほんとに全体にまばらに散らばって外国人の方が住んでいると。ここは一極集中の地域があって、一極集中の学校があってというふうな形が顕著なので、このあり方そのものが1つの大きな今後のテーマかなと。

今後もっとふえてくるということを前の一般質問でもやりましたが、小さな子供の比率はどんどん外国の方がふえてくるという状況なので、何か先に考えていかなきゃならないんじゃないかなというふうに1つの問題提起として私はこれは言わせていただくので、私もどう解決するかという結論はすぐには見出せない。皆さんと一緒に私もほんとに悩みたいというふうに思いますけども、地域の皆さんが焦ってみえるというのもお伝えをしておきたいと、こんなふうに思います。

全体の子供たちの学習をしっかり支える面と外国人の子供を支える面と両方とも含めて前進させていただきたいという、そんなふうに思っておりますけども、それを今の問題はテーマとして一応提起をしておきます。何かの機会があったら、またほかの他の県の地域のいろんな事例があれば、また勉強して提起もしていきたいというふうに思いますけど、それよろしく願いいたします。

少人数学級の問題は最後取り上げてまして、私これで終わりますので。ありがとうございました。

○川合委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、認定第4号 平成25年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

以上で、本分科会の所管とされた案件の審査は全て終了いたしました。

なお、予算・決算委員会における分科会委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川合委員長

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、企画文教分科会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時48分閉会



## 平成26年知立市議会 9月定例会予算・決算委員会 市民福祉分科会

1. 招集年月日 平成26年9月24日（水） 午後1時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（7名）

杉山 千春	三宅 守人	高木千恵子	永田 起也
稲垣 達雄	佐藤 修	石川 信生	

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市長	林 郁夫	副市長	清水 雅美
福祉子ども部長	成瀬 達美	福祉課長	長谷 嘉之
子ども課長	星野 主税	保険健康部長	加藤 初
長寿介護課長	中村 明広	国保医療課長	正木 徹
健康増進課長	清水 弘一	市民部長	山口 義勝
市民課長	稲垣 利之	経済課長	早川 晋
環境課長	高木 勝		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	島津 博史	議事課長	横井 宏和
議事係長	近藤 克好	議事係	野々山英里

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

### 事 件 名

議案第53号 平成26年度知立市一般会計補正予算（第3号）  
議案第54号 平成26年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第56号 平成26年度知立市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第57号 平成26年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
認定第1号 平成25年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第2号 平成25年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第5号 平成25年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第6号 平成25年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について



午後0時59分開会

○稲垣委員長

ただいまから予算・決算委員会市民福祉分科会を再開します。

○福祉課長

介護保険と福祉サービスの関係について、御質問があった件についてお答えさせていただきます。

平成24年3月30日付で、厚生労働省社会援護局障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長名で障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等についてという文書が来ております。その中で、介護保険サービスの優先のとりえ方というところで、障害者が同様のサービスを希望する場合、その心身の状況やサービス利用をしようとする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けられることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて、当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととすると。市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容を聞き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けられることが可能か否かを適切に判断することという文書が来ております。その結果、知立市においては、36件が介護保険サービスではなく、福祉サービスを受給しているという状況でございます。

以上です。

○稲垣委員長

認定第1号 平成25年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

この前の続きで、75歳以上のひとり暮らし高齢者への窓口負担無料化という点で、その方が非課税であり、そして親戚などから金銭的な支援を受けていないと、こういう方は該当するわけですよ

ね。どうでしょうか。

○国保医療課長

おっしゃられましたとおり、単身で、あと親族等から援助がないというのが条件になっております。

○佐藤委員

では、知立市では内規の中で、隣地に親戚がおる場合はだめだということになってはいますけれども、なぜだめなのでしょう。

○国保医療課長

住民票の上の単独世帯ということで、一応、単身世帯という考えは一つあるんですけども、同一敷地内という中で暮らしている場合は、これは単身世帯とちょっと切り離して考えるというのが一つありまして、あと隣地というのは、一応、同一敷地内ではないかもしれませんが、地番がちょっと違うというか、例えば同じ番地を分筆して、たまたま地番が分かれたとかいうような場合も入ってくるのかなというふうに思いますと、せめて同一敷地内に隣地というはある程度、包括されてくるのかなという部分で、この内規ができていくというふうに理解しております。

○佐藤委員

全然説明がわかりません。この対象は、住民税が非課税で、経済的に大変だから無料にしようという趣旨でしょう。そして、親戚からも金銭的な支援を受けていないということであれば、隣地に親戚がおろうとどうしようと、金銭的な援助を受けなければ該当するじゃないですか。なぜ隣地なのかという説明は全然なっていないじゃないですか。どうでしょうか。

○国保医療課長

佐藤委員おっしゃられますように、確かに単身で経済的な援助がない、生活費の部分で、それが医療費にかかわってくることになると、その負担が大きいというのが一つありまして、ここでこの制度を活用していただくと。

もう一つは、たとえ費用面で収入が少なくても、同居して、例えばおったりすると。

○佐藤委員

同居じゃない。隣地と言っているでしょう。

○国保医療課長

隣地も含めて、同居も含めて、同一敷地内も含めて、単純に収入がある、ないというだけの判断をしている制度ではございませんので。

○佐藤委員

それでは、なぜ非課税というのが出るんですか。経済的な問題に着目して、これをやっているわけでしょう。今の説明は、経済的な支援を隣地の親戚が与えていないにもかかわらず、一番の物差しである経済的なところで、そのところで物差しをするのではなくて、恣意的に経済的援助も受けていない、していない、そういう関係の中で親戚がおるといっただけで、これを除外するというのは、この趣旨に反するじゃないですか。幾ら説明を繰り返しても、これは納得できません。全然違うじゃないですか。

それでは聞きますけれども、緊急通報装置は隣地においても可能じゃないですか。どうでしょうか。

○長寿介護課長

はい、おっしゃるとおりです。

○佐藤委員

なぜ隣地であっても可能なんですか。

○長寿介護課長

緊急通報装置につきましては、日中独居であるとか、そういう場合も含めています。これは、人命優先という考え方に基づいているのかなというふうに思っております。

○佐藤委員

人命優先ですよ。ひとり暮らしで、いざというときに対応するために緊急通報装置というのがあるんですよ。75歳以上の医療費の無料化は、経済的なところに着目してこの制度があるんです。隣地におるとか、隣地にいらんとか、そんなことは一切関係ありません、本来の趣旨は。

保険健康部長、そう思いませんか。幾ら言っても、これは論理的に成り立たないことを先ほどから何度も繰り返しているんですよ。ぜひこれを是正してください、この部分については。どうでし

ょうか。

○保険健康部長

今回のこの件につきましては、ひとり暮らしの対象とする方の条件というのをどのようにするかという中でのごとでございます。

今回の件につきましては、ひとり暮らしの方の条件をどのようにするかということの中で、統一的な作業をする中で決めさせていただいている部分でございますので、今回の件につきまして、今現在では、見直すということは今のところ考えておりません。

○佐藤委員

いやいや、幾ら言っても、第一義的な目的は経済的な条件に着目して、その方の医療について十分な医療が受けれるように支援をするということが一番の目的でしょう。先ほどの緊急装置もそうでしょう。その物差しから、ほかのものを加えちゃいかんのですよ。幾ら保険健康部長や国保医療課長がそんなことを言っても、論理的な帰結として成り立たないじゃないですか。そう思いませんか。私は、ぜひこれは見直しをしてほしいなど。こういう要綱の中から、隣地に親戚等がいるという項目を外してくださいよ。だって、論理的に成り立つと思います、皆さんの言ってることが。成り立ちませんよ、これは。

もう一度、お願いします。

○保険健康部長

ひとり暮らしの方の判定、どのような方を対象とするかというのは、今現在の方法でやらせていただいておりますが、今現在としては、私どもとしては今のところ、見直すという考えは持っておりません。

○佐藤委員

いやいや、それだったら、論理的にちゃんと整合性のある説明をしてくださいよ。そうじゃないですか。

一番は、経済的なところに着目して、非課税ということと、年齢75歳以上に該当する方で、金銭的な支援を受けていないことなどを条件としてやるわけでしょう。そこが一番の物差しじゃないで

すか。それだったら、親戚が遠くにおたって一緒にのことですよ。親戚の方が金銭的に支援してくれるならともかく、何もしてくれないなら、別に遠くにいようと、近くにいようと関係ない話じゃないですか。論理的に成り立ちません、これは。私はぜひ、隣地に親族等がいるという点について、是正してください。幾ら説明しても、考えがありませんというだけでは、納得のいく説明ではありません、それは。物差しが間違っています。物差しは、経済的な、その点だけです。緊急通報装置は、ひとり暮らしで対応できないことを懸念して、そのための緊急通報装置です。隣地に親戚がおったに仕あって、認めるというわけでしょう。日中独居の方にも認めるということでしょう。論理は一緒じゃないですか。それは認められません。是正してください、その部分。

これを是正したからといって、たくさんの方がその要件に当てはまって、どんどんふえていくというものじゃないでしょう。ぜひ是正してください。

○保険健康部長

緊急通報装置等々は、若干趣旨が異なる部分があるかもしれません。私自身はそういうふうに思っておりますので、今現時点では、その対象者の見直しは、今のところはちょっと考えておりませんので、よろしく願いいたします。

○佐藤委員

こんなことで、幾らでも時間を使いたいと思いません。論理的矛盾です、それは。

副市長、論理的矛盾は明らかです、これは。ぜひその点だけ是正してください。見直しをしてください。

○清水副市長

いろいろ緊急通報装置のことも引き合いに出しながら、御説明をいただきました。ただ、私どものほうも、先ほど国保医療課長、保険健康部長が御答弁させていただいていますように、考え方の中で皆さんに公平公正という立場で運用させていただいている、適正にしているものというふうに理解しております。

今、御質問者の御提言については、一つの問題提起というふうに捉えさせていただきたいと思います。

○佐藤委員

誰が何と言おうと、それは論理的に成り立ちません、そのことは。近くにいようが、遠くにいようが、支援を受けていればだめです。近くにいようが、遠くにいようが、支援をしなければ一緒です。問題提起として、副市長は受けとめるということですけども、是正に向けて検討していただけますか。幾ら言い繕ったって、論理的に成り立たないじゃないですか、これは。物差しは、はっきりしてるんです。どうでしょうか。

○保険健康部長

今回の点は、現時点ではあれですけども、問題提起とさせていただきます、考えさせていただきたいと思います。

○佐藤委員

問題提起として考えさせていただいて、先ほどまでは受けとめもしなかったもので、問題提起として受けとめてもらうことはありがたく思いますけれども、問題提起として受けとめただけではだめですよ。やっぱりこの論理的矛盾についてこたえることができないなら、これは是正するべきでしょう。そのように検討してもらえますか、保険健康部長のほうで。

○保険健康部長

問題提起として受けとめさせていただきます。

○佐藤委員

副市長、保険健康部長は副市長の言った答弁以上のことは答えられませんので、ぜひ私は、納得できる説明は、できないわけですので、論理的な矛盾はあるわけですので。だから、副市長も問題提起として受けとめるという答弁をせざるを得なかったんですね。だけど、そうだとするならば、これは是正以外にないんですよ。そうじゃないでしょうか。

○清水副市長

この制度がスタートしてからのいろんな経過の中で、いろいろそういう要綱の中身を検討する中

で、そういう内規というものも整備をしながら、今の考え方でやらせていただいているというのが先ほど来の国保医療課長、保険健康部長の答弁でございます。私も細かい中身までは承知しておりませんが、今そういうことの中で、適正にこれは運用されているというふうに理解をしておりますので、繰り返しになりますけれども、ただいまの御質問者の提示については、今後の問題提起というふうに先ほども申し上げました。そのように捉えさせていただいております。

○佐藤委員

問題提起の先には、是正ということが当然あるというふうに私は認識しますが、市長はこの点、どう思われますか。私、特別なことを言っているわけじゃなくて、論理として成り立たないし、幾ら説明をされても、成り立たない説明をされるから、私は言っているだけなんです。どうでしょうか。

○林市長

この制度は、知立市だけかというのもありますし、今までやってきました、今、論理的矛盾というふうに先ほどからしっかりとおっしゃられておるわけでありまして、我々は適法に、公平公正に何事もやっているわけでございまして、論理的な矛盾というふうに言われた、私の段階では、どのあたりが論理的な矛盾かというのがまだ勉強不足であります。いずれにしましても、これからも適法に、公平公正にやってみりたいと考えております。

○佐藤委員

市長は、公平公正と言いました。そうでなければなりません。しかし、先ほど言ったように、そういう方が支援も受けていないという中で、遠くに親戚があつて支援を受けてない方と、隣地に親戚がおつて支援を受けてない方、そこで隣地におつるということをもって、これを除外するという事は、置かれた条件が同じなのに、補助する人と補助しない人、公平公正に欠けるじゃないですか。そこを私は論理的矛盾と言っているんですよ。

副市長、公平公正というこの物差し、私は論理

的に矛盾ということを行っているのは、公平公正ということを物差しにしてみたときに、論理矛盾じゃないかということを言われたんです。市長も、公平公正が大切だと言われるわけです。ぜひこの点は是正してください。

○清水副市長

先ほど申し上げましたけれども、この制度がスタートして、いろんな経過の中で今の内規というものにもたれて適正に対応しているというふうに私は理解をしております。しかしながら、今般の御質問者の御指摘もありましたので、その点については、そこに問題点があるのかどうか、そういうことも含めて、問題提起というふうに受けとめさせていただくというふうに御答弁させていただきました。

○佐藤委員

ぜひ、これ以上言っても、この答弁が出ないということであれば、私はこれは打ち切りますけれども、どう考えたって公平公正ではありません、この運用の仕方は、それは強く指摘をしておきたいというふうに思っています。ですから、今までこうした方について、たまたま今まで受給できた方が、そのことが明らかとなり、受給できなくなったということはありましたけれども、長い間、この運用規定でもってやられてきたということは、多量か、少ないかはともかくとして、該当してはじかれてきたという方がおつるということが、今日の時点も含めてあつたなというふうに思いますが、ぜひ問題提起と受けとめて、是正の方向で検討をしてほしいなというふうに思います。

次ですけれども、74ページ、お願いしたいと思えます。

ここに、保育園費ということで、公立保育園運営費支出状況ということで、この点について、正規139人、臨時職員153人、もう既に臨時職員のほうが上回っていると。ある意味では、これは異常なことでもあります。これを常勤換算にしてどのぐらいになるんですか。

○子ども課長

臨時職員の常勤換算ということでございますけ

れども、済みません、今、その換算しているものを持っておりません。

○佐藤委員

それで、もう一つお聞きしますけども、こうした保育士配置の中で、現在、この間、ほかの方も聞きましたけど、改めて待機児の状況はどうなっているのか、それについてはどうですか。

○子ども課長

待機児童ですが、現在、0歳6人、1歳17人、2歳1人ということで、24人ということでございます。

○佐藤委員

知立市の保育士の配置はどのような形になっているのか、これはどうでしょうか。

○子ども課長

職員配置につきましては、まずクラス担任は正規職員が1名。

○佐藤委員

年齢別で。

○子ども課長

年齢では、0歳児3人に対して職員1人、それから1歳児4人に対して職員1人、それから2歳児6人に対して職員1人、3歳児では20人に対して1人、4歳・5歳については30人に対して1人ということでございます。

○佐藤委員

知立市は、1歳児については、私は3対1の配置だというふうに長いこと認識をしてきましたけれども、4対1なんですか。

○子ども課長

現在、1歳児については1対4という割合で行っております。

○佐藤委員

それは、私は長いこと、1歳児について3対1だという理解をしてきましたけども、いつからこれは変わったんですか。3対1の保育の期間はなかったんですか。

○子ども課長

3対1だったというときはございました。平成20年4月1日から現在の4対1ということになっ

ております。

○佐藤委員

たしか3対1ということについては、0歳児が3対1でありましたけれども、1歳児についても、長いこと知立市は3対1をやってきたかというふうに思うんですね。それは、0歳児にかかわらず、0歳と1歳の境目みたいな活発な子供たちということもありまして、子供たちの安全性の確保等を含めて3対1でやってきたというふうに私は理解していますけれども、なぜこれが4対1に変わったんですか。

○子ども課長

平成20年のときになったときものを見ますと、3対1の市町村というのが、県内の1歳児の配置の状況というのを調査しておりまして、そのときに3対1というのが知立市だけございまして、そのほかは4対1、5対1というような形でございました。その中で、職員配置のところで4対1に変わってきたものと思われまして。

○佐藤委員

これは今回、子ども・子育ての議論もありましたけれども、確かに県基準や国基準から見れば、3対1というものは進んでいるわけですけれども、でも知立市が長い間、そのことを採用してきたわけです。それにはそれなりの背景があったかと思えますけれども、今、子ども課長の説明では、他市と比べてどうであったかが物差しで4対1にしましたということですけども、3対1への知立市の配置はなぜ行われてきたんですか。

○子ども課長

申しわけございません、今詳しいことは私もちよっとそこら辺を承知しておりませんが、子供への対応ということを考えてだと思われまして。

○佐藤委員

子供への対応を考えて、より子供たちの発達歩調と同時に安全性の確保ということがあって、現場の保育士の声もあって、そういうふうな形になったというふうに私は理解していますけれども、少なくとも平成20年、私も長いこと3対1だとばかり思ってきたわけですね。しかし、これが

平成20年4月1日から変えられたということでありませけれども、そうした場合には、大きな変更ですので、議会のほうに報告があってもしかるべきだというふうに私は思いますけれども、どうでしょうか。そうした点での報告はなかったか、こちらが聞かなかったということがあるかもしれませんが、知立市は3対1と、そんなことでしたということの中であったわけですけど、そうした点では、ちゃんと報告すべき大きい問題じゃないですか、これは。

○子ども課長

申しわけございません。当時、経緯的なところは、私が今申し上げたような形では行われておるんですが、それで市長までの決裁という中で、そういったものが行われておりました。

○佐藤委員

市長が決裁と。どこが発案したかはともかくとして、これは平成20年ということですので、林市長が決裁をされたということですけど、それでよろしいですか。

○林市長

決裁はちょっと私があればなんですけれども、今の議論の中で、安全・安心を考えると、例えば1対1、2対1のほうは佐藤委員のおっしゃられたという中で、4対1というのが、知立市がおくれちゃっているのかなという、今の話を聞いていましたら、愛知県で知立市だけが3対1でやっていた。その中で、待機児童がふえていく中で、何とか限りある財源の中で対応していかなければいけない、そうした中でやはり4対1ということが出てきたんじゃないかなという背景を考えると、今思うところでございまして、いずれにしても今4対1でやらせていただいていると、改めて報告をさせていただきたいと思っております。

○佐藤委員

かつて林市長が議員の時代に、この保育の問題、配置基準について質問をしております。この点について、林市長は、今4対1、誰がやったかわからんみたいな話をしましたけど、林市長が決裁を行ったわけですよ。

それで、ちょっと読みますよ。「1歳児を保育するのに国の基準は6対1、県が5対1、当市の3対1ということで、非常に手厚く保育をやっている。地方の分権の時代だから、私は必ずしも国の基準に合わせなければならないということはない。」と、そのような形で評価をしているんですよ。ですから、そうした点で見ると、少なくとも今現在の4対1で上回っている状況でありますけれども、林市長みずからが議会質問の中で、その根拠についても問う中で評価をしている中身もあるというような状況の中で、こうした点で4対1に変えられて、議会に報告もないという点はちょっとどうなのかなというふうな感じを持ちますけれども、市長はその辺はどう思われますか。

○林市長

その質問、私も今覚えております。

まだ今でも知立市は、国基準、県基準よりも勝っているということでございまして、決して後退をしているというふうには考えておりません。できる限り待機児童はやはり少なくしていく、なくしていく、そういう中で、限りある財源の中で考えながら、今こうやって職員の配置基準をやっている、それが現在の結果として4対1になっているということでございます。

○佐藤委員

少なくとも議会には報告はなかったわけですので、そこはちょっといただけないなというふうに思います。

それで、先ほどありましたけど、待機児の解消という点で、平成25年度の決算でありますけれども、今後の見通しは、どのような点で待機児を解消しようということを思われているのか。とりわけ0歳、それから1歳が多いわけですよ。1歳が待機児の中でも多いと。どのような方向で、この問題を解消しようとしているのか、その辺はどうでしょう。

○子ども課長

今、待機児童については、職員の配置という問題もございまして、また施設によって、もう既にいっぱいになっているというところもある中で、

現在までできております。個別には、今どこが定員のいっばいで、どこが職員がいないかというのは、済みません、資料を持っておりませんので、個別にはちょっとお答えできませんが、今までの流れでは、そういうようなものがございませぬ。

○佐藤委員

この間、施設がいっばいで入れないということについてはともかくとして、保育士が配置できなくて、待機児を生み出しているということは、とても問題があるというふうに思うんですね。私どもは、毎回のように、子供が、転居などを含めて、知立市に転入してきたというようなことがあって、中間で、年のなかばで待機児が発生というようなことから臨時保育士を募集と。これもなかなか、この間のお話では、募集しても、ハローワークで通じても集まってこないというような問題も問題点として上げられ、何とか募集が来て、若干対応できるというような中身ですけれども、この点では、正規の保育士が、この間、採用していただいておりますけれども、まだまだ足りないというところが今の問題の、施設が足りない問題はともかく、保育士が足りなくて、待機児になってると。市長はよく、知立市は転入者が非常に多いと、活発なまちみたいなのことを何度も言われておるわけですけど、そうした中で待機児が発生してると。そして、保育士が足りなくて、待機児童になると。この循環を、この間繰り返してきているわけですよ。もちろん、これから新しい家庭的保育などを含めて、どうなっていくかという問題はあつたにしても、児童福祉法第24条第1項の中で、実施責任を知立市は負っているわけですよ。実施責任を負うということは、保育士が足りなくて、待機児を生むという環境は解決しなければならないと。それは、正規の保育士を雇用するという以外、解決の道はないんじゃないですか。どう思われますか、この問題は。

○子ども課長

現状は、職員配置につきましては、クラス担任が正規職員、その他は加配職員という形になりますけれども、臨時職員で対応させていただくような

形で行っております。したがって、常に臨時職員という形での募集のほう、佐藤委員のほうに先ほど言っていたいただきましたが、常時募集というような形で、お声がかかれば、常にお聞きしながら、配置というものをできる中でやっていきたいということで考えております。

○佐藤委員

今、多くの自治体で正規を雇用せず、臨時職に頼る、こういう傾向がどこでもあるわけですね。しかし、保育の短大やそういう人たちが毎年卒業してくると。そうした中で、そういう人たちがまともな正規の職員につけないという実態もある中で、一方で待機児も解消せないかんという中で、自治体が率先してそうした問題とリンクをさせながら、待機児解消に励むのが本来の姿じゃないですか。もちろん、費用の問題はあります。だって、正規の保育士よりも、クラス担任以外はほとんど臨時職員で対応するというのは異常じゃないですか。それに、待機児解消は、国も今度の保育システムの中で何とか待機児を解消しようと、いろいろあるよ、その中身は。それが国の一大目標じゃないですか。そんな中で、知立市において毎回毎回この問題が繰り返されているわけですけども、ぜひ私は、正規の保育士を配置して、全て正規にしようなんてことは不可能ですけども、少なくとも待機児を解消できる規模の正規職員は配置をしていくということが基本にないと、絶えず臨時職をハローワークで募集をしていますという、この対応でいいのかということが、この間、何度もこれは問題提起されてきました。それを今も、そうしたことを言わざるを得ないということは大変問題です。ぜひ私は、そうした点を含めて、待機児解消の道を開いてほしいと、子育て日本一ということで言うならば、やっぱりそのところは大切な課題じゃないですか。

福祉子ども部長、そうした点ではどうでしょうか。もちろん、財政的な問題があり、苦しいという胸の内はわかりますけれども、でも臨時職員ばかりに頼っているような保育体制で本当にいいのかということが今問われているんじゃないでしょ

うか。

○福祉子ども部長

佐藤委員の言われるように、確かに今現在、待機が24名という形をとっております。ただ、市のほうとしましては、御存じのとおり、当初4月1日のときにはいつも待機ゼロというような形で、全ての方ができるような形、当然、来年の入所予定というか、入所人数の把握によって、職員についても、やはり担任については必ず1名正規が入るような形で配置させるという意味で、正規の職員も採用させていただいております。その中で、やはり当初は待機ゼロという形をとるわけなんです。その後、転入も含めてですが、途中から入られる方についてなかなかまだ対応ができていない。その中で、臨時を雇うという形でやらさせていただいております。特に臨時についても、やはり早朝、それと長時間というところの部分が欠けてくるというところで、そういったのも今一生懸命募集しながらやらさせていただいております。ですから、職員も一応、そういう形で常々やめられた方、それ以上に採用をさせていただいているつもりでやらさせていただいておりますので、その中で御理解いただきたいと思っております。

○佐藤委員

それは、募集で入所申し込みがあって、そういう形で積み上げ方式で保育士の募集というか、正規採用もしているということでもあります。しかし、この間、知立市は転入でそうした若い世代、子供を持っている方々が多いことも事実で、これは市長は常々、知立市はそういう県下で一番の転入率だというようなことを言っているわけですので、だとするならば、そうした過去の転入推計をもとにして、これぐらい新たな子供がふえるだろうという推計は当然できるわけですね。だとするならば、そうしたことも正規保育士募集の基礎となる数字の中に入れておかなければならないんじゃないですか。それが無いものだから、結局、当初はよかったけどふえてしまったよと、こういうことじゃないですか。だとするならば、そうした推計値も入れて募集をかけるというのは、この間の

そうした問題を繰り返させないために必要ではないですか。そうした推計値も入れて募集はしているんですか。

○子ども課長

特に転入推計値等という形では、今までやってきておりません。

○佐藤委員

ぜひそうした点も考慮していただいてやらないと、当初はよかったけど、結局、待機児が出たよという形で、転入する人が悪いみたいな話になってはいけないので、そうした形でぜひ対応していただきたいなというふうに思いますけど、その点、福祉子ども部長、よろしいでしょうか。

○福祉子ども部長

先ほども申し上げさせていただきましたように、当初というか、4月1日のときに向けて、人員配置については待機ゼロという形を目指してやらさせていただいております。その後につきましては、先ほど佐藤委員の言われるように、今までの議会の中でも、そういった少し余裕を持ったというような形で言われておるわけなんです。やはりなかなか厳しい財政の中で、少しでも適正な形ということで職員のことを考えさせていただいております。ただ、途中については、やはり急遽ということで、なかなか正規というわけにはいかないということもありまして、臨時のほうで対応させていただいているのが現状であります。

○佐藤委員

余裕を見てと。私は余裕を見てということではなくて、そうしたことを繰り返すので、そうした転入についての、過去ずっとこれを繰り返してきているわけですので、それは推計できるはずですよ。皆さん、いろんな計算をするとき、将来的な推計を立てているいろいろやられるじゃないですか。保育士の配置も、そのことが当然必要だなというふうに思うんです。正規保育士が高まれば、臨時保育士は低まるという関係の中にあるわけですので、ぜひそうした点、私は求めておきたいなというふうに思いますけど。

ぜひこれは、言われたからどうのこうのという



ことではないですけども、しかしそれは、この間、同じことをずっと繰り返してきているということも事実なので、そうしたこともぜひ検討に入れてもらえますか。検討した結果、だめですよという場合もあるかもしれませんが、これは待機児解消ということを目指すときに必要な検討だというふうに私は思いますけども、福祉子ども部長、ぜひその点も含めて検討してください。

○福祉子ども部長

毎年、職員数については、そういったある程度的人数的なものを見込みを見まして、人事のほうと検討させていただいております。その中に、そういった部分についても、今後研究させていただくという形で御理解いただきたいと思います。

○佐藤委員

ぜひ研究してもらいたいなというふうに思います。

それから、もう一つお聞きしたいわけですけども、ここに公立保育園、私立保育園、いろいろありますけれども、保育所の入所基準ということで、一度、中島牧子議員が昼間夜勤者である方が保育、昼間に保護者がおるということで、入所については断られるという形になりましたけれども、そうした点で、その後、改善なされたということは承知しておりますけども、そうした取り扱いについてはどのようにしているのか、ぜひお聞かせください。

○子ども課長

入所基準の改善をしたときの取り扱い、決裁とかそういうような形のことでよろしかったですか。

これにつきましては、そういった変更をするという形で、市長決裁までの形でさせていただきました。

それで、済みません、先ほどのに戻るんですが、決裁部分のところ、当時やったもの、市長がどちらであったかというのが、本多市長であったかと思われま。

○佐藤委員

それは、林市長、大変申しわけありませんでした。本多市長の時代に。しかし、だとするならば、

林市長が本多市長を引き継いでなったら、これはちょっと3対1が4対1になったということであれば、是正をしてしかるべき議会質問もやっているので、黙認するような形でやるというのはどうか。ただ、間違っって林市長の決裁というふうには思い込んだ点については、私、おわび申し上げます。

それで、今、これは保育所入所基準というのがありますけど、どういう文書でこれはなっているんですか。

○子ども課長

文書という形で、一応、表の形式になっておりまして、その表の中に入所できる方というような形のもが記載されている形式になっております。

○佐藤委員

ぜひ、それを1枚、私にももらいたいなというふうに思いますけども、議員の皆さんにも、どんな形で入所がなっているのか。今度、新システムの関係でどうなっていくかちょっとわかりませんが、現在の入所基準について、ぜひペーパーでください。お願いします。どうでしょう。

○子ども課長

では、入所基準表を現在出させていただいているものを皆様に配付させていただきますので、よろしくをお願いします。

○佐藤委員

夜勤の場合は、1日の就労時間が休息時間を除き7時間以上と。そして、1カ月15日までというような改正がなされて、昼間夜勤の方の家庭でも子供は入所できると、こういうふうに変ったわけですね。

それで、もう一つは、現在知立市では、障がい児の入所についてはどのような取り扱いになっていますか。知立市は、統合保育ということをおっしゃるかもしれませんが、統合保育の中身と入所基準についてお知らせください。

○子ども課長

今、障がい児の場合、障がいを有する児童を看護している保護者であって、就業が困難な状況にある場合というような形で基準を設けてありまし

て、それで提出書類としまして、医師の診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳という形でございます。それで、3歳未満児を除くという形にさせていただいております。

○佐藤委員

そうすると、3歳未満児を除くわけですけども、それ以上の子供たちには、入所受付をやっているわけですよね。それで、今度子ども・子育て支援法の中で、いろいろ保育形態がとられますけども、そうした中では、こうした障がい児の扱いはどのようなになるのでしょうか、基本的に。

○子ども課長

今度の新しい制度のほうは、国のほうが定めておるのが、保護者というものを言っておりまして、こういった障がいの部分については現在やっておりますので、同じような形でやれるように考えていきたいと思っております。

○佐藤委員

これは、知立市は現在、3歳未満児ですけども、新しい制度の中では、そうした年齢制限は求めているわけですか。どうでしょうか。

○子ども課長

年齢というところでは、ちょっとこの部分の子供が障がい児というところでは、国の基準の中では保護者がというような表現で入っておりまして、出ておりませんが、比較的そういう年齢、3歳とかですね、そういった年齢というところに関しては入らないような形になっているのかなと思います。

○佐藤委員

ということは、国基準の中で、現在、知立市は3歳未満児は、障がい児の方は受け入れることはできないというふうになっています。しかし、今度の新システムの中では、年齢制限は設けていないと。もちろん、いろいろあるかもしれませんが、ちょっと私も勉強不足なのでわかりませんが、そういう国の最低基準が、この間、条例も出しましたが、最低基準の中に多分、障がいを持っていることで差別をしてはならないだとか、いろいろ書いていましたよね、あの中に。そ

ういうことであれば、知立市としても、現在は3歳未満児でありますけれども、これを附則があつて、対応がいつまでだったかということはあるにしても、障がい児を年齢制限なく受け入れていくということの施設整備を含めた全体のハード、それからソフト、特に保育士ということになるかというふうに思いますけれども、それは整えないかんという一つの大きな課題となっているものではないでしょうか。だからといって、全ての障がいを持っている方たちがそこの保育所に殺到するというにならないにしても、昼間、保護者が働いているとか、そういう方たちについては少なくとも、そして希望されるということが前提であろうと思いますけど、受け入れるということが一つの大きな課題になっているというふうに考えますけれども、今現在はともかくとして、福祉子ども部長ね、これは大きい一つの課題じゃないですか。

○福祉子ども部長

障がいを持つお子様に対しては、当然、今現在も療育事業ということでやらせていただいております。当然、今度新しい療育施設単体のほうができます。当然、未満児の方については、親子通所の形をとって、やっぱり親の方にも理解していただきながらということと、早期療養が、それによって通常の保育もいけるかもしれない、そういうような形でやっていけるということで、できましたら、3歳未満児については、私個人の考え的には、療育事業の中で少しでも早いうちに発見、発見という言い方はいけないかもしれないんですが、早期事業をやらせていただいて、少しでも改善できたらなというふうに考えております。

○佐藤委員

もちろんそういうことでありますので、障がいをお持ちの子どもの方の状況、発達段階、一律に受け入れればいいというふうには私は思いません。しかしながら、それに保育園で受け入れることが可とする、また保護者も望んでいる、そのようなケースも10人おったら1人ぐらいおるかもしれません。そこにやっぱり道を開くということも、新し

い支援法の中で道が開けるわけですので、そうした検討は、福祉子ども部長の言われることもそのとおりで、発達支援の今度療育という新しいセンターができますけれども、それをやりつつも、そうしたことが可能、保護者も望む、そういう子どもが見えられたら、受け皿はつくっていかざるを得ないと、こういう関係にあるというふうに思いますので、そこのところはしっかりと検討し、受け入れられるものなら受け入れてもらいたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○福祉子ども部長

佐藤委員のおっしゃられるように、なるべくそういった形、当然今でもですけど、療育事業と保育園とで連携をとらせていただいております。当然、保育園といいますと、やはり1人で通うことになってきますので、そういったことが可能なかどうか、そういったものも療育の中で、いろんな関係者等と話し合いの中で進めさせていただきたいと思っております。

○佐藤委員

もちろんそのとおりで、前段や前提を外すつもりはありませんけれども、そうした条件にかなうということの子供、保護者、そうした御家庭の子供に道を開いていくということと理解してよろしいですか。今のそうした前段の大切なプロセスを除けということを行っているわけじゃなくて、そうしたプロセスの上で、そうであるということであれば、道を開くということによろしいですか。

○福祉子ども部長

今、私のほうで、今ここですぐに回答というのはなかなか難しいところもありまして、やはりそれは今までの経験のある保育士等との話の中で決めさせていただきたいなというふうに考えております。

○佐藤委員

そのプロセスについて、私は否定しているわけじゃなくて、そうしたプロセスを大切に、何よりも子供の安全と発達を大切にされた過程の中で、保育園の中に受け入れても大丈夫だと、可能だというような子供について道を開くかということ

言ったわけですよ。なかなか即答は難しいけれども、一つの検討課題ではないですか。どうでしょうか。

○福祉子ども部長

そうですね、佐藤委員のおっしゃられるとおり、検討課題とさせていただきます。

○佐藤委員

ぜひお願いします。

それから、76ページをちょっとお願いしたいんですけども。

その前に、もう1点だけ保育でお願いしたいんですけど、今現在は、休職中の保護者の方も保育園の入所と。ただ、現在、待機児童なども発生する中でありまして、フルに働いている方たちの条件を満たす子供でいっぱいであれば、休職中についてはなかなか難しいなという現状下で、今の現状はどうでしょうか。

○子ども課長

現在、休職中という場合は、まず入所していないお子さんに関しては、まず休職中ではお受けしておりません。そして、一旦入所されて、お仕事が途中でなくなられる場合がございますね。そうした方については、休職期間というものを認める形でやっていただいております。

新制度の来年からのこととございますけれども、来年からのことについては、国のほうから出されておりますものは、入っていないお子さんの入所というものについても、休職というものを認めてきておりますので、その辺が従来よりさらに、今まで私的であったとしても、そちらのほうの形でおられる方もあるのかもしれませんが、そういうことでちょっと休職で、新規入所を目指す方がふえてくるのではないのかなと思われま

○佐藤委員

そうすると、今現在の中身は、一旦仕事をやって、何らかの事情で仕事から離れざるを得なかったと、そういう方については休職中ということで対応するけれども、子供が生まれて、これから働きたいんだという方については、今現在、受けていないと。しかし、新しいシステムの中では、そ

うした方もかなり緩和されて、私的契約児という概念そのものが残るのかどうかということは別にしても、そうした方たちについても受ける可能性が高くなったと、こういう理解でよろしいですか。

○子ども課長

そうです。新規での入所で、休職も申し込みができるということです。

○佐藤委員

私もいろんな方とお話をしたときに、働きたいんだけど、保育園に子供を預けることができないので、なかなか働くことができないという声はしょっちゅう聞くんです。ですから、今度はそうした形で、どういう姿になっていくかわかりませんけれども、そうした受け入れが可能だと、こういうことですよ。わかりました。

76ページをお願いしたいんです。76ページの補助事業のところ、児童福祉施設事務管理事業ということで、地域組織活動というところで、ここに活動費補助、7クラブ×18万9,000円、132万3,000円と、こういう形で決算額が出ていますけど、これはどういうものでしょうか。

○子ども課長

児童クラブのほうにおきまして、母親のほうの活動のクラブでございます。

○佐藤委員

これは児童クラブの母親の、母の会とか、そういうことですか。ちょっとお知らせください。

○稲垣委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後1時56分

---

再開 午後1時56分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後1時56分

---

再開 午後2時06分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子ども課長

先ほど母親のクラブということで答えさせていただきましたが、間違っておりましたので、訂正させていただきます。

初めは母親クラブという形で発足をしましたが、その後、地域活動クラブという形で名称を変えて、今、児童クラブの活動という形ではなく、地域活動というような形で活動していただいています。

それで、活動的には、児童館・児童センターを拠点として、子育てや家庭、地域での生活、子供たちを取り巻くさまざまな問題について、いろいろな世代の方が手をとり合って地域で子供たちのサポートをしていくという形の趣旨をもって活動をしていただいている皆さん方です。

○佐藤委員

いいことだなというふうには私は思いますけれども、ただ、ここに1クラブ当たり18万9,000円という補助金が出ているんですよ。単純に、なぜ私がこれが妥当かどうかということは、その補助団体が決算なり、そういうものを市に届けているんだろうというふうには思うんです。しかしながら、例えば高齢者サロンについて補助金がありますけれども、月4回実施をして10万円とか、月2回なら5万円とか、障がい者サロンについてはグループ補助金として年3万円、もちろん社協もあります。それに健康推進員についても、31町内会で、推進員に対して83万6,000円というような形であるんですけどね。それを見たときに、活動そのものを否定しているわけじゃないし、これを減らせといっているわけでもない。ただ、ほかとの活動の比較の中で、余り地域活動支援員と地域活動という姿が、余り児童館に行かないということもあるかもしれないので、姿が余りみえなくて、例えば高齢者サロンとかはよくみえるわけけれども、なかなかみえないので、それがどうなのかなという疑問をちょっとね。補助金額としては、他に比べてかなり大きい金額になってるので、それにふさわしい活動が組まれているのかなということを疑問に思ったんですよ。そんなことで、どうなのかなということなんです。その活動自体を

やられることは悪いことじゃないし、いいことなもので、その辺はどうなんでしょうか。

○子ども課長

現在、まずこの金額の18万9,000円というところですが、以前、国庫補助というのがありまして、国庫補助の基準というのが18万9,000円ということでした。その後、国庫補助が切られて、そのまま金額のみが現在まで継続しているということだということです。

それと、あとは各クラブ、7クラブあるわけですが、それぞれ活動していただく中で、児童センターのそういったセンター祭りだとか、それからクリスマス会だとか、そこばかりではないんですが、そういったようなときの補助をしていただいたり、また、そのときの子供への景品だとか、そういったようなものの御協力をいただいていたとかいうこと、センターの中ではそういったことがあります。そのほかにも地域のお母さん方を対象にした料理教室みたいなこともされているようです。

○佐藤委員

わかりました。素朴な疑問で尋ねましたので、削れという話をしたわけではありません。

それで、もう1点、生活保護について伺いたいと思いますけれども、ここに生業扶助費と、これは就職活動への支援ということだと思いますけど、これについて、もう一度、御説明ください。

○福祉課長

生業扶助費については、就労のために必要なものを購入してもらうということでございます。一例でいきますと、就職が決まって、最寄りの駅からかなり2.5キロメートルぐらいある場合に、自転車等が必要だという場合は、その自転車の費用等が生業扶助という形に該当します。

以上です。

○佐藤委員

この生業扶助費という形で、就活のためのお金ということですよ。それと、この前の議論の中で、何か月分の支給だとか何かありましたけど、あれとの関係は当然リンクしてくるわけですけど

も、ちょっとその点も御説明ください。

○福祉課長

生業扶助はあくまでも就業につくというときの費用を扶助するものでございまして、生活保護が脱せれるというときの就労支援金については、生活保護をもう脱却できるというときに申請をしていただいて、過去の収入認定においてパーセンテージで、単身世代だと最高10万円までというものでございますので、若干目的が違ってくるというものでございます。

○佐藤委員

それで、就労して、そうしたものを受けるということですが、就労訓練が促進をされていくわけですけども、そうして給付金を受けとめる方は主に雇用型で、最低賃金が保証される方だと思うんですよ。ところが、もう一方では非雇用型ということになりまして、最低賃金外、いわゆる訓練だということになりますけれども、そうした方は実際にはどのような状況になっているんですか。

○福祉課長

実際にはハローワークの就労訓練という形で、ハローワークのほうを申請していただいて、そのプログラムの中で半年程度の訓練を受けていただいて、就労という形の方が1名程度いらっしゃるんですが、実際、なかなか就労までは結びついていないと。傾向的には、その訓練だけを受けてしまったというケースになっています。

○佐藤委員

そうすると、この非雇用型で1名という形ですけど、これはあくまで訓練だということですので、最低賃金対応ではないということで、手当はどうなるのでしょうか。当然、それは収入認定という形になるんですか。

○福祉課長

済みません、その点についてちょっと調べさせていただきますでしょうか。

○佐藤委員

もう1点伺いますけれども、現在、知立市ばかりじゃないというふうには思いますけれども、収入認定というものは、何をもって収入認定とされ

ますか。

○福祉課長

収入認定報告書というのがございまして、収入等があれば、生活保護者のほうから申請するという形になります。

あと、源泉徴収票等が企業のほうから出されますので、1年間の収入認定と実際にその方が源泉徴収をもらって働いている場合は、こちらのほうから調査させていただいて、突合させていただくという作業もやっております。

以上です。

○佐藤委員

働いておって収入認定、それはわかります。例えば児童手当等、各種手当、公的扶助があるわけですけど、その辺はどうでしょうか。

○福祉課長

それ等も収入認定させていただいております。その場合には、年金等については、年金の支給決定のはがきだとか、あとは児童扶養手当については、市の中でございますので、市の情報等で確認をさせていただくという形になります。本来は収入認定で、その部分も生活保護者から記入していただくという手続になります。

○佐藤委員

それで、もう1点お聞きしたいんですけども、今、要保護、準要保護という形で、学校の給付教育費、ここは教育委員会ではありませんけども、そうした方たちも現物支給等を含めてありますが、それは収入認定にはなりませんよね。

○福祉課長

はい。それは、生活保護ですと、教育扶助のほうになりまして、学校等の給食費だとか、あと事務費等は学校からの通知をコピーさせていただいて、それをもとに教育扶助という形で認定させていただいておりますので、収入認定はありません。

○佐藤委員

教育扶助といった場合、義務教育については当然だというふうに思いますが、高等教育、高等学校、専門学校はどうでしょうか。

○福祉課長

今、高校までは教育扶助で支給しております。

○佐藤委員

今のでよろしいですか。もう一度。

○福祉課長

高校については、再度確認させていただきます。

○佐藤委員

例えば、義務教育の場合は教育扶助でやられますよね。そして、保護家庭の子供が高校に行かれます。いろんな自治体の中で奨学金制度があつて、奨学金の支給を受けることができたといった場合、それは知立市においては収入認定しますか。私はちょっと趣旨が違うなというふうに思いますけども、どうでしょうか。

○福祉課長

奨学金についても、ちょっと確認をさせていただきます。

○佐藤委員

実は、福島市のほうで生活保護を受けていた方が、その子供が高校に行って、奨学金の支給の申請をされて、そして奨学金の支給を受けたと。そうしたら、生活扶助、いわゆる収入認定ということで保護費を減額されるというような事態が今起きて、大問題になっているんですよ。私は、確かにそういう意味でいくと、収入認定との線引きというのはなかなか難しいわけですけども、それは収入認定すべきようなものとはちょっと趣旨が違うのではないかと。少なくとも知立市でそういうことに該当する御家庭の子供がおったという場合は、そうした点での奨学金を収入認定するようなやり方はとらないでほしいなと。今、福島県のほうでは、収入扱いがおかしいということで大問題になっているんですよ。それについてちょっとお知らせください。

○福祉課長

奨学金等についてですけども、ちょっと調べてみないとわからないですけども、現在は高校までは何らかの形で扶助費が支給されていますので、新たに奨学金という方はいらっしやらないと思っています。ただ、奨学金等については、大学等に行けば、当然そういうものにはなるかなと思

います。年齢が18歳というのが一つの生活保護の今のラインでございますので、それを超えた場合はやはり、こういった場合についての奨学金という話になれば、収入認定という話になってしまうかなと思いますけれども。

以上です。

○佐藤委員

これはちょっと私も勉強不足なのでわかりませんが、福島市のほうで問題となっているのは、それを収入認定するかどうかという点では大問題になっているわけですけど、その線引きは極めてファジーで、どちらともとれるような判断にゆだねられておるのではないかなというふうに私は思います。知立市で、もしもそうしたことがあった場合については、やっぱり奨学金という趣旨を尊重したような対応をぜひ求めておきたいなというふうに思います。ちょっとあれですけども、そんなことです。それを一つお願いしたいと。

それから、もう一つ、83ページのところの浄苑費で、端的に聞きますけれども、施設の維持管理という形で、この間、炉の改修だとか、施設の整備をやられてきたというふうに思いますけども、その辺でどんな整備をこの間、浄苑の関係でやられてきたのか、これについてお知らせください。

○市民課長

平成25年度につきましては、今、人体炉としまして1号炉から3号炉があります。毎年、2回ほど保守点検ということで業者のほうに見ていただきまして、どこが悪いというのを教えていただきまして、その悪いところを順次、優先順位をつけて修繕していくわけでございますが、平成25年度につきましては、第1号炉の燃焼炉、そちらのほうの耐火レンガの入れかえ工事、それを実施いたしました。

○佐藤委員

それから、ここに浄苑関係ということで、霊柩車、それから火葬について市内、市外、こういう形になっていますけども、この間、前年度と比べて減っているのか、ふえているのか、その辺の状況はどうでしょうか。

○市民課長

まず、火葬のほうの人数でございますが、平成24年度につきまして、市内、市外あわせまして、総数ですが、これは人体のほうになります、663体になります。それから、平成25年度が685体ということで、多少、20体ほどふえております。

あと、霊柩車のほうなんです、これも市内、市外あわせて総数になりますが、平成24年度が143件、平成25年度につきましては150件ということで、7件ほどふえております。

以上です。

○佐藤委員

こうした形で増加と。市内と市外込みでありますけど、市内はどういう状況かなということもありますけれども、ふえているということはわかりました。

それで、私一つ、待合室ですね。ここのところの葬式という形になりまして、火葬ということになりまして、御遺族の方が伺って、待合室などで待つわけですけど、ここの高齢者もそうした場合は極めて多いと。この点のバリアフリー等は、大きく改修したり、そういうことはかなわないと思いますけども、内部の整備等は、バリアフリー等はどのような状況になっているのか、その辺はどうでしょうか。

○市民課長

今現在、待合室につきましては和室になっておりますので、バリアフリーということではないですね。やっぱり段差があるということになります。

前にも質問がありましたが、結構、お年寄りの方がふえておられて、ひざが悪いですとか、腰が悪いですとか、そういう方が結構ふえておりますので、そちらのほうで、今、畳敷きを普通にバリアフリーにして、洋室化というんですか、そちらにしたかどうかというような意見も、前の一般質問の中でありましたので、ただいまの実施計画等にもありますけど、一応、今検討中です。

○佐藤委員

その点で、やはりバリアフリーと、ひざやそういうところが悪い方がふえてきて、検討中という

ことでありますけれども、ぜひそうした点は進め  
ていただきたいし、また和室ということで、どこ  
までどうするのがふさわしいかということとはとも  
かく、正座もしくはあぐらで立ち上がったという  
ことが大変困難な方も今は多いわけです。とり  
わけ葬儀などは、高齢者の方が多いということが  
ありまして、そうした点では、段差をなくすとい  
うこととあわせて、ソファーなど簡易的なもので  
結構ですので、待っている間に、もっと楽に待つ  
ことが可能な対応をぜひしてほしいなというふう  
に思いますけど。

市民部長、今、市民課長のほうは検討というこ  
とを言われましたけど、これはやはりほかのところ  
は、ユニバーサルデザインだとか、バリアフリー  
だとか、そういうことを言われていますけど、こ  
この待合室についても検討ということで、どう  
いう形になっていくかわかりませんが、ぜひ早急な  
改善を私は求めておきたいなと思いますけども、  
市民課長は検討と言いましたけども、市民部長の  
ほうは、これはどうですか。

○市民部長

今の佐藤委員の逢妻浄苑の御質問でございます  
が、今、葬儀を見ましても、ほとんどがホールで  
やられるような葬儀を行ってきております。お寺  
でやるということが減ってきているということは、  
やはり今申しましたように、高齢者の方々がふえ  
てきて、足が不自由だとか、それから体の不自由  
な方々がそういったところを利用していただくよ  
うな形、利用しやすいという、余り逢妻浄苑を  
利用しては、不幸がふえてはいけないんですけど  
も、そういったことでは、利用しやすい施設とい  
う形で考えていきたいと思っております。

○佐藤委員

ぜひ担当のほうとしては、利用しやすい施設と  
いうことですが、市民課長は検討ですけども、い  
つぐらいまでそうした具体的な対策をとられよう  
としているのか、その見通しについてはどうで  
すか。

○市民課長

そう遠くはないと思うんですが、一応、実施計

画のほうには上げさせていただいております。実  
施計画につきましているんな事業もありますので、  
そちらのほうで、来年はちょっとあれかもしれま  
せんけど、再来年になるか、3年後になるかちょ  
っとわからないんですが、そうすぐには、来年か  
らすぐいくという返事はしたいんですが、済みま  
せん、その辺がちょっと何とも言い切れないとこ  
ろです。

○佐藤委員

逢妻浄苑は懸案の施設ですよ。豊明市とどうす  
るとか、改修の時期をどうする、他市を利用した  
らどうだ、いろいろ議論が百出の施設です、これ  
は正直言って。将来の見通しはともかくとして、  
現在、使用されておられるわけですし、さっき言  
ったように、利用人数も平成25年度は平成24年度  
に比べてふえているということで、人生最後の見  
送りをここでやるわけですよ。多くの市民の方  
は、もっといい斎場ができないのかという声もた  
くさんある中で、今現在、方向性が定まらない中  
で、現在の施設の維持をしながら、できるだけ長  
寿命化を図りながらやろうという、そういう対応  
じゃないですか。だとするならば、この和室につ  
いても、相当まだ長期にわたって利用するという  
ことを考えれば、バリアフリーは3年後かもわか  
らないし、4年後かもわからないし、一応実施計  
画には上げさせてもらいますけどということす  
けど、人生最後の見送りの場所ですよ、これは。  
そうした点では、そんな見通しではいけないので、  
全体の御要望も強い中で、これは副市長、ぜひ早  
目に予算見積もり等もしていただいて、すごい莫  
大な、何千万円もかかるというふうに私は思いま  
せんので、それぐらいはぜひ対応してほしいなと  
いうふうに思いますけども、ぜひ実施計画に上げ  
ていただいて、早急な対応を図ってほしいなとい  
うふうに思いますけど、どうでしょうか。

○清水副市長

逢妻浄苑、今、御質問者の御指摘のとおり、現  
実的な話としては、既存の今の施設をまた今後も  
しばらく使っていかななくてはいけないということ  
でございますので、今の待合室の問題も含めて、



現状のものをできるだけ使い勝手のいいものにして、利用者の皆様に御不便をかけないということは大事なことだというふうに思っておりますので、まだちょっと現課のほうからどんな中身でというようなことを私は承知しておりませんが、できるだけ早い時期に、そういった今の施設の中で、できることだけはやっぱりやる必要があるというふうに考えております。

○佐藤委員

今、副市長もできるだけ早くと言われました。ぜひこれを実施計画に上げていただいて、またその内容について、実施計画に上げるということは、どういうものにするかの大枠、それから費用積算もやられて実施計画に上げるわけですので、その辺で来年度予算に向けて、ぜひ上げていただきたいというふうに思いますけれども、よろしいですか。

○市民部長

そうですね、近い将来、そういった形でやれるように取り組んでいきたいと思えます。

○佐藤委員

近い将来というのは、どこの範囲が近い将来かわからなくて、ぜひ来年度予算に、実施計画に上げて、それで切られた場合は切られた場合ですよ。とにかく所管するところとして、ぜひバリアフリーにしたいという強い思いがあるなら、来年度予算にぜひ上げていってほしいと、そういうことなんですけれども、どうですか、もう一度だけ。

○市民部長

先ほども申しましたように、何人かの議員からも御質問をいただいておりますし、市民の方からもそういった御要望を聞いております。ですので、なるべく早い時期にそういった形で対応できるように考えていきたいと思えます。

○佐藤委員

なかなか歯切れが悪くて、時期を示されないとということで。

副市長、所管のほうから実施計画に上げていただければ、ぜひそんな方向でやってほしいなというふうに思いますけれども、いかがですか。

○清水副市長

先ほども申し上げましたように、改修については、私どもは本当に早くやる必要があるだろうという認識でございます。現課のほうからどういった内容で出てくるのか、ちょっとまだ今、私も承知しておりませんが、中身を十分精査して、できるだけ早い時期ということで進めさせていただきたいと思えます。

○佐藤委員

それでは、もう一つ、時間も時間ですので。

最後に1点だけ聞かせてください。

96ページの観光協会事務費、これ、584万9,691円というふうになってはいますが、当初は、148万9,000円だったというふうに思いますが、どうしてこんなに膨らんだのかなというふうなことです。

○経済課長

観光協会事務費の委託料のほうでございますが、観光案内の看板の設置の工事が、トヨタ車体の寄附がございまして、そちらのほうの費用をここに入れさせていただきましたので、580万円ということになっております。

○佐藤委員

そうすると、当初予算を除いた分が車体から寄附をいただいて、観光看板をつくったと、こういうことですね。わかりました。

もう1点だけ。

94ページの小規模事業者経営改善資金利子の補助、これについてお知らせください。

○経済課長

知立市小規模事業者経営改善利子補給補助金のほうでよろしいですか。

こちらのほうは、小規模事業者の経営改善を促進するための日本政策金融公庫からの経済改善資金利用者に対して利子の一部を補助するものでございます。

○佐藤委員

本会議質疑の中では、これは平成24年度で打ち切られたということなんですけれども、そういうことでよろしいですか。

○経済課長

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの補助対象になっておりまして、平成26年3月31日で終わっております。

○佐藤委員

本会議でも復活するような要望がありました。

国のほうでは、従業員、家族経営の5人程度の、この小規模事業者についての支援を本格的に始めるということで、小規模企業振興基本法が制定をされました。そうしてみると、今までは中小企業という大きくてありまして。そしてさらに、知立市の中小企業振興条例というものもありますけれども、私は小規模企業振興基本法が制定されたということで、そうした趣旨を生かした内容に一度、今の条例と突き合わせてみて、小企業、いわゆる地元企業についての位置づけをもうちょっと高めるような取り組みは必要だし、そしてこの利子補給制度についても、小規模企業に対する支援だということであれば、私は今後も、平成26年度はなかったわけですが、来年度、復活をさせて取り組むべき課題ではないかというふうに思いますが、市長、どうですか、これについては。振興会議もいろいろやっていますけれども、中間報告も出ましたけれども、なかなか中間報告を見る範囲の中では、具体的な中身というふうにはまだなっていないというふうに思うんですね。しかし、これは振興会議ができる前に知立市が実施をしたという点では、極めて具体的、そして新たな法律が施行されたという中身で、もう一度、光を当てるべきじゃないかというふうに思いますけれども、市長、どうでしょうか。

○林市長

本会議の中でも御指摘いただいて、今、担当のほうで効果はどうだったかということを再確認をさせていただいて、効果がしっかり出ているようであれば、前向きに考えてきたいなというふうに、今、担当のほうで研究をしているところでございます。

○佐藤委員

それでよろしいですか。市民部長にお聞きします。

○市民部長

この中小企業振興基本条例を制定する際には、事業者の方々だとか、それから市民の方々にもアンケートをとりました。そういったアンケートのニーズを踏まえて、小規模事業者の方への支援を考えていきたいと思っております。

今回の利子補給の件、本会議の折にも、他市の状況も紹介はさせていただきましたように、3年、5年で区切ってやっているところがほとんどでした。また、再開したところもありましたので、そこら辺は検討させていただいて、やっていきたいと思っております。

○長寿介護課長

申しわけございません。先ほど私、緊急通報装置の説明の中で、日中独居というふうに申し上げました。ただ、これは要介護認定を受けている者というのが前提でございます。ちょっと言葉足らずで申しわけありませんでした。

○福祉課長

先ほどの佐藤委員の質問なんですが、職業訓練については、1カ月10万円支給されます。これについては、収入認定をさせていただきます。その際に、交通費等は控除させていただいております。

高校生に対しては、生業扶助として交付しております。

奨学金については、一応、収入認定はしていませんというお答えになります。

以上です。

○稲垣委員長

ほかに質疑はございませんか。

○三宅委員

健康推進員のことでちょっとお聞きしたいんですけど、この要綱は平成20年から始まりまして、平成27年度が今度は交代時期になると思います、町内の役員が。

○稲垣委員長

三宅委員、ページを教えてください。

○三宅委員

82ページ、健康推進員活動事業のことです。

それで、役員の今、多分、講習が始まると

思います、平成27年度の役員。それで、役員の再任というのは何かありましたか。そこら辺をお聞きしたいんです。

○健康増進課長

役員を再任。

○三宅委員

要綱を見ますと、再任は妨げないと。

○健康増進課長

役員の再任については妨げがありませんので、よろしければ、再任していただければというふうに考えております。

○三宅委員

今、講習をやっているじゃないですか。そこで何人かが再任予定で、講習を受けてみえると思いますけど、21町内で何人見えるか、ちょっと教えていただきたいんです。

○健康増進課長

済みません、ちょっと正確な数字は持っておりませんが、四、五人お見えになったと思います。後ほど正確な数字を御返答させていただきます。

○三宅委員

実は、この役員も3回目になりますけど、やり手がないという状況が各町内で発生しとると思います。何でかという、この要綱を見ますと、講習を最低6回は受けないかと。それによって、市長が委嘱するということになっていますもので、実質3年というのが、任期が2年ですので、最低3年は拘束されるということですので、そこら辺を考えて、次を選ぶときに、役員が苦慮しとる状況なんですけど、そこら辺はどうですか。

○健康増進課長

まことに申しわけございません。そのような話は、各地の地区からお伺いはしております。ただし、健康増進ということで、かなり専門性というんですか、食事だとか、運動だとか、いろんなことで専門的な知識を身につけていただいて、それを効果的な活動にさせていただきたいという趣旨でそのようなことをやっておりますので、その辺は御理解をいただきたいというのが第1点と、再任の方については、研修の参加のほうは求めており

ません。自由参加というふうにさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○三宅委員

要するに、推進員にデメリットばかりが多いわけですね。それで、メリットのあるような体制を考えるとすることはやられないですか。

○健康増進課長

担当課長といたしましては、デメリットばかりが多いと言われると、非常に辛いところがありまして、各地の健康づくりに大なり小なり、地域格差はありますが、貢献しておるものというふうに考えております。

今後も、それが障害になるということではなくて、この制度を利用していただいて、何か健康に役立つ活動をしていこうというような形の発想をしていただくとありがたいのかなというようなことも考えております。

○三宅委員

保健センターには指導員の方が見えますね。地区の担当の方が見えると思いますけど、何人見えますか。

○健康増進課長

各地区3名程度はおります。

○三宅委員

実は、推進員からちょっと私のほうへ話が来ておるんですけど、あれはやっちゃいかん、これはやっちゃいかんという束縛されるようなふうで、健康推進員のやりたい趣旨のことをしっかり聞いてもらって、その指導をしっかりやっていただきたいと思うんですけど。

それと、あと補助金4万円に対して、今、お茶だけがよくて、あとはだめだということになつとるらしいんですけど、そこの辺はどうですか。

○健康増進課長

活動は、運動とか健康に関するものであれば、基本的に制限はないというふうに考えておりますので、多分、その担当の中で思いがあり、そういう健康につながるんじゃないかという考えの中、そういう発言になったのかなとは思いますが、健康に関するものであれば、その制限はないとい

うふうに考えております。

使途のほうですが、使途につきましては、確にお茶とかスポーツ飲料までは認めておりますが、甘いジュースとか、そういうものについては、健康推進制度の趣旨に鑑みて、ちょっと向いてないんじゃないかということで御遠慮いただいているところですので、御理解をいただければと思います。

○三宅委員

何でかという、3年間束縛されるということで、どうしても高齢者、要するに高齢者になるとやりたがるんですけど、健康推進というのは、できるだけ若い方のほうが私はいいいというのが持論なんです。それで、そこら辺を加味していただいて、4万円のうちの何割かを使えるような方法を考えられないかということなんですけど、どうですか。

○健康増進課長

担当課といたしましても、若い方にたくさん参加していただきたいという気持ちは強く持っております。ただし、どうしても若い方のお仕事とか、子育てとかいろいろありますので、実際に活動される方は高齢者の方にちょっと偏りになっておりますが、その辺についても工夫をして、若い方が参加できるような仕組みづくりを考えていきたいと思っております。

○三宅委員

一遍しっかりと検討していただいて、若い子育てのできる方でもできるようなシステムを、私は健康推進員はやれると思いますけど、そこら辺、もう一回、副市長のほう、御回答お願いします。

○清水副市長

日ごろ健康推進員には、地域の皆さんに対するいろんな健康指導ですとか、いろんなそういうプログラムを提供する、いろんなことで御活躍を年間を通してやっていただいて、私たちも大変ありがたく評価をさせていただいているところがございます。しかしながら、今、御質問者もおっしゃいますように、それぞれ推進員御本人への御負担も、これもやっぱり私たちも考えていかなくちゃ

いけない問題だというふうにもあわせて思うわけでございます。そういうことでございますので、できるだけ推進員の御意見、現状のお話も伺いながら、見直しをするべきところは見直しをしながら、その制度を継続的に、安定的に維持をしていきたいなというふうに現時点、思っているところでございます。

また、もう一つ申し上げますと、推進員御自身も、やはりそのことによって地域の皆さんからもいろいろお声がけがあったり、いろいろ地域で活躍をされるという一つの責任とともに、そういった生きがいとか、そういったものにもいろいろ前向きにお考えをいただく中で、御自分の健康づくりもあわせて、そういった中で推進員としてのお仕事にお取り組みいただければ、これもありがたいことだなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

○健康増進課長

先ほど御質問のありました再任の方ですが、計7名です。よろしく願いいたします。

○稲垣委員長

ほかに質疑はございませんか。

○石川委員

もう全く時間がなくなってしまいましたので、簡潔に一つだけ、平成25年度の認定でございますので、全体的な部分で一つだけお聞きしたいのがあります。

というのは、2年間、どうも特養が新しく建つぞというのは耳にしておりましたけども、これのちょっと概要をお知らせ願いたいと思えます。どんなものが建とうとしておったのか。それが何でだめになったのか、ちょっとお願いしたいと思います。

○長寿介護課長

まず、状況の説明をさせていただきます。

この7月に、県のほうで補助金のヒアリングがございました。その中では、当然、平成27年度の県の補助金の予算でございますので、確約はもちろんいただけないわけなんですけども、向こうからのお話ですと、知立市さん、2カ年ほど見送

りをさせていただいて申しわけありませんでした  
ねと、次回は何とかかなと思いますという返事を  
いただきましたので、おくれげながらやってい  
けるのかなという状況です。

施設のほうに確認しますと、実際にオープンで  
きるのは平成28年2月ごろになるというふう  
に聞いております。中身としては60人の定員、それ  
から、ちょっと今資料を持っていないんですけども、  
ショートステイが20床ということで、合計80人定  
員なのかなというふうに思っております。

○石川委員

建設地はどこら辺ですか。

○長寿介護課長

建設地は、今の文化センターですか、あそこの  
北側、それと上重原保育園の西側、クロスしたあ  
たりの田んぼです。

○石川委員

まだどっちは決まっていないわけですね。私  
はちょっとアンテナが低いものだから、ちょっと  
教えてほしいんです。

○長寿介護課長

場所は、そこからクロスしたあたりという意味  
合いで。決定はしております。

○石川委員

わかりました。しかし、2年間も見送られると  
いうことは、一体これはどういうことですかね。  
担当者として、どういう感想をお持ちですか。

○長寿介護課長

全体的に、県の採択された状況を見ますと、定  
員数の大きいところからなのかなという感じです。  
去年、刈谷市が採択されたんですけども、刈谷市  
も1年見送られたというふうに聞いていますけど  
も、去年は採択されたんですが、そこが知立市と  
同じ60人定員の中で計画をしとって、去年、刈谷  
市は入れたけども、うちは外れちゃったというこ  
とです。

○石川委員

もう一つだけお聞きしますが、今の知立市の  
現状で、特養は十分あると思っておられますか。

○長寿介護課長

一応、県のほうが待機者数調べというものをこ  
としの4月に行って、各市町村の結果をそれぞ  
れの市町村に送っていただいています。その結果を  
見ますと、知立市のほうがたしか73名が待機とい  
うふうに聞いております。60床ができると、その  
うちの半分以上は入ることができますが、待機は  
全く解消という形にはならないのかなというふう  
には思いますが、それぞれ今ある特養の  
施設長に話を聞きますと、これぐらいないと、自  
分たちもかなり厳しいんじゃないのかなというふう  
には言っています。

○石川委員

最後に市長、どうですか。子育てのほうは相当  
力を入れておられますが、そういう現状ですね。  
特養が不足しているんじゃないかと、よく耳にす  
るからです。どここの病院で手術を受けた、今  
度どこか入れるところがあるんだろうか、いや、  
ここに入りたいたとか、いろんな意見があるわけ  
なんです、その際、すぐに入れないので何とか  
かなるかとか、そんなような相談をよく受けるん  
ですけど、その点について、市長はどう思われま  
すか。子育てのほうはいろいろと一生懸命やって  
おられるので、高齢者、これからどんどんふえて  
いくだろうと想定されていますので、その点、い  
かがですか。

○林市長

特養ですね、待機の方が70名いらっしゃいます。  
やはりそれは解消しなきゃいかんという思いがご  
ざいます。

特養を運営されていらっしゃる方とお話をさせ  
ていただく機会がございます。そうした中で、例  
えば近隣でいうと、刈谷市と比較いたしますと、  
刈谷市の特養の数と知立市の特養の数を比較いた  
しますと、知立市のほうが人口当たりの特養の数  
は多いですね。だから、経営者に言わせると、  
知立市は多いんだよと、これが経営者の方の考え  
方、ですけれども、現実問題、待機が多いという  
ことは間違いない事実でありまして、待機の数も、  
愛知県下のやつをずっと見ますと、知立市は人口  
割で見ますと、本当に多いですね、比率的に。

今、長寿介護課長ともちょっとどういうことかなと検討しているんですけども。だから、一つには、これはまだ調べている途中なんですけれども、市内にある特養の方、もうちょっと市内の方を入れていただきたい。市外の方も当然入っていらっしやいますので、市内の方をもうちょっと入れていただきたいなということが、またこれは想定なんですけども、それをちょっと。いずれにしても、まだ充足しておるとは考えておりませんので、頑張ってもらいたいと考えております。

○稲垣委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。

これで自由討議を終わります。

認定第2号 平成25年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。

これで自由討議を終わります。

認定第5号 平成25年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。

これで自由討議を終わります。

認定第6号 平成25年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。

これで自由討議を終わります。

以上で、本分科会の所管とされた案件の審査は終了しました。

なお、予算・決算委員会における分科会委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、市民福祉分科会を閉会します。

ありがとうございました。

午後2時57分閉会



## 平成26年知立市議会 9月定例会予算・決算委員会

1. 招集年月日 平成26年9月26日（金） 午前10時00分

2. 招集の場所 知立市議会議事堂

3. 出席委員（20名）

杉山 千春	明石 博門	水野 浩	中野 智基
小林 昭弼	三宅 守人	田中 健	神谷 文明
高木千恵子	久田 義章	池田 福子	池田 滋彦
川合 正彦	永田 起也	稲垣 達雄	村上 直規
風間 勝治	佐藤 修	中島 牧子	石川 信生

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長 林 郁夫	副 市 長 清水 雅美
企 画 部 長 加古 和市	総 務 部 長 岩瀬 博史
福祉子ども部長 成瀬 達美	保 険 健 康 部 長 加藤 初
市 民 部 長 山口 義勝	建 設 部 長 塚本 昭夫
都 市 整 備 部 長 加藤 達	会 計 管 理 者 鈴木 健一
上 下 水 道 部 長 鈴木 克人	教 育 長 川合 基弘
教 育 部 長 石川 典枝	監査委員事務局長 平野 康夫

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 島津 博史	議 事 課 長 横井 宏和
-------------------	---------------

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第53号	平成26年度知立市一般会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第54号	平成26年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第55号	平成26年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第56号	平成26年度知立市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第57号	平成26年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
認定第1号	平成25年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第2号	平成25年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第3号	平成25年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第4号	平成25年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第5号	平成25年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第6号	平成25年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第7号	平成25年度知立市水道事業会計決算認定について	〃



午前10時00分再開

○田中委員長

定足数に達していますので、ただいまから予算・決算委員会を再開します。

○保険健康部長

9月24日に開催されました予算・決算委員会市民福祉分科会におきまして、石川委員の質問への答弁につきまして補足説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

質問の内容は、知立市における特別養護老人ホームへの入所待機者の数という御質問に対しまして73人と答弁させていただきましたが、これは要介護3から5の方の数でありまして、要介護1から5の方の数は102人でございます。よろしくお願いいたします。

○田中委員長

本委員会に付託されました案件は12件、すなわち議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号です。これらの案件を逐次議題といたします。

各分科会委員長の報告を求めます。

企画文教分科会委員長 川合委員。

〔企画文教分科会委員長 登壇〕

○企画文教分科会委員長（川合正彦）

それでは、予算・決算委員会企画文教分科会の報告をいたします。

本分科会は、平成26年9月18日と9月24日の2日間午前10時から第1委員会室にて委員7人全員出席のもと開催されました。

本分科会の所管とされました審議案件は、議案第53号 平成26年度知立市一般会計補正予算（第3号）、認定第1号 平成25年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成26年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての3件です。

議案第53号、認定第1号につきましては自由討議はありませんでした。また、認定第4号につき

ましては、質疑・自由討議ともありませんでした。

ここで各案件に対する主な質疑・答弁につき報告いたします。

まず、議案第53号では、荒新切遺跡展への来場者数はの問いに、通常展示での来場者数は1日平均77人に対して展示会開催中は1日平均90人であり、通常よりはふえていたと言えとの答弁。

荒新切遺跡を含めた遺跡群の整備は自然の環境を活かした方法が適切だと思う。西中遺跡群のほかの遺跡は私有地だが、どのように保存していくかの問いに、天神遺跡、西中神明社南遺跡などがあり、全て試掘調査は終わっている。どの時代のものかは把握しているが、民地であったり道路の下であったりするが、公有化して保存していく予定はないとの答弁。

非常に重要な遺跡であるにもかかわらず、知名度が低い。周知PRのための企画の内容はの問いに、現地にて火おこしを体験した後、どんぐりから抽出したコーヒーを飲んでもらい、古代の人の食べ物の体験をしてもらうよう計画しているとの答弁。

荒新切遺跡の価値及び整備の必要性はの問いに、購入から整備にかけては1億数千万円かかるが、活用面から見て保全だけではなく学習のほうとして整備して活かしていくことが重要であるのではとの答弁。

昭和グラウンドの改修についての補正についての説明をとの問いに、屋外トイレについては入り口の土間及び階段横の土砂が流れている部分の改修と天井の張りかえを行う。また、昭和グラウンドB面ダッグアウトの中の破損部分を修理する。備品については30脚のベンチを購入。うち、10脚はテニスコート用、20脚は昭和グラウンドA面で使用するもの。さらにA面のダッグアウトのベンチの撤去を行い、駐車場の照明灯を2基設置するとの答弁。

男性用の屋外トイレを洋式化するべきではとの問いに、緊急性のあるものから予算化した。洋式化については実施計画にのせていきたいとの答弁。

グラウンドに1年以上動かない時計がある。管理

人の管理であったのかの問いに、施設管理協会には窓口業務だけを昨年まで委託してきたが、今年度からは臨時職員となったので不備な点があったら連絡してもらおうようになっている。時計については、本来職員が気づき対応すべきだったとの答弁。

今年度中に撤去すべきではの問いに、今年度予算がない状況であるが、今回の補正の請負差額などを利用して、できるなら今年度中に撤去したいとの答弁。

平成26年度の税収見込みはの問いに、決算ベースで個人市民税は平成24年度、平成25年度とほぼ同等の伸びが見込まれている。法人市民税は平成25年度より6,000万円程度の増額が見込まれる。固定資産税については評価替えの中間年でもあり、平成24年度から平成25年度とほぼ同等の伸びが期待でき、市税全体としては平成25年度決算に比べ、若干の伸びが期待できるとの答弁。

普通交付税と臨時財政対策債、繰越金と財政調整基金の繰入金の関係はの問いに、普通交付税、臨時財政対策債の限度を算定した結果、8,000万円ずつの増額となった。繰越金は昨年度も10億円の繰り越しが出たが、当初予算ではそこまで多くの計上はできず、3億円の計上としている。財政調整基金の繰り入れについては、9月補正予算では歳出歳入の差し引きを財政調整基金に戻すといった形になっているとの答弁。

臨時財政対策債については、限度額まで借りる予定かの問いに、資金不足が生じれば借りることになるとの答弁。

続きまして、認定第1号では、学校経営案を作成するに当たって目的は、そして元となるものは何かの問いに、各学校が方針や目標を持ち、年間計画を立てて教育活動を実践していくことを目的として作成、県や市の指導指針とこれまで学校が継承してきた教育活動をベースにしているとの答弁。

特別支援コーディネーターの仕事は何かの問いに、各学校の校務主任が担当し、特別支援学級や通常学級における発達障がいのある生徒について

状況を把握するとともに、保護者や関係機関との連絡調整、校内委員会の運営、教員研修会の企画運営などを行っているとの答弁。

平成25年度末の発達障がい生徒の進路状況はの問いに、3中学校の特別支援学級3年生は平成25年度で11名が在籍しており、公立定時制高校に1名、特別支援学校高等部に10名が進学した。通常学級における発達障がいのある生徒は11名が在籍し、公立高校に1名、公立夜間高校に1名、公立通信制に2名、私立高校に2名、高等専修学校に5名がそれぞれ進学をしているとの答弁。

実質収支比率は標準財政規模の3%から5%が適当と思われるが、平成24年度、平成25年度の決算を見ると多過ぎる。補正予算で財政調整基金に戻しているが、こういった流れを見ても財政が不安定なのではないかと考えられるがの問いに、近隣市も当初予算の5%から6%となっており、適正と考えるとの答弁。

平成24年度も同様であったが改善の結果が見えないのではとの問いに、当初予算編成時は財政調整基金が必要であり、財政調整基金の積み立てが目的ではないが、編成上やむを得ないとの答弁。

町内会補助金の実績について、交付額の最高額と最少額の町内はの問いに、補助金の多い町内会は上重原町で99万4,700円、少ない町内会は昭和3丁目5万1,400円となっているとの答弁。

町内の備品購入に有効な補助制度だが、周知方法と今年度の申請状況はの問いに、来年度については1件申請がある。原則、各町内会に照会すべきだが、採択に限りがあるので公民館の建設等があった町内会を優先しているとの答弁。

平成27年度も補助制度は継続されるか、また、対象事業はの問いに、来年度についても県から照会がきており、対象事業も多いので、財政担当はもちろん、各事業課へも通知して確認させている。対象は一般コミュニティー助成事業、コミュニティーセンター事業、地域防災組織育成事業、少年健全育成事業、地域の芸術環境づくり事業などがあるとの答弁。

今年度防災訓練でヘリコプターを呼び理由はの

問いに、ヘリポートをつくる訓練目的もあり、昭和グランドを設定したが、トリアージが主たる目的であるとの答弁。

市債について今後の推移をどのように見るかの問いに、市債残高は平成25年度で165億円程度のものが平成32年度、平成33年度になると210億円を超え、そのころがピークになるとの答弁。

市費負担のきめ細やかな指導対応教員、子どもサポート教員の勤務体系はの問いに、1日4時間の勤務を小学校の状況に合わせて開始と終了時間を校長と申し合わせ、対応しているとの答弁。

今年度は市費の少人数学級指導教員を何人任用しているか。また、来年度の見込みはの問いに、今年度は3年生、4年生を対象に4名任用している。9月1日現在の来年度の児童予想では、小学校3年に1名、4年生に1名、計2名となるとの答弁。

少人数学級における来年度のきめ細やかな指導を行う対応教員は何名の見込みとなるかの問いに、3年生、4年生で少人数学級実施の場合、平成27年度では5年生で3名、6年生で8名の見込みであるとの答弁。

これまでに住基ネットシステムに要した費用はの問いに、導入調査費、システム開発費、保守点検費、借上げ料を含め平成25年度までに1億4,880万6,834円を要しているとの答弁。

個人番号制度と住基ネットでは情報に違いがあるが、機器やシステムは別に費用が必要かの問いに、システムについて借りかえる必要があるので費用は発生するとの答弁。

翻訳業務を一括して協働推進課で委託しているが、執行額が少ない。翻訳はもっと必要ではないかとの問いに、執行額が少ないのは入札の結果と想定より各課からの依頼が少なかったためであり、翻訳すべき文書かどうかは各所属で判断をしているとの答弁。

外国人が東小学校に集中することに対して弊害を感じないかの問いに、外国人がふえることで対応する学校の苦労もふえるという面で一極集中には弊害を感じているとの答弁。

10年以上住んでいないような危険家屋をどのように調査し、課税しているかの問いに、空き家調査はしていないが建物として機能しているかは見えているとの答弁。

危険家屋については補助金をつけてでも活用を進めるような誘導策が必要ではないかの問いに、航空写真を3年に1回撮り、建物の増改築や減失を課税状況と突き合わせているが、空き家かどうかの判断はできない状況との答弁。

空き家対策についての全体の方向性はの問いに、明らかに廃屋と判断すれば来年度の課税に対して検討する。しかし、建物が建っていれば土地に対しての課税が安くなり、そのまま放置している原因ともなっている。現在は行政連絡委員から目視で空き家かどうかの報告をもらっている。建てかえたり新しく活用したりする場合の一定の支援策も考えられる。先進事例や国の公的整備の情報をもとに空き家の定義を考えながら対応策を検討するとの答弁。

税金の収納率向上のため、どのような施策を進めているかの問いに、平成21年度より収納の多チャンネル化を開始した。平成25年度より徴収委託員4名を採用し、資金調査を迅速に行えるようになった。差し押さえについては税の公平性の観点から適宜行っているが、支払い能力のない方には執行停止を行っている。今後もこの両輪で進めていくとの答弁。

差し押さえのうち、給与、預金をどのように差し押さえしているかの問いに、預金に関しては全額差し押さえだが、原資が給与、年金となっている場合は給与の差し押さえ禁止額を残して差し押さえを行っているとの答弁。

平成25年度の法人市民税決算において均等割のみの法人の状況はの問いに、平成25年度の法人税決算について全1,375法人中、均等割のみの法人は855法人、均等割と法人割を納めた法人は520法人となっているとの答弁。

選挙時における病院などで不在者投票について該当する施設の周知を徹底すべきではないかの問いに、広報などに主な施設を掲載するのも1つの

方法かと考えるが、選挙管理委員会に諮り、一度検討したいとの答弁。

以上をもちまして、本委員会の所轄とされました議案の審査は全て終了し、平成26年9月24日午前11時45分に閉会いたしました。

これをもちまして、企画文教分科会の報告を終わります。

〔企画文教分科会委員長 降壇〕

○田中委員長

次に、市民福祉分科会委員長 稲垣委員。

〔市民福祉分科会委員長 登壇〕

○市民福祉分科会委員長（稲垣達雄）

予算・決算委員会市民福祉分科会の報告をいたします。

本分科会は、9月19日午後3時3分より第1委員会室で委員全員出席のもと、開催されました。

本分科会に付託された案件は8件、すなわち議案第53号、議案第54号、議案第56号、議案第57号、認定第1号、認定第2号、認定第5号、認定第6号です。

認定第1号の質疑の途中、会議終了時間となり、予算・決算委員会運営要綱第6条第2項及び第3項の規定に基づき、本分科会は午後4時58分散会し、9月24日午後1時より第1委員会室で再開しました。

主な質疑・答弁の内容について御報告をさせていただきます。

議案第53号 平成26年度知立市一般会計補正予算（第3号）では、民間保育所運営費補助金の中身はの問いに、民間保育所への人件費の補助で、委託料の中にも人件費は含まれているが、足りない部分への人件費の補助を行っているとの答弁。

当初3,756万円で今度は4,900万円と例年にない額だが、その理由はの問いに、翌年度の入所申し込み前で人員配置などが決まっていない段階で作成。決算見込み額を翌年度当初予算として出している。補助申請書を精査したところ、4,986万円不足するということがわかり、12月補正まで待たず、9月補正で出したとの答弁。

平成24年度の申請額は4,000万円、平成25年度

が5,000万円、平成26年度は8,000万円と、いかにも高くないか。また、委託料は減り、一般財源である補助金がふえているが、その理由はの問いに、臨時職員が減り正規職員が増加していることが人件費の増加となり、委託料に含める人件費が少なくなっている。年度末に入所している子供の人数が同じであっても入所する時期が早いか遅いかによって委託料の総額は変わってくる。保育単価の高い乳児の育休明けの入所者が年度の遅い時期にふえるため減っている。

以上が、主な質疑と答弁で自由討議はありませんでした。

次に、議案第54号 平成26年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）では、繰越金を基金に積み立てるが、基金の現在高と年度末の残高見込み額はの問いに、平成25年度末で5億9,000万円余の基金残高があり、今回の補正で9,400万円余を積み立て6億9,000万円ほどになるが、年度末に2億2,000万円余の基金取り崩しを行う予定であり、4億6,000万円余が残る見込みとの答弁があり、自由討議はありませんでした。

議案第56号 平成26年度知立市介護保険特別会計補正予算（第1号）では、基金への積み立てとなるわけだが、現在の基金残高と年度末に向けて取り崩し、第6期へどれぐらい引き継がれるのかの問いに、平成25年度末の残高が9,446万1,110円、本年度の取り崩し額を5,000万円に予定しており、積立金として当初予算で16万4,381円、今回の補正で2,254万6,615円を積み立て、残高が6,717万2,106円ということになる。第6期の計画の中では、前回、前々回は基金を1億円取り崩す計画だったが6,700万円しかなく、今回もできたらよかったと思うが、この中でやるしかないと考えているとの答弁があり、自由討議はありませんでした。

認定第1号 平成25年度知立市一般会計歳入歳出決算認定については、住民基本台帳届け出件数の下段に職権記載等修正として番地修正、職権消除、転出取り消し、その他項目修正等とあるが、それぞれ説明してほしいの問いに、番地修正は知立八橋東部土地区画整理事業の完了に伴う番地修

正で、職権削除とは毎年1回実態調査を行い、住所地に住んでいない人を職権で住民票を消すもの、また、転出取り消しとは、当初転出の予定をしていたが、その後、何らかの理由により転出を取り消したものであり、その他の項目修正の主なものとしては、出生届や死亡届などの修正によるものとの答弁。

過去に広報で住民票の登録抹消対象者の氏名が掲載されていたが、職権削除と同じ意味なのかの問いに、個人情報上の点で現在は広報に掲載していないが、職権削除であるということであるとの答弁。

職権削除者の報告や登録をすることはあるかの問いに、住民票の住所に本人宛てに郵送で通知し、不在か在住かを照会してから職員が現地に出向き、実態を把握した後、職権削除するとの答弁。

住民登録されず学校へ行けない子がいると聞くと、実態はの問いに、擁護ネットワークで調査したが、知立市には該当者はいないとの答弁。

子宮頸がんワクチンの平成25年6月14日移行接種した人数はの問いに、積極的勧奨中止の通知後、摂取した人数は延べ37人で、1回目、2回目、3回目を合計すると124人延べ数字となっており、平成25年度の実人数は96名で、平成25年6月14日移行は延べ人員37件、実人員は27人と答弁。

27人の接種回ごとの数字及び平成26年度はどのようになっているかの問いに、1回目が3名、2回目は15名、3回目が19名、平成26年度の接種者2名との答弁。

平成26年度は2名だが、脳の炎症など大変危惧されている。このことについて医師会から何か意見はあるのかの問いに、医師会からの正式なものはないが、医師から余り打ちたくない、こういうこともあったとの答弁。

障がい者が65歳に到達すると介護保険制度が優先して適用されるとして聞きましたが、現在はどうに行われているかの問いに、介護保険制度は保険料制度であるのに対し、障害者福祉制度は税金で運営されており、国の指導は介護保険制度を優先させるというもので、知立市もこれに従

って実施しているとの答弁。

全国の障がい者が通う小規模作業所をつくる全国組織きょうされんに知立市内にも加盟している事業所があり、平成26年9月17日に厚生労働省内で会見を行い、65歳以上の障がい者の実態調査結果を発表。介護保険制度への切りかえによりホームヘルプサービスを打ち切られたなどの内容が発表された。

障害者施策では、住民税非課税世帯の事項負担はゼロ円だが、介護保険制度では1割負担となり、厳しい負担が発生し、介護度が重いほど負担も大きくなる。知立市も自動的に移行しているのかの問いに、年齢が到達すれば自動的に介護保険制度に移行しているとの答弁。

障害者サービスから介護保険サービスに移行した場合、どのような対応をしているのかの問いに、低取得者により障害者施設のホームヘルパー利用を無料で受けていた方への助成制度があり、平成20年度5万3,086円の実績があったが、以降は実績がないとの答弁。

障害福祉から介護保険に移行した場合、一律に支給料を減らさないように厚生労働省より通知が出ているとのこと。本人の必要に応じて選択ができるようにすべきであるというのがきょうされんの見解で、65歳に到達した場合、介護保険に自動的に移行するのではなく、本人の状況などをもとに障害福祉施策を引き続き利用させることが必要と訴えており、知立市でも実情を見て検討していただきたいとの問いに、調査した上で検討するとの答弁。

介護保険との併用は可能であるようだが、本人が引き続き障害福祉サービスの利用を希望する場合にあっては、一律に65歳で切りかえということがないように対応できる枠組みをつくっていただきたいとの問いに、片や保険で実施し、片や税金で実施している中で、若干違いがある。介護保険の対象者でありながら、税金で対応することについても実態を確認した上で検討したいとの答弁。

共同生活介護などについては、けやき作業所が大きな役割を果たしている。平成25年度で90%の

運営費を保障する基金事業がなくなったが、けやきの財政状況はどんな状況かの問いに、昨年度5カ年計画をしていただき、グループホームについては平成27年建設の平成28年度開所の計画が1カ所あり、定員4名で重度の心身障がい者を対象とする予定。就労支援についてはジョブコーチへの補助を今年度まで行い、平成27年度より定員7名の就労移行支援事業をメープルけやきの2階で開所する予定。運営については決算書を見ていないのでわからないが、資金不足の話は聞いていないとの答弁。

けやきの会が市内で事業を展開しているが、新しい事業もできている。今現在、就労支援施設の実態はどのようになっているのかの問いに、平成25年度に就労支援事業A型で10人定員が1カ所、就労支援事業所B型で20人定員が1カ所、就労移行支援事業所で10人定員が1カ所開所し、けやきの会は相談支援事業を立ち上げ、平成26年度は就労支援事業所A型で10人定員が1カ所、就労支援事業所B型で10人定員が1カ所、生活介護事業所で定員20名が1カ所開所しており、また、日中一時支援事業所として20名定員と5名定員が各1カ所開所し、放課後などデイサービス事業定員10名が3カ所開所している。さらに平成27年度には障がい児の親の会による生活介護事業所が開所予定で最近では毎年5カ所程度の事業所が開所され、順調に整備されてるとの答弁。

通所している方の人数はの問いに、今年度は未確定だが平成25年度決算では就労継続支援A型は56名、B型では63名の計119名が通所されているとの答弁。

市として事業所への支援はどのように行っているのかの問いに、平成27年3月までに個別の支援計画を作成するため相談支援事業所が個別に面談を行い、就労支援として刈谷市にある、くるくるという事業所が生活就労支援事業所として碧海6市を担当するセンターになった。ここと連携をとりながら一般就労へとつなげ、さらに就労後の支援を行うことが重要となってくる。市としても就労支援について検討する部会を立ち上げたいと考

えているとの答弁。

次に、認定第1号 平成25年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について、後期高齢福祉医療の実績及びひとり暮らしの受給者の実績はの問いに、後期高齢の被保険者の中で障がい者の方や非課税のひとり暮らしや寝たきりの方の医療費を無料にする制度だが、昨年度に比べほぼ横ばいとなっており、平成25年度末現在219名との答弁。

純粹に非課税ひとり暮らしはどうかの問いに、平成25年度は1カ月平均で217人との答弁。

要綱で隣接地に親族がいない。扶養されていないということが内規にあるようだが、なぜ隣接地に親族がいてはいけないのか。要綱の目的に照らし合わせ、隣地に親族がいても援助を受けていなければよいのではないかの問いに、住民票上のひとり世帯というだけでは判断が難しく、要綱の規定だけでも不明瞭ということで内規の中で決め、窓口で対応するときの判断基準にしている。同一敷地内であれば、ひとり暮らしでないという判断になり、隣地も同様という考えで判断したとの答弁。

経済的な問題に着目した制度で隣に親族がいても援助を受けていないなら趣旨に合うのではないか。では、緊急通報装置は隣地に親族がいる場合は対象なのかの問いに、単に収入が少ないから受けられる制度ではない。緊急通報装置は人命優先と考えており対象となる。あわせて要介護認定者であれば昼間独居の方も対象としているとの答弁。

医療費の無料は経済的な問題に着目した制度なので、隣地にいるかないかは関係ない。一番の目的は経済的な問題なので、論理的矛盾であり、内規から隣地という条件を外すべきではの問いに、今回の件は、ひとり暮らしの条件をどう決めるかという問題になると思う。統一的な作業の中で決めてきた条件なので、緊急通報装置とは趣旨が違う。ひとり暮らしの条件を今のところ見直す考えはないとの答弁。

論理的に説明を。隣地に親族がいてもいなくても援助しなければ同じではないか。対象者もそんな大勢ではないはず。ぜひ是正すべきの問いに、対象者の見直しはできない。先ほどからの答弁の

中で、ひとり暮らしの条件は皆さんに公平・公正になるよう決めてきた事柄ですので、1つの問題提起として捉えるとの答弁。

遠方に親族がいて支援を受けていないから助成を受けられ、隣地に親族がいて支援を受けていないのに助成が受けられないというのは公平なのかの問いに、この制度がスタートしていろんな経過を経て内規をつくり、適正に対応してきたと思う。そこに問題点があるのかどうかも含め、問題提起とさせていただきたいとの答弁。

待機児童の状況及び保育士の配置はどのようになっているのかの問いに、現在ゼロ歳児が6人、1歳児が17人、2歳児が1人の計24人で、ゼロ歳児3人に対して職員1人、1歳児4人に対して職員1人、2歳児6人に対して職員1人、3歳児20人に対して職員1人、4歳から5歳児30人に対して職員1人との答弁。

1歳児については1歳児3人に対して職員1人だったと思うのがの問いに、現在は1歳児4人に対し職員1人との答弁。

いつから1歳児3人に対して職員1人から4人に対して職員1人になったのか。また、なぜ1歳児3人に対して職員1人から1歳児4人に対して職員1人になったのかの問いに、平成20年4月1日から現在の1歳児4人に対し職員1人となっている。平成20年の資料を見ると県内調査を行っており、1歳児3人に対して職員1人で行ってる市町村は知立市のみで、その他は1歳児4人に対し職員1人、もしくは1歳児5人に対し職員1人です。そういった状況の中、変わってきたと思うとの答弁。

保育士が配置できなくて待機児童が発生しているのは問題である。年度途中で知立市に転入したものの、入所希望者が待機になるため臨時職員を募集するも、なかなか集まらず、待機問題が解消されないといった問題を繰り返しており、解消するには正規職員の雇用する以外にないのではないのかの問いに、現状としてはクラス担任は正規職員、その他は加配職員という形で臨時職員が対応している。臨時職員を常時募集しながら配置できるな

らしていきたいと思っているとの答弁。

障がい児の入所取り扱いはどうなっているのか。また、統合保育の中身と入所基準について及び新制度における障がい者の取り扱いなどはどのようになるのかの問いに、基準として提出書類は医師の診断書、障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、3歳未満児を除くとしている。新制度においても現状どおりやっていきたいと思っているとの答弁。

知立市としても障がい児を年齢制限なく受け入れていくことを前提にした施設整備などハード面と保育士といったソフト面を定めなければならないのではないか。また、保護者が保育園への入所を希望した場合は受け皿をつくっていかなければならないと思うがどのように考えているのかの問いに、障がいを持つ子供に関しては今現在も療育事業ということで行っている。3歳未満児については支援センターなどの親子通所という形をとり、親に理解してもらいつつ、早期療養により通常保育ができるかもしれないということで個人として3歳未満児については早期療育事業の中で改善できたらと思っており、また、療育事業として保育園との連携を今でもとっている。保育園となると子供1人で通うことになるので、それが可能かなど関係者と話し合いながら進めていきたいとの答弁。

補助事業ということで児童福祉施設事務管理事業として地域活動費補助が18万9,000円出ているが、これはどういったものかの問いに、地域活動クラブへの補助で、初めは母親クラブという形で発足したが、その後、地域活動クラブという形で名称を変え、母親クラブの活動という形でなく地域活動という形で活動している。児童センターを拠点として子育てや家庭や地域での生活、子供たちを取り巻くさまざまな問題について、世代を超え、手を取り合い、地域をサポートしていくという趣旨を持ち、活動しているものとの答弁。

18万9,000円と高額であり、ほかの補助と比較して地域活動という支援の形、姿が見えないがの問いに、以前は国庫補助があり、その額が国庫

補助の基準額であったが、その後、国庫補助が切られ、金額のみが現在継続している。7クラブあり、それぞれの活動の中で児童センターの祭りなどの行事について援助していただくほか、地域の母親のための料理教室など行っているとの答弁。

逢妻浄苑火葬炉の施設改修はどのようなことを行ったのかの問いに、人体炉は3炉あり、1号炉から3号炉まで毎年2回業者により保守点検を行っている。悪い箇所については優先順位をつけ改修工事を行っている。平成25年度は1号炉の燃焼室の耐火れんがの張りかえ工事を行ったとの答弁。

火葬場と霊柩車の利用状況及び利用の増減はの問いに、火葬場は人体炉で市内外合わせ平成24年度で663件、平成25年度は685件、霊柩車は平成24年度143件、平成25年度150件で、利用件数はともにふえているとの答弁。

待合室は遺族が利用するわけで、高齢者がふえている。バリアフリー化の進捗はどうかの問いに、待合室は畳敷きでバリアフリーではない。待合室を洋室にしてはどうかと意見を一般質問でもいただいている。待合室の洋式化を実施計画に計上していくよう検討中との答弁。

いつぐらいまでにできる見通しかの問いに、実施計画も全体的なバランスがあり、来年になるか2年、3年先になるのかわからないが、逢妻浄苑は現状のものを利用しやすいものと市民全体の要望が強く、できるだけ早い時期に改修をと思っているとの答弁。

健康推進員平成27年度の役員講習を行っていると思うが、役員の再任は認められるのかの問いに、講習を行っている。役員の再任は構わないとの答弁。

再任の役員は21町内会で何人いるのかの問いに、再任は7人との答弁。

役員のなり手がいないということだが、要綱に講習を最低6回受けることとあわせ、任期が2年、実質3年拘束されることになるため負担が大きい。こうした状況について、どのように考えているのかの問いに、負担をかけている点については申しわけなく思っている。各地の委員からこうした声

を聞いているが、講習を受けることで専門的知識を身につけ、効果的な活動をしていただきたいため理解していただきたい。再任の講習は必須ではないとの答弁。

推進員はデメリットが多く、メリットになるような体制は考えていないのかの問いに、デメリットばかり言われるとつらいところがある。地域格差はあると思うが、推進活動が地域住民の健康増進に貢献していると考えている。この制度をうまく利用し、地域のニーズに合った新しい健康づくり活動を行っていただければと、このような答弁。

以上が主な質疑・答弁で、自由討議はありませんでした。

なお、議案第57号 平成26年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、認定第2号

平成25年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、認定第5号 平成25年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定並びに認定第6号 平成25年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、質疑、自由討議はありませんでした。

以上で、本分科会の所管とされた案件の審査は全て終了し、午後2時58分に閉会しました。

これもちまして、予算・決算委員会市民福祉分科会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

〔市民福祉分科会委員長 降壇〕

○田中委員長

次に、建設水道分科会委員長 池田福子委員。

〔建設水道分科会委員 登壇〕

○建設水道委員長（池田福子）

予算・決算委員会建設水道分科会報告をさせていただきます。

本分科会の所管とされました審査案件は5件でございます。すなわち、議案第53号、議案第55号、認定第1号、認定第3号、認定第7号です。

質疑の経過を御報告いたします。

議案第53号 平成26年度知立市一般会計補正予算（第3号）に関しては、予算概要の25ページが主なものです。



公園緑地費643万1,000円に対しての質問。茶野ふれあい広場ということだが、完成のめどはどうかとの質問に対し、予算成立後、境界確定、分筆登記事務後12月ごろ発注し、今年度内に完成の予定であるとの答弁でした。

続きまして、土地区画整理委託料460万円の補正というのはどういうものなのかとの問いに、平成27年度までに移転が必要な物件調査の委託料ということです。

続きまして、駅南土地区画整理事業の用地購入の場所はどこなのかという問いに対して、場所は山本学園の洋菓子学校の西側の一般住宅ということで1,600万円の補正でございます。

連続立体交差事業付替側道物件移転補償168万円とはどういうことなのかとの問いに、建築資材単価の高騰で予算が不足となったためとの答弁でした。

このときに仮線工事で草刈公園南側の樹木の伐採がなされた。何本切ったのか、そして、そのうち桜の木は何本だったのかとの問いに、樹木伐採は38本、うち、桜は19本との答弁でした。

住民の大多数に告知せず実施された、後の修復を含めて全体の計画、進捗の周知の徹底を図るべきではないかとの問いに対して、回覧により周知はしたが不徹底であった。今後気をつけたいとの答弁でした。

自由討議はなしです。

議案第55号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算に関しては、質疑、自由討議なしでした。

続いて、認定第1号 平成25年度知立市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、ミニバスの運行についてということで、成果報告は102ページが主なものです。利用者のアンケートを実施したということだが、その方法はとの問いに、昨年11月末から12月の初旬にかけて5コース全便、調査員が添乗して調査した。内容は、どこで乗ってどこでおりるかの移動方法、移動人数、調査の集計、解析を行ったということです。

その際、要望はありましたかとの問いに対して、

逆回りコースがほしい。市外の総合病院への直通便がほしいという要望が多かった。しかし、便数の確保が必要であり、経費が倍増するので無理と判断したということです。

他の公共交通との乗り継ぎの連絡を充実させてほしいということだがという問いに、現在、三河八橋は名鉄と連絡しており、東刈谷駅はJRと刈谷市バス、安城市バスと連携している。野田新町駅はJRと刈谷市バスと連携している。であるから刈谷市総合病院、安城更生病院へはその乗り継ぎでしのいでもらいたいとの答弁でした。ですから、直通便は考えていないと答えました。

さらに、10月からICカード利用可能は2、3、4コースであるが、1、5コースも対応できないものかとの問いに対して、ICカードシステム導入はICカード協会、トランパス協会への加入が必要であり、加入には数億円が必要であり、採算に合わないのではできないという答弁でした。

平成25年9月定例会でヴィラトピア知立にもバス停増設をとの質問があったが、その後の経過は何らない。公共交通会議での審査はしたのかとの問いに対して、公共交通審査には諮っていない。しかし、現地で調査確認の結果、敷地内の傾斜の状態や駐車場の状況、そして、運行所要時間の増大もあり、バス停増設は不適切であると判断した。

そして、中学生の夏休み無料乗車を実施したが、その結果はどうであったかとの問いに、乗車は373人、好評であったとの答弁です。

今後、市民要望で最終判断はどこがするのかとの問いに対し、知立市地域公共交通会議で行うと答弁がありました。

続いて、公園長寿命化対策に対して成果報告は104ページです。3公園、牛田、東栄、御林の3公園で、その遊具について種類と材質、延命効果はどれぐらいかとの問いに対して、種類としてはブランコ、複合遊具、滑り台などである。複合遊具の素材はFRP、プラスチック系で金属を使用していないものである。今あるものを含めてリニューアルするのが主体である。さらに延命として

は、おおよそおおむね10年毎年点検をしているとの答えでした。

今後、遊具の取りかえの計画はどうかとの問いに、今後は鳥居公園、草刈公園、新池公園、区長要望があり、その内容については確認と調整する必要があるとの答弁でした。

続きまして、野外彫刻設置工事、成果報告107ページ、明治用水緑道と安城知立線の交差点付近、パティオエントランスロードに彫刻6体を入れかえる。平成26年3月で15周年を迎えるプロムナード記念事業として松並木にも展示予定をしているとの答弁です。

散歩道草刈委託業務についての質問です。

整備事業の管理はどこかとの問いに、知立散歩みち協議会であるとの答弁。

そして、危険箇所はどこが対応しているかとの問いに、土木課で対応しているとの答えです。

続きまして、上重原北部地区土地利用計画調査委託料に関して、成果報告書は106ページです。

広さとはということで、答えは26.3ヘクタールであるとの答え。4年前と比べて変化はあるのかとの問いに、国道155線沿いに店舗がふえたとの答弁です。

基本は工業、沿道は商業となった理由は、その問いに対して、市街化区域への編入条件、コンパクトシティまちづくり三法では、用途は工業地域となる。沿道は商業、中は工業という位置づけで進めたいとの答弁でした。

自由討議はありませんでした。

続いて、認定第3号 平成25年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に関して、質疑として、受益者負担が倍になっているがどうということかとの問いに対して、企業の負担支払いがあった。特にアピタは一括納入があったとの答弁です。

そして、都市計画による水道給水面積は1,150平方メートル、認可地域は約700平方メートル、平成25年までには500平方メートル強が済み、平成29年度までには完備させたいと答弁しました。

自由討議はなしです。

認定第7号 平成25年度知立市水道事業会計決算認定については、質疑、自由討議はありませんでした。

以上で、本委員会の所管とされました案件の審査は全て終了し、午前10時15分開始、昼食を挟み午後1時30分閉会といたしました。

これで予算・決算委員会建設水道分科会の報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔建設水道分科会委員長 降壇〕

○田中委員長

これで分科会委員長報告を終わります。

ただいまの企画文教分科会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの市民福祉分科会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの建設水道分科会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時06分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから各議案の審査に入ります。

議案第53号 平成26年度知立市一般会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第53号について、挙手により採決します。

議案第53号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第53号 平成26年度知立市一般会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第54号 平成26年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第54号について、挙手により採決します。

議案第54号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第54号 平成26年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第55号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第55号について、挙手により採決します。

議案第55号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第55号 平成26年度知立市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第56号 平成26年度知立市介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第56号について、挙手により採決します。

議案第56号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第56号 平成26年度知立市介護保険特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第57号 平成26年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第57号について、挙手により採決します。

議案第57号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、議案第57号 平成

26年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第1号 平成25年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

まず一つは、成果報告書の107ページにありますけれども、耐震改修についてお聞きをしたいというふうに思います。

また、決算審査意見書の中でも監査委員の方が特別項を起こして木造耐震診断と耐震改修工事などについてということで53ページにまとめの意見、感想を述べているところですが、今回の成果報告書の中で、耐震改修の促進計画と、これについては監査意見書の中で平成27年度も引き続きやってほしいというような意見も述べられておるわけですが、これについて一つは、どういう内容か、大体聞いてるわけですが、それと同時に、重点地域について御説明いただいて、ほぼ重点地域についてのこうした取り組みが終わるかというふうに思いますけれども、今後の取り組みについて御説明ください。

○建設部長

今、御質問いただきました知立市耐震改修促進計画2014の策定でございます。この策定の中身につきましては。

○佐藤委員

私が聞いたのは、この耐震改修の促進支援委託料ということで、ローラー作戦を各重点地域でやっていると、思うわけですが、これについて平成25年度決算までの取り組みがどのような状況で、今後どのようなことを考えているかと。ここに監査委員の方も耐震化の勉強会を平成27年度までに実施をしてくださいと、このような意見が付されているので、現状と今後についてどのような実態かなど。どういう方向でしょうか。

○建設部長

耐震改修促進支援委託料で先ほど申しました促進計画の示された重点区域、重点地区と、その重

点地区については、過去に牛田町、西町、上重原町、西中町、中山町、山町、新地町、弘法町、来迎寺町で、昨年来迎寺町ということで実施をしてまいりました。今年度、平成26年度は本町で今、実施をしております。今、平成27年度までということで、今、重点地区で示されて残されているのは中町ということで認識しております。

それで、平成27年度、中町を終えた後の御質問者の今後の内容でございますけど、現時点ではその重点地区が終わったものですから、終わるといふことですので、今後については、その促進計画に基づいて内容をもう少し精査した中で今後の活動を決めていきたいというふうに考えております。

○佐藤委員

それで、具体的に聞きたいんですけど、1つは、当初予算が1,099万5,000円ということで実際には325万5,000円という形に結果として決算数値になってるんですけど、これについてちょっと御説明をいただいて、それからまたお聞きしたいと思います。

○田中委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時17分

---

再開 午前11時17分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員

私、当初予算との耐震改修の促進委託料について当初予算が1,000万円余あったのに実際の決算額が325万円ということで、大変な不用額を生み出しているという点で、どういう内容だったのかなという点で聞いたわけです。

○建設部長

大変申しわけございません。

ちょっと資料がなくて、ここではお答えできませんので、よろしく願います。

○佐藤委員

総括的な質疑だということなので、ぜひ後で出してください。

それで、私がこの間、こうした形で重点区域ということについての御説明をいただきたいんですけども、重点地域というのはどういうものかと。この間そういう形で勉強会をずっとやられてきて、来年度、中町をやれば全てこれが終わっていくわけですけども、これが勉強会をやったどのような耐震改修や耐震化に結びついた成果があったのか、この辺についてお聞きをしたいんです。

○田中委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時19分

---

再開 午前11時20分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設部長

まず今、委託料の関係はちょっとまだ調べてございますので、ちょっとお待ちいただきたいと思っております。

重点的に耐震化を進める区域ということで促進計画には位置づけられてまして、この部分については、その地域で倒壊する家屋の割合が大きいというふうに認められた区域について重点地区ということで指定をさせていただいて、その部分については重点的に今のような取り組みを進めていくということで位置づけられたものでございます。

○佐藤委員

まず一つは、私、重点区域ということで、私も耐震改修、新しいやつを見ましたけれども、東海地震及び東南海地震が連動して発生したと仮定すると、その地域が倒壊家屋が10%を超えるという地域が重点地域に指定をされているわけですよね。だからこそ、こここのところの重点的な耐震化を目指して事業を進められてきたと思うんですけども、この間、相当前からこうした勉強会をやられて、促進との関係でこの勉強会がどういう役割を果たしたのかなということについてお聞きをしたいんですね、私は。

○建設部長

この重点地域の勉強会の役割でやってきた中身

がどう評価されてきたのかという部分の御質問だと思います。

重点地域の勉強会をしますと、まず、住民の方にこの耐震改修促進計画のこの目的等を御説明させていただいて、最終的には今、耐震化が進んでない住宅があるとすると、その方たちに対しては耐震改修に結びつくような行動をとっていただきたいというようなお願いをさせていただいて、そいつに結びつけるために模型を使ってこういう建物はこういうふうには弱んだとか、まちを歩いて現場を見ていただいて、こういった建物は個々にはその時点では耐震化がされてないとかいう判断はないんですが、危なそうに見える建物があるとすると、この通路は使えないですよとか、そういった部分を皆さん方に確認していただいて、皆さんとしての御意見をお聞きして、いろんな対応を市に提案をいただいたりだとか、私どもが情報提供させていただいたりだとか、その次にローラー作戦ということで、そういった家屋を私どもの調べの中で、そういった家屋に地元の方とお邪魔をさせていただいて、何とか耐震診断、まずは耐震診断をしていただいて耐震改修に結びつけたいというお話を順次させていただいて、そういう格好の取り組みをしているところが今回の勉強会というところでございます。

#### ○佐藤委員

そういう形で、私、効果がないということを行っているわけじゃなくて、その取り組みはとても大切で必要だという認識は持ってるんですけど、ただ、そうした中であって、この重点地域以外についても大切ですけども、重点地域は少なくともそうした地震が来たときに、昭和56年5月以前に建てられた古い住宅がかなり割合として多いという地域の中で、そうした重点区域ということが設定されているわけですね。

とすると、東海・東南海地震において死者200人とか家屋の焼失、倒壊合わせて4,300棟というような形になるわけですね。もちろんほかのところもあるかもしれませんが、とりわけそうした地域において、そうした被害がたくさん出

るということが考えられるというふうには思うんですけども、そうした中での取り組みだということでありまして、ぜひそうした点での耐震化をこれからどう進めていくのかと。今までも大いに補助金を上げたりして努力をされてきたということもこうした勉強会も含めてやられてきたということも私は承知はしてますけれども、しかしながら、耐震診断を受けられて10.7%しか改修に結びついてないというこの現実があるわけでありまして、そうした点でどうかなということなんです。

総務部長、南海トラフの巨大地震ということになりますと、そうした今の耐震改修の実態から見ると、ほんとにそうしたことの今の現状のままではそうした被害に推計値でなるわけだけでも、これを耐震化の促進やそういうことによってその数値を下げていく、減災していくということがとても大切だというふうには思うわけですけど、防災を預かる総務部長としては、どんな認識でしょうか。

○総務部長

災害に備える意味では、今回の県の想定見直しの中でも建物の被害想定が知立市については300棟ふえたということからしても、それに備えるためには建物の耐震診断は極めて重要と。

ただ、改修費用が比較的高額だということで利用される方が少ない。今、御質問者がおっしゃったように、10%強ということで低調であるということで、他の施策ですね、いわゆる耐震シェルターですとか、耐震ベッドですとか、そういった他の施策とも組み合わせながら、そして、まずは家具の固定、そういったことを進めながら総合的な1つの対策だけではなくて複合的な対策を織りまぜて安全力を高めていきたいというふうには考えます。

#### ○建設部長

先ほど佐藤委員が御質問されました当初予算が1,100万円程度の予算で執行が325万5,000円という中身というところで言われたわけなんですけど、この中身については、改修促進支援委託料については、ほぼ当初予算が357万円に対して325万5,000円で、これは請け負いで下がった分です。

そのほかに民間木造住宅耐震診断委託料がこの予算の中に含まれてまして、当初165件診断を予定していたものが実際は40件ということで、その差が大きな要因になってございます。

以上です。

○佐藤委員

今、総務部長からそういうお話がありました。それで、新しく平成26年の3月に耐震改修促進計画ということで平成28年度が今度は平成32年度へ延伸をされたという関係の中で、こうした計画が新たにつくられたわけですよ。

ただ、先ほどの10%のところは連動地震ということと、今、南海トラフということが言われて、そうすると南海トラフの震度7という最大震度が来るわけですよ。そうしたときに、この重点区域の設定がそれを適用してやった場合には変わるかもしれないという問題があると思うんですよ。その辺は、ぜひこれから、今回つくったばかりですけれども、直近が心配されるのはさまざまな地震を心配されてますけど、とりわけ南海トラフは巨大だということがあるので、その関係の中での重点区域がもっと拡大するんじゃないかということも私は思うわけなので、ぜひその辺は御検討いただきたいなというふうに思うんです。

それで、もう一つ、ここの中では95%を平成32年度に目指すわけですけども、新築は問題ないと、施策を講じずに自分で家を建てかえたりする方は、これは問題ないと。しかし、また施策により耐震化というのがこの中身を見ると、2,500棟ぐらいに相当するわけですよ、平成25年度比でね。そうすると、これを平成26年度から6年間でやろうとすると370件という耐震化をしないと95%には到達をしない。なおかつ、95%ですので、耐震化のない住宅はそれでも約900件ぐらい残るわけですよ。

そうしたときに、先ほど担当部長も今、施策を私どもも耐震ベッドとか耐震シェルターを提案させていただいて、そうした施策も打たれているわけで、やはり総務部長が言われたように、もちろん担当が取り組んでいただいているわけですけど、

総合的にやると。もちろん避難訓練だとかそういうことは大切で、だけど地震が起きたときに命を守るということがなければ避難も何もないわけですので、一番そこが大切だなというふうに私は思うんです。

私、そういう点でも耐震ベッドや耐震シェルター、おおよそ25万円から30万円あれば設置できるという住宅の形状やそういうことによっても設置可能、不可能というのはありますけれども、これを一方では耐震改修促進と同時に、もうちょっと力点を置いた取り組みにしていかなければいけないかというふうに私は思うんですけれども、建設部長、どうでしょうか。

○建設部長

前回の議会で、佐藤委員が耐震シェルターということで御質問いただいた中身で、私のほうは、そのときにはまだ研究させていただくような御答弁をさせていただきました。

今回、その後の近隣市の対応だとかそういったのを踏まえて、今この段階では予定でございますけど、知立市の防災総合訓練のときに公民館のほうに、ある企業の耐震シェルターを展示して皆さんに見ていただくこと。ほんとに今まで取り組んできた耐震改修の建物の改修という中身は、ほんとに経済的な事情も含めて余り進んでないと。今、佐藤委員が言われたように、今後毎年三百何個どうのこうのという中身は大変厳しい数字だというふうに思っております。

そんな中で、そういった経済的に命が守れる、家全体が守れるということではございませんが、そういった取り組みをという御提案もありまして、私どもも今回、今先ほども申しましたように、予定でございますけど、公民館のほうでその防災訓練の時期に合わせて展示をさせていただいて皆さんに見ていただいて、それだけでは効果はわからないかもしれないですけど、その中へ入っていたら実感として湧いていただけるのかなということで、そういう予定を今、考えております。

以上でございます。

○佐藤委員

私、以前そうした耐震シェルター、モデル事業をぜひ実施をという提案をさせていただきました。今回、防災訓練の中でそうした業者の方の協力を得て展示されるということは一歩前進だなというふうに思うところであります。

それと同時に、私は、この重点区域の中で、今まで皆さんが積み上げてこの勉強会を行い、住民とそうしたきずなを深めてきたという中で、今の補助枠は補助金がベッド15万円、シェルターが25万円ということでありましてけれども、私は、ぜひそうした幾つかのところで、確かに防災訓練でやるということも大切で、一歩前進です。

しかし、防災訓練に参加される方は、御承知のとおり全ての住民が参加しているわけではないんですね。ほんとに地区の役員の方、自主防災会の方、御関心のある方が参加されるということで、底辺がずっと広がってねという状況には今ないわけですので、ぜひ私は、そうしたモデル地区を幾つか設定をしていただいて、費用はどうするかということはいろいろあるかもしれませんが、そうした業者の御協力も得ながら耐震シェルターをそうしたモデル事業を始めるので、ぜひ一度そうしたモデル住宅になってくれる家ありませんかというようなことも打診をしながらモデル事業とかそうしたこともぜひ取り組んでほしいなというふうに私は思うんです。個人の家でモデル事業になって、よその人が見に来るまでにするのかどうかということとはともかく、そうした啓発を含めて、そうした取り組みを住民感情と寄り添うような形で、そんなモデル事業はできないかなというふうに私は思うんですけれども、やっぱりこれは待ったなしの課題でありますので、その普及のためにそうした取り組みをぜひしていただきたいなと思うんですけれども、建設部長は、この防災訓練の中で展示場ができるということは一歩前進ですけれども、どうでしょうか。

#### ○建設部長

今回の業者の御協力をいただいて展示をさせていただきます。ちょっと防災訓練の場所とちょっと違いますけど、人が集まる公民館ということで、

その中で、幸いにもそういったシェルターをやってみたいという方がおみえになったとします。そうした方については、そういったことの御理解をいただいてモデル的に見ていただくことができるのであれば、そういったこともお願いしていくようなことも考えていきたいというふうに考えております。

#### ○佐藤委員

そうしたことも1つの方策であります。

ただ、知立市は防災ラジオのときもモデル事業を西中のほうでやられて、そのモデル事業をやられて普及という取り組みもやられてきたわけですので、私は、どういう方法がいいかということとはちょっと今すぐ提案できませんけれども、少なくともそうした重点区域を含めて今まで勉強会をやられて、その地域の方々と耐震改修ばかりじゃなくていろんなところの勉強会積み上げられてきたそうした中で、モデル事業を幾つかのところでやられて、その重点地域の方たちの啓発になるような取り組みをぜひ検討して進めてほしいなというふうに思うんですけれども、副市長、前もこの提案したときに副市長に聞いたかなというふうに思いますけれども、ぜひそうしたことも一歩前進で展示という形にはなってきたわけですけども、モデル事業としてこれはぜひ取り組んで普及啓発をしていただきたいなというふうに思うんです。その点、どうでしょうか。

例えば30万円かかることを25万円市が負担するのでモデル事業になってくださいとか、いろいろ方策はあると思うんですよ。ぜひそんな取り組みを私はしていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

#### ○清水副市長

先ほど来、強化地域といいますか、勉強会のお話もございました。その中で、住民の皆さんのお声を聞きますと、やはり耐震診断は必要。その結果における耐震補強は必要ということでは皆さん思いはおありになるというふうに私は理解しております。

ただ、そこがその次の段階として、やはり経費



的なこともさることながら、高齢化された皆さんが多いとか、いろんなことでのそういうことでのなかなか一歩踏み出せないというような御事情もあるのかなということも認識しております、そういった意味では、補助金を上乘せしたら解決するという問題でもないなというようなことも強く思っております。

いろんな改修の方法がございます。またその改修ができない場合は、今言いました耐震シェルターですとか、耐震ベッド等々あります。こういうものもまだ市民の皆さん、十分に御認識じゃないという部分がありますので、御質問者がおっしゃるような、いわゆる百聞は一見にしかずではございませんけれども、実物を一回見ていただいて、こういうものだったら自分でもやれそうかなと、そういうふうにお思いになっていただければ大変ありがたいなというふうに思っておりますので、今回その初の試みとして公民館で、この日がたまたま生涯学習フェスティバルの期間中とも一致するようですので、きっとたくさんの方が公民館のほうにおみえになるのかな。そんな中で、そういうモデルをごらんいただくと、また関心も一層高めていただけるかなと今、期待もしております。

そういったことでございますので、まずそういったところから一歩ずつ始めさせていただく。御提案の個別のお宅をモデル地域をお願いをしてというところについては、一度また内部でも検討させていただきたいと思っておりますけれども、まずは今言いましたその辺のところから始めさせていただきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

個人宅ということになると、さまざまプライバシーのことや、そうすんなりということはなりませんけれども、そうしたことも含めて、そうしたモデル事業をぜひ検討していただいて普及できる、総合的に耐震化が促進されるような取り組みを、ぜひ担当部として取り組んでほしいなと思います。

これで最後です。もう一度、担当部長、答弁をお願いします。

○建設部長

担当部局として、当然のことながら耐震促進計画に沿った形で実現できるように、あらゆる方向から努力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中委員長

他に質疑はありませんか。

○中島委員

主要成果報告書84ページが環境衛生費ということで、平成25年度については地球温暖化対策地域実行計画策定事業ということで委託料が273万6,300円執行をしたと、こういう中身がございます。

地球温暖化ということがほんとに心配をされている、現にいろいろ起きているというようなことで質問をしたいと思うんですが、これが資料をいただいた成果品見せていただきました。ほんとに地球温暖化の影響というところで3ページにちょっと書いてあるので、既に起きている例ということで載せてあるのが氷河の縮小とか、永久凍土の融解、日本における大雨の出現数の増加傾向、こういうことが書かれております。

そして、将来起こり得ると予想される温暖化の影響の一例としてということで動植物の減少や絶滅の危機、海面上昇云々かんぬん、洪水や干ばつとあるんですが、驚いたことに、最後のところで、蚊を媒介とするマラリアやデング熱などのリスクが増大するというので、将来起き得ると予想と予想される温暖化の影響の中でデング熱が出てきたということで、私は現に今、デング熱の問題が東京で騒がれておるといことがほんとに間近に起きてしまったのかなという、そういう環境に今なっているのかなと、そういうふうに見て感じておりました。

地球温暖化対策というのがほんとに重要になっているという認識は私たち持ってるし、こういう計画をつくってくださいということも今までも要望してまいりました。一体知立市はどの程度のCO<sub>2</sub>を排出しているんだろうか、CO<sub>2</sub>濃度はどの程度なんだろうか、こういうことも実態をしっ

かり把握しながら目標を持って、京都議定書もあります、知立市はどうするのかということも大きな課題ということで一貫して提起した経過があるわけですけれども、この計画についての概要、記者発表などもされましたけども、まず概要について御説明いただき、個々また聞いていきたいというふうに思います。

○市民部長

今、中島委員の御質問のありました知立市地球温暖化対策実行計画区域施策編、この計画は市民の方、事業者、行政の立場でそれぞれの役割の中で温室効果ガスを削減するためにはどんな取り組みをしたらそれが達成できるのかとか、それから、どんな啓発をしたら市民の方々が身近なことから進んでやっていただけるのかとかいうようなことが細かく書いてあるのがこの概要の中身でございます。

知立市におきましても、いわゆる温室効果ガスを削減するには、当然ここに書いてあるように、44ページですが、再生可能エネルギー、こういったものを利用して温室効果ガスを削減していくというようなことで取り組んでおるわけですけれども、今回この中では、一番知立市としてできるであろうと思われるものが太陽光発電による温室効果ガスの削減だというふうに私どもは認識しておりますので、こういったものを推進をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○中島委員

概要ということで出されました。知立市の再生エネルギーという点では、太陽熱か太陽光が中心だよということもこの中に書かれておりますね。風力とかいろいろ地熱とかありますけども、知立市にはこの2つが中心であろうということがこの計画の中に示されておまして、そのとおりだろうというふうに思っております。

大きく言いますと、これ5年計画ですよ。平成26年から平成30年ということで5年間の計画でCO<sub>2</sub>をどれだけ減らしていこうかという大きい目標、こここのところのまず確認をして、そして、

どれだけ減らすのかということについての基本について明らかにしていただきたいと思うんです。

○市民部長

この計画の目標といいますのは、平成23年度の数値が基準になってございます。といいますのも、その以前の数値につきましては正確な数値がございませんでしたので、平成23年度の数値を基準といたしまして、先ほど中島委員がおっしゃったように、平成26年から平成30年の5年間の計画の中で市としては5.8%の温室効果ガスの削減を目標に掲げて、この計画をもとに実施をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○中島委員

5.8%ということが掲げられておりますけれども、知立市における現状のCO<sub>2</sub>の排出量、この中に書いてはあるんですけど、それをどれだけ減らすのかというところは大きい流れで確認をして、5年たってCO<sub>2</sub>がどれだけ削減できたのかという確認をする、5年間たった場合にこうなったという確認をする、評価する、こういうために計画があると思しますので、それを着実にやっていかないと地球温暖化ほんとにどんどんいってしまう。できませんでしたということで、にこにこしているわけにはいかない問題だということで、その辺の認識と数字をお知らせいただきたい。

○市民部長

ちょっと数字については、今手元に資料がございませんが、当然今、中島委員のおっしゃったように、今現在のCO<sub>2</sub>排出量、今5.8%削減する目標を立てて、その5年間の間にそのCO<sub>2</sub>の削減をしないといけないということは当然のことだと思いますので、そこら辺のことは、今数字はちょっと持ってませんが、その数字をもとに進めていきたいと思っております。

○中島委員

計画をつくった方が知らないよじゃいけないと思うんです。35ページにそれは書いてあります、排出量推移ということでね。平成23年までの推移

が書いてあります。77ページに、これからどうするという計画が書いてあります。ちゃんと書いてありますよ、ここに。今あなたが持っているところですね、35ページが現況までの推移、そして将来的な推移が77ページにグラフになってありますよね。この数字はほかのページに書いてありますけれども、一番わかりやすい数字がこのように書かれているんです。こういったものを頭に入れないで計画をつくっているだけではだめじゃないでしょうかね。

○市民部長

今の計画の中の87ページに平成23年度排出量が37万6,000トンCO<sub>2</sub>ですかね、それから、平成30年には予測値として35万4,000トンCO<sub>2</sub>ということで、この数値に目標が5.8%ということで削減するというように定めてありますので、これに向かって進めていきたいというふうを考えております。

○中島委員

まとめたところが87ページに出ておりますね。平成23年は37万6,000トンと。そして、平成30年のところではどちらを見たらいいのかな、対平成30年推計値というのがあります。こちらを見ますと29減らすということになるということで、35万4,000トンに減らすということですよ。これは平成32年推移でいうとマイナス2万2,000トンということですが、だんだん時代とともにふえていくものですから、それを押さえながらという意味でいうと、もっとたくさん減らさなきゃいけない。2万9,000トン減らさなきゃいけないと、こういう2段階方式で書かれてありますよね。これを目指していきますということなんです。これは具体的に5年たった場合に、もう一回測定をするということによろしいのでしょうか。

○市民部長

一度確認はしてみたいと思います。

○中島委員

それができるかどうかが大変この資料を見ていたらわからないところがあったんですね。

つまり、一番最初に言いました平成23年度です

ね、37万6,000トンと、CO<sub>2</sub>ね、これが出ているわけですが、この数字はどうやってはかったかということが前段のほうに書いてありますが、頭の中に入ってますか。これはどうやってこの数字をはじいたのか。非常に他人任せの数字なんですよ。

言います。これは34ページに書かれておりまして、産業部門のCO<sub>2</sub>の排出については県のエネルギー消費量に知立市の出荷額などを案分して県のものに対して掛ける幾らという案分を出したということ、それから民生部門、市民の家庭からいろいろ出てくるCO<sub>2</sub>について、これは名古屋市の例に世帯数とかを掛けて案分をしたと。愛知県の資料と名古屋市の資料におんぶしてつくった数字だということですね。これでいいのかなと思いましたが、これでいいんです。そうなりますよね。唯一、電力と都市ガスだけは知立市の電力会社、ガス会社等に数字をいただいてやったという部分がありますけれども、大変おんぶしている数字だと認識をしておりますが、いいですか。

○市民部長

34ページには、そのCO<sub>2</sub>の算出量算定方法ということは書いてあるんですけども、これだけが全てなのかどうか、私にもちょっと把握はし切れていませんので、一度確認をさせていただきたいと思います。

○中島委員

コンサルタントにやっていただいたので、中身の細かいことはなかなか承知していらっしやらないということですよ、事実がそうなんです。そうすると、5年先はそれをどうやって計算するのか、また愛知県と名古屋市の例によってやるのか。知立市の実績がどこにそれが反映されるのか、ここのところが非常に曖昧になっていく数字だということなんです。論理的にはそういうことになりませんか。

○市民部長

先ほど34ページ、中島委員が御披露いただきました、知立市で情報というのは持っておりませんので、こういったものを比準として出しておると

ということで、電気とかガスはそれは数字はわかりますけれども、こういったものはわかりませんので、こちら辺というのか、ほかの自治体もこういった形で算出しておるとおっております。

○中島委員

とおっておりますとおっしゃってるけど、もう少し安城市はしっかりやってますよ。やれないわけじゃなくて知立市は大変狭い市域で、例えば産業部門でも大きな会社などは環境ISOを取ってらっしゃる。そういうところは、そういった細かい数字は全部県に報告しているわけですよ。どれだけ自分のところはこういうものを出してるとか、いろんな形でデータを持っていて、それを知立市にも見せてくださいというふうに言ったら、大きな部分、小さな零細企業のところについては、そんなにたくさん出してないということがありますので、大きいところについては把握ができると、そういうところが5年度どうだったか、どのぐらい使ったのかという電気、ガスは出ますけども、LPGとか灯油とかガソリンですね、そんな感じのものについては企業がどれだけ使ったかというのは環境ISOをやっているところについては、ちゃんと持ってるわけですよ。ですから、わからないじゃなくて、調べればわかるんですね、これは。愛知県がなぜわかるかということ、そういうのを全部もらってるからですよ。知立市の分はとなれば、知立市の分があるわけですよ。

そういうことで、私は、知立市の本当にCO<sub>2</sub>はどうかということ調べるべきだということを前にもちょっと一般質問等と言わせていただいたことがありますけども、そういった面で確認をしないと、最後の確認も人任せの確認になってしまう。県が大きく低下していれば知立市も低下する、上がっていれば上がっている。各まちの取り組み成果が率直に言って反映できたかどうかはわからないと、こういうことになってしまうんですね。そのところはどうかと、この計画の前提がほんとに大丈夫なのかということがとても私は不審に思いました。

○市民部長

今ちょっと確認をさせていただきました。知立市においては、環境省のマニュアルに基づいて算出しておるということで、その知立市で把握しておるデータについてはそれを使っているということでもあります。

○中島委員

それは運輸部門の中に環境省の何とか何とかデータと書いてありますよ。ただ、それも知立市に何台どんな車種の車があるのかということが登録されているので、それでやるような形なんですけれども、実際にその数とはイコールでもないで、これは運輸部門ですからタクシーとかバスとかそういう業者関係の運輸部門ですね、これらについても環境省のというのは、ちょっとぼくつとした話で、これこそ地域でやることができると。コンサルで出すんだったら最低のできるデータをほんとは集めてもらう。以前、私が質問したときには、市の職員ではできませんと言ったんですよ。体制もありませんと言ったんですよ。コンサルも仕方がないかなというふうにも思っておりました。

コンサルは273万6,000円使っているわけですけど、当初予算532万円なので半分近い値段でやりましたけど、もっとしっかりやっておればちゃんとしたデータを取得するような仕事ができただもしれない。隣の部長、いいですか。これで区切りですからね、午前の区切りでしょう。おっしゃなくてもいいですよ。

そういうふうにはせっかくコンサルでやるなら、そのところをちょっと調べてほしいと。やるべきではなかったかと、こんなふうには私は思えて残念でならないんですね。5年後の成果が確認できないという問題になりますからね。その点、いかがですか。

○田中委員長

ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時59分

---

再開 午後0時59分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民部長

大変認識不足で申しわけありませんでした。

中島委員の御質問の34ページ、各部門ごとの算出の根拠、確認をしましたところ、やはり知立市の統計等情報として持っているものは知立市の数値を使っております。そういったものがわからないものについて国とか県の数値を比準値として資料として使わせていただいております。

1点、車両運輸部門の自動車のところ、これにつきましては、知立市の統計としてございますので、その中でも運行率だとかトリップ当たりの距離、トリップというのは出発点と目的地、その距離、そういったものを算出根拠といたしましてCO<sub>2</sub>の排出量、そういったものを出して5.8%削減の数値の基準として使っております。

以上でございます。

○中島委員

できるところはやったよということでありまして、全体的には民生部門のほとんどのところが県のエネルギーのそういうものを基本にしている。民生部門大変大きいですからね、そういう意味では、全面的にはこの知立市の実態把握というものとそうでないところが分かるよという認識だけは私は共有しなければならないと、現実ですね、これが。今まではこういう形ででもやってなかったので、まずは第一歩ということでは評価をしているわけですけども、よくよく見たら、この辺がちょっと曖昧だなということをおもいました。

それで、5年後はどうするかということも、こういった形でもう一度数字を出すのかということもありましょうし、それから今回は5.8%削減していくということでの具体的な行動計画的なものが出てると。2万9,000トンでしたか、削減するというあれがありましたので、その削減の量が担保されれば、それはそれで1つの目標達成ということにもなるわけです、もう一面ね。それがはかってどうかということは、ちょっと誤差が出てくる可能性はある。この方法と実際に削減してきた

ものとの誤差は必ず出るように思います。それは確認しながら、そのときの評価というものをしなければならぬというふうに思います。

2万9,000トンほどを減らしていくという目標がまず出されました。このチャレンジ5.8ということで一覧表がありまして、これが88ページのこういう一覧表がありますね。どうしたらこの5.8を減らしていくことができるのかということがここに載せられております。それぞれ事業者、市民の省エネ行動、市民の省資源活動、市民の省エネ機器買いかえ削減、それから、新しいエネルギーの導入、そしてごみの処理と6つの分野でそれぞれの削減見込み量が掲げられており、行動の目標値というものも書かれております。

ここの実施率とか、買いかえ率とか、導入率とか書かれております。太陽光発電でいいますと導入率は14%にしようという目標が書かれております。太陽熱は11%にしよう。これは知立市の全世帯の中の設置率を出そうと、これを目標にしよう、ということでもよろしいんですね。この導入率というのは、全世帯の数に対してこのパーセンテージを設置目標にすると、こういうことだと理解しておりますが、よろしいですね。

○市民部長

この数値を出すのに市民の方々にもアンケートをとっております。そういったアンケートをもとに、こういった数値を出させていただいております。

○中島委員

そうなんです。アンケートをやって、あなたは今、太陽光を設置していますかという方と、それから、今後設置するつもりはありますかと、この合計額が14%だったと、こういう出し方なんです。それぞれの全部がこういう感じで実施率を出している。

例えば太陽光発電の14%の実施率というのは何基太陽光発電を設置することになるのかという数字も出てますが、御紹介ください。

○市民部長

太陽光発電におきましては、導入見込み数とし

まして4,521基。

○中島委員

4,521基、これが14%に当たるという計画なんです、5年間で。

現在何基ですか。平成25年度末という形で結構ですが。

○市民部長

平成25年度末現在で993基になります。

○中島委員

993基で間違いないですかね、私の数字とちょっと違ったので。それは後で確認してください。

大きくは変わらないわけで、それを5年間で4,521基にすると。今までのものでも大変長い期間、何年かかったのかな。10年ぐらいかかってきてますかね、ちょっと確認。それは補助金を出した数ということにはなるので、その関係ですが、これまでの何年でここまでできたのか、そして、あと5年でこの目標が達成できるのか。

○市民部長

今、中島委員おっしゃったように、補助金ベースで今お話をさせていただいて、平成25年度末現在で993基。平成21年度からスタートしております。

○中島委員

そうすると、この計画は補助金関係なく全体ということになるので、全体で何基設置されているのかと。これは相当上がりますよね。

○市民部長

先ほどの平成25年度末現在の数字ですけど、993基ではなくて、100少なくて893基でした。

○中島委員

893基、私の計算ではそうになっておりました。

それで、補助金がなくても設置をされたという方たちもみえて、知立市全体として今、何基設置されているのかという把握をしながら4,500基を目指しているわけですよね。当然それも把握していらっしゃるかと思いますが。

○市民部長

今、平成21年度以降の補助金の分については手持ちにあるんですけど、補助金以外の分について

は手持ちがありませんので、後でお答えさせていただきます。

○中島委員

ほかのものでもそうなんです、太陽熱温水器とか、コージェネレーション、ヒートポンプとありますけども、それぞれ現在どれだけなんだという数字が手元になれば目標数値があとどのぐらいいんだということが把握できないので、これらはまた一覧表で出してくださいよ。

今、一つ一つ聞くことはしません。多分余り把握していない。補助金制度のないものは全く把握していませんということも考えられますということではありますが、計画としてはずっとあるわけで、それぞれがね、ですからそういう検証をしながらこの数字でなければならないと。あとどれだけふやすんだということなんですよ。

いろいろありますけども、市民活動による削減とかいろいろあって、これらは実施率が88%とか、省エネ行動は69%とかあります。これは、ある意味ではアンケートをお答えになった方が三十六点数%なんです、2,000人配付した中で36.2%だったかな、パーセンテージで、比較的関心を持った方がお答えになったかなという気がしますので、全体のレベルがこの並行移動で考えていいかどうかは大変わからないし、さっきの実施率とか導入率とかそういうものもそれだけの目標でやっていいのかということも私は疑問に思いましたが、とりあえずはつくったと。これらをずっとやっていると、結果として2万9,200トン減るんだよと数合わせがしてあるような感じがいたします。でも、これだけやらなければ減らないという、5年間のCO<sub>2</sub>削減の目標がここにあるんだという、こういうことでもあります。

あれこれもあれです、太陽光発電というのはこれからも力入れなきゃいけないなというように、今度は具体的な施策実施項目の展開という最後の部分になって太陽光発電に対しては補助制度の拡充を検討します。それから、市民ファンドによる太陽光発電の推進を検討します。太陽光に関しては、この2つが書かれています。こ

ういったものがないと、とても4,500基という数字は届かないんじゃないかと。これは完全に絵に描いた餅になるんじゃないかなという気もしないでもないんですね。大きい数字です。全部言いませんけど、すごい大きい数字ですよ、太陽熱にしても何にしても。また、今皆さんが手元に持って議論しているわけじゃないので失礼しちゃうので言いませんけど、それぞれの目標というのはすごい高い目標です。それでやっと5.8%と、こういう経過になっております。

いろいろ廃棄物の削減とかそういうようなのをこつこつやってる課題ではあるんだけど、一番大変なのが今言った太陽光かな、そういうものかなというふうに私は感じております。この辺で、今言った補助金の制度、そして、ファンドの検討、これにほんとに踏み切っていくとだめというふうに思いますけども、その辺はほんとに真剣にこれは考えていくということでもよろしいんですか。

○市民部長

ファンドの利用についての促進については、以前も御指摘があった中で検討させていただいたこともあります。知立市の方針として、屋根貸しをしていくという形の中で、このファンドを利用した太陽光発電というのが使える屋根が限られてしまいましたので、これは今、中断してしまってる状態なんですけれども、そういったことも含めて考えていかなければならないと思っておりますし、今言った、やはり5.8%という数値目標、これをクリアできるような近づけるような形をとるには、そういったことを鋭意努力して進めていかないとやっていけないというふうには感じております。

○中島委員

市民の屋根というのは大体できるのは20%ぐらいだろうということは書いてあります。公共施設は30%できるだろうと。今そこまでいってないと思うんですけど、そういう目標も書かれております。どの程度が太陽光が乗せされる数字なのかということもこの計画の中で詳しく書いてあります。その目標との乖離というのは現在すごくあるわけで、市民の20%というのも相当また乖離があ

る。3万1,396世帯、知立市には世帯があると。そのうち20%を目標にしましょうかと、乗せるといような数字なんです。そのためには、もう市民ファンドを豊明市がやっていらっしゃいますけど、NPOをつかって市民ファンドをつかって公共施設にこれをやりますから、皆さんファンドを、市民の皆さんお金を貸してくださいと言って乗っけていく、そういうのを市民同士もやれる。たまたま佐藤委員がゼロ円システムの太陽光を設置したということで、当初ゼロで乗ってると。売電とかそういう問題でだんだん毎月ローンで返す分と売電でお金が入る分とで大変安くやっていけるという制度があって、これが周知されれば、うんと促進されるのではないかなというふうに思いますけど、こういった問題も公共の屋根貸しだけでなく市民の屋根のファンド方式も市がもう少し研究して音頭をとれるような形をとって進めていくということにならないと、市長どうですか、今約900基ですけども、4,500基、5倍というような目標をここに掲げてる。あと5年間。じゃないと5.8%CO<sub>2</sub>が減らないと。これはほんの一部です。まだコージェネもいろいろあります。その辺のお考えと、実施していくという決意といいですかね、その辺、ちょっと伺ってよろしいでしょうか。

○林市長

目標はそういう目標を立てているわけでありませう。先ほど佐藤委員の耐震補強の目標も非常に大きな目標を立てさせていただいております。これは、国の施策の中で私どもも目標を立てさせていただいておるわけでありまして、この目標については、やはりできるところからやっていく、その1つが、今話題になっております再資源エネルギー、とりわけ太陽光発電であります。

ファンドについては、私ども内部プロジェクト、愛知県の職員の皆様方を交えてのプロジェクトをつかって1年間研究させていただきました。専門家の方も来ていただいて勉強させていただきました。その結果、知立市の中ではなかなか今のところは難しいなという結論であります。じゃあ、ど

うするのという話の中で、公共施設の屋根貸し事業、また、市民の皆様方に太陽光発電を、また太陽熱というのも知立市独自で枠を広げてメニューをつくってやっていただくわけでありまして、それをもっとPRをさせていただくことをやらなきゃいけない。

また、緑のカーテンコンテストもやらさせていただいておるわけでありまして、そしてまた、環境家計簿、前のまちづくり委員会の方から提案をいただいて、それも市民の皆様方にやっていただくわけでありまして。節電の徹底等をやらさせていただく、そうすることによってCO<sub>2</sub>の削減に努めていく、そんなことはこれからも着実にやっていかなければいけないと考えております。

#### ○中島委員

目標は高くてもやれるかどうかはわからないと。高くは一応つくったよというような感じがいたしまして、ほんとにやる気は実は余りないんですよと言ってるようなふうに関心されてまいりました。

太陽熱、今期は18基でしたかね、決算の数字で見ますと18基だったと思いますが、トータルで37基ですかね、今まで。これ、補助金の制度の中でつけた基数ですよ。これを3,548基にすると。これもほんとに気の遠くなるような感じの数字が並んでいます。ずっと並んでいますよ、いろいろ、ヒートポンプにして5,200基とかね。これが達成できなければ目標も絵に描いた餅ということになってしまうということです。

ファンド方式は難しいという今のお話がありました。じゃあ、もう補助金制度の充実しかないかと、こういうことでしょうかね。これを計画を実施する行動するという中では、これには力を入れて頑張っていきたいと、こういう市長の意思表示だったというふうに関心されてよろしいでしょうか。

#### ○林市長

これからもこの補助枠をふやすことによって、果たしてどれだけこれがふえてくるか。先ほどの耐震補強のときもそうであったんですけども、一定のあれはふえてくるんですけども、やはり

額をふやしても違う条件があつてふえていかないということもあるわけでありまして、まだまだ啓発をしていかなければ。

まずは私のことも個人的に考えますと、私の家も太陽光発電をまだやってないわけでありまして。なぜ、私やらないのかなという胸に手を当てて考えますとお金の問題もあるわけでありましてけれども、そのほかにもいろいろあるんですね。市民の皆様方もあるのかなという。それをまずは自分のことを考えて、まずはということでありまして。

先ほど目標をやる気はないとおっしゃられたんですけど、決してそうではないわけでありまして。当然ながら、やる気を持って5.8%という県より高い目標を立ててやらさせていただいております。やはりこれは着実にやっていく。だから私どもも、また個人的な話になるんですけども、例えば緑のカーテンとか、よしずをやったりとか、やれるところはしっかりとやるわけでありまして。また、節電もしているわけでありまして、そうした市民の皆様がやれるところでやっていただくということは、これからもしっかりと訴えてまいりたいと考えております。

#### ○中島委員

緑のカーテンの実施率もこういうふうにありますよ。それはそれでやった上で、太陽光関係は先ほど言ったものをやらないとだめなんですよ。こちらだけではだめなんですよ、この計画はですよ。お金じゃない何かがあるって何なんですか。環境に対する思いがないということですか。何なんでしょうね。

私の思いは、とても強いので、補助金がなくてもつけました。私の家の環境は、とてもいいです。とても私は満足しています。売電もちゃんとして見返りはくるし、全然後悔はしておりません。何が思いがあるのか、ちょっと環境に対する思いかなと思っちゃうんですけど、そういうふうにしたらこれはやらなくてもいいという話になるでしょう、みんな、市民もそうなんだろうと、私もそうだよと、やらなくていいよと。強制するものじゃないですよ。全然違いますよ。だけど、どうい



ことですか。意気込みがないというふうに思いましたけど、どうなのでしょう。

○林市長

ちょっと失礼をいたしまして個人的なことを申し上げてあれですけども、そうじゃなくて、お金をあげればふえるのかなということ、一定程度ふえるのかなという思いもあるんですけども、そのほかに何かいろいろな手だてがあるのかなということを検討しながら目標達成できるように考えてまいりたいというふうに思っております。

○中島委員

この計画の中に補助制度の拡充を検討しますということがちゃんと書かれていますので、検討しないよというようなイメージの答弁は、全く計画を無視した回答なんですよ。

こんなものをつくる必要ないというふうになっちゃうんですよ、だったら。私は、つくって一歩でも具体的に進むだろうと期待をして手にしてるんですけどね。だから、こうやってつくった以上、やっぱり計画に沿って前へ進んでいくということが何もなければ意味がないということになっちゃうんですよ、約300万円かけてね。

市長の思いというのはそういうことだったので、ちょっとがっかりしちゃったんですけども、担当課は具体的に進めていくということで、ここにある計画は進めていくように、市長にねじを巻くも含めてやっていくんですよ、市民部長。

○市民部長

冒頭に申しましたように、この計画につきましては、市民の方、事業者の方、行政、この3者が一体となってその計画を進めていくというような形で作らせていただいております。それが区域施策編というものでございます。

ですので、こういったものも含めて検討しながら、皆さんで力を合わせてやっていきたいなというふうには思っております。

○中島委員

最後に、審議会を3回開いてらっしゃるようですけど、これに向けて、最後に書いてありますね、3回審議会を開いたと。審議会の皆さんの御意見

はどうだったのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○田中委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後1時23分

再開 午後1時24分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民部長

申しわけありませんでした。

この計画、答申を出していただいたのを審議会の委員の皆さんの御意見が集約されたものでございます。それによります計画の最終ページにも書いてありますとおり、その計画期間、それから取り組みの方針等々も掲げてございます。ですので審議会の委員の皆様方の意見も踏まえて、我々もこれを検討し、実施していかなければならないと思っております。

○中島委員

ここに具体的に書いてあります。どうやって取り組むか、さっきの太陽光についてもここに書いてあります。市長は、あなたの名前でつくったこの実施実行計画区域施策編と、あなたの名前で発行していらっしゃる。責任者ですよ。それが審議会の皆さんは、このようにやっていこうとみんなで確認したということですから、これを無視して、私はそんなことを思ってませんというふうにはならないようお願いをしておきたいというふうに思います。

これは5年間ですが、毎年これはチェックしながらいくのでしょうか。事業者の計画については、毎年1%削減するという計画になっておりますね。毎年の目標を掲げてあります。そういう意味で言うと、毎年チェックしていくのかなと、その辺のチェック体制はどのようにしていくのでしょうか。

○市民部長

確認できるものは確認しながら、その目標に近づけて5年間で進めていきたいと思っております。

○中島委員

具体的に審議会でその確認作業をやっていくのかというはっきりしたお答えをいただきたいんですね。できるものはやっていきたいじゃなくて、審議会でそういうものについての確認もしながらいくのかということの質問でございますので、よろしくをお願いします。

○市民部長

まとまった次第、審議会のほうにお知らせをしていきたいと思っております。

○中島委員

最後にもう一度、市長にね、責任者としてもう一回熟読していただきまして、コンサルがつくった、そして審議会の皆さんはこれでいいとおっしゃったというものでありますので、市の責任者としてどのように対策するのかという、その決意を私は最後に聞いて質問を終わりますので、よろしくをお願いします。

○林市長

若干言葉足らずで申しわけございませんでした。

しっかりと5.8%という目標を立てております。それに向けて、できる限りと申しますか、着実にそれに近づくようにいろいろな施策を講じてまいりたいと考えております。

○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第1号について、挙手により採決します。

認定第1号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、認定第1号 平成25年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第2号 平成25年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第2号について、挙手により採決します。

認定第2号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、認定第2号 平成25年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第3号 平成25年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第3号について、挙手により採決します。

認定第3号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、認定第3号 平成25年度知立市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第4号 平成25年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第4号について、挙手により採決します。

認定第4号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手全員です。したがって、認定第4号 平成25年度知立市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第5号 平成25年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

介護保険会計の決算でありますけれども、委員会には生活機能に関するチェックリストということで、これについては地域支援事業の中で活用されるというふうに認識してますけれども、それでよろしいでしょうか。

○保険健康部長

はい。そのとおりでございます。

○佐藤委員

それでこのチェックリストで地域支援事業の中で介護予防などやられるわけですが、これについては項目ごとに幾つだと予防だとか、筋肉トレーニングだとか、そういう内容についてはどうなっているのか、それはどうでしょうか。

○保険健康部長

介護予防のチェックリストに基づいてということでございますが、具体的にどのようなチェックを受けた方が、どのような内容で受けているかということの御質問だと思いますが、ちょっと申しわけありません、そこまで把握していません。

○佐藤委員

よろしいです。

それで、いただきました介護保険事業の実績のほうで、ここの2ページのところに要支援1、2がありますけれども、これが平成24年に比べて1、2とも要支援認定をされる方がふえているわけですが、この背景はどういうところにありますか。

○保険健康部長

確かにかなりの数の方がふえてるというふうに思っておりますが、介護認定を受けられる方がふえているということで、私どももちょっと分析をしてみました、要件的にはわかることができませんでした。

ただ、高齢者の方の人数が少しずつふえてきているということも背景にあるのではないかとこのように考えております。

○佐藤委員

そうしますと、それに至る過程の中では、この地域支援事業の中で要支援、要介護にいかないようなそうした対策が今後ますます求められてるなど、そんなことを私、思うわけですが、この要支援の方たち、先ほどは地域支援事業の中でこうしたチェックリストを使ってやるということでもありますけれども、今この介護保険の要支援の方たちは、こういうチェックリストは活用なさってるんですか。

○保険健康部長

このチェックリストは、介護認定を受けていない方に対して送っているものでございますので、その要支援1以上の方については対象となっております。

○佐藤委員

これの13ページのところの要介護度別にサービス利用実績というのがありまして、ここに要支援1、要支援2の方たちの受けれるサービス、実績について書いてありますけれども、これは介護保険の中での現在の予防給付でありますけれども、これらをサービスを受けて、その後の要介護1とか2とかそうした進行についての予防対策として現在行ってますけれども、こうしたこの間、そうした事業が介護保険の中で取り組まれてきましたけれども、実際にはその効果についてはどうでしょうか。

○保険健康部長

個別に私自身が、その要支援の方が要介護になった、要介護の方が要支援になったという部分については、申しわけありません、どういう状況なのか私自身、把握しておりません。

○佐藤委員

これは少なくとも要支援1、2、この中には訪問介護、通所介護というのがありまして、こうした皆さんが家庭にホームヘルプサービス、また、デイサービス等ケアプランに基づいてやっていると。とりわけ、デイサービスなどについては、受ける方たちは非常にこれは楽しみにしているという、楽しみというと、もちろん要介護状態にならないためにサービスを受けるわけですが、同時に、そのサービスを楽しみにしているという側面があるかというふうに思うところですよ。

今現在、こうしたサービスは介護保険の中でありまして、どうした方が、専門的な資格のある方たちがやっているとこのように理解してはありますが、どうした資格の方たちがそれぞれやっているのでしょうか。

○保険健康部長

介護予防のサービスということでございます。介護の資格のある方ということで、具体的にどのような資格の方で始めるか、ちょっとあれですが、ホームヘルパーとかそういうような方たちではないかなというふうに思っております。

○佐藤委員

ホームヘルパーは資格のある方ですよ。それから、デイサービスについては、それぞれ保健師などを含めて対応しているかというふうに理解しているところですが、それで、今現在について、こういう形で介護予防ということで効果があるということでやられるわけですが、新たに今度の第6期の中では、この要支援の中の訪問介護と通所介護が介護保険の対象から外されるというふうに聞いてはありますが、それでよろしいですか。

○保険健康部長

新たな総合支援事業という形で事業が行われるということでございます。

○佐藤委員

それで、この2つのサービスが外れるわけですが、1つは、これから介護認定を今はこのチェックリストについて要支援以外の方たちについ

て、これが適用ということですが、今後はこれは新たにそうした高齢者のサービスとして、どういう場面でこれが使われていくのでしょうか。

○保険健康部長

国のほうでは、チェックリストにつきましては市町村の窓口とか包括支援センターの窓口で相談に来た利用者とか家族に対しましてチェックリストを用いて事業対象に該当するかを判断するということになっております。

○佐藤委員

これは、そうすると窓口に来た方、例えば今だったら介護認定を受けたいとしたら、この介護認定調査項目を調査員が訪問をし、なおかつコンピューター判断と同時に医師や保健師や介護福祉士などを含めた審査会の中で認定をするわけですね。この傾向をこの中で見ると、軽くなったという人もいますが、全体としては要介護認定の審査会で見ると重くなった方が多いというような結果も平成25年度実績ではあるみたいですね。

そうすると、今度はそうした介護の申請を受けたいよという相談に来た方も一応チェックリストをやって、このチェックリストに基づいて窓口の市の専門的じゃない職員が、この方は認定を受けさせる方、受けさせない方、選別をするのでしょうか。

○保険健康部長

この判断は、来ていただいた時点でその判断をさせていただいて要介護支援の申請につなげるのか、支援でいいのかというような判断をさせていただくわけですが、そのガイドラインにつきましては、まだちょっと具体的になっていない部分があると思いますが、そのチェックリストによって介護のほうへ申請していただく、要支援、その他の生活支援サービスとか一般介護の予防のほうへつなげるという形で市の窓口のほうで判断する形になるというふうに考えております。

○佐藤委員

そうすると、今は要介護認定を受けたいよとくれば、それを受けて訪問調査員が聞き取り調査をし、そして、その聞き取り調査に基づいてコンピ

ューターにかけ、なおかつ、介護審議会の中で審査をし、要支援か支援じゃないか判断をする。今現在は、介護保険という制度のもとで一人一人の基本的には高齢者の皆さんの介護保険を利用する申請権というものがちゃんと保障されていますよね。今はそうでしょう。窓口に来たら、あなたはだめですよということではねることはなくて、申請は必ず受け付けて、そうした訪問調査や審査会という形になると思うんですけど、そういう点での介護の申請する、判定してもらう、この申請権は保障されていますよね、今は。

○保険健康部長

はい。そうでございます。

○佐藤委員

そうすると、今度の中ではどうなるんですか、その申請権は。

○保険健康部長

私自身としましては、保障されているというふうには考えております。

○佐藤委員

今先ほど私が聞いたら、1つは、相談に来たら窓口でこのチェックリストに基づいて専門的じゃない職員の方が、4年に一遍交代していく方々が、あなたは介護の申請を受けてください、必要な方ですよ。あなたは介護の申請は必要ありませんと、そういう判断をするんですか。申請権は保障されていないじゃないですか。勝手に市の職員が申請権をチェックリストを持ってふり分けるなんてことはあってはならないことじゃないですか。

その申請権だけは窓口に来て、法律はそういうふうな運用を使用しておりますけれども、しかし、その申請権を侵すことはできないので、その点で申請をしたいという方について、チェックリストでふり分けることはあってはならないというふうに私は思いますけれども、どうでしょうか。

○保険健康部長

このチェックリストにつきましては、窓口に来てサービスを受けたいという方について、その認定を受けなくてもサービスを受けれるとか、そういうようなところへ結びつけていくというふうな

形も含めて考えているというふうを考えておりますが、佐藤委員言われる点につきましては、一応確認してみたいと思います。

○佐藤委員

確認ではなくて、申請権なんですよ、申請する権利があるんです、介護保険制度のもとで。これを今度、恣意的に要支援のサービス2つを外し、なおかつ、そうした形で窓口でもって専門的じゃない職員、制度には周知しているかもしれませんが、専門的じゃない職員が、このチェックリストに幾つ該当しますから、あなたは幾つ該当ですよ。あなたは該当しませんと、あなたは申請はよろしいですよと。あなたはたくさん丸がついてるので申請してください、こうやってやるわけですよ。

しかし、介護を必要としている皆さんが、必ずしもこれは正確に書けるとは限りません。そう思うと、申請権はきちっと知立市においては保障していきますよね。全てチェックリストでもって市の職員がはねたり、外したり、ふるい分ける、そういうことがあってはならないというふうに私は思いますけども、どうでしょうか。

○保険健康部長

一度確認させていただきたいと思います。

○佐藤委員

確認ではないですよ。これは、市の裁量でできることですので、あくまでも窓口にて要介護認定を受けたいと、要支援の認定を受けたいと、こうした方はちゃんとその申請権を尊重して受けて審査をしていくと。これは保障されなければなりません。どうでしょうか。

○保険健康部長

市町村の窓口にて相談していただいた段階で、要介護認定の申請があれば、その時点で申請は受けさせていただきます。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、相談に来た方の中に介護認定申請をしますか、しませんかと、どちらを希望されますかということをおちゃんと希望される方に、希望

される方が受けていくわけですよ。

しかし、そうじゃなくて、ただ単に相談に来て、必要だという方でもわからない方がいますので、ちゃんと申請権はありますよということを、ぜひ周知をしていただきたいというふうに思いますけども、どうでしょうか。

○保険健康部長

当然、窓口にもえた方に対しては、そういうような形でちゃんと制度を説明して受付、申請等をしたいと思っております。

○佐藤委員

先ほど言ったように、先ほどはチェックリストに全部書きますよということをおっしゃいました。私が再度聞いて、申請権の中で介護認定を受けたいという方についてはちゃんと受理をしていく。先ほどの答弁を訂正した形で、それによろしいですよ。

○保険健康部長

窓口にもえた方で申請を希望される方につきましては、当然申請を受け付けます。その辺で迷ってみえる方とか状態がわからないような方につきましてはチェックリストを用いて、あなたは申請したほうがいいんじゃないですかというような形で御相談に乗るような形になるというふうに考えております。

○佐藤委員

ぜひ申請権はきちっと保障してください。

それで、現在でも要支援1、2、その中で訪問介護、通所介護が外されますけれども、要支援の認定を受けても外されるわけですから、そのサービスについて総合支援事業の中で受けるということになりますけども、要支援認定を受けた方たちは、専門的な総合支援事業の中でA、B、Cと3つありますよね。専門的なサービスもありますよね。当然要支援の中で訪問介護と通所介護が必要だということによって要支援認定をされたならば、当然その中で総合支援事業の中で保健師などを含めたそうした対応はしっかりとしてもらえますよね。

○保険健康部長

当然サービスにつきましては、今現在のサービ

スを下回らないような形で考えていきたいと思っておりますし、また、サービスの提供の仕方を多様にするというふうを考えております。

○佐藤委員

それで、その総合事業の中で要支援の方たちは、当然そうやって保障されなければならないと思います。

しかし、今度は総合事業の中で今現在は1割でサービスは受けられます。しかし、今度のこの第6期の場合は、一定所得収入以上は280万円と言われてますけれども、2割負担だと言われてます。しかし、総合事業は市町村が独自に単価設定ができますよね。そのように私は理解していますけど、その中で、現状の1割を例えば収入認定が280万円以下であるとするならば、1割負担以上になっては私はないというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○保険健康部長

その辺につきましては、ちょっとまだ基準ですかね、その辺のところが決まっておりますが、できるだけ今のところでサービスを提供できるような形で考えていきたいというふうに思っております。

○佐藤委員

ぜひそうした点では、1割を超えないと。しかし、かといって総合事業で安上がりにして専門的サービスが後退してはいけないというふうに思います。

それで、もう一点、お聞きしたいわけですが、今現在、介護保険の保険料段階が11段階という形になりますよね。これは今検討中でありませぬけれども、これは今後どのように変わっていくのでしょうか。

○保険健康部長

現在、知立市の場合におきましては11段階になっておりますので、その段階につきましては、今現時点1段階と2段階につきましては、また国のほうの補助金等が入ってきて、そういう形で下がっていくというふうな形になっていくと思っておりますが、この取り扱いにつきましては、今、介護保険

等の審議会で審議をしていただく過程になっておりますので、その段階で考えていきたいと思いますが、この枠組みは維持していきたいというふうには考えております。

○佐藤委員

わかりました。

それと、もう一つお聞きしたいわけですが、ちょっと話が戻るようで大変恐縮ですが、訪問介護と通所介護というものが現在ありますけれども、これに要する要支援にかかる費用はどれぐらいかと。今答えなくてもいいです。私、この資料で計算しましたけれども、私の計算が必ずしも正しいと限りませんので、そうした資料をぜひ提供してください。

それと、もう一点は、11段階でいくか何段階でいくかわかりませぬけれども、今回、年収280万円を1円でも超えると在宅であれ、施設であれ2割負担という形になりますよね。それらの今現在の影響人数と影響額についてお知らせを、ぜひ資料としてお示し願えたらというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

○保険健康部長

先ほどの訪問介護、通所介護の費用の面については、ちょっと内容をお聞きしてから資料が出るものかどうか考えていきたいと思っております。

それと、保険料の2割負担への影響額でございますが、現時点でまだ来年度以降の保険料の額が決まっておりますので、どういう形でいけるのかということも不明確でございますので、今現時点でお示しすることはちょっと難しいのかなというふうに思います。

○佐藤委員

ここでは保険料段階はそれぞれの課税所得に応じて11段階までそれぞれになってますよね。基準以降はそうですね、住民税非課税とかありますので、おおよそ280万円というのは、今現在のどの段階に該当するのか、わかったら教えてください。

○保険健康部長

ちょっと今現時点では、私わかりませぬので、後でお知らせしたいと思っております。

○佐藤委員

それで、今後の日程、スケジュールについて、どのような形で第6期の提案がなされて、提案とどうか、はっきりするのか、その辺はどうでしょうか。その点だけお聞きして終わります。

○保険健康部長

スケジュール表はあったんですけど、今持ってきておりません。

今現在、審議会を始めさせていただいておりますので、ことし中にはある程度の素案ができて、パブリックコメント等々をさせていただいて、3月には条例等の上程という形で考えております。

○佐藤委員

そのスケジュールについても、ちょっとペーパーで私どもにも、確定できない部分もあるのかわかりませんが、ペーパーでぜひお示し願いたいなというふうに思います。

それと、先ほど11段階の中で年収280万円と、これがどこに該当するか、裏の事務方で大体わからないですか、今教えてもらえませんか。

○田中委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後1時57分

---

再開 午後2時07分

○田中委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○保険健康部長

まず、スケジュールでございますが、わかるところで御報告させていただきます。

12月の下旬までには最終案を提出をさせていただきました、1月にパブリックコメントをかけさせていただきました、最終案として3月議会で保険料等の議案等を提示をさせていただく予定でございます。

それとあと、280万円ということでございますが、年金収入で1人で280万円ということでございますので、今現在の保険料の段階でいいますと、大体知立市の今現在の8階層の真ん中の辺あたり以上かなというふうに考えております。

○佐藤委員

いろいろ聞かせていただきましたけれども、とりわけ現在の平成25年度決算ということで、要支援の制度というものが訪問介護、通所介護、これが外れるわけですが、要支援サービスそのものはなくなるわけですが、この要支援のサービスを通じて介護度が悪化しないその動向について、やっぱり把握がないと何のための要支援のサービスなのかということがわからないと。

そして今回、国のほうがそのような形でサービスを外したりいろいろしてくると。国の制度だから仕方ないというこの認識のもとで、そういう制度のもとで事業を進めるといふ姿勢では、やっぱり問題があるのではないかと。やはりそのところは知立市が行っている介護保険事業の中で、その目的に沿ってその検証をしつつ、そうした問題が発生したときに、これが本当に国の言うとおりのことかということについても一定の見識を持った取り組みが必要ではないかと、私はそういう意味合いで、あえてこの質問をさせていただきましたので、ぜひその点についても検証していただきたいなというふうに思います。ぜひよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○保険健康部長

今回、介護保険法の改正で大きな改正になっていくわけでございます。改めて今後、介護保険審議会等の中でもいろいろ御意見が出てくると思いますので、それを踏まえて事業が実施できるようにしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○田中委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終



わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第5号について、挙手により採決します。

認定第5号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、認定第5号 平成25年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第6号 平成25年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第6号について、挙手により採決します。

認定第6号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、認定第6号 平成25年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決

算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第7号 平成25年度知立市水道事業会計決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第7号について、挙手により採決します。

認定第7号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○田中委員長

挙手多数です。したがって、認定第7号 平成25年度知立市水道事業会計決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、予算・決算委員会を閉会します。ありがとうございました。

午後2時13分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証す

るためにここに署名する。

平成 27年 3月 10日

知立市議会予算・決算委員会

委員長 田中 健